六法全書 令和二年版
有効な改正前規定

「有効な改正前規定」について

六法全書では、基準日（令和二年一月一日）までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法全書の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、六法全書に掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法全書では、実際に効力をもっている条文を調べることができなくなってしまいます。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、令和二年四月二日から令和三年三月三一日までに施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、令和三年四月一日以降に施行されるものについては、六法全書本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、令和二年三月二〇日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「令和二・一二・三までに施行」などと表記していますが、施行期日を定める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、六法全書に掲載している条文が効力をもつことになります。

令和二年三月二〇日

有斐閣六法編集室

凡例

〔内容現在〕 令和二年三月二〇日

〔掲載内容〕 六法全書令和二年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。

〔施行期日の範囲〕 令和二年四月二日から令和三年三月三一日まで（令和三年四月一日以降のものは六法全書に注記を加えて掲載した。）

〔掲載の原則〕 該当する条文を条ごとに掲載した。ただし六法全書と同一の部分については（略）などと表記して、項及び号の範囲で省略している。

〔改正法一覧〕 各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。

〔施行日決定一覧〕 六法全書基準日（令和二年一月一日）から同年三月二〇日までに公布された施行期日を定める法令による施行期日を一覧で掲げた。

施行日決定一覧

法令名	施行期日	施行期日を定めた法令
防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成三一・法一九）附則第一条本文	令和一・三・二六	令和一・三・六政三六
道路運送車両法の一部を改正する法律（令和一・法一四）附則第一条本文	令和一・四・一	令和一・一・三一政二〇
戸籍法の一部を改正する法律（令和一・法一七）附則第一条第二号	令和一・五・一	令和一・三・一八政四七
道路交通法の一部を改正する法律（令和一・法二〇）附則第一条本文	令和一・四・一	令和一・一・三一政二〇
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・法六三）附則第一条本文、第二号及び第三号	附則第一条本文につき令和二・九・一（一部規定は令和二・四・二）、同条第二号につき令和三・八・一、同条第三号につき令和四・一・一	令和一・三・一一政三九
港湾法の一部を改正する法律（令和一・法六八）附則第一条本文	令和一・二・一四	令和一・一・一九政一四
刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令（令和一・法務四〇）附則第一条但書	令和一・四・一	令和一・一・三一政二〇

目次

公法

○公職選挙法（昭和二五法一〇〇）……三
○政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六法一〇八）……三
○執行官法（昭和四一法一一）……三
○司法書士法（昭和二五法一九七）……四
○地方自治法（昭和二二法六七）……五
○国家戦略特別区域法（平成二五法一〇七）……六
○行政手続法施行令（平成六政二六五）……七
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五法二七）……七
○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成一二法一二七）……八
○所得税法（昭和四〇法三三）……八
○法人税法（昭和四〇法三四）……九
○酒税法（昭和二八法六）……一〇
○印紙税法（昭和四二法二三）……一〇
○登録免許税法（昭和四二法三五）……一〇
○租税特別措置法（昭和三二法二六）……一一
○地方税法（昭和二五法二二六）……一五
○土地家屋調査士法（昭和二五法二八）……一七
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四八法一一七）……一八
○動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四八法一〇五）……一八

民事法

○宗教法人法（昭和二六法一二六）……二〇
○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成一八法四八）……二一
○信託法（平成一八法一〇八）……二一
○戸籍法（昭和二三法二二四）……二一
○外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律（明治三一法一四）……二一
○会社法（平成一七法八六）……二一
○商業登記法（昭和三八法一二五）……二二

刑事法

○犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成一九法二二）……二四
○麻薬及び向精神薬取締法（昭和二八法一四）……二四

社会法

○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四七法一一三）……二五
○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六一労一）……二五
○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三法七六）……二六
○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三労二五）……二七
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二七法六四）……二八
○短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五法七六）……二九
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四一法一三二）……二九
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六〇法八八）……三〇
○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三五法一二三）……三〇
○健康保険法（大正一一法七〇）……三一
○国民健康保険法（昭和三三法一九二）……三一
○社会保険労務士法（昭和四三法八九）……三一
○生活保護法（昭和二五法一四四）……三二
○高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五七法八〇）……三二
○介護保険法（平成九法一二三）……三三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三五法一四五）……三三
○臨床研究法（平成二九法一六）……三九
○薬剤師法（昭和三五法一四六）……三九

産業法

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二二法五四）……四〇
○有限責任事業組合契約に関する法律（平成一七法四〇）……四四
○投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成一〇法九〇）……四四
○中小企業等協同組合法（昭和二四法一八一）……四四
○食品衛生法（昭和二二法二三三）……四五
○銀行法（昭和五六法五九）……四七
○金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成一〇法一〇八）……四七
○保険業法（平成七法一〇五）……四七
○資金決済に関する法律（平成二一法五九）……四八
○金融商品取引法（昭和二三法二五）……五〇
○投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二六法一九八）……五五
○金融商品の販売等に関する法律（平成一二法一〇一）……五五
○外国為替及び外国貿易法（昭和二四法二二八）……五六
○商品先物取引法（昭和二五法二三九）……五九
○建設業法（昭和二四法一〇〇）……五九
○宅地建物取引業法（昭和一七法一七六）……六一
○農業協同組合法（昭和二二法一三二）……六一
○農薬取締法（昭和二三法八二）……六二
○漁業法（昭和二四法二六七）……六三
○水産資源保護法（昭和二六法三一三）……七三
○道路運送車両法（昭和二六法一八五）……七五
○航空法（昭和二七法二三一）……七五
○電気通信事業法（昭和五九法八六）……七六
○特許法（昭和三四法一二一）……七七
○実用新案法（昭和三四法一二三）……七七
○意匠法（昭和三四法一二五）……七七
○商標法（昭和三四法一二七）……七八

○公職選挙法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三〇・一二・一四法九五）附則七六条（令和二・一二・一三までに施行）

附則（平成二七・六・一九法四三）

（選挙犯罪等についての少年法の特例）

第五条① 家庭裁判所は、当分の間、少年法（昭和二三年法律第百六十八号）第二十条第一項の規定にかかわらず、年齢満十八年以上満二十年未満の者が犯した公職選挙法第二百四十七条の罪若しくは同法第二百五十一条の二第一項各号（中略）に掲げる者と認める者であって年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した同項（中略）に規定する罪、公職選挙法第二百五十一条の三第一項（中略）に規定する罪、公職選挙法第二百五十一条の三第一項の組織的選挙運動管理者等と認める者であって年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した同項に規定する罪若しくは同法第三百五十一条の四第一項各号に掲げる者と認める者であって年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した同項（次項及び第三項において「連座制に係る事件」という。）について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法第二十条第一項の決定をしなければならない。この場合においては、同条第二項ただし書の規定を準用する。

②―④（略）

○政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一一法七一）本則五〇条（令和三・三・一〇までに施行）

（商業登記法の準用）

第一五条の三 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条の三、第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条（第三項を除く。）、第十八条、第十九条の二、第二十条第一項及び第二項、第十一条から第二十三条の二まで、第二十四条、第十三号、第十五号及び第十六号を除く。）、第二十六条、第四十七条第一項、第五十一条から第五十三条まで、第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条から第百四十八条までの規定は、法人である政党等に関する登記について準用する。この場合において、同法第一条の三及び第二十四条第一号中「営業所」とあり、並びに同法第十七条第二項第一号、第五十一条第一項及び第五十三条中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第十七条第二項第一号、第二十一条第一項及び第二十四条第十四号中「商号」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

○執行官法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・特許法等の一部を改正する法律（令和一・五・一七法三一）附則五条（令和二・一一・一六までに施行）

（手数料を受ける場合）

第八条① （柱書略）

一・一の一（略）

一の三（改正により追加）

二―二十二（略）

② （柱書略）

一 送達又は前項第一号の二の現況の調査を行うべき場所に臨んだ場合において、執行官の責めに帰することができない事由によつて送達又は同号の現況の調査を実施することができなかつたとき。

二（略）

○司法書士法

有効な改正前規定（司法書士法）

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和一・六・一二法二九）本則一条（令和二・一二・一一までに施行）

（目的）

第一条 この法律は、司法書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、登記、供託及び訴訟等に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もつて国民の権利の保護に寄与することを目的とする。

（業務を行い得ない事件）

第二条① （略）

② 司法書士は、次に掲げる事件については、第三条第一項第四号及び第五号（第四号に関する部分に限る。）に規定する業務（以下「裁判書類作成関係業務」という。）を行つてはならない。

一 （略）

二 司法書士法人（第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行うことを目的として、第五章の定めるところにより、司法書士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。）の社員又は使用人である司法書士としてその業務に従事していた期間内に、当該司法書士法人が相手方の依頼を受けて前号に規定する業務を行つた事件であつて、自らこれに関与したもの

三 （略）

③④ （略）

（設立の手続）

第三条① 司法書士法人を設立するには、その社員となろうとする司法書士が、共同して定款を定めなければならない。

②③ （略）

（解散）

第四四条① （柱書略）

一―六 （略）

七 （改正により追加）

② 司法書士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が二人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。（改正により削られた）

③ 司法書士法人は、第一項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の司法書士会を経由して法務局に届け出なければならない。（改正後の②）

④ （略、改正後の③）

新**第四四条の二** （改正により追加）

第四四条の二―第四四条の四 （略、改正後の**第四四条の三―第四四条の五**）

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等）

第四六条① （略）

② 司法書士法人について準用する。

③ 会社法第六百十四条、第六百五十条から第六百五十九条まで、第六百六十条から第六百六十二条まで、第六百六十三条から第六百六十八条まで、第六百六十九条、第六百七十条、第六百七十一条、第六百七十二条から第六百七十四条まで、第六百七十五条から第六百七十九条まで、第六百八十条、第六百八十一条、第六百八十二条から第六百八十四条、第六百八十六条から第六百八十八条まで、第六百八十九条、第六百九十条、第六百九十一条、第六百九十二条、第六百九十四条（第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条、第六百六十三条から第六百六十五条まで、第六百六十七条、第六百六十八条から第六百七十三条まで、第六百七十五条から第六百七十九条まで、第六百八十一条、第六百八十二条から第六百八十四条、第六百八十六条から第六百八十八条まで、第六百八十九条、第六百九十条、第六百九十一条、第六百九十二条、第六百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十一条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十五条まで、第六百六十七条、第六百六十八条から第六百七十三条まで、第六百七十五条から第六百七十九条まで、第六百八十一条、第六百八十二条から第六百八十四条、第六百八十六条から第六百八十八条まで、第六百八十九条、第六百九十条、第六百九十一条、第六百九十二条、第六百九十四条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、司法書士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第八百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「司法書士法第四十四条第一項第四号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「司法書士法第四十四条第一項第五号又は第七号」とあるのは「第三項」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百七十九条中「第六百四十一号から第三号まで」とあるのは「司法書士法第四十四条第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十九条第一項一号一とあるのは「司法書士法第四十五条の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十二条第一項中「第九百八十条」とあるのは「司法書士法第三十八条」と読み替えるものとする。

④―⑦ （略）

（司法書士に対する懲戒）

第四七条 司法書士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、当該司法書士に対し、次に掲げる処分をすることができる。

一―三 （略）

（司法書士法人に対する懲戒）

第四八条① 司法書士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、当該司法書士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。

一―三 （略）

② 司法書士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その従たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長（前項に規定するものの長を除く。）は、当該司法書士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。ただし、当該違反が当該従たる事務所に関するものであるときに限る。

一 戒告

二 当該法務局又は地方法務局の管轄区域内にある当該司法書士法人の事務所についての二年以内の業務の全部又は一部の停止

（懲戒の手続）

第四九条① 何人も、司法書士又は司法書士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、当該司法書士又は当該司法書士法人の事務所の所地を管轄する法務局又は地方法務局の長に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。

② 前項の規定による通知があつたときは、同項の法務局又は地方法務局の長は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。

③ 法務局又は地方法務局の長は、第四十七条第二号又は前条第一項第二号若しくは第二項第二号の処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

④⑤ （略）

（登録取消しの制限等）

第五〇条① 法務局又は地方法務局の長は、司法書士に対して第四十七条第二号又は第三号に掲げる処分をしようとするときにおいては、行政手続法第十五条第一項の通知を発送し、又は同条第三項前段の掲示をした後直ちに日本司法書士会連合会にその旨を通告しなければならない。

② 日本司法書士会連合会は、司法書士について前項の通告を受けた場合においては、法務局又は地方法務局の長から第四十七条第二号又は第三号に掲げる処分の手続が結了した旨の通知を受けるまでは、当該司法書士について第十五条第一項又は第十六条第一項各号の規定による登録の取消しをすることができない。

第五〇条の二 （改正により追加）

（懲戒処分の公告）

第五一条 法務局又は地方法務局の長は、第四十七条又は第四十八条の規定により処分をしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

（法務局等の長に対する報告義務）

第六〇条 司法書士会は、所属の会員が、この法律又はこの法律に基づく命令に違反すると思料するときは、その旨を、その司法書士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に報告しなければならない。

（司法書士及び司法書士法人に関する規定の準用）

第七〇条 第二十一条の規定は協会の業務について、第四十八条、第四十九条及び第五十一条の規定は協会に対する懲戒について、それぞれ準用する。

第十四

第七一条の二 （改正により追加）

○地方自治法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三〇・一二・一四**法九五**）附則一七条（令和二・一二・一三までに施行）

・肥料取締法の一部を改正する法律（令和二・一二・四**法六二**）附則一条（令和二・一二・三までに施行）

・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二・一二・四**法六三**）附則一五条（令和二・九・一施行）

別表第一　第一号法定受託事務（第二条関係）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の項	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一　第六十五条第一項、第七項及び第六十七条第一項、第七項及び第六十八条第一項並びに第六十九条第一項、第七項及び第七十条第一項、第七項及び第七十一条第一項、第七項及び第七十二条第一項、第七項及び第七十三条第一項、第七項及び第七十四条第一項、第七項及び第七十五条第一項、第七項及び第七十六条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務 二　第六十七条第三項、第四項、第九項及び第十一項、第十二条、第百三十四条第一項及び第三項、同条第四項において準用する第百十九条第六項、第八項及び第十一項並びに第百三十七条の二の規定により都道府県が処理することとされている事務（第五十二条第一項に規定する指定漁業若しくは第六十五条第一項若しくは第二項の規定に基づく農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業又は同条第一項若しくは第六十六条第一項の規定に基づく規則若しくは第六十六条第一項の規定により都道府県知事の許可その他の処分を要する漁業に関するものに限る。）

肥料取締法（昭和二十五年法律第百三十七号）の項（改正後の肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）の項）

肥料取締法（昭和二十	（柱書略） 一　第四条第一項及び第二項、第六条第一

有効な改正前規定（地方自治法）

五年法律第百二十七号）	項、第七条第一項、第十条、第十一条第四項、第十三条、第十五条、第十六条第一項、第二条、第二十九条第一項並びに第三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務 二―五　（略）
水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）の項	第四条第一項、第二項、第七項及び第八項並びに第三十条の規定により都道府県が処理することとされている事務
海岸法（昭和三十一年法律第百一号）の項	一　（柱書略） イ　第一条第一項及び第二項、第二条の三、第三条第一項、第二項及び第四項、第四条第一項、第五条第一項から第五項、第六条第一項、第七条第一項及び第八項、第十条第一項、第十一条第一項、第十五条第一項、第十八条第一項、第二十条第一項、第四項、第九項及び第七項、第十条第八項において準用する第十二条の二第二項及び第四項、第十九条第一項、第二十条第一項及び第四項、第二十条第一項から第二項まで、同条第二十一項から第二十四項まで、同条第四項及び第五項、第二十一条第一項、第二項及び第四項、第二十二条第一項から第三項まで、同条第二十二項及び第三項、第二十三条第一項、第二項及び第四項、第二十四条第一項、第二項及び第四項、第二十五条第一項、第二項及び第四項、第二十六条第一項、第二項及び第四項、第二十七条第一項、第二項及び第四項、第二十八条第一項、第二項及び第四項、第二十九条第一項、第二項及び第四項、第三十条第一項、第二項及び第四項、第三十一条第一項、第二項及び第四項、第三十二条第一項、第二項及び第四項、第三十三条第一項、第二項及び第四項、第三十四条第一項、第二項及び第四項、第三十五条第一項、第二項及び第四項、第三十六条第一項、第二項及び第四項、第三十七条第一項、第二項及び第四項、第三十八条第一項、第二項及び第四項、第三十九条第一項、第二項及び第四項、第四十条第一項、第二項及び第四項、第四十一条第一項、第二項及び第四項、第四十二条第一項、第二項及び第四項、第四十三条第一項、第二項及び第四項、第四十四条第一項、第二項及び第四項、第四十五条第一項、第二項及び第四項、第四十六条第一項、第二項及び第四項、第四十七条第一項、第二項及び第四項、第四十八条第一項、第二項及び第四項、第四十九条第一項、第二項及び第四項、第五十条第一項、第二項及び第四項、第五十一条第一項、第二項及び第四項、第五十二条第一項、第二項及び第四項、第五十三条第一項、第二項及び第四項、第五十四条第一項、第二項及び第四項、第五十五条第一項、第二項及び第四項、第五十六条第一項、第二項及び第四項、第五十七条第一項、第二項及び第四項、第五十八条第一項、第二項及び第四項、第五十九条第一項、第二項及び第四項、第六十条第一項、第二項及び第四項、第六十一条第一項、第二項及び第四項、第六十二条第一項、第二項及び第四項、第六十三条第一項、第二項及び第四項、第六十四条第一項、第二項及び第四項、第六十五条第一項、第二項及び第四項、第六十六条第一項、第二項及び第四項、第六十七条第一項、第二項及び第四項、第六十八条第一項、第二項及び第四項、第六十九条第一項、第二項及び第四項、第七十条第一項、第二項及び第四項、第七十一条第一項、第二項及び第四項、第七十二条第一項、第二項及び第四項、第七十三条第一項、第二項及び第四項、第七十四条第一項、第二項及び第四項、第七十五条第一項、第二項及び第四項、第七十六条第一項、第二項及び第四項、第七十七条第一項、第二項及び第四項、第七十八条第一項、第二項及び第四項、第七十九条第一項、第二項及び第四項、第八十条第一項、第二項及び第四項、第八十一条第一項、第二項及び第四項、第八十二条第一項、第二項及び第四項、第八十三条第一項、第二項及び第四項、第八十四条第一項、第二項及び第四項、第八十五条第一項、第二項及び第四項、第八十六条第一項、第二項及び第四項、第八十七条第一項、第二項及び第四項、第八十八条第一項、第二項及び第四項、第八十九条第一項、第二項及び第四項、第九十条第一項、第二項及び第四項、第九十一条第一項、第二項及び第四項、第九十二条第一項、第二項及び第四項、第九十三条第一項、第二項及び第四項、第九十四条第一項、第二項及び第四項、第九十五条第一項、第二項及び第四項、第九十六条第一項、第二項及び第四項、第九十七条第一項、第二項及び第四項、第九十八条第一項、第二項及び第四項、第九十九条第一項、第二項及び第四項、第百条第一項、第二項及び第四項、第百一条第一項、第二項及び第四項、第百二条第一項、第二項及び第四項、第百三条第一項、第二項及び第四項、第百四条第一項、第二項及び第四項、第百五条第一項、第二項及び第四項、第百六条第一項、第二項及び第四項、第百七条第一項、第二項及び第四項、第百八条第一項、第二項及び第四項、第百九条第一項、第二項及び第四項、第百十条第一項、第二項及び第四項、第百十一条第一項、第二項及び第四項、第百十二条第一項、第二項及び第四項、第百十三条第一項、第二項及び第四項、第百十四条第一項、第二項及び第四項、第百十五条第一項、第二項及び第四項、第百十六条第一項、第二項及び第四項、第百十七条第一項、第二項及び第四項、第百十八条第一項、第二項及び第四項、第百十九条第一項、第二項及び第四項、第百二十条第一項、第二項及び第四項、第百二十一条第一項、第二項及び第四項、第百二十二条第一項、第二項及び第四項、第百二十三条第一項、第二項及び第四項、第百二十四条第一項、第二項及び第四項、第百二十五条第一項、第二項及び第四項、第百二十六条第一項、第二項及び第四項、第百二十七条第一項、第二項及び第四項、第百二十八条第一項、第二項及び第四項、第百二十九条第一項、第二項及び第四項、第百三十条第一項、第二項及び第四項、第百三十一条第一項、第二項及び第四項、第百三十二条第一項、第二項及び第四項、第百三十三条第一項、第二項及び第四項、第百三十四条第一項、第二項及び第四項、第百三十五条第一項、第二項及び第四項、第百三十六条第一項、第二項及び第四項、第百三十七条第一項、第二項及び第四項、第百三十八条第一項、第二項及び第四項、第百三十九条第一項、第二項及び第四項、第百四十条第一項、第二項及び第四項、第百四十一条第一項、第二項及び第四項、第百四十二条第一項、第二項及び第四項、第百四十三条第一項、第二項及び第四項、第百四十四条第一項、第二項及び第四項、第百四十五条第一項、第二項及び第四項、第百四十六条第一項、第二項及び第四項、第百四十七条第一項、第二項及び第四項、第百四十八条第一項、第二項及び第四項、第百四十九条第一項、第二項及び第四項、第百五十条第一項、第二項及び第四項、第百五十一条第一項、第二項及び第四項、第百五十二条第一項、第二項及び第四項、第百五十三条第一項、第二項及び第四項、第百五十四条第一項、第二項及び第四項、第百五十五条第一項、第二項及び第四項、第百五十六条第一項、第二項及び第四項、第百五十七条第一項、第二項及び第四項、第百五十八条第一項、第二項及び第四項、第百五十九条第一項、第二項及び第四項、第百六十条第一項、第二項及び第四項、第百六十一条第一項、第二項及び第四項、第百六十二条第一項、第二項及び第四項、第百六十三条第一項、第二項及び第四項、第百六十四条第一項、第二項及び第四項、第百六十五条第一項、第二項及び第四項、第百六十六条第一項、第二項及び第四項、第百六十七条第一項、第二項及び第四項、第百六十八条第一項、第二項及び第四項、第百六十九条第一項、第二項及び第四項、第百七十条第一項、第二項及び第四項、第百七十一条第一項、第二項及び第四項、第百七十二条第一項、第二項及び第四項、第百七十三条第一項、第二項及び第四項、第百七十四条第一項、第二項及び第四項、第百七十五条第一項、第二項及び第四項、第百七十六条第一項、第二項及び第四項、第百七十七条第一項、第二項及び第四項、第百七十八条第一項、第二項及び第四項、第百七十九条第一項、第二項及び第四項、第百八十条第一項、第二項及び第四項、第百八十一条第一項、第二項及び第四項、第百八十二条第一項、第二項及び第四項、第百八十三条第一項、第二項及び第四項、第百八十四条第一項、第二項及び第四項、第百八十五条第一項、第二項及び第四項、第百八十六条第一項、第二項及び第四項、第百八十七条第一項、第二項及び第四項、第百八十八条第一項、第二項及び第四項、第百八十九条第一項、第二項及び第四項、第百九十条第一項、第二項及び第四項、第百九十一条第一項、第二項及び第四項、第百九十二条第一項、第二項及び第四項、第百九十三条第一項、第二項及び第四項、第百九十四条第一項、第二項及び第四項、第百九十五条第一項、第二項及び第四項、第百九十六条第一項、第二項及び第四項、第百九十七条第一項、第二項及び第四項、第百九十八条第一項、第二項及び第四項、第百九十九条第一項、第二項及び第四項、第二百条第一項、第二項及び第四項、第二百一条第一項、第二項及び第四項、第二百二条第一項、第二項及び第四項、第二百三条第一項、第二項及び第四項、第二百四条第一項、第二項及び第四項、第二百五条第一項、第二項及び第四項、第二百六条第一項、第二項及び第四項、第二百七条第一項、第二項及び第四項、第二百八条第一項、第二項及び第四項、第二百九条第一項、第二項及び第四項、第二百十条第一項、第二項及び第四項、第二百十一条第一項、第二項及び第四項、第二百十二条第一項、第二項及び第四項、第二百十三条第一項、第二項及び第四項、第二百十四条第一項、第二項及び第四項、第二百十五条第一項、第二項及び第四項、第二百十六条第一項、第二項及び第四項、第二百十七条第一項、第二項及び第四項、第二百十八条第一項、第二項及び第四項、第二百十九条第一項、第二項及び第四項、第二百二十条第一項、第二項及び第四項、第二百二十一条第一項、第二項及び第四項、第二百二十二条第一項、第二項及び第四項、第二百二十三条第一項、第二項及び第四項、第二百二十四条第一項、第二項及び第四項、第二百二十五条第一項、第二項及び第四項、第二百二十六条第一項、第二項及び第四項、第二百二十七条第一項、第二項及び第四項、第二百二十八条第一項、第二項及び第四項、第二百二十九条第一項、第二項及び第四項、第二百三十条第一項、第二項及び第四項、第二百三十一条第一項、第二項及び第四項、第二百三十二条第一項、第二項及び第四項、第二百三十三条第一項、第二項及び第四項、第二百三十四条第一項、第二項及び第四項、第二百三十五条第一項、第二項及び第四項、第二百三十六条第一項、第二項及び第四項、第二百三十七条第一項、第二項及び第四項、第二百三十八条第一項、第二項及び第四項、第二百三十九条第一項、第二項及び第四項、第二百四十条第一項、第二項及び第四項、第二百四十一条第一項、第二項及び第四項、第二百四十二条第一項、第二項及び第四項、第二百四十三条第一項、第二項及び第四項、第二百四十四条第一項、第二項及び第四項、第二百四十五条第一項、第二項及び第四項、第二百四十六条第一項、第二項及び第四項、第二百四十七条第一項、第二項及び第四項、第二百四十八条第一項、第二項及び第四項、第二百四十九条第一項、第二項及び第四項、第二百五十条第一項、第二項及び第四項、第二百五十一条第一項、第二項及び第四項、第二百五十二条第一項、第二項及び第四項、第二百五十三条第一項、第二項及び第四項、第二百五十四条第一項、第二項及び第四項、第二百五十五条第一項、第二項及び第四項、第二百五十六条第一項、第二項及び第四項、第二百五十七条第一項、第二項及び第四項、第二百五十八条第一項、第二項及び第四項、第二百五十九条第一項、第二項及び第四項、第二百六十条第一項、第二項及び第四項、第二百六十一条第一項、第二項及び第四項、第二百六十二条第一項、第二項及び第四項、第二百六十三条第一項、第二項及び第四項、第二百六十四条第一項、第二項及び第四項、第二百六十五条第一項、第二項及び第四項、第二百六十六条第一項、第二項及び第四項、第二百六十七条第一項、第二項及び第四項、第二百六十八条第一項、第二項及び第四項、第二百六十九条第一項、第二項及び第四項、第二百七十条第一項、第二項及び第四項、第二百七十一条第一項、第二項及び第四項、第二百七十二条第一項、第二項及び第四項、第二百七十三条第一項、第二項及び第四項、第二百七十四条第一項、第二項及び第四項、第二百七十五条第一項、第二項及び第四項、第二百七十六条第一項、第二項及び第四項、第二百七十七条第一項、第二項及び第四項、第二百七十八条第一項、第二項及び第四項、第二百七十九条第一項、第二項及び第四項、第二百八十条第一項、第二項及び第四項、第二百八十一条第一項、第二項及び第四項、第二百八十二条第一項、第二項及び第四項、第二百八十三条第一項、第二項及び第四項、第二百八十四条第一項、第二項及び第四項、第二百八十五条第一項、第二項及び第四項、第二百八十六条第一項、第二項及び第四項、第二百八十七条第一項、第二項及び第四項、第二百八十八条第一項、第二項及び第四項、第二百八十九条第一項、第二項及び第四項、第二百九十条第一項、第二項及び第四項、第二百九十一条第一項、第二項及び第四項、第二百九十二条第一項、第二項及び第四項、第二百九十三条第一項、第二項及び第四項、第二百九十四条第一項、第二項及び第四項、第二百九十五条第一項、第二項及び第四項、第二百九十六条第一項、第二項及び第四項、第二百九十七条第一項、第二項及び第四項、第二百九十八条第一項、第二項及び第四項、第二百九十九条第一項、第二項及び第四項、第三百条第一項、第二項及び第四項、第三百一条第一項、第二項及び第四項、第三百二条第一項、第二項及び第四項、第三百三条第一項、第二項及び第四項、第三百四条第一項、第二項及び第四項、第三百五条第一項、第二項及び第四項、第三百六条第一項、第二項及び第四項、第三百七条第一項、第二項及び第四項、第三百八条第一項、第二項及び第四項、第三百九条第一項、第二項及び第四項、第三百十条第一項、第二項及び第四項、第三百十一条第一項、第二項及び第四項、第三百十二条第一項、第二項及び第四項、第三百十三条第一項、第二項及び第四項、第三百十四条第一項、第二項及び第四項、第三百十五条第一項、第二項及び第四項、第三百十六条第一項、第二項及び第四項、第三百十七条第一項、第二項及び第四項、第三百十八条第一項、第二項及び第四項、第三百十九条第一項、第二項及び第四項、第三百二十条第一項、第二項及び第四項、第三百二十一条第一項、第二項及び第四項、第三百二十二条第一項、第二項及び第四項、第三百二十三条第一項、第二項及び第四項、第三百二十四条第一項、第二項及び第四項、第三百二十五条第一項、第二項及び第四項、第三百二十六条第一項、第二項及び第四項、第三百二十七条第一項、第二項及び第四項、第三百二十八条第一項、第二項及び第四項、第三百二十九条第一項、第二項及び第四項、第三百三十条第一項、第二項及び第四項、第三百三十一条第一項、第二項及び第四項、第三百三十二条第一項、第二項及び第四項、第三百三十三条第一項、第二項及び第四項、第三百三十四条第一項、第二項及び第四項、第三百三十五条第一項、第二項及び第四項、第三百三十六条第一項、第二項及び第四項、第三百三十七条第一項、第二項及び第四項、第三百三十八条第一項、第二項及び第四項、第三百三十九条第一項、第二項及び第四項、第三百四十条第一項、第二項及び第四項、第三百四十一条第一項、第二項及び第四項、第三百四十二条第一項、第二項及び第四項、第三百四十三条第一項、第二項及び第四項、第三百四十四条第一項、第二項及び第四項、第三百四十五条第一項、第二項及び第四項、第三百四十六条第一項、第二項及び第四項、第三百四十七条第一項、第二項及び第四項、第三百四十八条第一項、第二項及び第四項、第三百四十九条第一項、第二項及び第四項、第三百五十条第一項、第二項及び第四項、第三百五十一条第一項、第二項及び第四項、第三百五十二条第一項、第二項及び第四項、第三百五十三条第一項、第二項及び第四項、第三百五十四条第一項、第二項及び第四項、第三百五十五条第一項、第二項及び第四項、第三百五十六条第一項、第二項及び第四項、第三百五十七条第一項、第二項及び第四項、第三百五十八条第一項、第二項及び第四項、第三百五十九条第一項、第二項及び第四項、第三百六十条第一項、第二項及び第四項、第三百六十一条第一項、第二項及び第四項、第三百六十二条第一項、第二項及び第四項、第三百六十三条第一項、第二項及び第四項、第三百六十四条第一項、第二項及び第四項、第三百六十五条第一項、第二項及び第四項、第三百六十六条第一項、第二項及び第四項、第三百六十七条第一項、第二項及び第四項、第三百六十八条第一項、第二項及び第四項、第三百六十九条第一項、第二項及び第四項、第三百七十条第一項、第二項及び第四項、第三百七十一条第一項、第二項及び第四項、第三百七十二条第一項、第二項及び第四項、第三百七十三条第一項、第二項及び第四項、第三百七十四条第一項、第二項及び第四項、第三百七十五条第一項、第二項及び第四項、第三百七十六条第一項、第二項及び第四項、第三百七十七条第一項、第二項及び第四項、第三百七十八条第一項、第二項及び第四項、第三百七十九条第一項、第二項及び第四項、第三百八十条第一項、第二項及び第四項、第三百八十一条第一項、第二項及び第四項、第三百八十二条第一項、第二項及び第四項、第三百八十三条第一項、第二項及び第四項、第三百八十四条第一項、第二項及び第四項、第三百八十五条第一項、第二項及び第四項、第三百八十六条第一項、第二項及び第四項、第三百八十七条第一項、第二項及び第四項、第三百八十八条第一項、第二項及び第四項、第三百八十九条第一項、第二項及び第四項、第三百九十条第一項、第二項及び第四項、第三百九十一条第一項、第二項及び第四項、第三百九十二条第一項、第二項及び第四項、第三百九十三条第一項、第二項及び第四項、第三百九十四条第一項、第二項及び第四項、第三百九十五条第一項、第二項及び第四項、第三百九十六条第一項、第二項及び第四項、第三百九十七条第一項、第二項及び第四項、第三百九十八条第一項、第二項及び第四項、第三百九十九条第一項、第二項及び第四項、第四百条第一項、第二項及び第四項、第四百一条第一項、第二項及び第四項、第四百二条第一項、第二項及び第四項、第四百三条第一項、第二項及び第四項、第四百四条第一項、第二項及び第四項、第四百五条第一項、第二項及び第四項、第四百六条第一項、第二項及び第四項、第四百七条第一項、第二項及び第四項、第四百八条第一項、第二項及び第四項、第四百九条第一項、第二項及び第四項、第四百十条第一項、第二項及び第四項、第四百十一条第一項、第二項及び第四項、第四百十二条第一項、第二項及び第四項、第四百十三条第一項、第二項及び第四項、第四百十四条第一項、第二項及び第四項、第四百十五条第一項、第二項及び第四項、第四百十六条第一項、第二項及び第四項、第四百十七条第一項、第二項及び第四項、第四百十八条第一項、第二項及び第四項、第四百十九条第一項、第二項及び第四項、第四百二十条第一項、第二項及び第四項、第四百二十一条第一項、第二項及び第四項、第四百二十二条第一項、第二項及び第四項、第四百二十三条第一項、第二項及び第四項、第四百二十四条第一項、第二項及び第四項、第四百二十五条第一項、第二項及び第四項、第四百二十六条第一項、第二項及び第四項、第四百二十七条第一項、第二項及び第四項、第四百二十八条第一項、第二項及び第四項、第四百二十九条第一項、第二項及び第四項、第四百三十条第一項、第二項及び第四項、第四百三十一条第一項、第二項及び第四項、第四百三十二条第一項、第二項及び第四項、第四百三十三条第一項、第二項及び第四項、第四百三十四条第一項、第二項及び第四項、第四百三十五条第一項、第二項及び第四項、第四百三十六条第一項、第二項及び第四項、第四百三十七条第一項、第二項及び第四項、第四百三十八条第一項、第二項及び第四項、第四百三十九条第一項、第二項及び第四項、第四百四十条第一項、第二項及び第四項、第四百四十一条第一項、第二項及び第四項、第四百四十二条第一項、第二項及び第四項、第四百四十三条第一項、第二項及び第四項、第四百四十四条第一項、第二項及び第四項、第四百四十五条第一項、第二項及び第四項、第四百四十六条第一項、第二項及び第四項、第四百四十七条第一項、第二項及び第四項、第四百四十八条第一項、第二項及び第四項、第四百四十九条第一項、第二項及び第四項、第五百条第一項、第二項及び第四項、第五百一条第一項、第二項及び第四項、第五百二条第一項、第二項及び第四項、第五百三条第一項、第二項及び第四項、第五百四条第一項、第二項及び第四項、第五百五条第一項、第二項及び第四項、第五百六条第一項、第二項及び第四項、第五百七条第一項、第二項及び第四項、第五百八条第一項、第二項及び第四項、第五百九条第一項、第二項及び第四項、第五百十条第一項、第二項及び第四項、第五百十一条第一項、第二項及び第四項、第五百十二条第一項、第二項及び第四項、第五百十三条第一項、第二項及び第四項、第五百十四条第一項、第二項及び第四項、第五百十五条第一項、第二項及び第四項、第五百十六条第一項、第二項及び第四項、第五百十七条第一項、第二項及び第四項、第五百十八条第一項、第二項及び第四項、第五百十九条第一項、第二項及び第四項、第五百二十条第一項、第二項及び第四項、第五百二十一条第一項、第二項及び第四項、第五百二十二条第一項、第二項及び第四項、第五百二十三条第一項、第二項及び第四項、第五百二十四条第一項、第二項及び第四項、第五百二十五条第一項、第二項及び第四項、第五百二十六条第一項、第二項及び第四項、第五百二十七条第一項、第二項及び第四項、第五百二十八条第一項、第二項及び第四項、第五百二十九条第一項、第二項及び第四項、第五百三十条第一項、第二項及び第四項、第五百三十一条第一項、第二項及び第四項、第五百三十二条第一項、第二項及び第四項、第五百三十三条第一項、第二項及び第四項、第五百三十四条第一項、第二項及び第四項、第五百三十五条第一項、第二項及び第四項、第五百三十六条第一項、第二項及び第四項、第五百三十七条第一項、第二項及び第四項、第五百三十八条第一項、第二項及び第四項、第五百三十九条第一項、第二項及び第四項、第五百四十条第一項、第二項及び第四項、第五百四十一条第一項、第二項及び第四項、第五百四十二条第一項、第二項及び第四項、第五百四十三条第一項、第二項及び第四項、第五百四十四条第一項、第二項及び第四項、第五百四十五条第一項、第二項及び第四項、第五百四十六条第一項、第二項及び第四項、第五百四十七条第一項、第二項及び第四項、第五百四十八条第一項、第二項及び第四項、第五百四十九条第一項、第二項及び第四項、第五百五十条第一項、第二項及び第四項、第五百五十一条第一項、第二項及び第四項、第五百五十二条第一項、第二項及び第四項、第五百五十三条第一項、第二項及び第四項、第五百五十四条第一項、第二項及び第四項、第五百五十五条第一項、第二項及び第四項、第五百五十六条第一項、第二項及び第四項、第五百五十七条第一項、第二項及び第四項、第五百五十八条第一項、第二項及び第四項、第五百五十九条第一項、第二項及び第四項、第六百条第一項、第二項及び第四項、第六百一条第一項、第二項及び第四項、第六百二条第一項、第二項及び第四項、第六百三条第一項、第二項及び第四項、第六百四条第一項、第二項及び第四項、第六百五条第一項、第二項及び第四項、第六百六条第一項、第二項及び第四項、第六百七条第一項、第二項及び第四項、第六百八条第一項、第二項及び第四項、第六百九条第一項、第二項及び第四項、第六百十条第一項、第二項及び第四項、第六百十一条第一項、第二項及び第四項、第六百十二条第一項、第二項及び第四項、第六百十三条第一項、第二項及び第四項、第六百十四条第一項、第二項及び第四項、第六百十五条第一項、第二項及び第四項、第六百十六条第一項、第二項及び第四項、第六百十七条第一項、第二項及び第四項、第六百十八条第一項、第二項及び第四項、第六百十九条第一項、第二項及び第四項、第七百条第一項、第二項及び第四項、第七百一条第一項、第二項及び第四項、第七百二条第一項、第二項及び第四項、第七百三条第一項、第二項及び第四項、第七百四条第一項、第二項及び第四項、第七百五条第一項、第二項及び第四項、第七百六条第一項、第二項及び第四項、第七百七条第一項、第二項及び第四項、第七百八条第一項、第二項及び第四項、第七百九条第一項、第二項及び第四項、第七百十条第一項、第二項及び第四項、第七百十一条第一項、第二項及び第四項、第七百十二条第一項、第二項及び第四項、第七百十三条第一項、第二項及び第四項、第七百十四条第一項、第二項及び第四項、第七百十五条第一項、第二項及び第四項、第七百十六条第一項、第二項及び第四項、第七百十七条第一項、第二項及び第四項、第七百十八条第一項、第二項及び第四項、第七百十九条第一項、第二項及び第四項、第八百条第一項、第二項及び第四項、第八百一条第一項、第二項及び第四項、第八百二条第一項、第二項及び第四項、第八百三条第一項、第二項及び第四項、第八百四条第一項、第二項及び第四項、第八百五条第一項、第二項及び第四項、第八百六条第一項、第二項及び第四項、第八百七条第一項、第二項及び第四項、第八百八条第一項、第二項及び第四項、第八百九条第一項、第二項及び第四項、第九百条第一項、第二項及び第四項、第九百一条第一項、第二項及び第四項、第九百二条第一項、第二項及び第四項、第九百三条第一項、第二項及び第四項、第九百四条第一項、第二項及び第四項、第九百五条第一項、第二項及び第四項、第九百六条第一項、第二項及び第四項、第九百七条第一項、第二項及び第四項、第九百八条第一項、第二項及び第四項、第九百九条第一項、第二項及び第四項、第九百十条第一項、第二項及び第四項、第九百十一条第一項、第二項及び第四項、第九百十二条第一項、第二項及び第四項、第九百十三条第一項、第二項及び第四項、第九百十四条第一項、第二項及び第四項、第九百十五条第一項、第二項及び第四項、第九百十六条第一項、第二項及び第四項、第九百十七条第一項、第二項及び第四項、第九百十八条第一項、第二項及び第四項、第九百十九条第一項、第二項及び第四項、第九百二十条第一項、第二項及び第四項、第九百二十一条第一項、第二項及び第四項、第九百二十二条第一項、第二項及び第四項、第九百二十三条第一項、第二項及び第四項、第九百二十四条第一項、第二項及び第四項、第九百二十五条第一項、第二項及び第四項、第九百二十六条第一項、第二項及び第四項、第九百二十七条第一項、第二項及び第四項、第九百二十八条第一項、第二項及び第四項、第九百二十九条第一項、第二項及び第四項、第九百三十条第一項、第二項及び第四項、第九百三十一条第一項、第二項及び第四項、第九百三十二条第一項、第二項及び第四項、第九百三十三条第一項、第二項及び第四項、第九百三十四条第一項、第二項及び第四項、第九百三十五条第一項、第二項及び第四項、第九百三十六条第一項、第二項及び第四項、第九百三十七条第一項、第二項及び第四項、第九百三十八条第一項、第二項及び第四項、第九百三十九条第一項、第二項及び第四項、第九百四十条第一項、第二項及び第四項、第九百四十一条第一項、第二項及び第四項、第九百四十二条第一項、第二項及び第四項、第九百四十三条第一項、第二項及び第四項、第九百四十四条第一項、第二項及び第四項、第九百四十五条第一項、第二項及び第四項、第九百四十六条第一項、第二項及び第四項、第九百四十七条第一項、第二項及び第四項、第九百四十八条第一項、第二項及び第四項、第九百四十九条第一項、第二項及び第四項、第九百五十条第一項、第二項及び第四項、第九百五十一条第一項、第二項及び第四項、第九百五十二条第一項、第二項及び第四項、第九百五十三条第一項、第二項及び第四項、第九百五十四条第一項、第二項及び第四項、第九百五十五条第一項、第二項及び第四項、第九百五十六条第一項、第二項及び第四項、第九百五十七条第一項、第二項及び第四項、第九百五十八条第一項、第二項及び第四項、第九百五十九条第一項、第二項及び第四項、第十百条第一項、第二項及び第四項、第十百一条第一項、第二項及び第四項、第十百二条第一項、第二項及び第四項、第十百三条第一項、第二項及び第四項、第十百四条第一項、第二項及び第四項、第十百五条第一項、第二項及び第四項、第十百六条第一項、第二項及び第四項、第十百七条第一項、第二項及び第四項、第十百八条第一項、第二項及び第四項、第十百九条第一項、第二項及び第四項、第十百十条第一項、第二項及び第四項、第十百十一条第一項、第二項及び第四項、第十百十二条第一項、第二項及び第四項、第十百十三条第一項、第二項及び第四項、第十百十四条第一項、第二項及び第四項、第十百十五条第一項、第二項及び第四項、第十百十六条第一項、第二項及び第四項、第十百十七条第一項、第二項及び第四項、第十百十八条第一項、第二項及び第四項、第十百十九条第一項、第二項及び第四項、第十百二十条第一項、第二項及び第四項、第十百二十一条第一項、第二項及び第四項、第十百二十二条第一項、第二項及び第四項、第十百二十三条第一項、第二項及び第四項、第十百二十四条第一項、第二項及び第四項、第十百二十五条第一項、第二項及び第四項、第十百二十六条第一項、第二項及び第四項、第十百二十七条第一項、第二項及び第四項、第十百二十八条第一項、第二項及び第四項、第十百二十九条第一項、第二項及び第四項、第十百三十条第一項、第二項及び第四項、第十百三十一条第一項、第二項及び第四項、第十百三十二条第一項、第二項及び第四項、第十百三十三条第一項、第二項及び第四項、第十百三十四条第一項、第二項及び第四項、第十百三十五条第一項、第二項及び第四項、第十百三十六条第一項、第二項及び第四項、第十百三十七条第一項、第二項及び第四項、第十百三十八条第一項、第二項及び第四項、第十百三十九条第一項、第二項及び第四項、第十百四十条第一項、第二項及び第四項、第十百四十一条第一項、第二項及び第四項、第十百四十二条第一項、第二項及び第四項、第十百四十三条第一項、第二項及び第四項、第十百四十四条第一項、第二項及び第四項、第十百四十五条第一項、第二項及び第四項、第十百四十六条第一項、第二項及び第四項、第十百四十七条第一項、第二項及び第四項、第十百四十八条第一項、第二項及び第四項、第十百四十九条第一項、第二項及び第四項、第十百五十条第一項、第二項及び第四項、第十百五十一条第一項、第二項及び第四項、第十百五十二条第一項、第二項及び第四項、第十百五十三条第一項、第二項及び第四項、第十百五十四条第一項、第二項及び第四項、第十百五十五条第一項、第二項及び第四項、第十百五十六条第一項、第二項及び第四項、第十百五十七条第一項、第二項及び第四項、第十百五十八条第一項、第二項及び第四項、第十百五十九条第一項、第二項及び第四項、第十百六十条第一項、第二項及び第四項、第十百六十一条第一項、第二項及び第四項、第十百六十二条第一項、第二項及び第四項、第十百六十三条第一項、第二項及び第四項、第十百六十四条第一項、第二項及び第四項、第十百六十五条第一項、第二項及び第四項、第十百六十六条第一項、第二項及び第四項、第十百六十七条第一項、第二項及び第四項、第十百六十八条第一項、第二項及び第四項、第十百六十九条第一項、第二項及び第四項、第十百七十条第一項、第二項及び第四項、第十百七十一条第一項、第二項及び第四項、第十百七十二条第一項、第二項及び第四項、第十百七十三条第一項、第二項及び第四項、第十百七十四条第一項、第二項及び第四項、第十百七十五条第一項、第二項及び第四項、第十百七十六条第一項、第二項及び第四項、第十百七十七条第一項、第二項及び第四項、第十百七十八条第一項、第二項及び第四項、第十百七十九条第一項、第二項及び第四項、第十百八十条第一項、第二項及び第四項、第十百八十一条第一項、第二項及び第四項、第十百八十二条第一項、第二項及び第四項、第十百八十三条第一項、第二項及び第四項、第十百八十四条第一項、第二項及び第四項、第十百八十五条第一項、第二項及び第四項、第十百八十六条第一項、第二項及び第四項、第十百八十七条第一項、第二項及び第四項、第十百八十八条第一項、第二項及び第四項、第十百八十九条第一項、第二項及び第四項、第十百九十条第一項、第二項及び第四項、第十百九十一条第一項、第二項及び第四項、第十百九十二条第一項、第二項及び第四項、第十百九十三条第一項、第二項及び第四項、第十百九十四条第一項、第二項及び第四項、第十百九十五条第一項、第二項及び第四項、第十百九十六条第一項、第二項及び第四項、第十百九十七条第一項、第二項及び第四項、第十百九十八条第一項、第二項及び第四項、第十百九十九条第一項、第二項及び第四項、第二百条第一項、第二項及び第四項、第二百一条第一項、第二項及び第四項、第二百二条第一項、第二項及び第四項、第二百三条第一項、第二項及び第四項、第二百四条第一項、第二項及び第四項、第二百五条第一項、第二項及び第四項、第二百六条第一項、第二項及び第四項、第二百七条第一項、第二項及び第四項、第二百八条第一項、第二項及び第四項、第二百九条第一項、第二項及び第四項、第二百十条第一項、第二項及び第四項、第二百十一条第一項、第二項及び第四項、第二百十二条第一項、第二項及び第四項、第二百十三条第一項、第二項及び第四項、第二百十四条第一項、第二項及び第四項、第二百十五条第一項、第二項及び第四項、第二百十六条第一項、第二項及び第四項、第二百十七条第一項、第二項及び第四項、第二百十八条第一項、第二項及び第四項、第二百十九条第一項、第二項及び第四項、第二百二十条第一項、第二項及び第四項、第二百二十一条第一項、第二項及び第四項、第二百二十二条第一項、第二項及び第四項、第二百二十三条第一項、第二項及び第四項、第二百二十四条第一項、第二項及び第四項、第二百二十五条第一項、第二項及び第四項、第二百二十六条第一項、第二項及び第四項、第二百二十七条第一項、第二項及び第四項、第二百二十八条第一項、第二項及び第四項、第二百二十九条第一項、第二項及び第四項、第二百三十条第一項、第二項及び第四項、第二百三十一条第一項、第二項及び第四項、第二百三十二条第一項、第二項及び第四項、第二百三十三条第一項、第二項及び第四項、第二百三十四条第一項、第二項及び第四項、第二百三十五条第一項、第二項及び第四項、第二百三十六条第一項、第二項及び第四項、第二百三十七条第一項、第二項及び第四項、第二百三十八条第一項、第二項及び第四項、第二百三十九条第一項、第二項及び第四項、第二百四十条第一項、第二項及び第四項、第二百四十一条第一項、第二項及び第四項、第二百四十二条第一項、第二項及び第四項、第二百四十三条第一項、第二項及び第四項、第二百四十四条第一項、第二項及び第四項、第二百四十五条第一項、第二項及び第四項、第二百四十六条第一項、第二項及び第四項、第二百四十七条第一項、第二項及び第四項、第二百四十八条第一項、第二項及び第四項、第二百四十九条第一項、第二項及び第四項、第二百五十条第一項、第二項及び第四項、第二百五十一条第一項、第二項及び第四項、第二百五十二条第一項、第二項及び第四項、第二百五十三条第一項、第二項及び第四項、第二百五十四条第一項、第二項及び第四項、第二百五十五条第一項、第二項及び第四項、第二百五十六条第一項、第二項及び第四項、第二百五十七条第一項、第二項及び第四項、第二百五十八条第一項、第二項及び第四項、第二百五十九条第一項、第二項及び第四項、第三百条第一項、第二項及び第四項、第三百一条第一項、第二項及び第四項、第三百二条第一項、第二項及び第四項、第三百三条第一項、第二項及び第四項、第三百四条第一項、第二項及び第四項、第三百五条第一項、第二項及び第四項、第三百六条第一項、

（改正により削られた）

別表第二（第二号法定受託事務（第三条関係））

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の項	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一　海区漁業調整委員会の委員の選挙又は解職の投票に関し、市町村が処理することとされている事務 二　海区漁業調整委員会選挙人名簿に関し、市町村が処理することとされている事務
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二号法定受託事務（第三条関係）の項	（改正により削られた）

有効な改正前規定（国家戦略特別区域法）

○国家戦略特別区域法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・一二・四法六三）附則三条（令和二・九・一施行）

第二〇条の二　削除

第二〇条の三　略

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例）

第二〇条の五　①　国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業（国家戦略特別区域において、薬局開設者（医薬品医療機器等法第一条の四に規定する薬局開設者をいう。以下この条において同じ）が、その薬局（医薬品医療機器等法第六条に規定する薬局をいう。以下この条において同じ）の所在地の都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下この条において同じ）が管轄する区域内の次項に規定する特定区域に居住する者に対して、特定処方箋（医師又は歯科医師から対面以外の方法による診察に基づいて交付された処方箋をいう。以下この項及び次項において同じ）により調剤された薬剤を販売し、又は授与する場合に、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に薬剤遠隔指導等（テレビ電話装置その他の装置（第十五項において「テレビ電話装置等」という。）を用いて行われる当該薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導をいう。以下この条において同じ。）を行わる事業であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。以下この条及び別表の八の五の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業を行おうとする薬局開設者は、当該国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業を行おうとするその薬局ごとに、その薬局の所在地の都道府県知事の登録を受けることができる。

一―三　略

②―㉓　略

別表（第二条関係）

項	事業	関係条項
一―八の二　略		
八の三	国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業	第二十条の三
八の四―十五　略		

○行政手続法施行令

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和一・二・二六政二一一）本則三条（令和一・六・一施行）

（意見公募手続を実施することを要しない命令等）

第四条①（柱書略）

一～五（略）

新六・七（略、改正後の七・八）

八　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十条第一項、第十一条第一項、第十一条の二第一項及び第十三条第二項の命令等（改正後の九）

九～十一（略、改正後の十～十二）

十二　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号及び第三号から第五号まで、第五条第二項、第二項第二号及び第四項第二号、第六条第一項第一号（同法第十二条第二項、第十六条の二第二項及び第十六条の六第二項において準用する場合を含む）及び第三項、第七条第二項及び第三項（同法第十三条において準用する場合を含む）、第八条第二項及び第三項（同法第十四条第一項において準用する場合を含む）、第九条第一項第一号、第十二条第三項、第十五条第三項第一号、第十六条の二第一項及び第二項、第十六条の五第一項及び第二項、第十六条の八第一項第二号、（同法第十六条の九第一項において準用する場合を含む）、第二項（同法第十六条の九第一項において準用する場合を含む）及び第四項第一号（同法第十六条の九第一項において準用する場合を含む）、第十七条第一項第二号、（同法第十八条第一項において準用する場合を含む）、第三項（同法第十八条第一項において準用する場合を含む）及び第四項第一号（同法第十八条第一項において準用する場合を含む）、第十九条第一項第二号（同法第二十条第一項において準用する場合を含む）及び第三号（同法第二十条第一項において準用する場合を含む）、第二十条第一項（同法第二十条第一項において準用する場合を含む）、第二十三条第一項から第三項まで、第二十五条並びに第二十八条の命令等並びに同法の施行に関する重要事項に係る命令等（改正後の十三）

有効な改正前規定（行政手続法施行令　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）

十三（略、改正後の十四）

②（略）

附則

（雇用保険法に係る意見公募手続を実施することを要しない命令等に関する特例）

第二条①　雇用保険法附則第四条第二項の規定の適用がある場合における第四条第一項第九号の規定の適用については、同号中「の命令等」とあるのは、「並びに附則第四条第一項の命令等」とする。

②　雇用保険法附則第五条第四項の規定の適用がある場合における第四条第一項第九号の規定の適用については、同号中「の命令等」とあるのは、「並びに附則第五条第一項（同項の厚生労働大臣が指定する地域に係る部分を除く）の命令等」とする。

③　雇用保険法附則第十条第二項の規定の適用がある場合における第四条第一項第九号の規定の適用については、同号中「の命令等」とあるのは、「並びに附則第十条第一項の規定により読み替えて適用する同法第五十七条第二項（同項の厚生労働省令で定める者に係る部分に限る）の命令等」とする。

④　雇用保険法附則第十一条の二第一項の規定の適用がある場合における第四条第一項第九号の規定の適用については、同号中「の命令等」とあるのは、並びに附則第十一条の二第一項（同項の厚生労働省令で定める者に係る部分に限る）の命令等」とする。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・地方税法等の一部を改正する法律（平成三・一・二二法二）附則三三条（令和二・一・一施行）

・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・五・三一法一六）本則四条（令和二・五・三〇までに施行）

（指定及び通知）

第七条①　市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、住民基本台帳法第三十条の三第二項の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、速やかに、次条第二項の規定により機構から通知された個人番号とその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号をその者の個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定したことを通知カード（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他総務省令で定める事項が記載されたカードをいう。以下同じ。）により通知しなければならない。

②　市町村長は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が備える住民基本台帳に記録されている者の個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その者の請求又は職権により、その者の従前の個人番号に代えて、次条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、速やかに、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

③③（略）

④　通知カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第二十二条第一項の規定による届出を当該届出の同時に、当該通知カードを市町村長に提出しなければならない。この場合において、市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知カードに係る記載事項の変更その他の総務省令で定める措置を講じなければならない。（改正により削られた）

⑤　前項の場合を除くほか、通知カードの交付を受けている者は、当該通知カードに係る記載事項に変更があったときは、その変更があった日から十四日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（以下「住所地市町村長」という。）に届け出るとともに、当該通知カードを提出しなければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。（改正により削られた）

⑥　通知カードの交付を受けている者は、当該通知カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。（改正により削られた）

⑦　通知カードの交付を受けている者は、第十七条第一項の規定による個人番号カードの交付を受けようとする場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該通知カードを住所地市町村長に返納しなければならない。（改正により削られた）

⑧　前各項に定めるもののほか、通知カードの様式その他通知カードに関し必要な事項は、総務省令で定める。（改正後の④）

（本人確認の措置）

第一六条　個人番号利用事務等実施者は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カード若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示を受けること又はこれらに代わるべきその者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

（個人番号カードの交付等）

第一七条①　市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、その者から通知カードの返納及び前条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条の政令で定める措置をとらなければならない。

②～⑧（略）

第五五条　偽りその他不正の手段により通知カード又は個人番号カードの交付を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

（個人番号の指定及び通知に関する経過措置）

第三条①（略）

②　市町村長は、施行日前に住民票に住民票コードを記載された者であって施行日にいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていないものについては、当該住民票に係る第三十条の三第一項の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、第四項において準用する第八条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

③　市町村長は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成十

一年法律第百二十三号）の施行の日以後住民基本台帳に記録されていなかった者について、同法附則第四条の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、次項において準用する第八条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

④―⑦（略）

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
一―二十六（略）			
二十七　市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの
二十八―百二十（略）			

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和一・六・一二法三〇）本則三条（令和二・一〇・一施行）

（国土交通大臣又は都道府県知事への通知）

第一一条（柱書略）

一　建設業法第八条第九号、第十一号（同第九号に係る部分に限る。）、第十二号（同条第九号に係る部分に限る。）若しくは第十四号（これら規定を同法第十七条において準用する場合を含む。）又は第二十八条第一項第三号、第四号若しくは第六号から第八号までのいずれかに該当すること。

二　第十五条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の七第一項、第二項若しくは第四項又は同法第二十六条若しくは第二十六条の二の規定に違反したこと。

（施工体制台帳の作成及び提出等）

第一五条①　公共工事についての建設業法第二十四条の七第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第一項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）」が政令で定める金額以上になる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第四項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

②　公共工事の受注者（前項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の七第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下単に「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないとされているものに限る。）は、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

③（略）

○所得税法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・（平成三〇・三・三法七）本則一条（令和二・一〇・一、令和三・一・一施行）

・情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和一・六・七法二八）附則一八条（令和二・六・六までに施行）

第二条①（柱書略）

一―十五の五（略）

十六　棚卸資産　事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の棚卸資産（有価証券、第四十八条の二第一項（仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）に規定する仮想通貨及び山を除く）で棚卸しをすべきものとして政令で定めるものをいう。

②（略）

（定義）

第四八条の二①　居住者の仮想通貨（資金決済に関する法（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項（定義）に規定する仮想通貨をいう。以下この条において同じ。）につき第十七条第一項（必要経費）の規定によりその者の事業所得の額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となるその年十二月三十一日において有する仮想通貨の価額は、その者が仮想通貨について選定した評価の方法により評価した金額（評価の方法を選定しなかつた場合又は選定した評価の方法により評価しなかつた場合には、評価の方法のうち政令で定める方法により評価した金額）とする。

②　前項の選定をすることができる評価方法の種類、その選定の手続その他仮想通貨の評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）

第一九六条①　国内において給与等の支払を受ける居住者は、第百九十条（年末調整）に規定する過不足の額の計算上、同条第二号ロに規定する社会保険料、小規模企業共済等掛金、新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料に係る控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者）からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一―四（略）

②③（略）

（給与所得者の保険料控除申告書）

第一九六条①　国内において給与等の支払を受ける居住者は、第百九十条（年末調整）に規定する過不足の額の計算上、同条第二号ロに規定する社会保険料、小規模企業共済等掛金、新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料に係る控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者（二以上の給与等の支払者）からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一―四（略）

②③（略）

（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）

第一九八条①（略）

②　第百九十八条から第百九十六条までに規定する給与等の支払を受ける居住者は、これらの規定による申告書の提出の際に経由すべき給与等の支払者がその給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、当該申告書に代えて、当該給与等の支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で財務省令で定めるものをいう。第三百二条第四項（退職所得の受給者に関する申告書）及び第二百三条の六第六項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）において同じ。）により提供することができる。

③―⑥（略）

⑦（改正により追加）

（支払調書等の提出の特例）

第二一八条の四①　第二百一十五条第一項（支払調書）、第二百二十六条第一項から第三項まで（源泉徴収票）又は第二百二十七条から前条までの規定により提出するこれらの規定に規定する調書、源泉徴収票及び計算書（以下この条において「調書等」という。）のうち、当該調書等の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に提出すべきであつた当該調書等の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が千以上であるものについては、当該調書等を提出すべき者は、これらの規定にかかわらず、当該調書等に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（以下この条において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかによりこれらの規定に規定する税務署長に提供しなければならない。

一・二（略）

②―④（略）

○法人税法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・七法二八）附則一九条及び三六条（令和二・六・六までに施行）

第六一条① 内国法人が短期売買商品等（短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として政令で定めるもの（有価証券を除く。）及び資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する仮想通貨（以下この条において「仮想通貨」という。）をいう。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額（第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）又は譲渡損失額（同号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）は、第六十二条から第六十二条の五まで（合併等による資産の譲渡の場合を除き、その譲渡に係る契約をした日（その譲渡が剰余金の配当その他の財務省令で定める事由によるものである場合には、当該剰余金の配当の効力が生ずる日その他の財務省令で定める日）の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

一・二 （略）

② 内国法人が事業年度終了の時において有する短期売買商品等（仮想通貨にあつては、活発な市場が存在する仮想通貨として政令で定めるものに限る。以下第四項までにおいて同じ。）については、時価法（事業年度終了の時において有する短期売買商品等をその時における種類又は銘柄（以下この項において「種類等」という。）の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、その時における価額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて当該短期売買商品等のその時における評価額とする方法をいう。）により評価した時価の金額（次項において「時価評価金額」という。）をもつて、その時における評価額とする。

③ 内国法人が事業年度終了の時において短期売買商品等を有する場合（仮想通貨にあつては、自己の計算において有する場合に限る。）には、当該短期売買商品等については、その事業年度終了の時における帳簿価額（以下この項において「期末帳簿価額」という。）を当該短期売買商品等の時価評価金額が当該短期売買商品等の期末帳簿価額が当該時価評価金額を超える場合に限る。）に相当する金額（当該短期売買商品等の期末帳簿価額が当該時価評価金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）次項において同じ。）は、第二十五条第一項（資産の評価益の益金不算入等）の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

④ 内国法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配あつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この項において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この項において「被現物分配法人」という。）に対し、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了日とした場合に前項の規定により計算される当該短期売買商品等に係る評価益又は評価損に相当する金額は、第二十五条第一項又は第三十三条第一項の規定にかかわらず、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

⑤ 内国法人が、短期売買商品等（仮想通貨を除く。以下この項において「同じ」）を有する場合において、第一項の規定の適用により短期売買商品等を売買を行う業務の全部を廃止したときは、その廃止した時において、その短期売買商品等をその時における価額により譲渡し、かつ、短期売買商品等以外の資産を有するものとみなして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

⑥ 内国法人が事業年度終了の時において第一項に規定する政令で定めるものに該当しない仮想通貨（当該事業年度に規定する政令で定めるものに該当しないこととなつた仮想通貨を含む。）のいずれかの時において同じに規定する政令で定めるものに該当していたものに限る。）を自己の計算において有する場合には、政令で定めるところにより、その仮想通貨を譲渡したものとみなして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

⑦ 内国法人が仮想通貨交換業を行う者から信用の供与を受けて行う仮想通貨の売買を行う。以下この条において同じ。）を行つた場合において、当該仮想通貨の売買のうち事業年度終了の時において決済されていないものがあるときは、その時において当該仮想通貨信用取引を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより当該売買に係る利益の額又は損失の額に相当する金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。次項において「みなし決済損益額」という。）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

⑧ 内国法人が、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格分割等」という。）により仮想通貨信用取引に係る契約を分割承継法人又は被現物出資法人に移転する場合には、当該仮想通貨信用取引に係るみなし決済損益額（当該適格分割等の日の属する事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される当該仮想通貨信用取引に係るみなし決済損益額に相当する金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

⑨ 内国法人が仮想通貨信用取引を行つた場合（第六十一条の六の第二項（繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延べ）の規定の適用を受ける仮想通貨信用取引に係る契約に基づき当該仮想通貨を取得した場合を除く。）には、その取得時における当該仮想通貨の価額とその取得の基因となつた仮想通貨信用取引に係る契約に基づき当該取得した仮想通貨の取得の対価として支払つた金額との差額は、当該取得の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

⑩ （略）

（繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延べ）

第六一条の六① —③ （略）

④ （柱書略）

一 （略）

二 第六十一条第七項に規定する仮想通貨信用取引

三・四 （略）

⑤ （略）

附則 （平成二・三・一九法六）

第一四一条 **短期売買商品等に譲渡損益及び時価評価損益に関する経過措置**

第一九条① 法人が改正事業年度（施行日以後最初に終了する事業年度をいう。以下この項において同じ。）前の事業年度において仮想通貨（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する仮想通貨をいう。以下この条において同じ。）の譲渡に係る契約をした場合において、改正事業年度以後に当該譲渡をした場合においてその仮想通貨の譲渡に係る新法人税法第六十一条第一項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額は、同項の規定にかかわらず、その引渡しの日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。ただし、改正事業年度前の事業年度において当該譲渡に係る契約をした日の属する事業年度においてその譲渡に係る同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額の額又は損金の額に算入したものについては、この限りでない。

②③ （略）

④ 法人が有する新法人税法第六十一条第二項に規定する短期売買商品等に該当する仮想通貨のうち、施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度（以下この項及び第五項において「経過事業年度」という。）の末日において有する仮想通貨の又は経過事業年度の施行日以後の期間内に行われた適格分割等により分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人に移転したものがある場合において、これらの仮想通貨のいずれについても、当該経過事業年度の確定した決算（新法人税法第七十二条第一項又は第四十四条の四第二項若しくは第三項に規定する期間について新法人税法第七十二条第一項各号又は第百四十四条の四第二項各号若しくは第三項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合には、その期間に係る決算。第五項において同じ。）において新法人税法第六十一条第三項に規定する評価益又は評価損を益金又は損金に算入したときに（当該適格分割等により移転した仮想通貨にあつては、当該適格分割等の日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入されていないときに限る。）は、当該経過事業年度の益金の額又は損失の額とする評価益又は評価損に相当する金額は、当該取得価額とその取得の基因となつた仮想通貨信用取引に係る契約に基づき当該仮想通貨の価額とその取得の対価として支払つた金額との差額は、当該取得の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

⑤ 法人が行つた新法人税法第六十一条第七項に規定する仮想通貨信用取引（以下この項において「仮想通貨信用取引」という。）のうち、経過事業年度の施行日以後の期間内に行われた適格分割等により分割承継法人若しくは被現物出資法人への契約を移転したものがある場合において、これらの取引いずれについても、当該経過事業年度の確定した決算において同条第七項に規定するみなし決済損益額を収益又は損失として経理していないとき（当つては、同条第八項により移転した契約に係る仮想通貨信用取引にあつては、同条第八項に規定するみなし決済損益額に相当する金額を益金の額又は損失として経理していないとき）は、当該経過事業年度において、新法人税法第六十一条第七項の規定を適用しないことができる。

⑥ （略）

⑦ 法人が行つた新法人税法第六十一条第七項に規定する仮想通貨信用取引（以下この項において「仮想通貨信用取引」という。）のうち、経過事業年度の施行日以後の期間内に行われた適格分割等により分割承継法人若しくは被現物出資法人への契約を移転したものがある場合において、これらの取引いずれについても、当該経過事業年度の確定した決算において同条第七項に規定するみなし決済損益額を収益又は損失として経理していないとき（当つては、同条第八項により移転した契約に係る仮想通貨信用取引にあつては、同条第八項に規定するみなし決済損益額に相当する金額を益金の額又は損失として経理していないとき）は、当該経過事業年度において、同条第七項の規定を適用しないことができる。

有効な改正前規定（法人税法）

○酒税法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二九・三・三一法四）本則七条（令和二・一〇・一施行）

・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・一二・四法六三）附則一九条（令和二・九・一施行）

（その他の用語の定義）

第三条（柱書略）

一・二（略）

三（柱書略）

イ・ロ（略）

ハ　イ及びロに掲げる酒類以外の酒類で発泡性を有するもの（アルコール分が十度未満のものに限る。以下「その他の発泡性酒類」という）

四―二十七（略）

（収去酒類等の非課税）

第六条の四（柱書略）

一（略）

二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十九条第四項（立入検査等）の規定により収去される酒類

三（略）

（税率）

第三条①（柱書略）

一　発泡性酒類　二十二万円

二　醸造酒類　十四万円

三（略）

四　混成酒類　二十二万円（アルコール分が二十一度以上のものにあつては、二十二万円にアルコール分が二十一度ごとに一万円を加えた金額）

②　発泡性酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、前項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一　発泡酒（原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の十五未満二十五以上のものでアルコール分が十度未満のものに限る。）十七万八千百二十五円

二　発泡酒（原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の二十五未満のものでアルコール分が十度未満のものに限る。）十三万四千二百五十円

三　その他の発泡性酒類（ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で次に掲げるもの以外のものを除く。）八万円

イ　糖類、ホップ、水及び政令で定める物品を原料として発酵させたもの（エキス分が二度以上のものに限る。）

ロ　発泡酒（政令で定めるものに限る。）にスピリッツ（政令で定めるものに限る。）を加えたもの（エキス分が二度以上のものに限る。）

③　醸造酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一　清酒　十二万円

二　果実酒　八万円

（改正により削られた）

④―⑥（略、改正後の③―⑤）

○印紙税法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和一・一二・六法六七）附則四条（令和二・六・五までに施行）

別表第三　非課税文書の表（第五条関係）

文書名	作成者
情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第四十三条第一項第三号及び第四号（業務の範囲等）の業務に関する文書	独立行政法人情報処理推進機構

○登録免許税法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三〇・六・三法六二）附則一五条（令和二・六・二一施行）

・漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三〇・一二・一四法九五）附則四七条（令和二・一二・一三まで施行）

・情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・七法二八）附則二〇条（令和二・六・六までに施行）

・建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和一・六・一二法三〇）附則七条（令和二・一〇・一施行）

・情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和一・一二・六法六七）附則五条（令和二・六・五までに施行）

別表第一　課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十五条、第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）

事項	課税標準	税率
一―三十一（略）		
三十二　人の資格の登録若しくは認定又は技能証明（注）（略）	登録件数	一件につき九千円
（一）―（三）（略） （三の二）情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十五条（登録）の情報処理安全確保支援士の登録 （三の三）―（三の九）（略）		
三十二の二―四十（略）		
四十一　金融商品取引業者の登録若しくは業務の認可、外国証券業者の引受業務、取引所取引業務若しくは電子店頭デリバティブ取引業務の許可、金融商品仲介業者若しくは信用格付業者の登録、金融商品取引清算機関若しくは外国金融商品取引清算機関の金融商品債務引受業務の免許又は連携金融商品債務引受業務の認可		
登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項		

(一)(二)　略	登録件数	一件につき十五万円
第四項（変更登録等の変更登録（同法第二十九条の二第一項第五号（登録の申請）の業務の種別の増加に係るものに限る。）に係る部分に限る。）、第四十一条第一項（登録の申請）の業務の種別の増加に係るものに

有効な改正前規定（租税特別措置法）

法第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額につき同項第四十三号に規定する更正（以下この条において「更正」という。）又は同項第四十四号に規定する決定（次項及び第十六項において「決定」という。）をすることができる。

一・二　（略）

（改正後の⑨）

⑥ 国税庁の当該職員又は非居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄税局の当該職員は、以下この条において「調査」という。）が当該職員が行う調査（第四項の規定の適用がある内閣総理大臣の指定する金融商品取引所の取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第八項において「書類」という。）又はその写しの提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内において、その提示又は提出を求めたその書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までに提示若しくは提出がなかつたとき、又は非居住者に時文書化対象内部取引に係る第五項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該非居住者の当該同時文書化対象内部取引に係る帳簿の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類（その作成又は保存が

⑦ 国税庁の当該職員又は非居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄税局の当該職員は、非居住者に同時文書化対象内部取引に係る第五項に規定する財務省令で定める書類若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合において、当該非居住者が提示若しくは提出をしないことにつき正当な理由があると認められるときは、その提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内において当該非居住者に対し、その提示若しくは提出を求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、又は非居住者に時文書化対象内部取引に係る第五項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合において、その求められた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までに提示若しくは提出がなかつたときは、税務署長は、前項各号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法は、同項第一号に掲げる方法が適用されることができない場合に限り、用いることができる。）により算定した金額を当該独立企業間価格と推定して、当該非居住者のその年分の所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得について同法第百六十五条第一項の規定に準じて計算した金額第二項に規定する純損失の金額につき更正又は決定をすることができる。（改正後の⑪）

⑧ 国税庁の当該職員は、当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。（改正後の⑬）

国税庁の当該職員は、非居住者の納税地、所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、同時文書化免除内部取引に係る第六項に規定する財務省令で定める書類又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内において、その提示又は提出を求めた場合において、その求められた書類又は当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたときに、当該非居住者の納税地、所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、同時文書化免除内部取引に係る第二項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該非居住者のその年分の所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得について同法第百六十五条第一項の規定に準じて計算した金額第二項に規定する純損失の金額につき更正又は決定をすることができる。（改正後の⑪）

⑨⑩ 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第七項又は第八項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す明書を携帯し、「関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。（改正後の⑰）

⑪ 国税庁の当該職員は、第七項又は第八項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す明書を携帯し、「関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。（改正後の⑰）

⑫ （柱書略）

一 第七項若しくは第八項の規定による当該職員の質問に対して答弁すず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第七項又は第八項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に応じないことにつき正当な理由がなくこれに応じ、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

（改正後の⑱）

⑬⑭ （略　改正後の⑲⑳）

⑮ 非居住者の内部取引につき第一項の規定の適用があつた場合において、同項第一号イに掲げる事由が生じたときの同項（第二号ロに掲げる事由が生じたときの同項（第二号を除く。）の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「六年」とする。（改正後の㉑）

⑯ 更正若しくは決定（以下この項において「更正決定」という。）又は国税通則法第三十二条第五項に規定する賦課決定（以下この項において「賦課決定」という。）の規定にかかわらず、当該各号にもとづき国税通則法第七十条第一項の規定にかかわらず、当該各号にもとづき賦課決定をすることができる。この場合において、同条第三項及び第四項並びに同法第七十二条第一項の規定の適用に関し、当該非居住者の同時文書化対象内部取引に係る第五項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該非居住者の当該同時文書化対象内部取引に係る帳簿の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類（その作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において「帳簿書類」という。）又はその写しの提示又は提出を求めることができる。（改正後の⑬）

⑰ 非居住者の内部取引価格を第一項に規定する独立企業間価格とした場合において、当該内部取引に係る所得税の額が過少となり、又は国税通則法第二条第六号に規定する還付金の額が過大となつた時期、当該所得税の額が過少となつた時期又は当該還付金の額が過大となつた時期（以下この項及び第七十三条第三項の規定の適用があつた場合において、当該内部取引に係る同法第七十二条第一項に規定する国税の徴収権の時効は、同法第七十三条第三項の規定による法定期間満了の日の翌日から起算して、当該所得税の額が過少となつた時期又は当該還付金の額が過大となつた時期（以下この項及び

新④―⑥（改正により追加）
④⑤ 略（改正後の⑦⑧）
⑨（改正により追加）

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けた者が居住用財産に係る課税の特例を受ける場合の修正申告等）

第四十一条の三の二 第四十一条第二十一項に規定する居住用財産の譲渡を行つた個人で同項の規定に該当することとなつた者が当該譲渡をした日の属する年の前年分又は前々年分又は前年分又は前々年分の所得税について同条第一項又は前条第二項の規定の適用を受けている場合には、その者は、当該譲渡年分又は前々年分の所得税についての確定申告期限までに、当該前年分又は前々年分の所得税についての修正申告書（同条第四項第二号又は前項第二号に規定により確定申告書を提出していない者にあつては、期限後申告書）を提出し、かつ、当該期限内にこれらの申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

②―④ 略

（特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例）

第四十一条の三の三 ⑩―⑲ 略

⑳ 第一項 第五項又は第八項の規定により第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における これらの規定の適用については、第四十一条第一項中「十年間」同日（以下この項及び第四項において「居住日」という。）属する年が平成十二年若しくは平成十三年若しくは平成十四年若しくは平成十五年若しくは平成十六年若しくは平成十七年若しくは平成十八年若しくは平成十九年若しくは平成二十年若しくは平成二十一年若しくは平成二十二年若しくは平成二十三年若しくは平成二十四年若しくは平成二十五年若しくは平成二十六年若しくは平成二十七年若しくは平成二十八年若しくは平成二十九年若しくは平成三十年若しくは平成三十一年若しくは平成三十二年若しくは平成三十三年若しくは平成三十四年若しくは平成三十五年若しくは平成三十六年若しくは平成三十七年若しくは平成三十八年若しくは平成三十九年若しくは平成四十年若しくは平成四十一年若しくは平成四十二年若しくは平成四十三年若しくは平成四十四年若しくは平成四十五年若しくは平成四十六年若しくは平成四十七年若しくは平成四十八年若しくは平成四十九年若しくは平成五十年若しくは平成五十一年若しくは平成五十二年若しくは平成五十三年若しくは平成五十四年若しくは平成五十五年若しくは平成五十六年若しくは平成五十七年若しくは平成五十八年若しくは平成五十九年若しくは平成六十年若しくは平成六十一年若しくは平成六十二年若しくは平成六十三年若しくは平成六十四年若しくは平成六十五年若しくは平成六十六年若しくは平成六十七年若しくは平成六十八年若しくは平成六十九年若しくは平成七十年若しくは平成七十一年若しくは平成七十二年若しくは平成七十三年若しくは平成七十四年若しくは平成七十五年若しくは平成七十六年若しくは平成七十七年若しくは平成七十八年若しくは平成七十九年若しくは平成八十年若しくは平成八十一年若しくは平成八十二年若しくは平成八十三年若しくは平成八十四年若しくは平成八十五年若しくは平成八十六年若しくは平成八十七年若しくは平成八十八年若しくは平成八十九年若しくは平成九十年若しくは平成九十一年若しくは平成九十二年若しくは平成九十三年若しくは平成九十四年若しくは平成九十五年若しくは平成九十六年若しくは平成九十七年若しくは平成九十八年若しくは平成九十九年若しくは平成百年若しくは平成百一年若しくは平成百二年若しくは平成百三年若しくは平成百四年若しくは平成百五年若しくは平成百六年若しくは平成百七年若しくは平成百八年若しくは平成百九年若しくは平成百十年若しくは平成百十一年若しくは平成百十二年若しくは平成百十三年若しくは平成百十四年若しくは平成百十五年若しくは平成百十六年若しくは平成百十七年若しくは平成百十八年若しくは平成百十九年若しくは平成百二十年若しくは平成百二十一年若しくは平成百二十二年若しくは平成百二十三年若しくは平成百二十四年若しくは平成百二十五年若しくは平成百二十六年若しくは平成百二十七年若しくは平成百二十八年若しくは平成百二十九年若しくは平成百三十年若しくは平成百三十一年若しくは平成百三十二年若しくは平成百三十三年若しくは平成百三十四年若しくは平成百三十五年若しくは平成百三十六年若しくは平成百三十七年若しくは平成百三十八年若しくは平成百三十九年若しくは平成百四十年若しくは平成百四十一年若しくは平成百四十二年若しくは平成百四十三年若しくは平成百四十四年若しくは平成百四十五年若しくは平成百四十六年若しくは平成百四十七年若しくは平成百四十八年若しくは平成百四十九年若しくは平成百五十年若しくは平成百五十一年若しくは平成百五十二年若しくは平成百五十三年若しくは平成百五十四年若しくは平成百五十五年若しくは平成百五十六年若しくは平成百五十七年若しくは平成百五十八年若しくは平成百五十九年若しくは平成百六十年若しくは平成百六十一年若しくは平成百六十二年若しくは平成百六十三年若しくは平成百六十四年若しくは平成百六十五年若しくは平成百六十六年若しくは平成百六十七年若しくは平成百六十八年若しくは平成百六十九年若しくは平成百七十年若しくは平成百七十一年若しくは平成百七十二年若しくは平成百七十三年若しくは平成百七十四年若しくは平成百七十五年若しくは平成百七十六年若しくは平成百七十七年若しくは平成百七十八年若しくは平成百七十九年若しくは平成百八十年若しくは平成百八十一年若しくは平成百八十二年若しくは平成百八十三年若しくは平成百八十四年若しくは平成百八十五年若しくは平成百八十六年若しくは平成百八十七年若しくは平成百八十八年若しくは平成百八十九年若しくは平成百九十年若しくは平成百九十一年若しくは平成百九十二年若しくは平成百九十三年若しくは平成百九十四年若しくは平成百九十五年若しくは平成百九十六年若しくは平成百九十七年若しくは平成百九十八年若しくは平成百九十九年若しくは平成二百年若しくは平成二百一年若しくは平成二百二年若しくは平成二百三年若しくは平成二百四年若しくは平成二百五年若しくは平成二百六年若しくは平成二百七年若しくは平成二百八年若しくは平成二百九年若しくは平成二百十年若しくは平成二百十一年若しくは平成二百十二年若しくは平成二百十三年若しくは平成二百十四年若しくは平成二百十五年若しくは平成二百十六年若しくは平成二百十七年若しくは平成二百十八年若しくは平成二百十九年若しくは平成二百二十年若しくは平成二百二十一年若しくは平成二百二十二年若しくは平成二百二十三年若しくは平成二百二十四年若しくは平成二百二十五年若しくは平成二百二十六年若しくは平成二百二十七年若しくは平成二百二十八年若しくは平成二百二十九年若しくは平成二百三十年若しくは平成二百三十一年若しくは平成二百三十二年若しくは平成二百三十三年若しくは平成二百三十四年若しくは平成二百三十五年若しくは平成二百三十六年若しくは平成二百三十七年若しくは平成二百三十八年若しくは平成二百三十九年若しくは平成二百四十年若しくは平成二百四十一年若しくは平成二百四十二年若しくは平成二百四十三年若しくは平成二百四十四年若しくは平成二百四十五年若しくは平成二百四十六年若しくは平成二百四十七年若しくは平成二百四十八年若しくは平成二百四十九年若しくは平成二百五十年若しくは平成二百五十一年若しくは平成二百五十二年若しくは平成二百五十三年若しくは平成二百五十四年若しくは平成二百五十五年若しくは平成二百五十六年若しくは平成二百五十七年若しくは平成二百五十八年若しくは平成二百五十九年若しくは平成二百六十年若しくは平成二百六十一年若しくは平成二百六十二年若しくは平成二百六十三年若しくは平成二百六十四年若しくは平成二百六十五年若しくは平成二百六十六年若しくは平成二百六十七年若しくは平成二百六十八年若しくは平成二百六十九年若しくは平成二百七十年若しくは平成二百七十一年若しくは平成二百七十二年若しくは平成二百七十三年若しくは平成二百七十四年若しくは平成二百七十五年若しくは平成二百七十六年若しくは平成二百七十七年若しくは平成二百七十八年若しくは平成二百七十九年若しくは平成二百八十年若しくは平成二百八十一年若しくは平成二百八十二年若しくは平成二百八十三年若しくは平成二百八十四年若しくは平成二百八十五年若しくは平成二百八十六年若しくは平成二百八十七年若しくは平成二百八十八年若しくは平成二百八十九年若しくは平成二百九十年若しくは平成二百九十一年若しくは平成二百九十二年若しくは平成二百九十三年若しくは平成二百九十四年若しくは平成二百九十五年若しくは平成二百九十六年若しくは平成二百九十七年若しくは平成二百九十八年若しくは平成二百九十九年若しくは平成三百年若しくは平成三百一年若しくは平成三百二年若しくは平成三百三年若しくは平成三百四年若しくは平成三百五年若しくは平成三百六年若しくは平成三百七年若しくは平成三百八年若しくは平成三百九年若しくは平成三百十年若しくは平成三百十一年若しくは平成三百十二年若しくは平成三百十三年若しくは平成三百十四年若しくは平成三百十五年若しくは平成三百十六年若しくは平成三百十七年若しくは平成三百十八年若しくは平成三百十九年若しくは平成三百二十年若しくは平成三百二十一年若しくは平成三百二十二年若しくは平成三百二十三年若しくは平成三百二十四年若しくは平成三百二十五年若しくは平成三百二十六年若しくは平成三百二十七年若しくは平成三百二十八年若しくは平成三百二十九年若しくは平成三百三十年若しくは平成三百三十一年若しくは平成三百三十二年若しくは平成三百三十三年若しくは平成三百三十四年若しくは平成三百三十五年若しくは平成三百三十六年若しくは平成三百三十七年若しくは平成三百三十八年若しくは平成三百三十九年若しくは平成三百四十年若しくは平成三百四十一年若しくは平成三百四十二年若しくは平成三百四十三年若しくは平成三百四十四年若しくは平成三百四十五年若しくは平成三百四十六年若しくは平成三百四十七年若しくは平成三百四十八年若しくは平成三百四十九年若しくは平成四百年若しくは平成四百一年若しくは平成四百二年若しくは平成四百三年若しくは平成四百四年若しくは平成四百五年若しくは平成四百六年若しくは平成四百七年若しくは平成四百八年若しくは平成四百九年若しくは平成四百十年若しくは平成四百十一年若しくは平成四百十二年若しくは平成四百十三年若しくは平成四百十四年若しくは平成四百十五年若しくは平成四百十六年若しくは平成四百十七年若しくは平成四百十八年若しくは平成四百十九年若しくは平成四百二十年若しくは平成四百二十一年若しくは平成四百二十二年若しくは平成四百二十三年若しくは平成四百二十四年若しくは平成四百二十五年若しくは平成四百二十六年若しくは平成四百二十七年若しくは平成四百二十八年若しくは平成四百二十九年若しくは平成四百三十年若しくは平成四百三十一年若しくは平成四百三十二年若しくは平成四百三十三年若しくは平成四百三十四年若しくは平成四百三十五年若しくは平成四百三十六年若しくは平成四百三十七年若しくは平成四百三十八年若しくは平成四百三十九年若しくは平成四百四十年若しくは平成四百四十一年若しくは平成四百四十二年若しくは平成四百四十三年若しくは平成四百四十四年若しくは平成四百四十五年若しくは平成四百四十六年若しくは平成四百四十七年若しくは平成四百四十八年若しくは平成四百四十九年若しくは平成五百年若しくは平成五百一年若しくは平成五百二年若しくは平成五百三年若しくは平成五百四年若しくは平成五百五年若しくは平成五百六年若しくは平成五百七年若しくは平成五百八年若しくは平成五百九年若しくは平成五百十年若しくは平成五百十一年若しくは平成五百十二年若しくは平成五百十三年若しくは平成五百十四年若しくは平成五百十五年若しくは平成五百十六年若しくは平成五百十七年若しくは平成五百十八年若しくは平成五百十九年若しくは平成六百年若しくは平成六百一年若しくは平成六百二年若しくは平成六百三年若しくは平成六百四年若しくは平成六百五年若しくは平成六百六年若しくは平成六百七年若しくは平成六百八年若しくは平成六百九年若しくは平成六百十年若しくは平成六百十一年若しくは平成六百十二年若しくは平成六百十三年若しくは平成六百十四年若しくは平成六百十五年若しくは平成六百十六年若しくは平成六百十七年若しくは平成六百十八年若しくは平成六百十九年若しくは平成七百年若しくは平成七百一年若しくは平成七百二年若しくは平成七百三年若しくは平成七百四年若しくは平成七百五年若しくは平成七百六年若しくは平成七百七年若しくは平成七百八年若しくは平成七百九年若しくは平成七百十年若しくは平成七百十一年若しくは平成七百十二年若しくは平成七百十三年若しくは平成七百十四年若しくは平成七百十五年若しくは平成七百十六年若しくは平成七百十七年若しくは平成七百十八年若しくは平成七百十九年若しくは平成八百年若しくは平成八百一年若しくは平成八百二年若しくは平成八百三年若しくは平成八百四年若しくは平成八百五年若しくは平成八百六年若しくは平成八百七年若しくは平成八百八年若しくは平成八百九年若しくは平成八百十年若しくは平成八百十一年若しくは平成八百十二年若しくは平成八百十三年若しくは平成八百十四年若しくは平成八百十五年若しくは平成八百十六年若しくは平成八百十七年若しくは平成八百十八年若しくは平成八百十九年若しくは平成九百年若しくは平成九百一年若しくは平成九百二年若しくは平成九百三年若しくは平成九百四年若しくは平成九百五年若しくは平成九百六年若しくは平成九百七年若しくは平成九百八年若しくは平成九百九年若しくは平成九百十年若しくは平成九百十一年若しくは平成九百十二年若しくは平成九百十三年若しくは平成九百十四年若しくは平成九百十五年若しくは平成九百十六年若しくは平成九百十七年若しくは平成九百十八年若しくは平成九百十九年若しくは平成百年若しくは平成百一年若しくは平成百二年若しくは平成百三年若しくは平成百四年若しくは平成百五年若しくは平成百六年若しくは平成百七年若しくは平成百八年若しくは平成百九年若しくは平成百十年若しくは平成百十一年若しくは平成百十二年若しくは平成百十三年若しくは平成百十四年若しくは平成百十五年若しくは平成百十六年若しくは平成百十七年若しくは平成百十八年若しくは平成百十九年若しくは平成百二十年若しくは平成百二十一年若しくは平成百二十二年若しくは平成百二十三年若しくは平成百二十四年若しくは平成百二十五年若しくは平成百二十六年若しくは平成百二十七年若しくは平成百二十八年若しくは平成百二十九年若しくは平成百三十年若しくは平成百三十一年若しくは平成百三十二年若しくは平成百三十三年若しくは平成百三十四年若しくは平成百三十五年若しくは平成百三十六年若しくは平成百三十七年若しくは平成百三十八年若しくは平成百三十九年若しくは平成百四十年若しくは平成百四十一年若しくは平成百四十二年若しくは平成百四十三年若しくは平成百四十四年若しくは平成百四十五年若しくは平成百四十六年若しくは平成百四十七年若しくは平成百四十八年若しくは平成百四十九年若しくは平成百五十年若しくは平成百五十一年若しくは平成百五十二年若しくは平成百五十三年若しくは平成百五十四年若しくは平成百五十五年若しくは平成百五十六年若しくは平成百五十七年若しくは平成百五十八年若しくは平成百五十九年若しくは平成百六十年若しくは平成百六十一年若しくは平成百六十二年若しくは平成百六十三年若しくは平成百六十四年若しくは平成百六十五年若しくは平成百六十六年若しくは平成百六十七年若しくは平成百六十八年若しくは平成百六十九年若しくは平成百七十年若しくは平成百七十一年若しくは平成百七十二年若しくは平成百七十三年若しくは平成百七十四年若しくは平成百七十五年若しくは平成百七十六年若しくは平成百七十七年若しくは平成百七十八年若しくは平成百七十九年若しくは平成百八十年若しくは平成百八十一年若しくは平成百八十二年若しくは平成百八十三年若しくは平成百八十四年若しくは平成百八十五年若しくは平成百八十六年若しくは平成百八十七年若しくは平成百八十八年若しくは平成百八十九年若しくは平成百九十年若しくは平成百九十一年若しくは平成百九十二年若しくは平成百九十三年若しくは平成百九十四年若しくは平成百九十五年若しくは平成百九十六年若しくは平成百九十七年若しくは平成百九十八年若しくは平成百九十九年若しくは平成二百年若しくは平成二百一年若しくは平成二百二年若しくは平成二百三年若しくは平成二百四年若しくは平成二百五年若しくは平成二百六年若しくは平成二百七年若しくは平成二百八年若しくは平成二百九年若しくは平成二百十年若しくは平成二百十一年若しくは平成二百十二年若しくは平成二百十三年若しくは平成二百十四年若しくは平成二百十五年若しくは平成二百十六年若しくは平成二百十七年若しくは平成二百十八年若しくは平成二百十九年若しくは平成二百二十年若しくは平成二百二十一年若しくは平成二百二十二年若しくは平成二百二十三年若しくは平成二百二十四年若しくは平成二百二十五年若しくは平成二百二十六年若しくは平成二百二十七年若しくは平成二百二十八年若しくは平成二百二十九年若しくは平成二百三十年若しくは平成二百三十一年若しくは平成二百三十二年若しくは平成二百三十三年若しくは平成二百三十四年若しくは平成二百三十五年若しくは平成二百三十六年若しくは平成二百三十七年若しくは平成二百三十八年若しくは平成二百三十九年若しくは平成二百四十年若しくは平成二百四十一年若しくは平成二百四十二年若しくは平成二百四十三年若しくは平成二百四十四年若しくは平成二百四十五年若しくは平成二百四十六年若しくは平成二百四十七年若しくは平成二百四十八年若しくは平成二百四十九年若しくは平成三百年若しくは平成三百一年若しくは平成三百二年若しくは平成三百三年若しくは平成三百四年若しくは平成三百五年若しくは平成三百六年若しくは平成三百七年若しくは平成三百八年若しくは平成三百九年若しくは平成三百十年若しくは平成三百十一年若しくは平成三百十二年若しくは平成三百十三年若しくは平成三百十四年若しくは平成三百十五年若しくは平成三百十六年若しくは平成三百十七年若しくは平成三百十八年若しくは平成三百十九年若しくは平成四百年若しくは平成四百一年若しくは平成四百二年若しくは平成四百三年若しくは平成四百四年若しくは平成四百五年若しくは平成四百六年若しくは平成四百七年若しくは平成四百八年若しくは平成四百九年若しくは平成四百十年若しくは平成四百十一年若しくは平成四百十二年若しくは平成四百十三年若しくは平成四百十四年若しくは平成四百十五年若しくは平成四百十六年若しくは平成四百十七年若しくは平成四百十八年若しくは平成四百十九年若しくは平成五百年若しくは平成五百一年若しくは平成五百二年若しくは平成五百三年若しくは平成五百四年若しくは平成五百五年若しくは平成五百六年若しくは平成五百七年若しくは平成五百八年若しくは平成五百九年若しくは平成五百十年若しくは平成五百十一年若しくは平成五百十二年若しくは平成五百十三年若しくは平成五百十四年若しくは平成五百十五年若しくは平成五百十六年若しくは平成五百十七年若しくは平成五百十八年若しくは平成五百十九年若しくは平成六百年若しくは平成六百一年若しくは平成六百二年若しくは平成六百三年若しくは平成六百四年若しくは平成六百五年若しくは平成六百六年若しくは平成六百七年若しくは平成六百八年若しくは平成六百九年若しくは平成六百十年若しくは平成六百十一年若しくは平成六百十二年若しくは平成六百十三年若しくは平成六百十四年若しくは平成六百十五年若しくは平成六百十六年若しくは平成六百十七年若しくは平成六百十八年若しくは平成六百十九年若しくは平成七百年若しくは平成七百一年若しくは平成七百二年若しくは平成七百三年若しくは平成七百四年若しくは平成七百五年若しくは平成七百六年若しくは平成七百七年若しくは平成七百八年若しくは平成七百九年若しくは平成七百十年若しくは平成七百十一年若しくは平成七百十二年若しくは平成七百十三年若しくは平成七百十四年若しくは平成七百十五年若しくは平成七百十六年若しくは平成七百十七年若しくは平成七百十八年若しくは平成七百十九年若しくは平成八百年若しくは平成八百一年若しくは平成八百二年若しくは平成八百三年若しくは平成八百四年若しくは平成八百五年若しくは平成八百六年若しくは平成八百七年若しくは平成八百八年若しくは平成八百九年若しくは平成八百十年若しくは平成八百十一年若しくは平成八百十二年若しくは平成八百十三年若しくは平成八百十四年若しくは平成八百十五年若しくは平成八百十六年若しくは平成八百十七年若しくは平成八百十八年若しくは平成八百十九年若しくは平成九百年若しくは平成九百一年若しくは平成九百二年若しくは平成九百三年若しくは平成九百四年若しくは平成九百五年若しくは平成九百六年若しくは平成九百七年若しくは平成九百八年若しくは平成九百九年若しくは平成九百十年若しくは平成九百十一年若しくは平成九百十二年若しくは平成九百十三年若しくは平成九百十四年若しくは平成九百十五年若しくは平成九百十六年若しくは平成九百十七年若しくは平成九百十八年若しくは平成九百十九年若しくは平成百年若しくは平成百一年若しくは平成百二年若しくは平成百三年若しくは平成百四年若しくは平成百五年若しくは平成百六年若しくは平成百七年若しくは平成百八年若しくは平成百九年若しくは平成百十年若しくは平成百十一年若しくは平成百十二年若しくは平成百十三年若しくは平成百十四年若しくは平成百十五年若しくは平成百十六年若しくは平成百十七年若しくは平成百十八年若しくは平成百十九年若しくは平成百二十年若しくは平成百二十一年若しくは平成百二十二年若しくは平成百二十三年若しくは平成百二十四年若しくは平成百二十五年若しくは平成百二十六年若しくは平成百二十七年若しくは平成百二十八年若しくは平成百二十九年若しくは平成百三十年若しくは平成百三十一年若しくは平成百三十二年若しくは平成百三十三年若しくは平成百三十四年若しくは平成百三十五年若しくは平成百三十六年若しくは平成百三十七年若しくは平成百三十八年若しくは平成百三十九年若しくは平成百四十年若しくは平成百四十一年若しくは平成百四十二年若しくは平成百四十三年若しくは平成百四十四年若しくは平成百四十五年若しくは平成百四十六年若しくは平成百四十七年若しくは平成百四十八年若しくは平成百四十九年若しくは平成百五十年若しくは平成百五十一年若しくは平成百五十二年若しくは平成百五十三年若しくは平成百五十四年若しくは平成百五十五年若しくは平成百五十六年若しくは平成百五十七年若しくは平成百五十八年若しくは平成百五十九年若しくは平成百六十年若しくは平成百六十一年若しくは平成百六十二年若しくは平成百六十三年若しくは平成百六十四年若しくは平成百六十五年若しくは平成百六十六年若しくは平成百六十七年若しくは平成百六十八年若しくは平成百六十九年若しくは平成百七十年若しくは平成百七十一年若しくは平成百七十二年若しくは平成百七十三年若しくは平成百七十四年若しくは平成百七十五年若しくは平成百七十六年若しくは平成百七十七年若しくは平成百七十八年若しくは平成百七十九年若しくは平成百八十年若しくは平成百八十一年若しくは平成百八十二年若しくは平成百八十三年若しくは平成百八十四年若しくは平成百八十五年若しくは平成百八十六年若しくは平成百八十七年若しくは平成百八十八年若しくは平成百八十九年若しくは平成百九十年若しくは平成百九十一年若しくは平成百九十二年若しくは平成百九十三年若しくは平成百九十四年若しくは平成百九十五年若しくは平成百九十六年若しくは平成百九十七年若しくは平成百九十八年若しくは平成百九十九年若しくは平成二百年若しくは平成二百一年若しくは平成二百二年若しくは平成二百三年若しくは平成二百四年若しくは平成二百五年若しくは平成二百六年若しくは平成二百七年若しくは平成二百八年若しくは平成二百九年若しくは平成二百十年若しくは平成二百十一年若しくは平成二百十二年若しくは平成二百十三年若しくは平成二百十四年若しくは平成二百十五年若しくは平成二百十六年若しくは平成二百十七年若しくは平成二百十八年若しくは平成二百十九年若しくは平成二百二十年若しくは平成二百二十一年若しくは平成二百二十二年若しくは平成二百二十三年若しくは平成二百二十四年若しくは平成二百二十五年若しくは平成二百二十六年若しくは平成二百二十七年若しくは平成二百二十八年若しくは平成二百二十九年若しくは平成二百三十年若しくは平成二百三十一年若しくは平成二百三十二年若しくは平成二百三十三年若しくは平成二百三十四年若しくは平成二百三十五年若しくは平成二百三十六年若しくは平成二百三十七年若しくは平成二百三十八年若しくは平成二百三十九年若しくは平成二百四十年若しくは平成二百四十一年若しくは平成二百四十二年若しくは平成二百四十三年若しくは平成二百四十四年若しくは平成二百四十五年若しくは平成二百四十六年若しくは平成二百四十七年若しくは平成二百四十八年若しくは平成二百四十九年若しくは平成三百年若しくは平成三百一年若しくは平成三百二年若しくは平成三百三年若しくは平成三百四年若しくは平成三百五年若しくは平成三百六年若しくは平成三百七年若しくは平成三百八年若しくは平成三百九年若しくは平成三百十年若しくは平成三百十一年若しくは平成三百十二年若しくは平成三百十三年若しくは平成三百十四年若しくは平成三百十五年若しくは平成三百十六年若しくは平成三百十七年若しくは平成三百十八年若しくは平成三百十九年若しくは平成四百年若しくは平成四百一年若しくは平成四百二年若しくは平成四百三年若しくは平成四百四年若しくは平成四百五年若しくは平成四百六年若しくは平成四百七年若しくは平成四百八年若しくは平成四百九年若しくは平成四百十年若しくは平成四百十一年若しくは平成四百十二年若しくは平成四百十三年若しくは平成四百十四年若しくは平成四百十五年若しくは平成四百十六年若しくは平成四百十七年若しくは平成四百十八年若しくは平成四百十九年若しくは平成五百年若しくは平成五百一年若しくは平成五百二年若しくは平成五百三年若しくは平成五百四年若しくは平成五百五年若しくは平成五百六年若しくは平成五百七年若しくは平成五百八年若しくは平成五百九年若しくは平成五百十年若しくは平成五百十一年若しくは平成五百十二年若しくは平成五百十三年若しくは平成五百十四年若しくは平成五百十五年若しくは平成五百十六年若しくは平成五百十七年若しくは平成五百十八年若しくは平成五百十九年若しくは平成六百年若しくは平成六百一年若しくは平成六百二年若しくは平成六百三年若しくは平成六百四年若しくは平成六百五年若しくは平成六百六年若しくは平成六百七年若しくは平成六百八年若しくは平成六百九年若しくは平成六百十年若しくは平成六百十一年若しくは平成六百十二年若しくは平成六百十三年若しくは平成六百十四年若しくは平成六百十五年若しくは平成六百十六年若しくは平成六百十七年若しくは平成六百十八年若しくは平成六百十九年若しくは平成七百年若しくは平成七百一年若しくは平成七百二年若しくは平成七百三年若しくは平成七百四年若しくは平成七百五年若しくは平成七百六年若しくは平成七百七年若しくは平成七百八年若しくは平成七百九年若しくは平成七百十年若しくは平成七百十一年若しくは平成七百十二年若しくは平成七百十三年若しくは平成七百十四年若しくは平成七百十五年若しくは平成七百十六年若しくは平成七百十七年若しくは平成七百十八年若しくは平成七百十九年若しくは平成八百年若しくは平成八百一年若しくは平成八百二年若しくは平成八百三年若しくは平成八百四年若しくは平成八百五年若しくは平成八百六年若しくは平成八百七年若しくは平成八百八年若しくは平成八百九年若しくは平成八百十年若しくは平成八百十一年若しくは平成八百十二年若しくは平成八百十三年若しくは平成八百十四年若しくは平成八百十五年若しくは平成八百十六年若しくは平成八百十七年若しくは平成八百十八年若しくは平成八百十九年若しくは平成九百年若しくは平成九百一年若しくは平成九百二年若しくは平成九百三年若しくは平成九百四年若しくは平成九百五年若しくは平成九百六年若しくは平成九百七年若しくは平成九百八年若しくは平成九百九年若しくは平成九百十年若しくは平成九百十一年若しくは平成九百十二年若しくは平成九百十三年若しくは平成九百十四年若しくは平成九百十五年若しくは平成九百十六年若しくは平成九百十七年若しくは平成九百十八年若しくは平成九百十九年若しくは平成百年若しくは平成百一年若しくは平成百二年若しくは平成百三年若しくは平成百四年若しくは平成百五年若しくは平成百六年若しくは平成百七年若しくは平成百八年若しくは平成百九年若しくは平成百十年若しくは平成百十一年若しくは平成百十二年若しくは平成百十三年若しくは平成百十四年若しくは平成百十五年若しくは平成百十六年若しくは平成百十七年若しくは平成百十八年若しくは平成百十九年若しくは平成百二十年若しくは平成百二十一年若しくは平成百二十二年若しくは平成百二十三年若しくは平成百二十四年若しくは平成百二十五年若しくは平成百二十六年若しくは平成百二十七年若しくは平成百二十八年若しくは平成百二十九年若しくは平成百三十年若しくは平成百三十一年若しくは平成百三十二年若しくは平成百三十三年若しくは平成百三十四年若しくは平成百三十五年若しくは平成百三十六年若しくは平成百三十七年若しくは平成百三十八年若しくは平成百三十九年若しくは平成百四十年若しくは平成百四十一年若しくは平成百四十二年若しくは平成百四十三年若しくは平成百四十四年若しくは平成百四十五年若しくは平成百四十六年若しくは平成百四十七年若しくは平成百四十八年若しくは平成百四十九年若しくは平成百五十年若しくは平成百五十一年若しくは平成百五十二年若しくは平成百五十三年若しくは平成百五十四年若しくは平成百五十五年若しくは平成百五十六年若しくは平成百五十七年若しくは平成百五十八年若しくは平成百五十九年若しくは平成百六十年若しくは平成百六十一年若しくは平成百六十二年若しくは平成百六十三年若しくは平成百六十四年若しくは平成百六十五年若しくは平成百六十六年若しくは平成百六十七年若しくは平成百六十八年若しくは平成百六十九年若しくは平成百七十年若しくは平成百七十一年若しくは平成百七十二年若しくは平成百七十三年若しくは平成百七十四年若しくは平成百七十五年若しくは平成百七十六年若しくは平成百七十七年若しくは平成百七十八年若しくは平成百七十九年若しくは平成百八十年若しくは平成百八十一年若しくは平成百八十二年若しくは平成百八十三年若しくは平成百八十四年若しくは平成百八十五年若しくは平成百八十六年若しくは平成百八十七年若しくは平成百八十八年若しくは平成百八十九年若しくは平成百九十年若しくは平成百九十一年若しくは平成百九十二年若しくは平成百九十三年若しくは平成百九十四年若しくは平成百九十五年若しくは平成百九十六年若しくは平成百九十七年若しくは平成百九十八年若しくは平成百九十九年若しくは平成二百年若しくは平成二百一年若しくは平成二百二年若しくは平成二百三年若しくは平成二百四年若しくは平成二百五年若しくは平成二百六年若しくは平成二百七年若しくは平成二百八年若しくは平成二百九年若しくは平成二百十年若しくは平成二百十一年若しくは平成二百十二年若しくは平成二百十三年若しくは平成二百十四年若しくは平成二百十五年若しくは平成二百十六年若しくは平成二百十七年若しくは平成二百十八年若しくは平成二百十九年若しくは平成三百年若しくは平成三百一年若しくは平成三百二年若しくは平成三百三年若しくは平成三百四年若しくは平成三百五年若しくは平成三百六年若しくは平成三百七年若しくは平成三百八年若しくは平成三百九年若しくは平成三百十年若しくは平成三百十一年若しくは平成三百十二年若しくは平成三百十三年若しくは平成三百十四年若しくは平成三百十五年若しくは平成三百十六年若しくは平成三百十七年若しくは平成三百十八年若しくは平成三百十九年若しくは平成四百年若しくは平成四百一年若しくは平成四百二年若しくは平成四百三年若しくは平成四百四年若しくは平成四百五年若しくは平成四百六年若しくは平成四百七年若しくは平成四百八年若しくは平成四百九年若しくは平成四百十年若しくは平成四百十一年若しくは平成四百十二年若しくは平成四百十三年若しくは平成四百十四年若しくは平成四百十五年若しくは平成四百十六年若しくは平成四百十七年若しくは平成四百十八年若しくは平成四百十九年若しくは平成五百年若しくは平成五百一年若しくは平成五百二年若しくは平成五百三年若しくは平成五百四年若しくは平成五百五年若しくは平成五百六年若しくは平成五百七年若しくは平成五百八年若しくは平成五百九年若しくは平成五百十年若しくは平成五百十一年若しくは平成五百十二年若しくは平成五百十三年若しくは平成五百十四年若しくは平成五百十五年若しくは平成五百十六年若しくは平成五百十七年若しくは平成五百十八年若しくは平成五百十九年若しくは平成六百年若しくは平成六百一年若しくは平成六百二年若しくは平成六百三年若しくは平成六百四年若しくは平成六百五年若しくは平成六百六年若しくは平成六百七年若しくは平成六百八年若しくは平成六百九年若しくは平成六百十年若しくは平成六百十一年若しくは平成六百十二年若しくは平成六百十三年若しくは平成六百十四年若しくは平成六百十五年若しくは平成六百十六年若しくは平成六百十七年若しくは平成六百十八年若しくは平成六百十九年若しくは平成七百年若しくは平成七百一年若しくは平成七百二年若しくは平成七百三年若しくは平成七百四年若しくは平成七百五年若しくは平成七百六年若しくは平成七百七年若しくは平成七百八年若しくは平成七百九年若しくは平成七百十年若しくは平成七百十一年若しくは平成七百十二年若しくは平成七百十三年若しくは平成七百十四年若しくは平成七百十五年若しくは平成七百十六年若しくは平成七百十七年若しくは平成七百十八年若しくは平成七百十九年若しくは平成八百年若しくは平成八百一年若しくは平成八百二年若しくは平成八百三年若しくは平成八百四年若しくは平成八百五年若しくは平成八百六年若しくは平成八百七年若しくは平成八百八年若しくは平成八百九年若しくは平成八百十年若しくは平成八百十一年若しくは平成八百十二年若しくは平成八百十三年若しくは平成八百十四年若しくは平成八百十五年若しくは平成八百十六年若しくは平成八百十七年若しくは平成八百十八年若しくは平成八百十九年若しくは平成九百年若しくは平成九百一年若しくは平成九百二年若しくは平成九百三年若しくは平成九百四年若しくは平成九百五年若しくは平成九百六年若しくは平成九百七年若しくは平成九百八年若しくは平成九百九年若しくは平成九百十年若しくは平成九百十一年若しくは平成九百十二年若しくは平成九百十三年若しくは平成九百十四年若しくは平成九百十五年若しくは平成九百十六年若しくは平成九百十七年若しくは平成九百十八年若しくは平成九百十九年若しくは平成百年若しくは平成百一年若しくは平成百二年若しくは平成百三年若しくは平成百四年若しくは平成百五年若しくは平成百六年若しくは平成百七年若しくは平成百八年若しくは平成百九年若しくは平成百十年若しくは平成百十一年若しくは平成百十二年若しくは平成百十三年若しくは平成百十四年若しくは平成百十五年若しくは平成百十六年若しくは平成百十七年若しくは平成百十八年若しくは平成百十九年若しくは平成百二十年若しくは平成百二十一年若しくは平成百二十二年若しくは平成百二十三年若しくは平成百二十四年若しくは平成百二十五年若しくは平成百二十六年若しくは平成百二十七年若しくは平成百二十八年若しくは平成百二十九年若しくは平成百三十年若しくは平成百三十一年若しくは平成百三十二年若しくは平成百三十三年若しくは平成百三十四年若しくは平成百三十五年若しくは平成百三十六年若しくは平成百三十七年若しくは平成百三十八年若しくは平成百三十九年若しくは平成百四十年若しくは平成百四十一年若しくは平成百四十二年若しくは平成百四十三年若しくは平成百四十四年若しくは平成百四十五年若しくは平成百四十六年若しくは平成百四十七年若しくは平成百四十八年若しくは平成百四十九年若しくは平成百五十年若しくは平成百五十一年若しくは平成百五十二年若しくは平成百五十三年若しくは平成百五十四年若しくは平成百五十五年若しくは平成百五十六年若しくは平成百五十七年若しくは平成百五十八年若しくは平成百五十九年若しくは平成百六十年若しくは平成百六十一年若しくは平成百六十二年若しくは平成百六十三年若しくは平成百六十四年若しくは平成百六十五年若しくは平成百六十六年若しくは平成百六十七年若しくは平成百六十八年若しくは平成百六十九年若しくは平成百七十年若しくは平成百七十一年若しくは平成百七十二年若しくは平成百七十三年若しくは平成百七十四年若しくは平成百七十五年若しくは平成百七十六年若しくは平成百七十七年若しくは平成百七十八年若しくは平成百七十九年若しくは平成百八十年若しくは平成百八十一年若しくは平成百八十二年若しくは平成百八十三年若しくは平成百八十四年若しくは平成百八十五年若しくは平成百八十六年若しくは平成百八十七年若しくは平成百八十八年若しくは平成百八十九年若しくは平成百九十年若しくは平成百九十一年若しくは平成百九十二年若しくは平成百九十三年若しくは平成百九十四年若しくは平成百九十五年若しくは平成百九十六年若しくは平成百九十七年若しくは平成百九十八年若しくは平成百九十九年若しくは平成二百年若しくは平成二百一年若しくは平成二百二年若しくは平成二百三年若しくは平成二百四年若しくは平成二百五年若しくは平成二百六年若しくは平成二百七年若しくは平成二百八年若しくは平成二百九年若しくは平成二百十年若しくは平成二百十一年若しくは平成二百十二年若しくは平成二百十三年若しくは平成二百十四年若しくは平成二百十五年若しくは平成二百十六年若しくは平成二百十七年若しくは平成二百十八年若しくは平成二百十九年若しくは平成二百二十年若しく

有効な改正前規定（租税特別措置法）

六項		項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法
	及び同法	及び同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法
	又は租税特別措置法	又は租税特別措置法第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法
第四十条の三の第十六項第一号及び第十七項	内部取引価格を第三の第十一項に規定する独立企業間価格	第四十一条の十九の五第十一項に規定する内部取引の対価の額とした額を同項に規定する独立企業間価格
第四十条の三の三第十九項	租税特別措置法	租税特別措置法第四十一条の十九の五第十三項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法
第四十条の三の三第二十項	非居住者の恒久的施設と当該非居住者	居住者の第四十一条の十九の五第一項に規定する事業場等と当該居住者の同項に規定する国外事業所等
	の居住者とされるの事業場等との	に所在するとの
	に係る第一項に規定する	に係る第四十一条の十九の五第一項に規定する
	、当該非居住者	、当該居住者
第四十条の三の四第四項	（略）	（略）
第四十条の三の四第六項	（略）	（略）

⑭　（略）

（支払調書等の提出の特例）

第四十二条の二の二　①　第九条の四の二第二項、第三十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第三十五項又は第三十七条の十四の二第十七項の規定により提出するこれらの規定に規定する調書及び報告書（以下この条において「調書等」という。）のうち、当該調書等の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に提出すべきであつた当該調書等の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が千以上であるものについては、当該調書等を提出すべき者は、これらの規定にかかわらず、当該調書等に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（以下この条において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかによりこれらの規定に規定する税務署長に提供しなければならない。

一・二　（略）

②―④　（略）

（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）

第六四条　①　（柱書略）

一―七　（略）

八　基準法第十一条第一項若しくは漁業法第十九条第一項その他政令で定めるその他の法（令の規定に基づき行う処分に伴う資産の買取り若しくは消滅（価値の減少を含む。）により、又はこれらの規定に基づき行う買取の処分により補償金又は対価を取得する場合

②―⑫　（略）

（清酒等に係る酒税の税率の特例）

第八七条　①　酒税法第七条第七号に規定する清酒、同条第八号に規定する合成清酒、同条第九号に規定する連続式蒸留焼酎、同条第十号に規定する単式蒸留焼酎、同条第十三号に規定する果実酒又は同条第十八号に規定する発泡酒（同法第二十三条第二項第一号又は第二号に掲げるものに該当するものに限る。以下この条において「発泡酒」という。）（以下この条において「清酒等」という。）の製造者のうちその年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この条において同じ。）の開始前一年間における酒類の製造場から移出した酒類（酒税法第二十八条若しくは第二十九条の規定又は第八十七条の六の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）の数量が一万キロリットル以下である酒類の製造者（以下この条において「特例適用製造者」という。）が、平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間に酒類の製造場から清酒等を移出する場合において、その年度の開始前一年間における酒類の製造場から移出した清酒等のそれぞれの酒類の数量（次項において「前年度課税移出数量」という。）が千キロリットル以下であるときは、当該特例適用製造者がその年度に酒類の製造場から移出する清酒等（当該千三百キロリットル以下である清酒等の品目と同じ品目の酒類であるものに限るものとし、当該移出につき同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の二百キロリットルまでのものに係る酒税の税額は、同法第二十三条及び次条の規定にかかわらず、これらの規定により算出した金額に百分の八十（合成清酒及び発泡酒にあつては、百分の九十）を乗じて計算した金額とする。

②　前項の場合において、その年度の前年度課税移出数量が千キロリットルを超え千三百キロリットル以下である年度（以下この項において「特定年度」という。）があるときは、特例適用製造者が当該特定年度に酒類の製造場から移出する清酒等に係る前項の規定の適用については、同項中「が千三百キロリットル以下で」とあるのは「が千キロリットルを超え千三百キロリットル以下である年度（以下この項において「特定年度」という。）が」と、「その年度に」とあるのは「当該特定年度に」と、「当該千三百キロリットル以下」とあるのは「当該千キロリットルを超え千三百キロリットル以下」と、「百分の八十」とあるのは「百分の九十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の九十五」とする。

（低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例）

第八七条の二　平成十八年五月一日以後に輸入され、又は保税地域から引き取られる酒税法第三条第五号に規定する蒸留酒類（同号ホに掲げる酒類及び発泡性を有するものを除く。）及び同条第十一号に規定するリキュール（発泡性を有するものを除く。）でアルコール分（同条第一号に規定するアルコール分をいう。以下この条において同じ。）が十二度未満のもの（リキュールについては、アルコール分が十二度未満のものに限る。）に係る酒税の税率は、同法第二十三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一　アルコール分が九度未満のもの　八万円

二　アルコール分が九度以上十三度未満のもの　八万円にアルコール分が八度を超える一度ごとに一万円を加えた金額

○地方税法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・地方税法等の一部を改正する法律（平成三〇・三・三一法三）

・本則四条（令和二・一〇・一、令和三・一・一施行）

・地方税法等の一部を改正する法律（平成三一・三・三一九法二）

本則三条（令和三・一・一施行）

（道府県民税に関する用語の意義）

第三条①（柱書略）

一―六（略）

七　同一生計配偶者　道府県民税の納税義務者の配偶者でその納税義務者と生計を一にするもの（第三十二条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、当該年度の初日の属する年の前年（以下この条から第四十五条の三までにおいて「前年」という。）の合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。

八（略）

九　扶養親族　道府県民税の納税義務者の親族（その納税義務者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十一条第一項第三号の規定により同号に規定する養護受託者に委託された人でその納税義務者と生計を一にするもの（第三十二条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、前年の合計所得金額が三十八万円以下であるものをいう。

十―十八（略）

②―④（略）

（個人の道府県民民税の非課税の範囲）

第三四条の五①（柱書略）

一（略）

二　障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が百二十五万円を超える場合を除く。）

②③（略）

（所得控除）

第三四条①（柱書略）

一―十（略）

十の二　自己と生計を一にする配偶者（第三十二条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、前年の合計所得金額が百二十三万円以下であるもので控除対象配偶者に該当するものを有する所得割の納税義務者（その配偶者がこの号に規定する所得割の納税義務者としてこの号の規定の適用を受けているものを除き、前年の合計所得金額が千万円以下であるものに限る。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ（柱書略）

(1)　前年の合計所得金額が九十万円以下である配偶者　三十三万円

(2)　前年の合計所得金額が九十万円を超え百二十万円以下である配偶者　三十八万円から当該配偶者の前年の合計所得金額のうち八十三万一円を超える部分の金額（当該超える部分の金額が五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額でないときは、五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額で当該超える部分の金額に満たないもののうち最も多い金額とする。）を控除した金額

(3)　前年の合計所得金額が百二十万円を超える配偶者　三万円

ロ・ハ（略）

十一（略）

②　道府県は、所得割の納税義務者については、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から三十三万円を控除するものとする。

一―三（改正により追加）

③―⑬（略）

（調整控除）

第三七条　道府県は、所得割の納税義務者については、その者の第三十五条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

一（柱書略）

イ（柱書略）

(1)―(6)（略）	
(7)　第三十四条第一項第十号の二に規定する配偶者（前年の合計所得金額が四十五万円未満である場合（三万円に限る。）で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者（当該配偶者が同号に規定する所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円以下である場合には二万円、当該納税義務者として同項の規定の適用を受けているものに限る。）	(i)　当該配偶者の前年の合計所得金額が九百五十万円以上四十五万円未満である場合　三万円 (ii)（略）
(8)(9)（略）	

ロ（略）

二（略）

（個人の道府県民税の申告等）

第四五条の二①（柱書略）

一―七（略）

新八（改正により追加）

八（略、改正後の九）

②―⑥（略）

（たばこ税の課税標準）

第七四条の四①②（略）

③　加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数〇・六を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・四を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

一―三（略）

④（略）

（たばこ税の税率）

第七四条の五　たばこ税の税率は、千本につき九百三十円とする。

（市町村民税に関する用語の意義）

第一九二条①（柱書略）

一―六（略）

七　同一生計配偶者　市町村民税の納税義務者の配偶者でその納税義務者と生計を一にするもの（第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、当該年度の初日の属する年の前年（以下この条、第二百九十五条、第三百十七条から第三百十一条の七の九までにおいて「前年」という。）の合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。

八（略）

九　扶養親族　市町村民税の納税義務者の親族（その納税義務者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法第十一条第一項第三号の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその納税義務者と生計を一にするもの（第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、前年の合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。

十―十四（略）

②―④（略）

（個人の市町村民税の非課税の範囲）

第一九五条①（柱書略）

一（略）

二　障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が百二十五万円を超える場合を除く。）

②③（略）

（所得控除）

第三二四条の二①（柱書略）

一―十（略）

十の二　自己と生計を一にする配偶者（第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、前年の合計所得金額が百二十三万円以下であるもので控除対象配偶者に該当するものを有する所得割の納税義務者（その配偶者がこの号に規定する所得割の納税義務者としてこの号の規定の適用を受けているものを除き、前年の合計所得金額が千万円以下であるものに限る。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ（柱書略）

(1)　前年の合計所得金額が九十万円以下である配偶者　三十三万円

(2)　前年の合計所得金額が九十万円を超え百二十万円以下である配偶者　三十八万円から当該配偶者の前年の合計所得金額のうち八十三万一円を超える部分の金額（当該超える部分の金額が五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額でないときは、五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額で当該超える部分の金額に満たないもののうち最も多い金額とする。）を控除した金額

(3)　前年の合計所得金額が百二十万円を超える配偶者　三万円

ロ・ハ（略）

十一（略）

②　市町村は、所得割の納税義務者については、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得

有効な改正前規定（地方税法）

金額から三十三万円を控除するものとする。

一―三（改正により追加）

③―⑬（略）

（調整控除）

第三一四条の六　市町村は、所得割の納税義務者については、その者の第三百十四条の三の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

一（柱書略）

イ（柱書略）

(1)―(6)（略） (7)　自己と生計を一にする第三百十四条の二第一項第十号の二に規定する配偶者（前年の合計所得金額が四十五万円未満である者に限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの義務者（当該配偶者が同一生計配偶者に該当しないもの）を有する所得割の納税義務者に同一生計配偶者が同号に規定する所得割の納税義務者として同号の規定の適用を受けているものを除き、前年の合計所得金額が千万円以下であるものに限る。） (8)(9)（略）	(i)　当該配偶者の前年の合計所得金額が四十万円以上四十五万円未満である場合　三万円 (ii)（略）

ロ（略）

二（略）

（市町村民税の申告等）

第三一七条の二①（柱書略）

一―七（略）

新八（改正により追加）

八（略）改正後の九）

②―⑨（略）

（たばこ税の課税標準）

第四六七条①②（略）

③　加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・六を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・四を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・四を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

一―三（略）

④（略）

（たばこ税の税率）

第四六八条　たばこ税の税率は、千本につき五千六百九十二円とする。

附則

（個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の非課税の範囲等）

第三条の三①　道府県は、当分の間、道府県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の当該年度の初日の属する年の前年（以下この条、次条第二項から第十一項まで、附則第四条の二第二項から第十一項まで、附則第五条から第三十五条の三の二まで、附則第三十五条の三の二第一項及び第六項、附則第三十五条の四から第四十四条まで並びに附則第四十五条において「前年」という。）の所得について第三十二条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額）以下である者に対しては、第二十四条第一項の規定にかかわらず、道府県民税の所得割、第五十条の二の規定により課する所得割を課することができない。

②　道府県は、当分の間、三十五万円に道府県民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額）が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第二号に掲げる額を同号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額から、控除するものとする。

一―三（略）

③　④　市町村は、当分の間、市町村民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第三百十三条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額）以下である者に対しては、第二百九十四条第一項の規定にかかわらず、市町村民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課することができない。

⑤　市町村は、当分の間、三十五万円に市町村民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額）が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第二号に掲げる額を同号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第三百十四条の五及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一―三（略）

⑥（略）

○土地家屋調査士法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和一・六・一二法二九）本則二条（令和二・二・一一までに施行）

（目的）

第一条 この法律は、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もつて不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする。

（職責）

第一条 土地家屋調査士（以下「調査士」という。）は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

（業務）

第二条①（柱書略）
一―三（略）
四　筆界特定の手続（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第六章第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。次ようにおいて同じ。）についての代理
五・六（略）
七　土地の筆界（不動産登記法第百一十三条第一号に規定する筆界をいう。第二十五条第二項において同じ。）が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続（民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。）をいう。）であつて当該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定するものが行うものについての代理
八（略）
②―⑤（略）

（設立）

第二六条 調査士は、この章の定めるところにより、土地家屋調査士法人（調査士の業務を行うことを目的として、調査士が共同して設立した法人をいう。以下「調査士法人」という。）を設立することができる。

（設立の手続）

第二一条①（調査士法人を設立するには、その社員となろうとする調査士が、共同して定款を定めなければならない。
②③（略）

（解散）

第三九条①（柱書略）
一―八（略）
七（改正により追加）
②　調査士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が二人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。（改正により削られた）
③　調査士法人は、第一項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。（改正後の②）
④（略、改正後の③）

新第三九条の二（改正により追加）

第三九条の二―第三九条の四（略、改正後の第三九条の三―第三九条の五）

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等）

第四一条①（第二条、第二十条から第二十二条まで及び第二十四条の規定は、調査士法人について準用する。
②（略）
③　会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十条から第六百六十三条まで、第六百六十四条から第六百六十七条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十二条、第八百七十三条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、調査士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「土地家屋調査士法第三十九条第一項第三号」と、同法第六百四十一条第四号を第七号とするのは「土地家屋調査士法第五号若しくは第六号又は第七号」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第二項」とあるのは「第三号まで」とあるのは「土地家屋調査士法第三十九条第一項第二号」と、同法第六百七十九条第三項中「第九百七十九条第一項」とあるのは「土地家屋調査士法第四十条第一項」と、同法第六百七十九条第三項中「第五百八十条」とあるのは「土地家屋調査士法第三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「土地家屋調査士法第三十五条の三」と読み替えるものとする。
④⑦（略）

（調査士に対する懲戒）

第四二条 調査士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、当該調査士に対し、次に掲げる処分をすることができる。
一―三（略）

（調査士法人に対する懲戒）

第四三条① 調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、当該調査士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。
一―三（略）
②　調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その従たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長（前項に規定するものを除く。）は、当該調査士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。ただし、当該違反が当該従たる事務所に関するものであるときに限る。
一　戒告
二　当該法務局又は地方法務局の管轄区域内にある当該調査士法人の事務所についての二年以内の業務の全部又は一部の停止

（懲戒の手続）

第四四条① 何人も、調査士又は調査士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、当該調査士又は当該調査士法人の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。
②　前項の規定による通知があつたときは、同項の法務局又は地方法務局の長は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。
③　法務局又は地方法務局の長は、第四十二条第二号又は前条第一項第二号若しくは第三号の処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の八分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
④⑤（略）

（登録取消しの制限等）

第四五条① 法務局又は地方法務局の長は、調査士に対し第四十二条第二号又は第三号に掲げる処分をしようとする場合においては、行政手続法第十五条第一項の通知を発送し、又は同条第三項前段の掲示をした後直ちに調査士会連合会にその旨を通告しなければならない。
②　調査士会連合会は、調査士について前項の通告を受けた場合においては、法務局又は地方法務局の長から第四十二条第二号又は第三号に掲げる処分の手続が結了した旨の通知を受けるまでは、当該調査士について、第十五条第一項第一号又は第十六条第一項各号の規定による登録の取消しをすることができない。

第四五条の二（改正により追加）

（懲戒処分の公告）

第四六条 法務又は地方法務局の長は、第四十二条又は第四十三条の規定により処分をしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

（法務局等の長に対する報告義務）

第五五条 調査士会は、所属の会員が、この法律又はこの法律に基づく命令に違反すると思料するときは、その旨を、その調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に報告しなければならない。

第十章

第六六条の二（改正により追加）

有効な改正前規定（土地家屋調査士法）

有効な改正前規定（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律　動物の愛護及び管理に関する法律）

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・肥料取締法の一部を改正する法律（令和一・一二・四法六二）

附則一二条二号（令和二・一二・三までに施行）

第五五条（他の法令との関係）

一・二　（柱書略）

三　肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第二条第二項に規定する普通肥料

四・五　（略）

○動物の愛護及び管理に関する法律

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・一九法三九）本則一条（令和二・六・一施行）

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第七条①　動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚し、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

②―⑦　（略）

（第一種動物取扱業の登録）

第一〇条①　動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生活学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項、第十二条第一項第七号及び第十一条の四において同じ。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。次項及び第二十四条の二において同じ。）その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節及び第四十六条第一号において「第一種動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（当該業を営もうとする者が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあっては、その長とする。以下この節から第五節まで（第二十五条第四項を除く。）において同じ。）の登録を受けなければならない。

②　（柱書略）

一―五　（略）

六　動物の飼養又は保管のための施設（以下この節及び次条において「飼養施設」という。）を設置しているときは、次に掲げる事項

イ―ハ　（略）

七　（略）

③　（略）

（登録の拒否）

第一二条①　（柱書略）

一・二　（略）

三　第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者

四　第十条第一項の登録を受けた者（以下「第一種動物取扱業者」という。）で法人であるものが第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその第一種動物取扱業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

五の二　（略）（改正により追加）

六　この法律の規定、化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）第八条第二号（同法第九条第五項において準用する同法第七条に係る部分に限る。）若しくは第三号の規定又は狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第二十七条第一号若しくは第二号の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

七　動物の販売を業として営もうとする場合にあつては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第五十七条の二第一号（同法第十二条第一項（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）若しくは第五十八条（希少野生動植物種の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第五十八条第一号（同法第八条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第五十八条第二号（同法第十七条（希少野生動植物種の個体に係る部分に限る。）若しくは第二号（同法第十七条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第六十三条第六号（同法第二十一条第一項（国際希少野生動植物種の個体に係る部分に限る。）、第二項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）、第三項（国際希少野生動植物種の個体の譲渡しは引渡しに係る部分に限る。）又は第六項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第六十五条第一項（同法第五十七条の二第一号、第五十八条第一号若しくは第二号又は第六十三条第六号に係る部分に限る。）の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第八十四条第一項第五号（同法第二十条第一項（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）、第二十三条（加工品は卵に係る部分を除く。）、第二十六条第六項（譲渡し等のうち譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）又は第二十七条（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第八十六条第一項（同法第二十四条第七項に係る部分に限る。）、第八十八条（同法第八十四条第一項第五号又は第八十六条第一号に係る部分に限る。）の規定又は特定外来生物による生態系等等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三十二条第一項（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第四号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）、第三十三条第一号（同法第八条（特定外来生物である動物の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第三十六条（同法第二十二条第一号若しくは第三十六条（同法第二十二条第一号若しくは第四号又は第三十六条（同法第二十二条第一号若しくは第四号に限る。）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

七の二　（改正により追加）

八　法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

九　（改正により追加）

②　（略）

（登録の取消し等）

第一九条①　（柱書略）

一―四　（略）

五　第十二条第一項第一号、第二号、第四号又は第八号から第八号までのいずれかに該当することとなつたとき。

②　（略）

六　（略）

（販売に際しての情報提供の方法等）

第二〇条の四　第一種動物取扱業者のうち犬、猫その他の環境省令で定める動物の販売を業として営む者は、当該動物を販売する場合には、あらかじめ、当該動物を購入しようとする者（第一種動物取扱業者を除く。）に対し、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面によることが困難な場合として環境省令で定める場合には、対面に相当する方法として環境省令で定めるものを含む。）により書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を用いて、当該動物の飼養又は保管の方法、生年月日、当該動物に係る繁殖を行つた者の氏名その他の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものを提供しなければならない。

（動物取扱責任者）

第二二条の五　（改正により追加）

第二二条①　第一種動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、動物取扱責任者を選任しなければならない。

②　動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第七号までに該当する者以外の者でなければならない。

③　第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者が動物取扱責任者研修（都道府県知事が行う動物取扱責任者の動物取扱業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。）

有効な改正前規定（動物の愛護及び管理に関する法律）

④（改正により追加）

を受けさせなければならない。

第二三条の六①（犬猫等の個体に関する帳簿の備付け等） 犬猫等販売業者は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、その所有する犬猫等の個体ごとに、その所有するに至つた日、その販売若しくは引渡しをした日又は死亡した日その他の環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。（改正により削られた）

② 犬猫等販売業者は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 当該期間が開始した日に所有していた犬猫等の種類ごとの数

二 当該期間中に新たに所有するに至つた犬猫等の種類ごとの数

三 当該期間中に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた犬猫等の当該区分ごと及び種類ごとの数

四 当該期間が終了した日に所有していた犬猫等の種類ごとの数

五 その他環境省令で定める事項

③（改正により削られた）

③ 〔略、改正後の本条〕

（勧告及び命令）

第二三条①②（略）

新③（改正により追加）

③ 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。（改正後の④）

⑤（改正により追加）

新**第二四条の二**（改正により追加）

第三章第三節

（第二種動物取扱業の届出）

第二四条の二 飼養施設（環境省令で定めるものに限る。以下この節において「飼養施設」という。）を設置し動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示その他動物の取扱業（動物の愛護及び管理に関する法律第十条第一項の取扱業をいう。）を営んでいる者（第十条第一項の取扱業として環境省令で定めるもの（以下この条において「その他の取扱業」という。）を業として行うことを行おうとする者（第十条第一項の登録を受けるべき者及びその取り扱おうとする動物の数が環境省令で定める数に満たない者を除く。）は、第十五条の規定に基づき環境省令で定める都道府県等が犬又は猫の取扱業を行う場合その他環境省令で定める場合を除き、飼養施設を設置する場所ごとに、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める書類を添えて、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一―七（略）

（改正後の第二四条の二の二）

（準用規定）

第二四条の四（第十六条第二項（第五号に係る部分を除く。）、第二十条、第二十一条、第二十三条（第二項を除く。）及び第二十四条の規定は、第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第二十条中「第十条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二、第二十四条の三及び第二十四条の四において準用する第十六条第二項（第五号に係る部分を除く。）」と、「登録」とあるのは「届出」と、第二十三条第一項中「第二十一条第二項又は第二項」とあるのは「第二十四条の四において準用する第二十一条第二項又は第二項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、第二十四条第一項中「第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二、第二十四条の三並びに第二十四条の四において準用する第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第二十一条及び第二十三条（第二項を除く。）」と、「事業所」とあるのは「飼養施設を設置する場所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。（改正後の①）

②（改正により追加）

第二五条新①（改正により追加）

① 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。（改正後の②）

②（略、改正後の③）

③ 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。（改正後④）

④（改正により追加）

⑤ 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）この長（指定都市の長を除く。）に対し、前三項の規定による勧告又は命令に関し、必要な協力を求めることができる。（改正後の⑥）

⑥（改正により追加）

第三章第五節

第二五条の二（改正により追加）

（特定動物の飼養又は保管の許可）

第二六条① 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定めるものの飼養又は保管に起因した騒音、悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。（改正後の②）

②（略、改正後の③）

③ 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。（改正後④）

④（改正により追加）

⑤ 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）この長（指定都市の長を除く。）に対し、前三項の規定による勧告又は命令に関し、必要な協力を求めることができる。（改正後の⑥）

⑥（改正により追加）

第三章第五節

第二五条の二（改正により追加）

（許可の基準）

第二七条①（柱書略）

新一・二（改正により追加）

② 〔略、改正後の二・三〕

（許可の取消し）

第二九条（柱書略）

一・二（略）（改正により追加）

三 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七条第一項第一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

四 〔略〕

（変更の許可等）

第二八条① 第二十六条第一項の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者（以下「特定動物飼養者」という。）は、同条第一項第二号又は第四号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

②（略）

③ 特定動物飼養者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第二十六条第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたときは、その日から二十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（許可の取消し）

第二九条（柱書略）

一・二（略）（改正により追加）

三 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七条第一項第一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

四 〔略〕

第六節 動物愛護推進員（改正により削られた）

第三八条① 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

② 〔略〕

（動物を殺す場合の方法）

第四〇条①②（略）

③（改正により追加）

第四一条の二（獣医師による通報）

獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、都道府県知事その他の関係機関に通報するよう努めなければならない。

（地方公共団体への情報提供等）

第四一条の四 国は、動物愛護及び管理に関する施策の適切かつ円滑な実施に資するよう、動物愛護推進員の設置、動物愛護推進員に関する研修の実施及び動物の愛護及び管理に関する地方公共団体の職員を対象とする研修の実施等に関する情報の提供、技術的な助言その他の必要な施策を講ずるよう努めるところにより、環境省令で定める書類を添えて、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一―七（略）

（改正後の第二四条の二の二）

（準用規定）

第二四条の四（第十六条第二項（第五号に係る部分を除く。）、第二十条、第二十一条、第二十三条（第二項を除く。）及び第二十四条の規定は、第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第二十条中「第十条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二、第二十四条の三及び第二十四条の四において準用する第十六条第二項（第五号に係る部分を除く。）」と、「登録」とあるのは「届出」と、第二十三条第一項中「第二十一条第二項又は第二項」とあるのは「第二十四条の四において準用する第二十一条第二項又は第二項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、第二十四条第一項中「第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二、第二十四条の三並びに第二十四条の四において準用する第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第二十一条及び第二十三条（第二項を除く。）」と、「事業所」とあるのは「飼養施設を設置する場所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。（改正後の①）

②（改正により追加）

第二七条①（柱書略）

新一・二（改正により追加）

② 〔略、改正後の二・三〕

（許可の取消し）

第二九条（柱書略）

一・二（略）（改正により追加）

三 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七条第一項第一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

四 〔略〕

第六節 動物愛護推進員

第三八条① 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

② 〔略〕

（動物を殺す場合の方法）

第四〇条①②（略）

③（改正により追加）

第四一条の二（獣医師による通報）

獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、都道府県知事その他の関係機関に通報するよう努めなければならない。

（地方公共団体への情報提供等）

第四一条の四 国は、動物愛護及び管理に関する施策の適切かつ円滑な実施に資するよう、動物愛護推進員の設置、動物愛護推進員に関する研修の実施及び動物の愛護及び管理に関する地方公共団体の職員を対象とする研修の実施等に関する情報の提供、技術的な助言その他の必要な施策を講ずるよう努

等の職名を有する職員（次項及び第四十一条の四において「動物愛護推進員」という。）を置くことができる。

② 動物愛護推進員は、職員は、当該地方公共団体の職員に対して獣医師等動物の適切な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもつて充てる。

（犬及び猫の引取り）

第三五条①（略）

② 第一項本文及び前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。

④―⑧（略）

（犬及び猫の繁殖制限）

第三七条① 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

② 〔略〕

第四章の二（第三七条の二・第三七条の三）（改正により追加）

めるものとする。

第四一条の五（改正により追加）

第四三条（**審議会の意見の聴取**）環境大臣は、基本指針の策定、第七条第七項、第十二条第一項（第二十一条第一項（第二十四条の四において準用する場合を含む。）、第二十七条第一項第一号若しくは第四十一条第四項の基準の設定、第二十五条第一項若しくは第三項の事態の設定又は第三十五条第七項（第三十六条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四十条第二項の定めをしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。これらの基本指針、基準、事態又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第四四条①　愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

②　愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、百万円以下の罰金に処する。

③　愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。

④　〔略〕

第四五条（柱書略）

一　第二十六条第一項の規定に違反して許可を受けないで特定動物を飼養し、又は保管した者

二　〔略〕

三　第二十八条第一項の規定に違反して第二十六条第三項第二号又は第四号から第七号までに掲げる事項を変更した者

第四六条（柱書略）

一―三　〔略〕

四　第二十三条第三項又は第三十二条の規定による命令に違反した者

第四六条の二　第二十五条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四七条（柱書略）

一　第十四条第一項から第三項まで、第二十四条の二、第二十四条の三第一項又は第二十八条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第二十二条の六第三項の規定による命令に違反して、検案書又は死亡診断書を提出しなかつた者

三　第二十四条第一項（第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。）又は第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四　第二十四条の四において読み替えて準用する第二十三条第三項の規定による命令に違反した者

第四八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　〔略〕

二　第四十四条又は前三条　各本条の罰金刑

第四九条（柱書略）

一　第十六条第一項（第二十四条の四において準用する場合を含む。）、第二十二条の六第二項又は第二十四条の三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第二十三条の六第一項の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

○宗教法人法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和・一二・一二**法七一**）本則六七条（令和三・三・一〇までに施行）

第六五条（**商業登記法の準用**）商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第十五条まで（登記所及び登記官、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十二条の二まで、第二十四条（〔第十五号及び第十六号を除く。〕、第三十六条、第三十七条（登記簿等、登記手続の通則及び同一の所在場所における同一商号の登記の禁止）、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十三条、第十三条（株式会社の登記）並びに第百三十二条から第百四十八条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定は、この章の規定による登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「宗教法人法第五十九条第三項各号」と、同法第七十一条第一項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）」とあるのは「宗教法人法第四十九条第二項の規定による清算人」と読み替えるものとする。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一一**法七一**）本則一五条（令和三・三・一〇までに施行）

（商業登記法の準用）

第三〇条　商業登記法（昭和三八年法律第百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十七条まで、第三十三条、第四十九条から第五十二条まで、第八十二条、第八十三条及び第百十二条から第百四十八条までの規定は、一般社団法人等に関する登記について準用する。この場合において、これらの規定（同法第二十七条及び第三十三条第一項中「本店」とある部分を除く）中「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、同法第一条の三及び第二十四条第一号中「営業所」とあるのは「事務所」と、同法第二十条及び第三十三条第一項中「営業所（会社にあっては、本店。以下この条において同じ。）の」とあり、並びに同法第二十七条並びに第三十三条第一項第四号及び第二項中「営業所の」とあるのは「主たる事務所の」と、同条第一項第四号中「営業所を」とあるのは「主たる事務所を」と、同法第七十二条中「会社法第四百七十二条第一項本文」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成一八年法律第四十八号）第百四十九条第一項本文又は第二百三条第一項本文」と読み替えるものとする。

○信託法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一一**法七一**）本則一七条（令和三・三・一〇までに施行）

（商業登記法及び民事保全法の準用）

第一四七条　限定責任信託の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで、第十七条から第十九条の二まで、第二十条第一項及び第二項、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第百三十三条から第百三十七条まで並びに第百三十九条から第百四十八条まで並びに民事保全法第五十六条の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十一条第一項中「本店」とあるのは「事務処理地」（信託法（平成十八年法律第百八号）第二百十六条第二項第四号に規定する事務処理地をいう。以下同じ。）と、「移転した」とあるのは「変更した」と、同項並びに同法第五十二条第一項、第三項及び第五項中「新所在地」とあるのは「新事務処理地」と、同法第五十一条第一項並びに第五十二条中「旧所在地」とあるのは「旧事務処理地」と、同法第七十一条第一項中「解散」とあるのは「限定責任信託の終了」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「限定責任信託の受託者又は清算受託者」と、「法人の本店又は主たる事務所の所在地」とあるのは「限定責任信託の事務処理地（信託法（平成十八年法律第百八号）第二百十六条第二項第四号に規定する事務処理地をいう。）」と読み替えるものとする。

○戸籍法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・戸籍法の一部を改正する法律（令和一・五・三**法一七**）本則（令和二・五・一施行）

第一四条【職権による戸籍の訂正】①　戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があることを発見した場合には、市町村長は、遅滞なく届出人又は届出事件の本人にその旨を通知しなければならない。但し、その錯誤又は遺漏が市町村長の過誤によるものであるときは、この限りでない。

②　前項の通知をすることができないとき、又は通知をしても戸籍訂正の申請をする者がないときは、市町村長は、管轄法務局又は地方法務局の長の許可を得て、戸籍の訂正をすることができる。前項ただし書の場合も、同様である。

③　（略）（改正により追加）

新③　（略）（改正後の④）

第四四条【届出の催告】①②　（略）

③　第二十四条第三項の規定は、前項の催告をすることができない場合及び催告をしても届出をしない場合に、同条第三項の規定は、裁判所その他の官庁、検察官又は吏員がその職務上届出を怠った者があることを知った場合にこれを準用する。（改正後の④）

第八七条【届出義務者】①　（略）

②　死亡の届出は、同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人及び任意後見人も、これをすることができる。

○外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一一**法七一**）本則一条（令和三・三・一〇までに施行）

（商業登記法の準用）

第四条　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第十条、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十六条、第二十七条（第百二十八条、第百三十条第一項及び第三項並びに第百三十二条から第百四十八条までの規定は、日本に事務所を設けた外国法人の登記について準用する。

有効な改正前規定（一般社団法人・一般財団法人法　信託法　戸籍法　外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律）

○会社法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三〇・一二・一四　附則一〇条（令和二・一二・一三までに施行）

法九五

（欠格事由）

第九四三条（柱書略）

一　この節の規定若しくは農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十七条の四第五項、金融商品取引法（公認会計士法第三十四条の二十第六項及び第三十四条の二十三第四項、消費生活協同組合法（昭和二十七年法律第百二十一号）第三十三条第七項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百三十一条第五項、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三十三条第七項（輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）第二十条並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和二十二年法律第百五十五号）第五条の二十第四項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の二十八第六項（同法第四十三条第三項において準用する場合を含む。）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）第五十五条第三項、司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第四十五条の二第四項、地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第四十五条の二第四項、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十一条第九項、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十三条の二十の二第六項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十五条第二項（同法第五十九条において準用する場合を含む。）及び第百八十六条の二第四項、税理士法第四十八条の十九の二第六項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十七条の四第四項、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第十五条第六項（同法第十九条の六において準用する場合を含む。）、中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第五十五条第五項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百七号）第九十一条の四第四項、技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第十六条第八項、農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第三百四十号）第八十八条の八第七項（同法第四十九条の九第七項において準用する場合の三第四項、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二十五条の二十三の二第六項、森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第八条の二第五項、銀行法第四十九条の二第二項、保険業法（平成七年法律第百五号）第六十七条の二及び第二百十条第三項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百十号）第百九十四条第四項、弁理士法（平成二年法律第四十九号）第五十三条の二第六項、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十六条の二第四項、信託業法第五十七条第六項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十三条並びに資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二十条第四項、第六十一条第七項及び第六十三条の二十第七項（以下この節において「電子公告関係規定」と総称する。）において準用する第九百五十五条第一項の規定又はこの節の規定に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

二・三　（略）

○商業登記法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一）**法七一**）本則六条（令和三・三・一〇までに施行）

（印鑑証明）

第二条①　第二十条の規定により印鑑を登記所に提出した者又は支配人、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により会社につき選任された破産管財人若しくは保全管理人、民事再生法（平成十一年法律第百二十五号）の規定により会社につき選任された管財人若しくは保全管理人、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定により選任された管財人若しくは保全管理人若しくは外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）の規定により会社につき選任された承認管財人若しくは保全管理人でその印鑑を登記所に提出した者は、手数料を納付して、その印鑑の証明書の交付を請求することができる。

②　（略）

（電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明）

第二二条の二①　前条第二項に規定する者（以下この条において「印鑑提出者」という。）は、印鑑を提出した登記所が法務大臣の指定するものであるときは、この条に規定するところにより次の事項（第二号の期間については、法務省令で定めるものに限る。）の証明を請求することができる。ただし、代表権の制限その他の事項でこの項の規定による証明に適しないものとして法務省令で定めるものがあるときは、この限りでない。

一　電磁的記録に記録することができる情報が印鑑提出者の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であって、当該情報が他の情報に改変されているかどうかを確認することができる等印鑑提出者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして法務省令で定めるものについて、当該印鑑提出者が当該措置を講じたものであることを確認するために必要な事項

二　（略）

②　（略）

③　第一項の規定により証明を請求した印鑑提出者は、併せて、自己に係る登記事項であって法務省令で定めるものの証明を請求することができる。

④　第一項の規定により証明を請求する印鑑提出者は、政令で定める場合を除くほか、手数料を納付しなければならない。

⑤　第一項及び第三項の規定による証明は、法務大臣の指定する登記所の登記官が行う。ただし、これらの規定による証明の請求は、第一項の登記所を経由して行わなければならない。

⑥　第一項及び前項の指定は、告示をしなければならない。

⑦　第一項の規定により証明を請求した印鑑提出者が同号の期間中において同項第二号の事項が当該印鑑提出者が同号の措置を講じたものであることを確認するために必要な事項でなくなったときは、第五項本文の登記所に対し、第一項の登記所を経由して、その旨を届け出ることができる。

⑧⑨　（略）

（印鑑の提出）

第二〇条①　登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならない。改印したときも、同様とする。

②　前項の規定は、委任による代理人によって登記の申請をする場合には、委任をした者又はその代表者について適用する。

③　前二項の規定は、会社の支店の所在地においてする登記の申請については、適用しない。

第二四条（柱書略）

一　（略）

四　申請の権限を有しない者の申請によるとき。

五・六　（略）

七　第二十条の規定による印鑑の提出がないとき、又は申請書、委任による代理人の権限を証する書面若しくは第三十条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する議人の承諾書に押された印鑑が第二十条の規定により提出された印鑑と異なるとき。（改正により削られた）

八―十六　（略、改正後の七―十五）

（提訴期間経過後の登記）

第二五条①　登記すべき事項につき訴えをもってのみ主張することができる無効又は取消しの原因がある場合において、その訴えがその提起期間内に提起されなかったときは、前条第十号の規定は、適用しない。

②③　（略）

（申請の却下）

第二四条（柱書略）

一―三　（略）

四　申請の権限を有しない者の申請によるとき。

五・六　（略）

七　第二十条の規定による印鑑の提出がないとき、又は申請書、委任による代理人の権限を証する書面若しくは第三十条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する議人の承諾書に押された印鑑が第二十条の規定により提出された印鑑と異なるとき。（改正により削られた）

八―十六　（略、改正後の七―十五）

（本店移転の登記）

第五一条①　本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記の申請は、旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。第二十条第一項又は第二項の規定により新所在地を管轄する登記所にする印鑑の提出も、同様とする。

②③　（略）

第八二条①―③（略）

④ 申請書の添付書面に関する規定並びに第二十条第一項及び第二項の規定は、本店の所在地における第一項の登記の申請については、適用しない。

第八七条①②（略）

③ 第一項の登記の申請書には、登記所において作成した吸収分割会社又は新設分割会社の代表取締役（指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役）の印鑑の証明書を添付しなければならない。この場合においては、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。

（同時申請）

第九一条①②（略）

③ 第一項の登記の申請書には、登記所において作成した株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社の代表取締役（指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役）の印鑑の証明書を添付しなければならない。この場合においては、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。

○犯罪による収益の移転防止に関する法律

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・七法二八）附則二四条（令和二・六・六までに施行）

（定義）

第二条①（略）

②（柱書略）

一―三十（略）

三十一　資金決済に関する法律第二条第八項に規定する仮想通貨交換業者

三十二―四十七（略）

③（略）

第三〇条①　他人になりすまして第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者（以下この項において「仮想通貨交換業者」という。）との間における仮想通貨交換契約（資金決済に関する法律第二条第七項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、仮想通貨交換業者において仮想通貨交換契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「仮想通貨交換用情報」という。）の提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、仮想通貨交換用情報の提供を受けた者も、同様とする。

②　相手方に前項前段の目的があることの情を知つて、その者に仮想通貨交換用情報を提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、仮想通貨交換用情報を提供した者も、同様とする。

③④（略）

○麻薬及び向精神薬取締法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・九・一法六三）本則五条（令和二・九・一施行）

（麻薬取締官及び麻薬取締員）

第五四条①④（略）

⑤　麻薬取締官は、厚生労働大臣の指揮監督を受け、麻薬取締員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、この法律、大麻取締法、あへん法、覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第三百五十二号）若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）に違反する罪若しくは医薬品医療機器等法に違反する罪（医薬品医療機器等法第八十三条の九、第八十四条第二十五号（医薬品医療機器等法第七十三条の七第一項及び第二項の規定に係る部分に限る。）及び第七十六条の七第一項及び第二項の規定に係る部分に限る。）及び第二十六号、第八十五条第六号、第九号及び第十号、第八十六条第一項第二十三号及び第二十四号並びに第八十七条第十三号（医薬品医療機器等法第七十六条の八第一項の規定に係る部分に限る。）及び第十五号（以下この項において「第八十三条の九等の規定」という。）並びに第九十条（第八十三条の九等の規定に係る部分に限る。）の罪に限る。）、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第十四章に定める罪又は麻薬、あへん若しくは覚醒剤の中毒により犯された罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察員として職務を行う。

⑥―⑧（略）

○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・五法二四）本則四条（令和二・六・一施行）

第二章

第二節　事業主の講ずべき措置

（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）

第一一条①（略）

新②③（改正により追加）

②厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。（改正後の④）

③（略、改正後の⑤）

新**第一一条の二**（改正により追加）

（職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）

第一一条の二①（略）

新②（改正により追加）

②厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。（改正後の③）

③（略、改正後の④）

（改正後の**第一一条の三**）

第一一条の四（改正により追加）

第一三条の二（改正により追加）

第三章

第一節　紛争の解決の援助

（紛争の解決の促進に関する特例）

第一六条　第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項、第十一条の二第一項、第十二条及び第十三条第一項に定める事項について労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成一三年法律第百十二号）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条までに定めるところによる。

（紛争の解決の援助）

第一七条①（略）

②事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（調停の委任）

第一八条①（略）

②前条第①項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

第二〇条①　委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。（改正後の本条）

②　委員会は、第十一条第一項及び第十一条の二第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動又は同項に規定する言動を行ったとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。（改正により削られた）

（公表）

第三〇条　厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十一条の二第一項、第十二条及び第十三条第一項、第十一条の二第一項、第十一条の二第二項に規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（船員に関する特例）

第三一条①　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第四項及び第五項（同条第六項、第十条第二項、第十一条第二項、第十一条の二第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）第十条第二項、第十一条の二第二項、第十三条第三項並びに前三条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第四条第四項（同条第六項、第十一条第二項、第十一条第三項、第十一条の二第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）第十一条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第十一条第一項、第十一条の二第一項、第十一条第二項、第十一条の二第二項、第十三条第三項及び第十三条第三項並びに前三条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第四条第四項（同条第六項、第十一条第二項、第十一条第三項、第十一条の二第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第十条第二号、第七条第十一号、第十一条の二第一項、第十二条及び第二十九条、第十六条第六項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第九条第三項中「労働基準法（昭和二二年法律第四九号）又は同項若しくは同条第二項の規定による休業を請求し、又は同条第六十五条第一項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法（昭和二二年法律第百号）第八十七条第一項又は第二項の規定によって作業に従事しなかったこと」と、第十一条の二第一項中「労働基準法第六十五条第一項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法第八十七条第一項又は第二項の規定によって作業に従事しなかったこと」と、第十七条第一項及び第十九条第三項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、第十八条第一項中「第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「第二十一条第三項のあっせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。

②―⑤（略）

（適用除外）

第三二条　第二章第一節及び第三節、前章、第二十九条並びに第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節の規定は、一般職の国家公務員（行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二七年法律第三百五十七号）第二条第二号の職員を除く。）、裁判官及び裁判所職員臨時措置法（昭和二一年法律第百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和二九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員に関しては適用しない。

附則

②（改正により追加）

○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和一・一二・二七厚労八八二）本則四条（令和二・六・一施行）

（法第十一条の二第一項の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由）

第二条の三　法第十一条の二第一項の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由は、次のとおりとする。

一―九（略）

第二条の五（改正により追加）

（機会均等調停会議の庶務）

第五条　機会均等調停会議の庶務は、当該都道府県労働局雇用環境・均等部、北海道労働局、東京労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局以外の都道府県労働局においては、雇用環境・均等室）において処理する。

（関係当事者等からの事情聴取等）

第六条①　法第二十条第一項又は第三項の規定により委員会から出頭を求められた者は、機会均等調停会議に出頭しなければならない。この場合において、当該出頭を求められた者は、主任調停委員の許可を得て、補佐人を伴って出頭することができる。

②（略）

③　法第二十条第一項又は第二項の規定により委員会から出頭を求められた者は、主任調停委員の許可を得て当該事件について意見を述べることができる。この場合において、法第二十条第一項の規定により委員会から出頭を求められた者は、主任調停委員の許可を得て他人に代理させることができる。

④（略）

（文書等の提出）

第九条　委員会は、当該事件の事実の調査のために必要があると認めるときは、関係当事者に対し、当該事件に関係のある文書

有効な改正前規定（男女雇用機会均等法　男女雇用機会均等法施行規則）

又は物件の提出を求めることができる。

（調停手続の実施の委任）

第一〇条①（略）

② 委員会は、必要があると認めるときは、当該事件の事実の調査を都道府県労働局雇用環境・均等部（北海道労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局以外の都道府県労働局にあっては、雇用環境・均等室）の職員に委嘱することができる。

附則

②（改正により追加）

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・五法二四）本則六条（令和二・六・一施行）

（定義）

第一条 この法律（第一号に掲げる用語にあつては、第九条の三並びに第六十一条第三十三項及び第三十四項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 育児休業 労働者（日々雇用される者を除く。以下この条、次章から第八章まで、第二十一条から第二十六条まで、第二十八条、第二十九条及び第十一章において同じ。）が、次章に定めるところにより、その子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により労働者が当該労働者と共に同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該労働者が現に監護するもの。児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一号に規定する養子縁組里親であるが労働者に委託されている児童及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。第四号及び第六十一条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）を除き、以下同じ。）を養育するために利用する休業をいう。

二―五（略）

第九章 事業主が講ずべき措置

（職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）

第二五条（略、改正後の①）

②（改正により追加）

第二五条の二（改正により追加）

（指針）

第二八条 厚生労働大臣は、第二十一条から前条までの規定に基づき事業主が講ずべき措置及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために事業主が講ずべきその他の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

（職業家庭両立推進者）

第二九条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、第二十一条から第二十五条までに定める措置及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために講ずべきその他の措置の適切かつ有効な実施を図るための業務を担当する者を選任するように努めなければならない。

第十一章

第一節 紛争の解決の援助

（紛争の解決の援助）

第三〇条の四①（略）

② 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（調停の委任）

第三〇条の五①（略）

② 前条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

（調停）

第三一条の六 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十九条、第十一条第一項及び第二十一条から第二十六条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九条第一項中「前条第一項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条第一項中「関係当事者」とあるのは「関係当事者及び同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人」と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条の五第一項」と読み替えるものとする。

（公表）

第五二条の二 厚生労働大臣は、第六条第一項（第十二条第二項、第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項において準用する場合を含む。）、第十六条の八第一項、第十七条第一項、第十八条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第三項及び第十八条の三第一項、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第四十八条第一項、第四十九条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条第一項、第五十三条第一項、第五十四条第一項、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十七条第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項、第六十条第一項、第六十一条第一項、第六十二条第一項、第六十三条第一項、第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第六十七条第一項、第六十八条第一項、第六十九条第一項、第七十条第一項、第七十一条第一項、第七十二条第一項、第七十三条第一項、第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十七条第一項、第七十八条第一項、第七十九条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十二条第一項、第八十三条第一項、第八十四条第一項、第八十五条第一項、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項、第八十九条第一項、第九十条第一項、第九十一条第一項、第九十二条第一項、第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項、第九十六条第一項、第九十七条第一項、第九十八条第一項、第九十九条第一項、第百条第一項、第百一条第一項、第百二条第一項、第百三条第一項、第百四条第一項、第百五条第一項、第百六条第一項、第百七条第一項、第百八条第一項、第百九条第一項、第百十条第一項、第百十一条第一項、第百十二条第一項、第百十三条第一項、第百十四条第一項、第百十五条第一項、第百十六条第一項、第百十七条第一項、第百十八条第一項、第百十九条第一項、第百二十条第一項、第百二十一条第一項、第百二十二条第一項、第百二十三条第一項、第百二十四条第一項、第百二十五条第一項、第百二十六条第一項、第百二十七条第一項、第百二十八条第一項、第百二十九条第一項、第百三十条第一項、第百三十一条第一項、第百三十二条第一項、第百三十三条第一項、第百三十四条第一項、第百三十五条第一項、第百三十六条第一項、第百三十七条第一項、第百三十八条第一項、第百三十九条第一項、第百四十条第一項、第百四十一条第一項、第百四十二条第一項、第百四十三条第一項、第百四十四条第一項、第百四十五条第一項、第百四十六条第一項、第百四十七条第一項、第百四十八条第一項、第百四十九条第一項、第百五十条第一項、第百五十一条第一項、第百五十二条第一項、第百五十三条第一項、第百五十四条第一項、第百五十五条第一項、第百五十六条第一項、第百五十七条第一項、第百五十八条第一項、第百五十九条第一項、第百六十条第一項、第百六十一条第一項、第百六十二条第一項、第百六十三条第一項、第百六十四条第一項、第百六十五条第一項、第百六十六条第一項、第百六十七条第一項、第百六十八条第一項、第百六十九条第一項、第百七十条第一項、第百七十一条第一項、第百七十二条第一項、第百七十三条第一項、第百七十四条第一項、第百七十五条第一項、第百七十六条第一項、第百七十七条第一項、第百七十八条第一項、第百七十九条第一項、第百八十条第一項、第百八十一条第一項、第百八十二条第一項、第百八十三条第一項、第百八十四条第一項、第百八十五条第一項、第百八十六条第一項、第百八十七条第一項、第百八十八条第一項、第百八十九条第一項、第百九十条第一項、第百九十一条第一項、第百九十二条第一項、第百九十三条第一項、第百九十四条第一項、第百九十五条第一項、第百九十六条第一項、第百九十七条第一項、第百九十八条第一項、第百九十九条第一項、第二百条第一項、第二百一条第一項、第二百二条第一項、第二百三条第一項、第二百四条第一項、第二百五条第一項、第二百六条第一項、第二百七条第一項、第二百八条第一項、第二百九条第一項、第二百十条第一項、第二百十一条第一項、第二百十二条第一項、第二百十三条第一項、第二百十四条第一項、第二百十五条第一項、第二百十六条第一項、第二百十七条第一項、第二百十八条第一項、第二百十九条第一項、第二百二十条第一項、第二百二十一条第一項、第二百二十二条第一項、第二百二十三条第一項、第二百二十四条第一項、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項、第二百二十七条第一項、第二百二十八条第一項、第二百二十九条第一項、第二百三十条第一項、第二百三十一条第一項、第二百三十二条第一項、第二百三十三条第一項、第二百三十四条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十六条第一項、第二百三十七条第一項、第二百三十八条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十条第一項、第二百四十一条第一項、第二百四十二条第一項、第二百四十三条第一項、第二百四十四条第一項、第二百四十五条第一項、第二百四十六条第一項、第二百四十七条第一項、第二百四十八条第一項、第二百四十九条第一項、第二百五十条第一項、第二百五十一条第一項、第二百五十二条第一項、第二百五十三条第一項、第二百五十四条第一項、第二百五十五条第一項、第二百五十六条第一項、第二百五十七条第一項、第二百五十八条第一項、第二百五十九条第一項、第二百六十条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十二条第一項、第二百六十三条第一項、第二百六十四条第一項、第二百六十五条第一項、第二百六十六条第一項、第二百六十七条第一項、第二百六十八条第一項、第二百六十九条第一項、第二百七十条第一項、第二百七十一条第一項、第二百七十二条第一項、第二百七十三条第一項、第二百七十四条第一項、第二百七十五条第一項、第二百七十六条第一項、第二百七十七条第一項、第二百七十八条第一項、第二百七十九条第一項、第二百八十条第一項、第二百八十一条第一項、第二百八十二条第一項、第二百八十三条第一項、第二百八十四条第一項、第二百八十五条第一項、第二百八十六条第一項、第二百八十七条第一項、第二百八十八条第一項、第二百八十九条第一項、第二百九十条第一項、第二百九十一条第一項、第二百九十二条第一項、第二百九十三条第一項、第二百九十四条第一項、第二百九十五条第一項、第二百九十六条第一項、第二百九十七条第一項、第二百九十八条第一項、第二百九十九条第一項、第三百条第一項、第三百一条第一項、第三百二条第一項、第三百三条第一項、第三百四条第一項、第三百五条第一項、第三百六条第一項、第三百七条第一項、第三百八条第一項、第三百九条第一項、第三百十条第一項、第三百十一条第一項、第三百十二条第一項、第三百十三条第一項、第三百十四条第一項、第三百十五条第一項、第三百十六条第一項、第三百十七条第一項、第三百十八条第一項、第三百十九条第一項、第三百二十条第一項、第三百二十一条第一項、第三百二十二条第一項、第三百二十三条第一項、第三百二十四条第一項、第三百二十五条第一項、第三百二十六条第一項、第三百二十七条第一項、第三百二十八条第一項、第三百二十九条第一項、第三百三十条第一項、第三百三十一条第一項、第三百三十二条第一項、第三百三十三条第一項、第三百三十四条第一項、第三百三十五条第一項、第三百三十六条第一項、第三百三十七条第一項、第三百三十八条第一項、第三百三十九条第一項、第三百四十条第一項、第三百四十一条第一項、第三百四十二条第一項、第三百四十三条第一項、第三百四十四条第一項、第三百四十五条第一項、第三百四十六条第一項、第三百四十七条第一項、第三百四十八条第一項、第三百四十九条第一項、第三百五十条第一項、第三百五十一条第一項、第三百五十二条第一項、第三百五十三条第一項、第三百五十四条第一項、第三百五十五条第一項、第三百五十六条第一項、第三百五十七条第一項、第三百五十八条第一項、第三百五十九条第一項、第三百六十条第一項、第三百六十一条第一項、第三百六十二条第一項、第三百六十三条第一項、第三百六十四条第一項、第三百六十五条第一項、第三百六十六条第一項、第三百六十七条第一項、第三百六十八条第一項、第三百六十九条第一項、第三百七十条第一項、第三百七十一条第一項、第三百七十二条第一項、第三百七十三条第一項、第三百七十四条第一項、第三百七十五条第一項、第三百七十六条第一項、第三百七十七条第一項、第三百七十八条第一項、第三百七十九条第一項、第三百八十条第一項、第三百八十一条第一項、第三百八十二条第一項、第三百八十三条第一項、第三百八十四条第一項、第三百八十五条第一項、第三百八十六条第一項、第三百八十七条第一項、第三百八十八条第一項、第三百八十九条第一項、第三百九十条第一項、第三百九十一条第一項、第三百九十二条第一項、第三百九十三条第一項、第三百九十四条第一項、第三百九十五条第一項、第三百九十六条第一項、第三百九十七条第一項、第三百九十八条第一項、第三百九十九条第一項、第四百条第一項、第四百一条第一項、第四百二条第一項、第四百三条第一項、第四百四条第一項、第四百五条第一項、第四百六条第一項、第四百七条第一項、第四百八条第一項、第四百九条第一項、第四百十条第一項、第四百十一条第一項、第四百十二条第一項、第四百十三条第一項、第四百十四条第一項、第四百十五条第一項、第四百十六条第一項、第四百十七条第一項、第四百十八条第一項、第四百十九条第一項、第四百二十条第一項、第四百二十一条第一項、第四百二十二条第一項、第四百二十三条第一項、第四百二十四条第一項、第四百二十五条第一項、第四百二十六条第一項、第四百二十七条第一項、第四百二十八条第一項、第四百二十九条第一項、第四百三十条第一項、第四百三十一条第一項、第四百三十二条第一項、第四百三十三条第一項、第四百三十四条第一項、第四百三十五条第一項、第四百三十六条第一項、第四百三十七条第一項、第四百三十八条第一項、第四百三十九条第一項、第四百四十条第一項、第四百四十一条第一項、第四百四十二条第一項、第四百四十三条第一項、第四百四十四条第一項、第四百四十五条第一項、第四百四十六条第一項、第四百四十七条第一項、第四百四十八条第一項、第四百四十九条第一項、第五百条第一項、第五百一条第一項、第五百二条第一項、第五百三条第一項、第五百四条第一項、第五百五条第一項、第五百六条第一項、第五百七条第一項、第五百八条第一項、第五百九条第一項、第五百十条第一項、第五百十一条第一項、第五百十二条第一項、第五百十三条第一項、第五百十四条第一項、第五百十五条第一項、第五百十六条第一項、第五百十七条第一項、第五百十八条第一項、第五百十九条第一項、第五百二十条第一項、第五百二十一条第一項、第五百二十二条第一項、第五百二十三条第一項、第五百二十四条第一項、第五百二十五条第一項、第五百二十六条第一項、第五百二十七条第一項、第五百二十八条第一項、第五百二十九条第一項、第五百三十条第一項、第五百三十一条第一項、第五百三十二条第一項、第五百三十三条第一項、第五百三十四条第一項、第五百三十五条第一項、第五百三十六条第一項、第五百三十七条第一項、第五百三十八条第一項、第五百三十九条第一項、第五百四十条第一項、第五百四十一条第一項、第五百四十二条第一項、第五百四十三条第一項、第五百四十四条第一項、第五百四十五条第一項、第五百四十六条第一項、第五百四十七条第一項、第五百四十八条第一項、第五百四十九条第一項、第五百五十条第一項、第五百五十一条第一項、第五百五十二条第一項、第五百五十三条第一項、第五百五十四条第一項、第五百五十五条第一項、第五百五十六条第一項、第五百五十七条第一項、第五百五十八条第一項、第五百五十九条第一項、第五百六十条第一項、第五百六十一条第一項、第五百六十二条第一項、第五百六十三条第一項、第五百六十四条第一項、第五百六十五条第一項、第五百六十六条第一項、第五百六十七条第一項、第五百六十八条第一項、第五百六十九条第一項、第五百七十条第一項、第五百七十一条第一項、第五百七十二条第一項、第五百七十三条第一項、第五百七十四条第一項、第五百七十五条第一項、第五百七十六条第一項、第五百七十七条第一項、第五百七十八条第一項、第五百七十九条第一項、第五百八十条第一項、第五百八十一条第一項、第五百八十二条第一項、第五百八十三条第一項、第五百八十四条第一項、第五百八十五条第一項、第五百八十六条第一項、第五百八十七条第一項、第五百八十八条第一項、第五百八十九条第一項、第五百九十条第一項、第五百九十一条第一項、第五百九十二条第一項、第五百九十三条第一項、第五百九十四条第一項、第五百九十五条第一項、第五百九十六条第一項、第五百九十七条第一項、第五百九十八条第一項、第五百九十九条第一項、第六百条第一項、第六百一条第一項、第六百二条第一項、第六百三条第一項、第六百四条第一項、第六百五条第一項、第六百六条第一項、第六百七条第一項、第六百八条第一項、第六百九条第一項、第六百十条第一項、第六百十一条第一項、第六百十二条第一項、第六百十三条第一項、第六百十四条第一項、第六百十五条第一項、第六百十六条第一項、第六百十七条第一項、第六百十八条第一項、第六百十九条第一項、第六百二十条第一項、第六百二十一条第一項、第六百二十二条第一項、第六百二十三条第一項、第六百二十四条第一項、第六百二十五条第一項、第六百二十六条第一項、第六百二十七条第一項、第六百二十八条第一項、第六百二十九条第一項、第六百三十条第一項、第六百三十一条第一項、第六百三十二条第一項、第六百三十三条第一項、第六百三十四条第一項、第六百三十五条第一項、第六百三十六条第一項、第六百三十七条第一項、第六百三十八条第一項、第六百三十九条第一項、第六百四十条第一項、第六百四十一条第一項、第六百四十二条第一項、第六百四十三条第一項、第六百四十四条第一項、第六百四十五条第一項、第六百四十六条第一項、第六百四十七条第一項、第六百四十八条第一項、第六百四十九条第一項、第七百条第一項、第七百一条第一項、第七百二条第一項、第七百三条第一項、第七百四条第一項、第七百五条第一項、第七百六条第一項、第七百七条第一項、第七百八条第一項、第七百九条第一項、第七百十条第一項、第七百十一条第一項、第七百十二条第一項、第七百十三条第一項、第七百十四条第一項、第七百十五条第一項、第七百十六条第一項、第七百十七条第一項、第七百十八条第一項、第七百十九条第一項、第七百二十条第一項、第七百二十一条第一項、第七百二十二条第一項、第七百二十三条第一項、第七百二十四条第一項、第七百二十五条第一項、第七百二十六条第一項、第七百二十七条第一項、第七百二十八条第一項、第七百二十九条第一項、第七百三十条第一項、第七百三十一条第一項、第七百三十二条第一項、第七百三十三条第一項、第七百三十四条第一項、第七百三十五条第一項、第七百三十六条第一項、第七百三十七条第一項、第七百三十八条第一項、第七百三十九条第一項、第七百四十条第一項、第七百四十一条第一項、第七百四十二条第一項、第七百四十三条第一項、第七百四十四条第一項、第七百四十五条第一項、第七百四十六条第一項、第七百四十七条第一項、第七百四十八条第一項、第七百四十九条第一項、第八百条第一項、第八百一条第一項、第八百二条第一項、第八百三条第一項、第八百四条第一項、第八百五条第一項、第八百六条第一項、第八百七条第一項、第八百八条第一項、第八百九条第一項、第八百十条第一項、第八百十一条第一項、第八百十二条第一項、第八百十三条第一項、第八百十四条第一項、第八百十五条第一項、第八百十六条第一項、第八百十七条第一項、第八百十八条第一項、第八百十九条第一項、第八百二十条第一項、第八百二十一条第一項、第八百二十二条第一項、第八百二十三条第一項、第八百二十四条第一項、第八百二十五条第一項、第八百二十六条第一項、第八百二十七条第一項、第八百二十八条第一項、第八百二十九条第一項、第八百三十条第一項、第八百三十一条第一項、第八百三十二条第一項、第八百三十三条第一項、第八百三十四条第一項、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項、第八百三十七条第一項、第八百三十八条第一項、第八百三十九条第一項、第八百四十条第一項、第八百四十一条第一項、第八百四十二条第一項、第八百四十三条第一項、第八百四十四条第一項、第八百四十五条第一項、第八百四十六条第一項、第八百四十七条第一項、第八百四十八条第一項、第八百四十九条第一項、第九百条第一項、第九百一条第一項、第九百二条第一項、第九百三条第一項、第九百四条第一項、第九百五条第一項、第九百六条第一項、第九百七条第一項、第九百八条第一項、第九百九条第一項、第九百十条第一項、第九百十一条第一項、第九百十二条第一項、第九百十三条第一項、第九百十四条第一項、第九百十五条第一項、第九百十六条第一項、第九百十七条第一項、第九百十八条第一項、第九百十九条第一項、第九百二十条第一項、第九百二十一条第一項、第九百二十二条第一項、第九百二十三条第一項、第九百二十四条第一項、第九百二十五条第一項、第九百二十六条第一項、第九百二十七条第一項、第九百二十八条第一項、第九百二十九条第一項、第九百三十条第一項、第九百三十一条第一項、第九百三十二条第一項、第九百三十三条第一項、第九百三十四条第一項、第九百三十五条第一項、第九百三十六条第一項、第九百三十七条第一項、第九百三十八条第一項、第九百三十九条第一項、第九百四十条第一項、第九百四十一条第一項、第九百四十二条第一項、第九百四十三条第一項、第九百四十四条第一項、第九百四十五条第一項、第九百四十六条第一項、第九百四十七条第一項、第九百四十八条第一項、第九百四十九条第一項、第九百五十条第一項、第九百五十一条第一項、第九百五十二条第一項、第九百五十三条第一項、第九百五十四条第一項、第九百五十五条第一項、第九百五十六条第一項、第九百五十七条第一項、第九百五十八条第一項、第九百五十九条第一項、第九百六十条第一項、第九百六十一条第一項、第九百六十二条第一項、第九百六十三条第一項、第九百六十四条第一項、第九百六十五条第一項、第九百六十六条第一項、第九百六十七条第一項、第九百六十八条第一項、第九百六十九条第一項、第九百七十条第一項、第九百七十一条第一項、第九百七十二条第一項、第九百七十三条第一項、第九百七十四条第一項、第九百七十五条第一項、第九百七十六条第一項、第九百七十七条第一項、第九百七十八条第一項、第九百七十九条第一項、第九百八十条第一項、第九百八十一条第一項、第九百八十二条第一項、第九百八十三条第一項、第九百八十四条第一項、第九百八十五条第一項、第九百八十六条第一項、第九百八十七条第一項、第九百八十八条第一項、第九百八十九条第一項、第九百九十条第一項、第九百九十一条第一項、第九百九十二条第一項、第九百九十三条第一項、第九百九十四条第一項、第九百九十五条第一項、第九百九十六条第一項、第九百九十七条第一項、第九百九十八条第一項、第九百九十九条第一項、第百条第一項、第百一条第一項、第百二条第一項、第百三条第一項、第百四条第一項、第百五条第一項、第百六条第一項、第百七条第一項、第百八条第一項、第百九条第一項、第百十条第一項、第百十一条第一項、第百十二条第一項、第百十三条第一項、第百十四条第一項、第百十五条第一項、第百十六条第一項、第百十七条第一項、第百十八条第一項、第百十九条第一項、第百二十条第一項、第百二十一条第一項、第百二十二条第一項、第百二十三条第一項、第百二十四条第一項、第百二十五条第一項、第百二十六条第一項、第百二十七条第一項、第百二十八条第一項、第百二十九条第一項、第百三十条第一項、第百三十一条第一項、第百三十二条第一項、第百三十三条第一項、第百三十四条第一項、第百三十五条第一項、第百三十六条第一項、第百三十七条第一項、第百三十八条第一項、第百三十九条第一項、第百四十条第一項、第百四十一条第一項、第百四十二条第一項、第百四十三条第一項、第百四十四条第一項、第百四十五条第一項、第百四十六条第一項、第百四十七条第一項、第百四十八条第一項、第百四十九条第一項、第百五十条第一項、第百五十一条第一項、第百五十二条第一項、第百五十三条第一項、第百五十四条第一項、第百五十五条第一項、第百五十六条第一項、第百五十七条第一項、第百五十八条第一項、第百五十九条第一項、第百六十条第一項、第百六十一条第一項、第百六十二条第一項、第百六十三条第一項、第百六十四条第一項、第百六十五条第一項、第百六十六条第一項、第百六十七条第一項、第百六十八条第一項、第百六十九条第一項、第百七十条第一項、第百七十一条第一項、第百七十二条第一項、第百七十三条第一項、第百七十四条第一項、第百七十五条第一項、第百七十六条第一項、第百七十七条第一項、第百七十八条第一項、第百七十九条第一項、第百八十条第一項、第百八十一条第一項、第百八十二条第一項、第百八十三条第一項、第百八十四条第一項、第百八十五条第一項、第百八十六条第一項、第百八十七条第一項、第百八十八条第一項、第百八十九条第一項、第百九十条第一項、第百九十一条第一項、第百九十二条第一項、第百九十三条第一項、第百九十四条第一項、第百九十五条第一項、第百九十六条第一項、第百九十七条第一項、第百九十八条第一項、第百九十九条第一項、第二百条第一項、第二百一条第一項、第二百二条第一項、第二百三条第一項、第二百四条第一項、第二百五条第一項、第二百六条第一項、第二百七条第一項、第二百八条第一項、第二百九条第一項、第二百十条第一項、第二百十一条第一項、第二百十二条第一項、第二百十三条第一項、第二百十四条第一項、第二百十五条第一項、第二百十六条第一項、第二百十七条第一項、第二百十八条第一項、第二百十九条第一項、第二百二十条第一項、第二百二十一条第一項、第二百二十二条第一項、第二百二十三条第一項、第二百二十四条第一項、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項、第二百二十七条第一項、第二百二十八条第一項、第二百二十九条第一項、第二百三十条第一項、第二百三十一条第一項、第二百三十二条第一項、第二百三十三条第一項、第二百三十四条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十六条第一項、第二百三十七条第一項、第二百三十八条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十条第一項、第二百四十一条第一項、第二百四十二条第一項、第二百四十三条第一項、第二百四十四条第一項、第二百四十五条第一項、第二百四十六条第一項、第二百四十七条第一項、第二百四十八条第一項、第二百四十九条第一項、第三百条第一項、第三百一条第一項、第三百二条第一項、第三百三条第一項、第三百四条第一項、第三百五条第一項、第三百六条第一項、第三百七条第一項、第三百八条第一項、第三百九条第一項、第三百十条第一項、第三百十一条第一項、第三百十二条第一項、第三百十三条第一項、第三百十四条第一項、第三百十五条第一項、第三百十六条第一項、第三百十七条第一項、第三百十八条第一項、第三百十九条第一項、第三百二十条第一項、第三百二十一条第一項、第三百二十二条第一項、第三百二十三条第一項、第三百二十四条第一項、第三百二十五条第一項、第三百二十六条第一項、第三百二十七条第一項、第三百二十八条第一項、第三百二十九条第一項、第三百三十条第一項、第三百三十一条第一項、第三百三十二条第一項、第三百三十三条第一項、第三百三十四条第一項、第三百三十五条第一項、第三百三十六条第一項、第三百三十七条第一項、第三百三十八条第一項、第三百三十九条第一項、第三百四十条第一項、第三百四十一条第一項、第三百四十二条第一項、第三百四十三条第一項、第三百四十四条第一項、第三百四十五条第一項、第三百四十六条第一項、第三百四十七条第一項、第三百四十八条第一項、第三百四十九条第一項、第四百条第一項、第四百一条第一項、第四百二条第一項、第四百三条第一項、第四百四条第一項、第四百五条第一項、第四百六条第一項、第四百七条第一項、第四百八条第一項、第四百九条第一項、第四百十条第一項、第四百十一条第一項、第四百十二条第一項、第四百十三条第一項、第四百十四条第一項、第四百十五条第一項、第四百十六条第一項、第四百十七条第一項、第四百十八条第一項、第四百十九条第一項、第四百二十条第一項、第四百二十一条第一項、第四百二十二条第一項、第四百二十三条第一項、第四百二十四条第一項、第四百二十五条第一項、第四百二十六条第一項、第四百二十七条第一項、第四百二十八条第一項、第四百二十九条第一項、第四百三十条第一項、第四百三十一条第一項、第四百三十二条第一項、第四百三十三条第一項、第四百三十四条第一項、第四百三十五条第一項、第四百三十六条第一項、第四百三十七条第一項、第四百三十八条第一項、第四百三十九条第一項、第四百四十条第一項、第四百四十一条第一項、第四百四十二条第一項、第四百四十三条第一項、第四百四十四条第一項、第四百四十五条第一項、第四百四十六条第一項、第四百四十七条第一項、第四百四十八条第一項、第四百四十九条第一項、第五百条第一項、第五百一条第一項、第五百二条第一項、第五百三条第一項、第五百四条第一項、第五百五条第一項、第五百六条第一項、第五百七条第一項、第五百八条第一項、第五百九条第一項、第五百十条第一項、第五百十一条第一項、第五百十二条第一項、第五百十三条第一項、第五百十四条第一項、第五百十五条第一項、第五百十六条第一項、第五百十七条第一項、第五百十八条第一項、第五百十九条第一項、第五百二十条第一項、第五百二十一条第一項、第五百二十二条第一項、第五百二十三条第一項、第五百二十四条第一項、第五百二十五条第一項、第五百二十六条第一項、第五百二十七条第一項、第五百二十八条第一項、第五百二十九条第一項、第五百三十条第一項、第五百三十一条第一項、第五百三十二条第一項、第五百三十三条第一項、第五百三十四条第一項、第五百三十五条第一項、第五百三十六条第一項、第五百三十七条第一項、第五百三十八条第一項、第五百三十九条第一項、第五百四十条第一項、第五百四十一条第一項、第五百四十二条第一項、第五百四十三条第一項、第五百四十四条第一項、第五百四十五条第一項、第五百四十六条第一項、第五百四十七条第一項、第五百四十八条第一項、第五百四十九条第一項、第六百条第一項、第六百一条第一項、第六百二条第一項、第六百三条第一項、第六百四条第一項、第六百五条第一項、第六百六条第一項、第六百七条第一項、第六百八条第一項、第六百九条第一項、第六百十条第一項、第六百十一条第一項、第六百十二条第一項、第六百十三条第一項、第六百十四条第一項、第六百十五条第一項、第六百十六条第一項、第六百十七条第一項、第六百十八条第一項、第六百十九条第一項、第六百二十条第一項、第六百二十一条第一項、第六百二十二条第一項、第六百二十三条第一項、第六百二十四条第一項、第六百二十五条第一項、第六百二十六条第一項、第六百二十七条第一項、第六百二十八条第一項、第六百二十九条第一項、第六百三十条第一項、第六百三十一条第一項、第六百三十二条第一項、第六百三十三条第一項、第六百三十四条第一項、第六百三十五条第一項、第六百三十六条第一項、第六百三十七条第一項、第六百三十八条第一項、第六百三十九条第一項、第六百四十条第一項、第六百四十一条第一項、第六百四十二条第一項、第六百四十三条第一項、第六百四十四条第一項、第六百四十五条第一項、第六百四十六条第一項、第六百四十七条第一項、第六百四十八条第一項、第六百四十九条第一項、第七百条第一項、第七百一条第一項、第七百二条第一項、第七百三条第一項、第七百四条第一項、第七百五条第一項、第七百六条第一項、第七百七条第一項、第七百八条第一項、第七百九条第一項、第七百十条第一項、第七百十一条第一項、第七百十二条第一項、第七百十三条第一項、第七百十四条第一項、第七百十五条第一項、第七百十六条第一項、第七百十七条第一項、第七百十八条第一項、第七百十九条第一項、第七百二十条第一項、第七百二十一条第一項、第七百二十二条第一項、第七百二十三条第一項、第七百二十四条第一項、第七百二十五条第一項、第七百二十六条第一項、第七百二十七条第一項、第七百二十八条第一項、第七百二十九条第一項、第七百三十条第一項、第七百三十一条第一項、第七百三十二条第一項、第七百三十三条第一項、第七百三十四条第一項、第七百三十五条第一項、第七百三十六条第一項、第七百三十七条第一項、第七百三十八条第一項、第七百三十九条第一項、第七百四十条第一項、第七百四十一条第一項、第七百四十二条第一項、第七百四十三条第一項、第七百四十四条第一項、第七百四十五条第一項、第七百四十六条第一項、第七百四十七条第一項、第七百四十八条第一項、第七百四十九条第一項、第八百条第一項、第八百一条第一項、第八百二条第一項、第八百三条第一項、第八百四条第一項、第八百五条第一項、第八百六条第一項、第八百七条第一項、第八百八条第一項、第八百九条第一項、第八百十条第一項、第八百十一条第一項、第八百十二条第一項、第八百十三条第一項、第八百十四条第一項、第八百十五条第一項、第八百十六条第一項、第八百十七条第一項、第八百十八条第一項、第八百十九条第一項、第八百二十条第一項、第八百二十一条第一項、第八百二十二条第一項、第八百二十三条第一項、第八百二十四条第一項、第八百二十五条第一項、第八百二十六条第一項、第八百二十七条第一項、第八百二十八条第一項、第八百二十九条第一項、第八百三十条第一項、第八百三十一条第一項、第八百三十二条第一項、第八百三十三条第一項、第八百三十四条第一項、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項、第八百三十七条第一項、第八百三十八条第一項、第八百三十九条第一項、第八百四十条第一項、第八百四十一条第一項、第八百四十二条第一項、第八百四十三条第一項、第八百四十四条第一項、第八百四十五条第一項、第八百四十六条第一項、第八百四十七条第一項、第八百四十八条第一項、第八百四十九条第一項、第九百条第一項、第九百一条第一項、第九百二条第一項、第九百三条第一項、第九百四条第一項、第九百五条第一項、第九百六条第一項、第九百七条第一項、第九百八条第一項、第九百九条第一項、第九百十条第一項、第九百十一条第一項、第九百十二条第一項、第九百十三条第一項、第九百十四条第一項、第九百十五条第一項、第九百十六条第一項、第九百十七条第一項、第九百十八条第一項、第九百十九条第一項、第百条第一項、第百一条第一項、第百二条第一項、第百三条第一項、第百四条第一項、第百五条第一項、第百六条第一項、第百七条第一項、第百八条第一項、第百九条第一項、第百十条第一項、第百十一条第一項、第百十二条第一項、第百十三条第一項、第百十四条第一項、第百十五条第一項、第百十六条第一項、第百十七条第一項、第百十八条第一項、第百十九条第一項、第百二十条第一項、第百二十一条第一項、第百二十二条第一項、第百二十三条第一項、第百二十四条第一項、第百二十五条第一項、第百二十六条第一項、第百二十七条第一項、第百二十八条第一項、第百二十九条第一項、第百三十条第一項、第百三十一条第一項、第百三十二条第一項、第百三十三条第一項、第百三十四条第一項、第百三十五条第一項、第百三十六条第一項、第百三十七条第一項、第百三十八条第一項、第百三十九条第一項、第百四十条第一項、第百四十一条第一項、第百四十二条第一項、第百四十三条第一項、第百四十四条第一項、第百四十五条第一項、第百四十六条第一項、第百四十七条第一項、第百四十八条第一項、第百四十九条第一項、第百五十条第一項、第百五十一条第一項、第百五十二条第一項、第百五十三条第一項、第百五十四条第一項、第百五十五条第一項、第百五十六条第一項、第百五十七条第一項、第百五十八条第一項、第百五十九条第一項、第百六十条第一項、第百六十一条第一項、第百六十二条第一項、第百六十三条第一項、第百六十四条第一項、第百六十五条第一項、第百六十六条第一項、第百六十七条第一項、第百六十八条第一項、第百六十九条第一項、第百七十条第一項、第百七十一条第一項、第百七十二条第一項、第百七十三条第一項、第百七十四条第一項、第百七十五条第一項、第百七十六条第一項、第百七十七条第一項、第百七十八条第一項、第百七十九条第一項、第百八十条第一項、第百八十一条第一項、第百八十二条第一項、第百八十三条第一項、第百八十四条第一項、第百八十五条第一項、第百八十六条第一項、第百八十七条第一項、第百八十八条第一項、第百八十九条第一項、第百九十条第一項、第百九十一条第一項、第百九十二条第一項、第百九十三条第一項、第百九十四条第一項、第百九十五条第一項、第百九十六条第一項、第百九十七条第一項、第百九十八条第一項、第百九十九条第一項、第二百条第一項、第二百一条第一項、第二百二条第一項、第二百三条第一項、第二百四条第一項、第二百五条第一項、第二百六条第一項、第二百七条第一項、第二百八条第一項、第二百九条第一項、第二百十条第一項、第二百十一条第一項、第二百十二条第一項、第二百十三条第一項、第二百十四条第一項、第二百十五条第一項、第二百十六条第一項、第二百十七条第一項、第二百十八条第一項、第二百十九条第一項、第二百二十条第一項、第二百二十一条第一項、第二百二十二条第一項、第二百二十三条第一項、第二百二十四条第一項、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項、第二百二十七条第一項、第二百二十八条第一項、第二百二十九条第一項、第二百三十条第一項、第二百三十一条第一項、第二百三十二条第一項、第二百三十三条第一項、第二百三十四条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十六条第一項、第二百三十七条第一項、第二百三十八条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和一・一二・二七厚労八六）本則六条（令和二・六・一施行）

・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和一・一二・二七厚労八九）本則（令和三・一・一施行）

（法第十六条の二第二項の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるもの）

第三条 法第十六条の二第二項の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるものは、一日の所定労働時間が四時間以下の労働者とする。

（法第十六条の二第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位等）

第三四条① 法第十六条の二第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位は、半日（一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数があるときは、一時間に切り上げるものとする。次項第二号において同じ）の二分の一とする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

② 前項の規定にかかわらず、介護休暇を取得しようとする労働者を雇用する事業主は、当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めたときは、第一号に掲げる労働者の範囲に属する労働者について、第二号に掲げる時間数を半日とすることができる。

一 この項の規定による時間数で介護休暇を取得することができることとされる労働者の範囲

二 介護休暇の取得の単位となる時間数（一日の所定労働時間数に満たないものに限る。）

三 介護休暇一日当たりの時間数（一日の所定労働時間数を下回らないものとする。）

（法第十六条の五第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位等）

第四〇条① 法第十六条の五第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位は、半日（一日の所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数があるときは、一時間に切り上げるものとする。次項第二号において同じ）の二分の一とする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

② 前項の規定にかかわらず、介護休暇を取得しようとする労働者を雇用する事業主は、当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めたときは、第一号に掲げる労働者の範囲に属する労働者について、第二号に掲げる時間数を半日とすることができる。

一 この項の規定による時間数で介護休暇を取得することができることとされる労働者の範囲

二 介護休暇の取得の単位となる時間数（一日の所定労働時間数に満たないものに限る。）

三 介護休暇一日当たりの時間数（一日の所定労働時間数を下回らないものとする。）

（法第十六条の五第二項の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるもの）

第三九条 法第十六条の五第二項の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるものは、一日の所定労働時間が四時間以下の労働者とする。

（法第十六条の五第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位等）

第四〇条① 法第十六条の五第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位は、半日（一日の所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数があるときは、一時間に切り上げるものとする。次項第二号において同じ）の二分の一とする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

② 前項の規定にかかわらず、介護休暇を取得しようとする労働者を雇用する事業主は、当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めたときは、第一号に掲げる労働者の範囲に属する労働者について、第二号に掲げる時間数を半日とすることができる。

一 この項の規定による時間数で介護休暇を取得することができることとされる労働者の範囲

二 介護休暇の取得の単位となる時間数（一日の所定労働時間数に満たないものに限る。）

三 介護休暇一日当たりの時間数（一日の所定労働時間数を下回らないものとする。）

（法第十六条の六第二項の厚生労働省令で定める制度又は措置）

第七六条 法第十六条の六第二項の厚生労働省令で定める育児休業、介護休業等の他の子の養育又は家族の介護に関する制度又は措置は、次のとおりとする。

一―十（略）

（準用）

第七七条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二号）第二条から第十二条までの規定は、法第五十二条の五第一項の調停の手続について準用する。この場合において、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」とあるのは「法第十六条の五第二項」と、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」とあるのは「法第十六条の五第二項の厚生労働省令」と、「法第十六条の二第二項」とあるのは「法第十六条の五第二項」と、「令第三条第一項」とあるのは「令第三条第一項」と、「令第三条第二項」とあるのは「令第三条第二項」と、「令第三条第三項」とあるのは「令第三条第三項」と、「令第三条第四項」とあるのは「令第三条第四項」と、「令第三条第五項」とあるのは「令第三条第五項」と、「令第三条第六項」とあるのは「令第三条第六項」と、「令第三条第七項」とあるのは「令第三条第七項」と、「令第三条第八項」とあるのは「令第三条第八項」と、「令第三条第九項」とあるのは「令第三条第九項」と、「令第三条第十項」とあるのは「令第三条第十項」と、「令第三条第十一項」とあるのは「令第三条第十一項」と、「令第三条第十二項」とあるのは「令第三条第十二項」と、「令第三条第十三項」とあるのは「令第三条第十三項」と、「令第三条第十四項」とあるのは「令第三条第十四項」と、「令第三条第十五項」とあるのは「令第三条第十五項」と、「令第三条第十六項」とあるのは「令第三条第十六項」と、「令第三条第十七項」とあるのは「令第三条第十七項」と、「令第三条第十八項」とあるのは「令第三条第十八項」と、「令第三条第十九項」とあるのは「令第三条第十九項」と、「令第三条第二十項」とあるのは「令第三条第二十項」と、「令第三条第二十一項」とあるのは「令第三条第二十一項」と、「令第三条第二十二項」とあるのは「令第三条第二十二項」と、「令第三条第二十三項」とあるのは「令第三条第二十三項」と、「令第三条第二十四項」とあるのは「令第三条第二十四項」と、「令第三条第二十五項」とあるのは「令第三条第二十五項」と、「令第三条第二十六項」とあるのは「令第三条第二十六項」と、「令第三条第二十七項」とあるのは「令第三条第二十七項」と、「令第三条第二十八項」とあるのは「令第三条第二十八項」と、「令第三条第二十九項」とあるのは「令第三条第二十九項」と、「令第三条第三十項」とあるのは「令第三条第三十項」と、「令第三条第三十一項」とあるのは「令第三条第三十一項」と、「令第三条第三十二項」とあるのは「令第三条第三十二項」と、「令第三条第三十三項」とあるのは「令第三条第三十三項」と、「令第三条第三十四項」とあるのは「令第三条第三十四項」と、「令第三条第三十五項」とあるのは「令第三条第三十五項」と、「令第三条第三十六項」とあるのは「令第三条第三十六項」と、「令第三条第三十七項」とあるのは「令第三条第三十七項」と、「令第三条第三十八項」とあるのは「令第三条第三十八項」と、「令第三条第三十九項」とあるのは「令第三条第三十九項」と、「令第三条第四十項」とあるのは「令第三条第四十項」と、「令第三条第四十一項」とあるのは「令第三条第四十一項」と、「令第三条第四十二項」とあるのは「令第三条第四十二項」と、「令第三条第四十三項」とあるのは「令第三条第四十三項」と、「令第三条第四十四項」とあるのは「令第三条第四十四項」と、「令第三条第四十五項」とあるのは「令第三条第四十五項」と、「令第三条第四十六項」とあるのは「令第三条第四十六項」と、「令第三条第四十七項」とあるのは「令第三条第四十七項」と、「令第三条第四十八項」とあるのは「令第三条第四十八項」と、「令第三条第四十九項」とあるのは「令第三条第四十九項」と、「令第三条第五十項」とあるのは「令第三条第五十項」と、「令第三条第五十一項」とあるのは「令第三条第五十一項」と、「令第三条第五十二項」とあるのは「令第三条第五十二項」と、「令第三条第五十三項」とあるのは「令第三条第五十三項」と、「令第三条第五十四項」とあるのは「令第三条第五十四項」と、「令第三条第五十五項」とあるのは「令第三条第五十五項」と、「令第三条第五十六項」とあるのは「令第三条第五十六項」と、「令第三条第五十七項」とあるのは「令第三条第五十七項」と、「令第三条第五十八項」とあるのは「令第三条第五十八項」と、「令第三条第五十九項」とあるのは「令第三条第五十九項」と、「令第三条第六十項」とあるのは「令第三条第六十項」と、「令第三条第六十一項」とあるのは「令第三条第六十一項」と、「令第三条第六十二項」とあるのは「令第三条第六十二項」と、「令第三条第六十三項」とあるのは「令第三条第六十三項」と、「令第三条第六十四項」とあるのは「令第三条第六十四項」と、「令第三条第六十五項」とあるのは「令第三条第六十五項」と、「令第三条第六十六項」とあるのは「令第三条第六十六項」と、「令第三条第六十七項」とあるのは「令第三条第六十七項」と、「令第三条第六十八項」とあるのは「令第三条第六十八項」と、「令第三条第六十九項」とあるのは「令第三条第六十九項」と、「令第三条第七十項」とあるのは「令第三条第七十項」と、「令第三条第七十一項」とあるのは「令第三条第七十一項」と、「令第三条第七十二項」とあるのは「令第三条第七十二項」と、「令第三条第七十三項」とあるのは「令第三条第七十三項」と、「令第三条第七十四項」とあるのは「令第三条第七十四項」と、「令第三条第七十五項」とあるのは「令第三条第七十五項」と、「令第三条第七十六項」とあるのは「令第三条第七十六項」と、「令第三条第七十七項」とあるのは「令第三条第七十七項」と、「令第三条第七十八項」とあるのは「令第三条第七十八項」と、「令第三条第七十九項」とあるのは「令第三条第七十九項」と、「令第三条第八十項」とあるのは「令第三条第八十項」と、「令第三条第八十一項」とあるのは「令第三条第八十一項」と、「令第三条第八十二項」とあるのは「令第三条第八十二項」と、「令第三条第八十三項」とあるのは「令第三条第八十三項」と、「令第三条第八十四項」とあるのは「令第三条第八十四項」と、「令第三条第八十五項」とあるのは「令第三条第八十五項」と、「令第三条第八十六項」とあるのは「令第三条第八十六項」と、「令第三条第八十七項」とあるのは「令第三条第八十七項」と、「令第三条第八十八項」とあるのは「令第三条第八十八項」と、「令第三条第八十九項」とあるのは「令第三条第八十九項」と、「令第三条第九十項」とあるのは「令第三条第九十項」と、「令第三条第九十一項」とあるのは「令第三条第九十一項」と、「令第三条第九十二項」とあるのは「令第三条第九十二項」と、「令第三条第九十三項」とあるのは「令第三条第九十三項」と、「令第三条第九十四項」とあるのは「令第三条第九十四項」と、「令第三条第九十五項」とあるのは「令第三条第九十五項」と、「令第三条第九十六項」とあるのは「令第三条第九十六項」と、「令第三条第九十七項」とあるのは「令第三条第九十七項」と、「令第三条第九十八項」とあるのは「令第三条第九十八項」と、「令第三条第九十九項」とあるのは「令第三条第九十九項」と、「令第三条第百項」とあるのは「令第三条第百項」と、「令第三条第百一項」とあるのは「令第三条第百一項」と、「令第三条第百二項」とあるのは「令第三条第百二項」と、「令第三条第百三項」とあるのは「令第三条第百三項」と、「令第三条第百四項」とあるのは「令第三条第百四項」と、「令第三条第百五項」とあるのは「令第三条第百五項」と、「令第三条第百六項」とあるのは「令第三条第百六項」と、「令第三条第百七項」とあるのは「令第三条第百七項」と、「令第三条第百八項」とあるのは「令第三条第百八項」と、「令第三条第百九項」とあるのは「令第三条第百九項」と、「令第三条第百十項」とあるのは「令第三条第百十項」と、「令第三条第百十一項」とあるのは「令第三条第百十一項」と、「令第三条第百十二項」とあるのは「令第三条第百十二項」と、「令第三条第百十三項」とあるのは「令第三条第百十三項」と、「令第三条第百十四項」とあるのは「令第三条第百十四項」と、「令第三条第百十五項」とあるのは「令第三条第百十五項」と、「令第三条第百十六項」とあるのは「令第三条第百十六項」と、「令第三条第百十七項」とあるのは「令第三条第百十七項」と、「令第三条第百十八項」とあるのは「令第三条第百十八項」と、「令第三条第百十九項」とあるのは「令第三条第百十九項」と、「令第三条第百二十項」とあるのは「令第三条第百二十項」と、「令第三条第百二十一項」とあるのは「令第三条第百二十一項」と、「令第三条第百二十二項」とあるのは「令第三条第百二十二項」と、「令第三条第百二十三項」とあるのは「令第三条第百二十三項」と、「令第三条第百二十四項」とあるのは「令第三条第百二十四項」と、「令第三条第百二十五項」とあるのは「令第三条第百二十五項」と、「令第三条第百二十六項」とあるのは「令第三条第百二十六項」と、「令第三条第百二十七項」とあるのは「令第三条第百二十七項」と、「令第三条第百二十八項」とあるのは「令第三条第百二十八項」と、「令第三条第百二十九項」とあるのは「令第三条第百二十九項」と、「令第三条第百三十項」とあるのは「令第三条第百三十項」と、「令第三条第百三十一項」とあるのは「令第三条第百三十一項」と、「令第三条第百三十二項」とあるのは「令第三条第百三十二項」と、「令第三条第百三十三項」とあるのは「令第三条第百三十三項」と、「令第三条第百三十四項」とあるのは「令第三条第百三十四項」と、「令第三条第百三十五項」とあるのは「令第三条第百三十五項」と、「令第三条第百三十六項」とあるのは「令第三条第百三十六項」と、「令第三条第百三十七項」とあるのは「令第三条第百三十七項」と、「令第三条第百三十八項」とあるのは「令第三条第百三十八項」と、「令第三条第百三十九項」とあるのは「令第三条第百三十九項」と、「令第三条第百四十項」とあるのは「令第三条第百四十項」と、「令第三条第百四十一項」とあるのは「令第三条第百四十一項」と、「令第三条第百四十二項」とあるのは「令第三条第百四十二項」と、「令第三条第百四十三項」とあるのは「令第三条第百四十三項」と、「令第三条第百四十四項」とあるのは「令第三条第百四十四項」と、「令第三条第百四十五項」とあるのは「令第三条第百四十五項」と、「令第三条第百四十六項」とあるのは「令第三条第百四十六項」と、「令第三条第百四十七項」とあるのは「令第三条第百四十七項」と、「令第三条第百四十八項」とあるのは「令第三条第百四十八項」と、「令第三条第百四十九項」とあるのは「令第三条第百四十九項」と、「令第三条第百五十項」とあるのは「令第三条第百五十項」と、「令第三条第百五十一項」とあるのは「令第三条第百五十一項」と、「令第三条第百五十二項」とあるのは「令第三条第百五十二項」と、「令第三条第百五十三項」とあるのは「令第三条第百五十三項」と、「令第三条第百五十四項」とあるのは「令第三条第百五十四項」と、「令第三条第百五十五項」とあるのは「令第三条第百五十五項」と、「令第三条第百五十六項」とあるのは「令第三条第百五十六項」と、「令第三条第百五十七項」とあるのは「令第三条第百五十七項」と、「令第三条第百五十八項」とあるのは「令第三条第百五十八項」と、「令第三条第百五十九項」とあるのは「令第三条第百五十九項」と、「令第三条第百六十項」とあるのは「令第三条第百六十項」と、「令第三条第百六十一項」とあるのは「令第三条第百六十一項」と、「令第三条第百六十二項」とあるのは「令第三条第百六十二項」と、「令第三条第百六十三項」とあるのは「令第三条第百六十三項」と、「令第三条第百六十四項」とあるのは「令第三条第百六十四項」と、「令第三条第百六十五項」とあるのは「令第三条第百六十五項」と、「令第三条第百六十六項」とあるのは「令第三条第百六十六項」と、「令第三条第百六十七項」とあるのは「令第三条第百六十七項」と、「令第三条第百六十八項」とあるのは「令第三条第百六十八項」と、「令第三条第百六十九項」とあるのは「令第三条第百六十九項」と、「令第三条第百七十項」とあるのは「令第三条第百七十項」と、「令第三条第百七十一項」とあるのは「令第三条第百七十一項」と、「令第三条第百七十二項」とあるのは「令第三条第百七十二項」と、「令第三条第百七十三項」とあるのは「令第三条第百七十三項」と、「令第三条第百七十四項」とあるのは「令第三条第百七十四項」と、「令第三条第百七十五項」とあるのは「令第三条第百七十五項」と、「令第三条第百七十六項」とあるのは「令第三条第百七十六項」と、「令第三条第百七十七項」とあるのは「令第三条第百七十七項」と、「令第三条第百七十八項」とあるのは「令第三条第百七十八項」と、「令第三条第百七十九項」とあるのは「令第三条第百七十九項」と、「令第三条第百八十項」とあるのは「令第三条第百八十項」と、「令第三条第百八十一項」とあるのは「令第三条第百八十一項」と、「令第三条第百八十二項」とあるのは「令第三条第百八十二項」と、「令第三条第百八十三項」とあるのは「令第三条第百八十三項」と、「令第三条第百八十四項」とあるのは「令第三条第百八十四項」と、「令第三条第百八十五項」とあるのは「令第三条第百八十五項」と、「令第三条第百八十六項」とあるのは「令第三条第百八十六項」と、「令第三条第百八十七項」とあるのは「令第三条第百八十七項」と、「令第三条第百八十八項」とあるのは「令第三条第百八十八項」と、「令第三条第百八十九項」とあるのは「令第三条第百八十九項」と、「令第三条第百九十項」とあるのは「令第三条第百九十項」と、「令第三条第百九十一項」とあるのは「令第三条第百九十一項」と、「令第三条第百九十二項」とあるのは「令第三条第百九十二項」と、「令第三条第百九十三項」とあるのは「令第三条第百九十三項」と、「令第三条第百九十四項」とあるのは「令第三条第百九十四項」と、「令第三条第百九十五項」とあるのは「令第三条第百九十五項」と、「令第三条第百九十六項」とあるのは「令第三条第百九十六項」と、「令第三条第百九十七項」とあるのは「令第三条第百九十七項」と、「令第三条第百九十八項」とあるのは「令第三条第百九十八項」と、「令第三条第百九十九項」とあるのは「令第三条第百九十九項」と、「令第三条第二百項」とあるのは「令第三条第二百項」と、「令第三条第二百一項」とあるのは「令第三条第二百一項」と、「令第三条第二百二項」とあるのは「令第三条第二百二項」と、「令第三条第二百三項」とあるのは「令第三条第二百三項」と、「令第三条第二百四項」とあるのは「令第三条第二百四項」と、「令第三条第二百五項」とあるのは「令第三条第二百五項」と、「令第三条第二百六項」とあるのは「令第三条第二百六項」と、「令第三条第二百七項」とあるのは「令第三条第二百七項」と、「令第三条第二百八項」とあるのは「令第三条第二百八項」と、「令第三条第二百九項」とあるのは「令第三条第二百九項」と、「令第三条第二百十項」とあるのは「令第三条第二百十項」と、「令第三条第二百十一項」とあるのは「令第三条第二百十一項」と、「令第三条第二百十二項」とあるのは「令第三条第二百十二項」と、「令第三条第二百十三項」とあるのは「令第三条第二百十三項」と、「令第三条第二百十四項」とあるのは「令第三条第二百十四項」と、「令第三条第二百十五項」とあるのは「令第三条第二百十五項」と、「令第三条第二百十六項」とあるのは「令第三条第二百十六項」と、「令第三条第二百十七項」とあるのは「令第三条第二百十七項」と、「令第三条第二百十八項」とあるのは「令第三条第二百十八項」と、「令第三条第二百十九項」とあるのは「令第三条第二百十九項」と、「令第三条第二百二十項」とあるのは「令第三条第二百二十項」と、「令第三条第二百二十一項」とあるのは「令第三条第二百二十一項」と、「令第三条第二百二十二項」とあるのは「令第三条第二百二十二項」と、「令第三条第二百二十三項」とあるのは「令第三条第二百二十三項」と、「令第三条第二百二十四項」とあるのは「令第三条第二百二十四項」と、「令第三条第二百二十五項」とあるのは「令第三条第二百二十五項」と、「令第三条第二百二十六項」とあるのは「令第三条第二百二十六項」と、「令第三条第二百二十七項」とあるのは「令第三条第二百二十七項」と、「令第三条第二百二十八項」とあるのは「令第三条第二百二十八項」と、「令第三条第二百二十九項」とあるのは「令第三条第二百二十九項」と、「令第三条第二百三十項」とあるのは「令第三条第二百三十項」と、「令第三条第二百三十一項」とあるのは「令第三条第二百三十一項」と、「令第三条第二百三十二項」とあるのは「令第三条第二百三十二項」と、「令第三条第二百三十三項」とあるのは「令第三条第二百三十三項」と、「令第三条第二百三十四項」とあるのは「令第三条第二百三十四項」と、「令第三条第二百三十五項」とあるのは「令第三条第二百三十五項」と、「令第三条第二百三十六項」とあるのは「令第三条第二百三十六項」と、「令第三条第二百三十七項」とあるのは「令第三条第二百三十七項」と、「令第三条第二百三十八項」とあるのは「令第三条第二百三十八項」と、「令第三条第二百三十九項」とあるのは「令第三条第二百三十九項」と、「令第三条第二百四十項」とあるのは「令第三条第二百四十項」と、「令第三条第二百四十一項」とあるのは「令第三条第二百四十一項」と、「令第三条第二百四十二項」とあるのは「令第三条第二百四十二項」と、「令第三条第二百四十三項」とあるのは「令第三条第二百四十三項」と、「令第三条第二百四十四項」とあるのは「令第三条第二百四十四項」と、「令第三条第二百四十五項」とあるのは「令第三条第二百四十五項」と、「令第三条第二百四十六項」とあるのは「令第三条第二百四十六項」と、「令第三条第二百四十七項」とあるのは「令第三条第二百四十七項」と、「令第三条第二百四十八項」とあるのは「令第三条第二百四十八項」と、「令第三条第二百四十九項」とあるのは「令第三条第二百四十九項」と、「令第三条第二百五十項」とあるのは「令第三条第二百五十項」と、「令第三条第二百五十一項」とあるのは「令第三条第二百五十一項」と、「令第三条第二百五十二項」とあるのは「令第三条第二百五十二項」と、「令第三条第二百五十三項」とあるのは「令第三条第二百五十三項」と、「令第三条第二百五十四項」とあるのは「令第三条第二百五十四項」と、「令第三条第二百五十五項」とあるのは「令第三条第二百五十五項」と、「令第三条第二百五十六項」とあるのは「令第三条第二百五十六項」と、「令第三条第二百五十七項」とあるのは「令第三条第二百五十七項」と、「令第三条第二百五十八項」とあるのは「令第三条第二百五十八項」と、「令第三条第二百五十九項」とあるのは「令第三条第二百五十九項」と、「令第三条第二百六十項」とあるのは「令第三条第二百六十項」と、「令第三条第二百六十一項」とあるのは「令第三条第二百六十一項」と、「令第三条第二百六十二項」とあるのは「令第三条第二百六十二項」と、「令第三条第二百六十三項」とあるのは「令第三条第二百六十三項」と、「令第三条第二百六十四項」とあるのは「令第三条第二百六十四項」と、「令第三条第二百六十五項」とあるのは「令第三条第二百六十五項」と、「令第三条第二百六十六項」とあるのは「令第三条第二百六十六項」と、「令第三条第二百六十七項」とあるのは「令第三条第二百六十七項」と、「令第三条第二百六十八項」とあるのは「令第三条第二百六十八項」と、「令第三条第二百六十九項」とあるのは「令第三条第二百六十九項」と、「令第三条第二百七十項」とあるのは「令第三条第二百七十項」と、「令第三条第二百七十一項」とあるのは「令第三条第二百七十一項」と、「令第三条第二百七十二項」とあるのは「令第三条第二百七十二項」と、「令第三条第二百七十三項」とあるのは「令第三条第二百七十三項」と、「令第三条第二百七十四項」とあるのは「令第三条第二百七十四項」と、「令第三条第二百七十五項」とあるのは「令第三条第二百七十五項」と、「令第三条第二百七十六項」とあるのは「令第三条第二百七十六項」と、「令第三条第二百七十七項」とあるのは「令第三条第二百七十七項」と、「令第三条第二百七十八項」とあるのは「令第三条第二百七十八項」と、「令第三条第二百七十九項」とあるのは「令第三条第二百七十九項」と、「令第三条第二百八十項」とあるのは「令第三条第二百八十項」と、「令第三条第二百八十一項」とあるのは「令第三条第二百八十一項」と、「令第三条第二百八十二項」とあるのは「令第三条第二百八十二項」と、「令第三条第二百八十三項」とあるのは「令第三条第二百八十三項」と、「令第三条第二百八十四項」とあるのは「令第三条第二百八十四項」と、「令第三条第二百八十五項」とあるのは「令第三条第二百八十五項」と、「令第三条第二百八十六項」とあるのは「令第三条第二百八十六項」と、「令第三条第二百八十七項」とあるのは「令第三条第二百八十七項」と、「令第三条第二百八十八項」とあるのは「令第三条第二百八十八項」と、「令第三条第二百八十九項」とあるのは「令第三条第二百八十九項」と、「令第三条第二百九十項」とあるのは「令第三条第二百九十項」と、「令第三条第二百九十一項」とあるのは「令第三条第二百九十一項」と、「令第三条第二百九十二項」とあるのは「令第三条第二百九十二項」と、「令第三条第二百九十三項」とあるのは「令第三条第二百九十三項」と、「令第三条第二百九十四項」とあるのは「令第三条第二百九十四項」と、「令第三条第二百九十五項」とあるのは「令第三条第二百九十五項」と、「令第三条第二百九十六項」とあるのは「令第三条第二百九十六項」と、「令第三条第二百九十七項」とあるのは「令第三条第二百九十七項」と、「令第三条第二百九十八項」とあるのは「令第三条第二百九十八項」と、「令第三条第二百九十九項」とあるのは「令第三条第二百九十九項」と、「令第三条第三百項」とあるのは「令第三条第三百項」と、「令第三条第三百一項」とあるのは「令第三条第三百一項」と、「令第三条第三百二項」とあるのは「令第三条第三百二項」と、「令第三条第三百三項」とあるのは「令第三条第三百三項」と、「令第三条第三百四項」とあるのは「令第三条第三百四項」と、「令第三条第三百五項」とあるのは「令第三条第三百五項」と、「令第三条第三百六項」とあるのは「令第三条第三百六項」と、「令第三条第三百七項」とあるのは「令第三条第三百七項」と、「令第三条第三百八項」とあるのは「令第三条第三百八項」と、「令第三条第三百九項」とあるのは「令第三条第三百九項」と、「令第三条第三百十項」とあるのは「令第三条第三百十項」と、「令第三条第三百十一項」とあるのは「令第三条第三百十一項」と、「令第三条第三百十二項」とあるのは「令第三条第三百十二項」と、「令第三条第三百十三項」とあるのは「令第三条第三百十三項」と、「令第三条第三百十四項」とあるのは「令第三条第三百十四項」と、「令第三条第三百十五項」とあるのは「令第三条第三百十五項」と、「令第三条第三百十六項」とあるのは「令第三条第三百十六項」と、「令第三条第三百十七項」とあるのは「令第三条第三百十七項」と、「令第三条第三百十八項」とあるのは「令第三条第三百十八項」と、「令第三条第三百十九項」とあるのは「令第三条第三百十九項」と、「令第三条第三百二十項」とあるのは「令第三条第三百二十項」と、「令第三条第三百二十一項」とあるのは「令第三条第三百二十一項」と、「令第三条第三百二十二項」とあるのは「令第三条第三百二十二項」と、「令第三条第三百二十三項」とあるのは「令第三条第三百二十三項」と、「令第三条第三百二十四項」とあるのは「令第三条第三百二十四項」と、「令第三条第三百二十五項」とあるのは「令第三条第三百二十五項」と、「令第三条第三百二十六項」とあるのは「令第三条第三百二十六項」と、「令第三条第三百二十七項」とあるのは「令第三条第三百二十七項」と、「令第三条第三百二十八項」とあるのは「令第三条第三百二十八項」と、「令第三条第三百二十九項」とあるのは「令第三条第三百二十九項」と、「令第三条第三百三十項」とあるのは「令第三条第三百三十項」と、「令第三条第三百三十一項」とあるのは「令第三条第三百三十一項」と、「令第三条第三百三十二項」とあるのは「令第三条第三百三十二項」と、「令第三条第三百三十三項」とあるのは「令第三条第三百三十三項」と、「令第三条第三百三十四項」とあるのは「令第三条第三百三十四項」と、「令第三条第三百三十五項」とあるのは「令第三条第三百三十五項」と、「令第三条第三百三十六項」とあるのは「令第三条第三百三十六項」と、「令第三条第三百三十七項」とあるのは「令第三条第三百三十七項」と、「令第三条第三百三十八項」とあるのは「令第三条第三百三十八項」と、「令第三条第三百三十九項」とあるのは「令第三条第三百三十九項」と、「令第三条第三百四十項」とあるのは「令第三条第三百四十項」と、「令第三条第三百四十一項」とあるのは「令第三条第三百四十一項」と、「令第三条第三百四十二項」とあるのは「令第三条第三百四十二項」と、「令第三条第三百四十三項」とあるのは「令第三条第三百四十三項」と、「令第三条第三百四十四項」とあるのは「令第三条第三百四十四項」と、「令第三条第三百四十五項」とあるのは「令第三条第三百四十五項」と、「令第三条第三百四十六項」とあるのは「令第三条第三百四十六項」と、「令第三条第三百四十七項」とあるのは「令第三条第三百四十七項」と、「令第三条第三百四十八項」とあるのは「令第三条第三百四十八項」と、「令第三条第三百四十九項」とあるのは「令第三条第三百四十九項」と、「令第三条第三百五十項」とあるのは「令第三条第三百五十項」と、「令第三条第三百五十一項」とあるのは「令第三条第三百五十一項」と、「令第三条第三百五十二項」とあるのは「令第三条第三百五十二項」と、「令第三条第三百五十三項」とあるのは「令第三条第三百五十三項」と、「令第三条第三百五十四項」とあるのは「令第三条第三百五十四項」と、「令第三条第三百五十五項」とあるのは「令第三条第三百五十五項」と、「令第三条第三百五十六項」とあるのは「令第三条第三百五十六項」と、「令第三条第三百五十七項」とあるのは「令第三条第三百五十七項」と、「令第三条第三百五十八項」とあるのは「令第三条第三百五十八項」と、「令第三条第三百五十九項」とあるのは「令第三条第三百五十九項」と、「令第三条第三百六十項」とあるのは「令第三条第三百六十項」と、「令第三条第三百六十一項」とあるのは「令第三条第三百六十一項」と、「令第三条第三百六十二項」とあるのは「令第三条第三百六十二項」と、「令第三条第三百六十三項」とあるのは「令第三条第三百六十三項」と、「令第三条第三百六十四項」とあるのは「令第三条第三百六十四項」と、「令第三条第三百六十五項」とあるのは「令第三条第三百六十五項」と、「令第三条第三百六十六項」とあるのは「令第三条第三百六十六項」と、「令第三条第三百六十七項」とあるのは「令第三条第三百六十七項」と、「令第三条第三百六十八項」とあるのは「令第三条第三百六十八項」と、「令第三条第三百六十九項」とあるのは「令第三条第三百六十九項」と、「令第三条第三百七十項」とあるのは「令第三条第三百七十項」と、「令第三条第三百七十一項」とあるのは「令第三条第三百七十一項」と、「令第三条第三百七十二項」とあるのは「令第三条第三百七十二項」と、「令第三条第三百七十三項」とあるのは「令第三条第三百七十三項」と、「令第三条第三百七十四項」とあるのは「令第三条第三百七十四項」と、「令第三条第三百七十五項」とあるのは「令第三条第三百七十五項」と、「令第三条第三百七十六項」とあるのは「令第三条第三百七十六項」と、「令第三条第三百七十七項」とあるのは「令第三条第三百七十七項」と、「令第三条第三百七十八項」とあるのは「令第三条第三百七十八項」と、「令第三条第三百七十九項」とあるのは「令第三条第三百七十九項」と、「令第三条第三百八十項」とあるのは「令第三条第三百八十項」と、「令第三条第三百八十一項」とあるのは「令第三条第三百八十一項」と、「令第三条第三百八十二項」とあるのは「令第三条第三百八十二項」と、「令第三条第三百八十三項」とあるのは「令第三条第三百八十三項」と、「令第三条第三百八十四項」とあるのは「令第三条第三百八十四項」と、「令第三条第三百八十五項」とあるのは「令第三条第三百八十五項」と、「令第三条第三百八十六項」とあるのは「令第三条第三百八十六項」と、「令第三条第三百八十七項」とあるのは「令第三条第三百八十七項」と、「令第三条第三百八十八項」とあるのは「令第三条第三百八十八項」と、「令第三条第三百八十九項」とあるのは「令第三条第三百八十九項」と、「令第三条第三百九十項」とあるのは「令第三条第三百九十項」と、「令第三条第三百九十一項」とあるのは「令第三条第三百九十一項」と、「令第三条第三百九十二項」とあるのは「令第三条第三百九十二項」と、「令第三条第三百九十三項」とあるのは「令第三条第三百九十三項」と、「令第三条第三百九十四項」とあるのは「令第三条第三百九十四項」と、「令第三条第三百九十五項」とあるのは「令第三条第三百九十五項」と、「令第三条第三百九十六項」とあるのは「令第三条第三百九十六項」と、「令第三条第三百九十七項」とあるのは「令第三条第三百九十七項」と、「令第三条第三百九十八項」とあるのは「令第三条第三百九十八項」と、「令第三条第三百九十九項」とあるのは「令第三条第三百九十九項」と、「令第三条第四百項」とあるのは「令第三条第四百項」と、「令第三条第四百一項」とあるのは「令第三条第四百一項」と、「令第三条第四百二項」とあるのは「令第三条第四百二項」と、「令第三条第四百三項」とあるのは「令第三条第四百三項」と、「令第三条第四百四項」とあるのは「令第三条第四百四項」と、「令第三条第四百五項」とあるのは「令第三条第四百五項」と、「令第三条第四百六項」とあるのは「令第三条第四百六項」と、「令第三条第四百七項」とあるのは「令第三条第四百七項」と、「令第三条第四百八項」とあるのは「令第三条第四百八項」と、「令第三条第四百九項」とあるのは「令第三条第四百九項」と、「令第三条第四百十項」とあるのは「令第三条第四百十項」と、「令第三条第四百十一項」とあるのは「令第三条第四百十一項」と、「令第三条第四百十二項」とあるのは「令第三条第四百十二項」と、「令第三条第四百十三項」とあるのは「令第三条第四百十三項」と、「令第三条第四百十四項」とあるのは「令第三条第四百十四項」と、「令第三条第四百十五項」とあるのは「令第三条第四百十五項」と、「令第三条第四百十六項」とあるのは「令第三条第四百十六項」と、「令第三条第四百十七項」とあるのは「令第三条第四百十七項」と、「令第三条第四百十八項」とあるのは「令第三条第四百十八項」と、「令第三条第四百十九項」とあるのは「令第三条第四百十九項」と、「令第三条第五百項」とあるのは「令第三条第五百項」と、「令第三条第五百一項」とあるのは「令第三条第五百一項」と、「令第三条第五百二項」とあるのは「令第三条第五百二項」と、「令第三条第五百三項」とあるのは「令第三条第五百三項」と、「令第三条第五百四項」とあるのは「令第三条第五百四項」と、「令第三条第五百五項」とあるのは「令第三条第五百五項」と、「令第三条第五百六項」とあるのは「令第三条第五百六項」と、「令第三条第五百七項」とあるのは「令第三条第五百七項」と、「令第三条第五百八項」とあるのは「令第三条第五百八項」と、「令第三条第五百九項」とあるのは「令第三条第五百九項」と、「令第三条第五百十項」とあるのは「令第三条第五百十項」と、「令第三条第五百十一項」とあるのは「令第三条第五百十一項」と、「令第三条第五百十二項」とあるのは「令第三条第五百十二項」と、「令第三条第五百十三項」とあるのは「令第三条第五百十三項」と、「令第三条第五百十四項」とあるのは「令第三条第五百十四項」と、「令第三条第五百十五項」とあるのは「令第三条第五百十五項」と、「令第三条第五百十六項」とあるのは「令第三条第五百十六項」と、「令第三条第五百十七項」とあるのは「令第三条第五百十七項」と、「令第三条第五百十八項」とあるのは「令第三条第五百十八項」と、「令第三条第五百十九項」とあるのは「令第三条第五百十九項」と、「令第三条第六百項」とあるのは「令第三条第六百項」と、「令第三条第六百一項」とあるのは「令第三条第六百一項」と、「令第三条第六百二項」とあるのは「令第三条第六百二項」と、「令第三条第六百三項」とあるのは「令第三条第六百三項」と、「令第三条第六百四項」とあるのは「令第三条第六百四項」と、「令第三条第六百五項」とあるのは「令第三条第六百五項」と、「令第三条第六百六項」とあるのは「令第三条第六百六項」と、「令第三条第六百七項」とあるのは「

有効な改正前規定（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・五法二四）本則一条（令和二・六・一施行）

第七条① 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という）を定めなければならない。

②③（略）

第三章

第二節　一般事業主行動計画

（認定一般事業主の表示等）

第一〇条① 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物（商品は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

②（略）

新**第一二条**・**第一五条**（改正により追加）

（委託募集の特例等）

第一二条①～④（略）

⑤ 職業安定法第三十七条第二項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十四条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定による届出に関する事業について、同法第四十条の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第四十条の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同条第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

⑥ 職業安定法第三十八条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集に従事させようとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十一条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

⑦（略）（改正後の第一六条）

第三条・**第一四条**（改正後の第一七条・第一八条）

第二章第三節

第五条（改正後の第一九条）

第二章第四節

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第一六条① 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

一・二（改正により追加）

② 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（改正後の第一〇条）

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第一七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

一・二（改正により追加）

（改正後の第一二条）

第四章

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第一八条・**第一九条**（改正後の第二三条・第二三条）

（国等からの受注機会の増大）

第二〇条① 国、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって政令で定められたものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する取組の状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

②（略）（改正後の第二四条）

第二一条・**第二二条**（改正後の第二五条・第二六条）

（協議会）

第二三条① 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

② 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

③～⑤（略）（改正後の第二七条）

第二四条・**第二五条**（改正後の第二八条・第二九条）

第五章

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（改正後の第三〇条）

新**第三一条**（改正により追加）

（権限の委任）

第三七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部

条の五第一項」と、同項並びに同第四四条（見出しを含む）及び第五条（「見出し」を含む）中「法第十八条第一項」とあるのは「同立支援調停会議」と、同令第六条中「法第十八条第一項」と、「事業場」とあるのは「育児・介護休業法第六十二条の五第一項」と、同令第八条第一項中「法第二十条第一項又は第二項」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条第一項又は第二項」と、「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第八条第二項中「法第二十条第一項又は第二項」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条第一項又は第二項」と、「法第二十条第一項」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条第一項」と、同令第九条中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は関係当事者と同一の事業所に雇用される労働者の他の参考人」と、同令第十条第一項中「第四条第一項及び第二項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）第六十条において準用する第四条第一項及び第二項」と、「第八条」とあるのは「同令第八条」と、同令第十一条第一項中「法第二十条」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条の六において準用する法第二十条」と、同令第十二条中「法第二十条」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条の六において準用する法第二十条」と、同令第十三条第一項中「法第二十条」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条の六において準用する法第二十条第一項」と、同令第十四条第一項中「法第二十条第一項又は第二項」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条の六において準用する法第二十条第一項」と、「法第二十条第一項」と、「求められた者は、機会均等調停会議に出頭しなければならない。この場合において、当該出頭を求められた者は」とあるのは「求められた者は」と、同令第三項中「法第二十条第一項又は第二項」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条の六において準用する法第二十条第一項の」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条の六において準用する法第二十条第一項の」と、同令第九条中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は関係当事者と同一の事業所に雇用される労働者の他の」と、同令第十条第一項中「第四条第一項及び第二項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）第六十条において準用する第四条第一項及び第二項」と、「第八条」とあるのは「同令第八条」と、同令第十一条第一項中「法第二十条」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条の六において準用する法第二十条」と、同令別記様式中「事業場」とあるのは「事業所」と読み替えるものとする。

を都道府県労働局長に委任することができる。（改正後の第三二条）

第二八条（略、改正後の第三三条）

第六章

第二九条　第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。（改正後の第三四条）

第三〇条（柱書略）

一　第十八条第四項の規定に違反した者

二　第二十四条の規定に違反した者

（改正後の第三五条）

第三一条（柱書略）

一　第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二　第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三　第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

（改正後の第三六条）

第三二条（柱書略）

一　第十条第一項の規定に違反した者

二　第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四　第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

（改正後の第三七条）

第三三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。（改正後の第三八条）

第三四条　第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。（改正後の第三九条）

附則

（この法律の失効）

第二条①（略）

②　第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

③　協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

④（略）

○短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・五法二四）附則二条（令和二・六・一施行）

（調停）

第二六条　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十九条、第二十条第一項及び第二十一条から第二十六条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九条第一項中「前条第一項」とあるのは「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二十五条第一項」と、同法第二十条第一項中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は関係当事者と同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人」と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二十五条第一項」と読み替えるものとする。

○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・五法二四）本則三条（令和二・六・一施行）

新**第八章**（**第三〇条の二**―**第三〇条の八**）（改正により追加）

第八章名・第九章名（改正後の**第九章名・第十章名**）

（助言、指導及び勧告）

第三三条（略、改正後の①）

②（改正により追加）

（資料の提出の要求等）

第三五条　厚生労働大臣は、この法律（第二十七条第一項及び第二十八条第一項を除く。）を施行するために必要があると認めるときは、事業主に対して、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（報告の請求）

第三六条新①（改正により追加）

（略、改正後の②）

（適用除外）

第三八条①　この法律は、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

②　第六条から第九条まで及び第六章（第二十七条を除く。）の規定は、国家公務員及び地方公務員については、適用しない。

③（改正により追加）

第三八条の二（改正により追加）

第四〇条①（柱書略）

一―三（略）

四　第三十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし

②　（略）　た者

第四一条　（改正により追加）

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・五法二四）本則五条及び附則二条（令和二・六・一施行）

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の適用に関する特例）

第四七条の二　労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主とみなして、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第九条第三項、第十一条第一項、第十一条の二第一項、第十二条及び第十三条第一項の規定を適用する。この場合において、同法第十一条第一項及び第十一条の二第一項中「雇用管理上」とあるのは、「雇用管理上及び指揮命令上」とする。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用に関する特例）

第四七条の三　労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主とみなして、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第十条（同法第十六条、第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第十六条の十、第十八条の二、第二十条の二、第二十三条の二及び第二十五条の規定を適用する。この場合において、同条中「雇用管理上」とあるのは、「雇用管理上及び指揮命令上」とする。

新**第四七条の四**　（略、改正により追加）

第四七条の四　（略、改正後の**第四七条の五**）

（紛争の解決の促進に関する特例）

第四七条の五　前条第一項の事項についての派遣労働者と派遣元事業主との間の紛争及び同条第二項の事項についての派遣労働者と派遣先との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第四十七条の九までに定めるところによる。（改正後の**第四七条の六**）

第四七条の六　（略、改正後の**第四七条の七**）

（調停の委任）

第四七条の七①　都道府県労働局長は、第四十七条の五に規定する紛争について、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があった場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会に調停を行わせるものとする。

②　（略）（改正後の**第四七条の八**）

（調停）

第四七条の八　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十九条、第二十条第一項及び第二十一条から第二十六条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九条第一項中「前条第一項」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十七条の七第一項」と、同法第二十条第一項中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は関係当事者と同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人」と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第十七条の七第一項」と読み替えるものとする。（改正後の**第四七条の九**）

第四七条の九―第四七条の一一　（略、改正後の**第四七条の一〇―第四七条の一二**）

附則（平成二〇・七・六法七）

（派遣労働者に係る紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置）

第九条　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に争調整委員会（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第六条第一項の紛争調整委員会をいう。（中略）に係属している同法第五条第一項の紛争であって、新労働者派遣法第四十七条の五に規定する紛争に該当するものについては、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○障害者の雇用の促進等に関する法律

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・五法二四）附則八条（令和二・六・一施行）

（調停）

第七四条の八　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十九条、第二十条第一項及び第二十一条から第二十六条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九条第一項中「前条第一項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の七第一項」と、同法第二十条第一項中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は障害者の医療に関する専門的知識を有する者その他の参考人」と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の七第一項」と読み替えるものとする。

（船員に関する特例）

第八五条の二①②　（略）

③　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第二十条第一項、第二十一条から第二十六条まで並びに第三十一条第一項及び第四項の規定は、前項の規定により読み替えて適用する第七十四条の七第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停について準用する。この場合において、同法第二十条第一項、第二十一条から第二十三条まで及び第二十六条中「委員会は」とあるのは「調停員は」、同項中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は障害者の医療に関する専門的知識を有する者その他の参考人」と、同法第二十一条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の七第一項」と、同法第三十一条第三項中「前項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の七第一項」と読み替えるものとする。

○健康保険法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和一・五・二三**法九**）本則一条（令和二・一〇・一施行）

（薬価調査等についての厚生労働大臣の権限）
第七七条　（略、改正後の①）
②③　（改正により追加）

第一五〇条①　（略）
②　保険者は、前項の事業を行うに当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。
③―⑦　（略）

第一五〇条の二・第一五〇条の二〇　（改正により追加）

第一〇七条の三　（改正により追加）

第二一三条の二　（柱書略）
新一　（改正により追加）
一・二　（略、改正後の二・三）

第二一三条の三　（改正により追加）

第二一四条①　法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第二百八条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
②　（略）

○国民健康保険法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和一・五・二三**法九**）本則九条（令和二・一〇・一施行）

第八二条①　（略）
②　市町村及び組合は、前項の事業を行うに当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。
③―⑫　（略）

第八五条の二・第八五条の三　（改正により追加）

（保健事業等に関する援助等）
第一〇四条　連合会及び指定法人は、国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、市町村が行う第八十二条第一項及び第三項に規定する事業、療養の給付等に要する費用の適正化のための事業その他の事業（以下この条において「保健事業等」という。）に関する調査研究及び保健事業等の実施に係る市町村相互間の連絡調整を行うとともに、保健事業等に関し、専門的な技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

○社会保険労務士法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・五**法二四**）附則九条（令和二・六・一施行）

（社会保険労務士の業務）
第一条①　（柱書略）
一―一の三　（略）
一の四　個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第六条第一項の紛争調整委員会における同法第五条第一項のあっせんの手続並びに障害者雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の七第一項、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十八条第一項、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の七第一項、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第五十二条の五第一項及び短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二十五条第一項の調停の手続について、紛争の当事者を代理すること。
一の五―三　（略）
②―④　（略）

○生活保護法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成三〇・六・八**法四四**）本則四条（令和三・一・一施行）

（相談及び助言）

第一七条の二　保護の実施機関は、第五十五条の七第一項に規定する被保護者就労支援事業を行うほか、要保護者から求めがあつたときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる。

第九章　被保護者就労支援事業

第五五条の七　（略、改正により見出しを付す）

第五五条の八・第五五条の九　（改正により追加）

（市町村の支弁）

第七〇条　（柱書略）

一―五　（略）

六　その長が第五十五条の七の規定により行う被保護者就労支援事業の実施に要する費用

七・八　（略）

（都道府県の支弁）

第七一条　（柱書略）

一―五　（略）

六　その長が第五十五条の七の規定により行う被保護者就労支援事業の実施に要する費用

七・八　（略）

（国の負担及び補助）

第七五条①　（柱書略）

一・二　（略）

三　市町村が支弁した被保護者就労支援事業に係る費用のうち、当該市町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の三

四　都道府県が支弁した被保護者就労支援事業に係る費用のうち、当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の三

②　（略）

（都道府県の援助等）

第八一条の二①　（略）

②　都道府県知事は、前項に規定するもののほか、市町村長に対し、被保護者就労支援事業の効果的かつ効率的な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

第八五条の二　第五十五条の七第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○高齢者の医療の確保に関する法律

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和一・五・二三**法九**）本則四条（令和二・一〇・一施行）

（医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析等）

第一六条①　厚生労働大臣は、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するため、次に掲げる事項に関する情報について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとする。

一・二　（略）

②　保険者及び後期高齢者医療広域連合は、厚生労働大臣に対し、前項に規定する調査及び分析に必要な情報を、厚生労働省令で定める方法により提供しなければならない。

③　厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、都道府県及び市町村に対し、第一項に規定する調査及び分析に必要な情報を、厚生労働省令で定める方法により提供するよう求めることができる。

第一六条の二―第一六条の八　（改正により追加）

（支払基金等への委託）

第一七条　厚生労働大臣は、前条第一項に規定する調査及び分析に係る事務の一部を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）その他厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

第一七条の二　（改正により追加）

（診療録の提示等）

第一八条①②　（略）

③　前二項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

④　第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。（改正により削られた）

（保険医療機関等の報告等）

第一八条の二①②　（略）

③　（改正により追加）

第一九条の二・第一九条の三　（改正により追加）

第一九条の三　（改正により追加）

第一六七条の二　（改正により追加）

第一六八条①②　（略）

③　（改正により追加）

（被保険者等に関する調査）

第一三七条①②　（略）

③　第六十一条第三項の規定は前二項の規定による質問について、同条第四項の規定は前二項の規定による権限について、準用する。

（報告等）

第一三四条①②　（略）

③　第六十一条第三項の規定は前二項の規定による検査について、同条第四項の規定は前二項の規定による権限について、準用する。

（報告の徴収等）

第一三五条①　（略）

②　後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業を行うに当たつては、第十六条第二項の情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。

③―⑧　（略）

（高齢者保健事業）

第一二五条①　（略）

②　第六十一条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、準用する。

③　（略）

（報告等）

第八一条①　（略）

②　第六十一条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、準用する。

③　（略）

第七二条①　（略）

②　第六十一条第三項及び第六十六条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、第六十一条第四項の規定は前項の規定による権限について、準用する。

③　（略）

有効な改正前規定（介護保険法　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）

○介護保険法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和一・五・三）**法九**）本則一二条（令和二・一〇・一施行）

（市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析等）

第一一八条の二①　厚生労働大臣は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、次に掲げる事項に関する情報について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとする。

一・二　（略）

②　市町村は、厚生労働大臣に対し、前項に規定する調査及び分析に必要な情報を、厚生労働省令で定める方法により提供しなければならない。

③　厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、都道府県及び市町村に対し、第一項に規定する調査及び分析に必要な情報を、厚生労働省令で定める方法により提供するよう求めることができる。

第一一八条の三　**第一一八条の一**　（改正により追加）

（介護給付費交付金）

第一二五条①　市町村の介護保険に関する特別会計において負担する費用のうち、介護給付及び予防給付に要する費用の額に第二号被保険者負担率を乗じて得た額（以下「医療保険納付対象額」という。）については、政令で定めるところにより、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が市町村に対して交付する介護給付費交付金をもって充てる。

②―④　（略）

第二〇五条の三　（改正により追加）

第二〇六条の二　（柱書略）

一―三　（略）

四　（改正により追加）

第二〇条の二　（改正により追加）

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・九・一**法六三**）本則一条（令和二・九・一施行）

（医薬品関係者の責務）

第一条の五　（略、改正後の①）

②③　（改正により追加）

（定義）

第二条①―⑪　（略）

⑫　この法律で「薬局」とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所（その開設者が医薬品販売業を併せ行う場合には、その販売業による情報処理の用に供される事務所を含む。）をいう。ただし、病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設の調剤所を除く。

⑬―⑮　（略）

⑯　この法律で「希少疾病用医薬品」とは、第七十七条の二第一項の規定による指定を受けた医薬品を、「希少疾病用医療機器」とは、同項の規定による指定を受けた医療機器を、「希少疾病用再生医療等製品」とは、同項の規定による指定を受けた再生医療等製品をいう。

⑰　この法律で「治験」とは、第十四条第三項（同条第九項及び第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二の五第三項（同条第一項及び第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）又は第二十三条の二十五第三項（同条第九項及び第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき資料のうち臨床試験の試験成績に関する資料の収集を目的とする試験の実施をいう。

⑱　（略）

（開設の許可）

第四条①―④　（略）

⑤　（柱書略）

一・二　（略）

三　（柱書略）

イ　その製造販売の承認の申請に際して第十四条第八項に該当するとされた医薬品であつて、当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの

ロ―ニ　（略）

四　（略）

（薬局開設者の遵守事項）

第九条①　（柱書略）

一　（略）

二　薬局における医薬品の販売又は授与の実施方法（その薬局においてその薬局以外の場所にいる者に対して一般方医薬品（第四条第五項第四号に規定する一般用医薬品をいう。以下同じ。）を販売し、又は授与する場合におけるその者との問の通信手段に応じた当該実施方法を含む。）に関する事項

②　（略）

（調剤された薬剤に関する情報提供及び指導等）

第九条の三①　薬局開設者は、医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のため、当該薬剤を販売し、又は授与する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、対面により、厚生労働省令で定める事項を記載した書面（当該事項が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下第三十六条の十までにおいて同じ。）に記録されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを含む。）を用いて必要な情報を提供させ、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。

②―④　（略）

⑤　（改正により追加）

⑥　（略）

（医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売の承認）

第一四条①―④　（略）

⑤⑥　（略、改正により追加）

⑦　厚生労働大臣は、第一項の承認の申請に係る医薬品が、希少疾病用医薬品その他医療上特にその必要性が高いと認められるものであるときは、当該医薬品についての第二項第三号の規定による審査又は前の規定による調査を、他の医薬品の審査又は調査に優先して行うことができる。（改正後の⑧）

⑧　（略、改正後の⑨）

⑨⑩　（略、改正後の⑪）

⑪　第一項及び第九項の承認の申請（政令で定めるものを除く。）は、機構を経由して行うものとする。（改正後の⑮）

（機構による医薬品等審査等の実施）

第一四条の二①　厚生労働大臣は、機構に、医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下このなかにおいて同じ。）、医薬部外品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ。）又は化粧品のうちの政令で定める品目及び第六項（これらの前条の規定を同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による調査（以下「医薬品等審査等」という。）を行わせることができる。

②　（略）

③　厚生労働大臣が第一項の規定により機構に医薬品等審査等を行わせることとしたときは、同項の政令で定める医薬品、医薬部外品又は化粧品に関する承認の申請者又は同条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）の調査の申請者は、機構が行う医薬品等審査等を受けなければならない。

④　厚生労働大臣が第一項の規定により機構に審査を行わせることとしたときは、同項の政令で定める医薬品、医薬部外品又は化粧品について前条第十項の規定による届出をしようとする者は、同項の規定にかかわらず、機構に届け出なければならない。

⑤⑥　（略）

（特例承認）

第一四条の三①　第十四条の承認の申請者が製造販売をしようとする物が、次の各号のいずれかに該当する場合には、厚生労働大臣は、薬品（第二項、第五項、第六項及び第八項の規定にかかわらず、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その品目に係る同条の承認を与えることができる。

一・二　（略）

②　（略）

（新医薬品等の再審査）

第一四条の四①　（柱書略）

イ　希少疾病用医薬品その他厚生労働省令で定める医薬品として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものについては、その承認のあつた後六年を超え十年を超えない範囲内において厚生労働大臣の指定する期間

ロ　既に第十四条又は第十九条の二の承認を与えられている医薬品と効能又は効果のみが明らかに異なる医薬品（イに掲げる医薬品を除く。）その他厚生労働省令で定める医薬品として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものについては、その承認のあつた日後六年に満たない範囲内において厚生労働大臣の指定する期間

ハ　（略）

二　新医薬品（当該新医薬品につき第十四条又は第十九条の二の承認のあつた日後調査期間（次項の規定による延長が行わ

有効な改正前規定（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）

れたときは、その延長後の期間）を経過しているものを除く。）と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一であると認められる医薬品として厚生労働大臣がその承認を有すると認められる医薬品に係る申請期間（同項の規定の際指示したもの　当該新医薬品に係る申請期間（同項の規定により行われたときは、その延長後の期間）を経過した日から起算して四年を超えない範囲内で政令で定める期間の延長が行われたときは、その延長後の期間に基づいて定められた申請期間）に合致するように厚生労働大臣が指示する期間

新②　（改正により追加）

④―⑥　（略）（改正後の③―⑤）

⑦　第三項の規定による確認においては、第一項各号に掲げる医薬品に係る申請に容及び前項前段に規定する資料に基づき、当該医薬品の品質、有効性及び安全性に関する調査を行うものとする。この場合において、第一項各号に掲げる医薬品が前項後段に規定する厚生労働省令で定める医薬品であるときは、あらかじめ、当該医薬品に係る資料が同項後段の規定に適合するかどうかについての書面による調査又は実地の調査を行うものとする。（改正後の⑥）

⑧―⑩　（略）（改正後の⑦）

⑪　第四項後段に規定する厚生労働省令で定める医薬品につき再審査を受けるべき者、同項後段に規定する資料の収集若しくは作成の委託を受けた者又はこれらの役員若しくは職員は、正当な理由なく、当該資料の収集又は作成に関しその職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。これらの者であった者についても、同様とする。（改正後の⑧）

（**準用**）

第一四条の五①　医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ。）のうち政令で定めるものについての前条第一項の申請、同条第三項の規定による確認及び同条第五項の規定による調査については、第十四条第十一項及び第十四条の二（第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

②　前項において準用する第十四条の二第一項の規定により機構に対する第十四条の二第一項の政令で定める医薬品についての前条第六項の規定による審査の申請、同条第十一項の規定による確認を行わせることとしたときは、前項において準用する第十四条の二第一項の政令で定める医薬品についての前条第六項の規定による審査の申請、同条第十一項の規定による確認を行わせることとしたときは、同項の規定にかかわらず、機構に報告をしようとする者は、この場合において、機構が当該報告を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を通知しなければならない。

（外国製造医薬品等の製造販売の承認）

第一九条の二①②　（略）

③　第一項の承認を受けようとする者は、本邦内において当該承認に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品による保健衛生上の危害の発生を防止に必要な措置を採らせるため、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業者（当該承認に係る品目の種類に応じた製造販売業の許可を受けている者に限る。）を当該承認の申請の際選任しなければならない。

④　（略）

⑤　第一項の承認については、第十四条第三項（第一号を除く。）及び第三項から第十一項まで並びに第十四条の二の規定を準用する。

⑥　前項において準用する第十四条第九項の承認については、第十四条第十一項及び第十四条の二の規定を準用する。

（**選任外国製造医薬品等製造販売業者に関する変更の届出**）

第一九条の三①　（略、改正後の①）

②③　（改正により追加）

（**都道府県知事等の経由**）

第二一条①②　（略）

③　第十九条の三の規定による届出は、選任外国製造医薬品等製造販売業者の住所地の都道府県知事を経由して行わなければならない。（改正により削られた）

第三条の二の五①―④　（略）

⑤⑥　（略、改正後の⑥⑦）

⑦　（往書略）

一　（略）

二　前号の基準適合証に係る医療機器又は体外診断用医薬品を製造する全ての製造所（当該医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程のうち滅菌その他の厚生労働省令で定めるもののみをするものを除く。以下この号において同じ。）と同一の製造所において製造されるとき。

（改正後の⑧）

⑧（略、改正後の⑨）

⑨　厚生労働大臣は、第一項の承認の申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品が、希少疾病用医療機器又は希少疾病用医薬品であるときは、当該医療機器又は体外診断用医薬品についての第二項の規定による審査又は第六項若しくは前項の規定による審査を、他の医療機器又は体外診断用医薬品の審査又は調査に優先して行うことができる。（改正後の⑩）

⑩（略、改正後の⑪）

⑪―⑭　（略）（改正後の⑫―⑮）

⑮　第一項及び第十一項の承認の申請、政令で定めるものを除く。）は、機構を経由して行うものとする。（改正後の⑰）

（**基準適合証の交付等**）

第三条の二の六①　厚生労働大臣は、前条第六項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による調査の結果、同条の承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理又は品質管理の方法が同条第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合していると認められる医療機器又は体外診断用医薬品について当該基準に適合していることを証するものとして、厚生労働省令で定めるところにより、基準適合証を交付する。

②　（略）

③　医療機器又は体外診断用医薬品について第二十三条の二十四第二項第四号に掲げる医療機器又は体外診断用医薬品であって、前号に掲げる医療機器又は体外診断用医薬品と同一の前条第七項第一号に規定する製造工程のうち同項第二号に規定する厚生労働省令で定める区分に属する全ての製造所（当該医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程のうち同項第二号に規定する厚生労働省令で定めるもののみをするものを除く。以下この号において同じ。）と同一の製造所において製造されるものに限る。）

前項の基準適合証の有効期間は、前条第六項に規定する政令で定める期間とする。

④　医療機器又は体外診断用医薬品について第二十三条の二十四第二項第一号の規定により第二十三条の二十三の認証取り消された者又は第七十一条第一項の規定による命令を受けた者は、速やかに、当該医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理又は品質管理の方法が前条第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合していることを証する第一項の規定により交付された基準適合証を厚生労働大臣に返還しなければならない。

（**機構による医療機器等審査等の実施**）

第三条の二の七①　厚生労働大臣は、機構に、医療機器（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ。）又は体外診断用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ。）のうち政令で定める医療機器又は体外診断用医薬品についての審査、同条第五項、第六項及び第二十三条の二の五の承認のための審査、同条第六項及び第八項（これらの規定で同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による調査並びに前条第一項の規定による基準適合証の返還の受付及び同条第一項の規定による基準適合証の交付及び返還（以下「医療機器等審査等」という。）を行わせることができる。

②　（略）

③　厚生労働大臣が第一項の規定により機構に医療機器等審査等を行わせることとしたときは、同項の政令で定める医療機器又は体外診断用医薬品について第二十三条の二の五の承認を申請者、同項第六項（第十一項において準用する場合を含む。）の調査の申請者又は前条第三項の規定により基準適合証返還を受けた者は、同項の規定にかかわらず、機構が行う前条第三項の調査、調査若しくは基準適合証の交付又は機構に基準適合証を返還しなければならない。

④　厚生労働大臣が第一項の規定により機構に審査を行わせることとしたときは、同項の政令で定める医療機器又は体外診断用医薬品について第二十三条の二の五第十二項の規定による届出をしようとする者は、同項の規定にかかわらず、機構に届け出なければならない。

⑤⑥　（略）

（**特例承認**）

第三条の二の八①　第二十三条の二の五の承認の申請者が製造販売をしようとする物が、次の各号のいずれにも該当する医療機器又は体外診断用医薬品として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、同条第二項、第五項、第八項及び第十項の規定にかかわらず、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その品目に係る同条の承認を与えることができる。

一・二　（略）

②　（略）

第三条の二の一〇①　医療機器（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ。）又は体外診断用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ。）のうち政令で定めるものについての前条第一項の申請、同条第三項の規定による確認及び同条第五項の規定による調査については、第十四条第二項から第十一項まで、第二十三条の二の七（第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

②　（略）

第三条の二の一〇の二　（改正により追加）

（**外国製造医療機器等の製造販売の承認**）

第三条の二の一〇七①②　（略）

③　第一項の承認を受けようとする者は、本邦内において当該承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品による保健衛生上の危害の発生を防止に必要な措置を採らせるため、医療機器製造業の製造販売業の許可を受けている者に限る。）を当該承認の申請の際選任しなければならない。

④　（略）

⑤　第一項の承認については、第十三条の二の五第十二項（第一号を除く。）及び第三項から第十一項まで、第二十三条の二の六並びに前項において準用する第十三条の二の五第十一項の承認については、第十三条の二の五第十三項、第二十三条の二の六及び第二十三条の二の七の規定を準用する。

⑥　前項において準用する第十三条の二の五第十二項（第一号を除く。）及び第三項から第十一項まで、第二十三条の二の六並びに前項において準用する第十三条の二の五第十一項の承認については、第十三条の二の五第十三項、第二十三条の二の六及び第二十三条の二の七の規定を準用する。

（**選任外国製造医療機器等製造販売業者に関する変更の届出**）

第三条の二の一八　（略、改正後の①）

有効な改正前規定（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）

②③　（改正により追加）

（都道府県知事の経由）

第三条の二の二①②　（略）

③第二十三条の十八の規定による届出は、選任外国製造医療機器等製造販売業者の住所地の都道府県知事を経由して行わなければならない。（改正により削られた）

（指定高度管理医療機器等の製造販売の認証）

第三条の二の三①　（略）

②（柱書）

一　（略）

二　申請者（外国指定高度管理医療機器製造等事業者に限る。）が、第二十三条の二第一項の許可（申請をした品の種類に応じた許可に限る。）を受けており、かつ、当該許可を受けた製造販売業者を選任していないとき。

三―五　（略）

新③　（改正により追加）

③　（略、改正後の④）

④（柱書）

一　第一項の認証を受けようとする者又は同項の認証を受けた者が、既に第二十三条の二の六第一項の基準適合証又は次条第一項の基準適合証に係る医療機器又は体外診断用医薬品と同一の基準適合証に係る医療機器又は体外診断用医薬品と同一の第二十三条の二の五第七項第一号に規定する厚生労働省令で定める区分に属するものであるとき。

二　前号の基準適合証に係る医療機器又は体外診断用医薬品を製造する全ての製造所（当該医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程のうち第二十三条の二の五第七項第一号に規定する厚生労働省令で定めるものみをするものを除く。以下この号において同じ。）と同一の製造所において製造されるとき。

（改正後の⑤）

⑤―⑦　（略、改正後の⑥―⑧）

（基準適合証の交付等）

第三条の二の二の四①　登録認証機関は、前条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による調査の結果、同条の認証に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理又は品質管理が第二十三条の二の五第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときは、次に掲げる医療機器又は体外診断用医薬品について当該基準に適合しているものとして、厚生労働省令で定めるところにより、基準適合証を交付する。

一　（略）

二　当該認証を受けようとする者は当該認証を受けた者が製造販売をし、又は製造販売をしようとする医療機器又は体外診断用医薬品であつて、前号に掲げる医療機器又は体外診断用医薬品と同一の第二十三条の二の五第七項第一号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合していると認められるもの

③　医療機器又は体外診断用医薬品について第二十三条の四第二項第二号の規定により前条第三項に規定する政令で定める基準に適合証を取り消された者又は第七十二条第二項の規定により厚生労働省令で定める基準に適合していると認められるもの

④　（略）

（薬局医薬品に関する情報提供及び指導等）

第三条の四の四①―④　（略）

⑤（改正により追加）

（一般用医薬品の区分）

第三条の七①　（柱書）

一　第一類医薬品　その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうちその使用に関し特に注意が必要なものとして厚生労働大臣が指定するもの及びその承認の申請に際して第十四条第八項に該当するとされた医薬品であつて当該承認に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの

二・三　（略）

②③　（略）

（販売、授与等の禁止）

第五五条①　（略）

②模造に係る医薬品、第十三条の三第一項の認定若しくは第十三条の三の四第一項の登録を受けないで製造された医薬品（外国にある製造所に限る。）において製造された医薬品、第十三条の二の二第一項の規定に違反して製造された医薬品又は第十四条第一項若しくは第九項（第十二条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）、第十九条の二の第五項において準用する場合を含む。）、第十九条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）、第二十三

しくは第七十五条の二第一項に基づく命令を遵守しているかどうか確認するために必要があると認めるときは、当該製造販売業者等に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、工場、事務所その他当該製造販売業者等の製品若しくは医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

② 都道府県知事は、薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器若しくは管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。）の販売業若しくは貸与業に係つては、その薬局、店舗又は業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にあつては、市長又は区長。第七十条第一項、第七十二条の四、第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第八十一条の二において同じ。）は、薬局開設者、医薬品の販売業者、第三十九条第一項若しくは第二十九条の三第一項の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者（以下この項において「販売業者等」という。）が、第五条、第七条、第八条（第四十条第一項及び第四十条の七第一項において準用する場合を含む。）、第十条第一項及び第四十条の七第一項において準用する場合を含む。）、第十条の二第一項（第四十条の七第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二十条第一項及び第四十条の七第一項において準用する場合を含む。）、第十条の三第一項、第三十条第一項、第三十一条から第三十三条まで、第三十五条の九から第三十七条まで、第三十九条第一項、第三十九条の二第一項、第四十条の四、第四十条の五第一項若しくは第四十条の六、第四十条の七第一項、第四十条の八第一項、第四十条の九第一項、第四十条の十第一項、第四十条の十一第一項、第四十条の十二第一項、第四十条の十三第一項、第四十条の十四第一項、第四十条の十五第一項、第四十条の十六第一項、第四十条の十七第一項、第四十条の十八第一項、第四十条の十九第一項、第四十条の二十第一項、第四十条の二十一第一項、第四十条の二十二第一項、第四十条の二十三第一項、第四十条の二十四第一項、第四十条の二十五第一項、第四十条の二十六第一項、第四十条の二十七第一項、第四十条の二十八第一項、第四十条の二十九第一項、第四十条の三十第一項、第四十条の三十一第一項、第四十条の三十二第一項、第四十条の三十三第一項、第四十条の三十四第一項、第四十条の三十五第一項、第四十条の三十六第一項、第四十条の三十七第一項、第四十条の三十八第一項、第四十条の三十九第一項、第四十条の四十第一項、第四十条の四十一第一項、第四十条の四十二第一項、第四十条の四十三第一項、第四十条の四十四第一項、第四十条の四十五第一項、第四十条の四十六第一項、第四十条の四十七第一項、第四十条の四十八第一項、第四十条の四十九第一項、第四十条の五十第一項、第四十条の五十一第一項、第四十条の五十二第一項、第四十条の五十三第一項、第四十条の五十四第一項、第四十条の五十五第一項、第四十条の五十六第一項、第四十条の五十七第一項、第四十条の五十八第一項、第四十条の五十九第一項、第四十条の六十第一項、第四十条の六十一第一項、第四十条の六十二第一項、第四十条の六十三第一項、第四十条の六十四第一項、第四十条の六十五第一項、第四十条の六十六第一項、第四十条の六十七第一項、第四十条の六十八第一項、第四十条の六十九第一項、第四十条の七十第一項、第四十条の七十一第一項、第四十条の七十二第一項、第四十条の七十三第一項、第四十条の七十四第一項、第四十条の七十五第一項、第四十条の七十六第一項、第四十条の七十七第一項、第四十条の七十八第一項、第四十条の七十九第一項、第四十条の八十第一項、第四十条の八十一第一項、第四十条の八十二第一項、第四十条の八十三第一項、第四十条の八十四第一項、第四十条の八十五第一項、第四十条の八十六第一項、第四十条の八十七第一項、第四十条の八十八第一項、第四十条の八十九第一項、第四十条の九十第一項、第四十条の九十一第一項、第四十条の九十二第一項、第四十条の九十三第一項、第四十条の九十四第一項、第四十条の九十五第一項、第四十条の九十六第一項、第四十条の九十七第一項、第四十条の九十八第一項、第四十条の九十九第一項、第四十条の百第一項、第四十条の百一第一項、第四十条の百二第一項、第四十条の百三第一項、第四十条の百四第一項、第四十条の百五第一項、第四十条の百六第一項、第四十条の百七第一項、第四十条の百八第一項、第四十条の百九第一項、第四十条の百十第一項、第四十条の百十一第一項、第四十条の百十二第一項、第四十条の百十三第一項、第四十条の百十四第一項、第四十条の百十五第一項、第四十条の百十六第一項、第四十条の百十七第一項、第四十条の百十八第一項、第四十条の百十九第一項、第四十条の二百第一項、第四十条の二百一第一項、第四十条の二百二第一項、第四十条の二百三第一項、第四十条の二百四第一項、第四十条の二百五第一項、第四十条の二百六第一項、第四十条の二百七第一項、第四十条の二百八第一項、第四十条の二百九第一項、第四十条の二百十第一項、第四十条の二百十一第一項、第四十条の二百十二第一項、第四十条の二百十三第一項、第四十条の二百十四第一項、第四十条の二百十五第一項、第四十条の二百十六第一項、第四十条の二百十七第一項、第四十条の二百十八第一項、第四十条の二百十九第一項、第四十条の三百第一項、第四十条の三百一第一項、第四十条の三百二第一項、第四十条の三百三第一項、第四十条の三百四第一項、第四十条の三百五第一項、第四十条の三百六第一項、第四十条の三百七第一項、第四十条の三百八第一項、第四十条の三百九第一項、第四十条の四百第一項、第四十条の四百一第一項、第四十条の四百二第一項、第四十条の四百三第一項、第四十条の四百四第一項、第四十条の四百五第一項、第四十条の四百六第一項、第四十条の四百七第一項、第四十条の四百八第一項、第四十条の四百九第一項、第四十条の五百第一項、第四十条の五百一第一項、第四十条の五百二第一項、第四十条の五百三第一項、第四十条の五百四第一項、第四十条の五百五第一項、第四十条の五百六第一項、第四十条の五百七第一項、第四十条の五百八第一項、第四十条の五百九第一項、第四十条の六百第一項、第四十条の六百一第一項、第四十条の六百二第一項、第四十条の六百三第一項、第四十条の六百四第一項、第四十条の六百五第一項、第四十条の六百六第一項、第四十条の六百七第一項、第四十条の六百八第一項、第四十条の六百九第一項、第四十条の七百第一項、第四十条の七百一第一項、第四十条の七百二第一項、第四十条の七百三第一項、第四十条の七百四第一項、第四十条の七百五第一項、第四十条の七百六第一項、第四十条の七百七第一項、第四十条の七百八第一項、第四十条の七百九第一項、第四十条の八百第一項、第四十条の八百一第一項、第四十条の八百二第一項、第四十条の八百三第一項、第四十条の八百四第一項、第四十条の八百五第一項、第四十条の八百六第一項、第四十条の八百七第一項、第四十条の八百八第一項、第四十条の八百九第一項、第四十条の九百第一項、第四十条の九百一第一項、第四十条の九百二第一項、第四十条の九百三第一項、第四十条の九百四第一項、第四十条の九百五第一項、第四十条の九百六第一項、第四十条の九百七第一項、第四十条の九百八第一項、第四十条の九百九第一項、第四十条の十百第一項、第四十条の十百一第一項、第四十条の十百二第一項、第四十条の十百三第一項、第四十条の十百四第一項、第四十条の十百五第一項、第四十条の十百六第一項、第四十条の十百七第一項、第四十条の十百八第一項、第四十条の十百九第一項、第四十条の十一百第一項、第四十条の十一百一第一項、第四十条の十一百二第一項、第四十条の十一百三第一項、第四十条の十一百四第一項、第四十条の十一百五第一項、第四十条の十一百六第一項、第四十条の十一百七第一項、第四十条の十一百八第一項、第四十条の十一百九第一項、第四十条の十二百第一項、第四十条の十二百一第一項、第四十条の十二百二第一項、第四十条の十二百三第一項、第四十条の十二百四第一項、第四十条の十二百五第一項、第四十条の十二百六第一項、第四十条の十二百七第一項、第四十条の十二百八第一項、第四十条の十二百九第一項、第四十条の十三百第一項、第四十条の十三百一第一項、第四十条の十三百二第一項、第四十条の十三百三第一項、第四十条の十三百四第一項、第四十条の十三百五第一項、第四十条の十三百六第一項、第四十条の十三百七第一項、第四十条の十三百八第一項、第四十条の十三百九第一項、第四十条の十四百第一項、第四十条の十四百一第一項、第四十条の十四百二第一項、第四十条の十四百三第一項、第四十条の十四百四第一項、第四十条の十四百五第一項、第四十条の十四百六第一項、第四十条の十四百七第一項、第四十条の十四百八第一項、第四十条の十四百九第一項、第四十条の十五百第一項、第四十条の十五百一第一項、第四十条の十五百二第一項、第四十条の十五百三第一項、第四十条の十五百四第一項、第四十条の十五百五第一項、第四十条の十五百六第一項、第四十条の十五百七第一項、第四十条の十五百八第一項、第四十条の十五百九第一項、第四十条の十六百第一項、第四十条の十六百一第一項、第四十条の十六百二第一項、第四十条の十六百三第一項、第四十条の十六百四第一項、第四十条の十六百五第一項、第四十条の十六百六第一項、第四十条の十六百七第一項、第四十条の十六百八第一項、第四十条の十六百九第一項、第四十条の十七百第一項、第四十条の十七百一第一項、第四十条の十七百二第一項、第四十条の十七百三第一項、第四十条の十七百四第一項、第四十条の十七百五第一項、第四十条の十七百六第一項、第四十条の十七百七第一項、第四十条の十七百八第一項、第四十条の十七百九第一項、第四十条の十八百第一項、第四十条の十八百一第一項、第四十条の十八百二第一項、第四十条の十八百三第一項、第四十条の十八百四第一項、第四十条の十八百五第一項、第四十条の十八百六第一項、第四十条の十八百七第一項、第四十条の十八百八第一項、第四十条の十八百九第一項、第四十条の十九百第一項、第四十条の十九百一第一項、第四十条の十九百二第一項、第四十条の十九百三第一項、第四十条の十九百四第一項、第四十条の十九百五第一項、第四十条の十九百六第一項、第四十条の十九百七第一項、第四十条の十九百八第一項、第四十条の十九百九第一項、第四十条の二十百第一項、第四十条の二十百一第一項、第四十条の二十百二第一項、第四十条の二十百三第一項、第四十条の二十百四第一項、第四十条の二十百五第一項、第四十条の二十百六第一項、第四十条の二十百七第一項、第四十条の二十百八第一項、第四十条の二十百九第一項、第四十条の二十一百第一項、第四十条の二十一百一第一項、第四十条の二十一百二第一項、第四十条の二十一百三第一項、第四十条の二十一百四第一項、第四十条の二十一百五第一項、第四十条の二十一百六第一項、第四十条の二十一百七第一項、第四十条の二十一百八第一項、第四十条の二十一百九第一項、第四十条の二十二百第一項、第四十条の二十二百一第一項、第四十条の二十二百二第一項、第四十条の二十二百三第一項、第四十条の二十二百四第一項、第四十条の二十二百五第一項、第四十条の二十二百六第一項、第四十条の二十二百七第一項、第四十条の二十二百八第一項、第四十条の二十二百九第一項、第四十条の二十三百第一項、第四十条の二十三百一第一項、第四十条の二十三百二第一項、第四十条の二十三百三第一項、第四十条の二十三百四第一項、第四十条の二十三百五第一項、第四十条の二十三百六第一項、第四十条の二十三百七第一項、第四十条の二十三百八第一項、第四十条の二十三百九第一項、第四十条の二十四百第一項、第四十条の二十四百一第一項、第四十条の二十四百二第一項、第四十条の二十四百三第一項、第四十条の二十四百四第一項、第四十条の二十四百五第一項、第四十条の二十四百六第一項、第四十条の二十四百七第一項、第四十条の二十四百八第一項、第四十条の二十四百九第一項、第四十条の二十五百第一項、第四十条の二十五百一第一項、第四十条の二十五百二第一項、第四十条の二十五百三第一項、第四十条の二十五百四第一項、第四十条の二十五百五第一項、第四十条の二十五百六第一項、第四十条の二十五百七第一項、第四十条の二十五百八第一項、第四十条の二十五百九第一項、第四十条の二十六百第一項、第四十条の二十六百一第一項、第四十条の二十六百二第一項、第四十条の二十六百三第一項、第四十条の二十六百四第一項、第四十条の二十六百五第一項、第四十条の二十六百六第一項、第四十条の二十六百七第一項、第四十条の二十六百八第一項、第四十条の二十六百九第一項、第四十条の二十七百第一項、第四十条の二十七百一第一項、第四十条の二十七百二第一項、第四十条の二十七百三第一項、第四十条の二十七百四第一項、第四十条の二十七百五第一項、第四十条の二十七百六第一項、第四十条の二十七百七第一項、第四十条の二十七百八第一項、第四十条の二十七百九第一項、第四十条の二十八百第一項、第四十条の二十八百一第一項、第四十条の二十八百二第一項、第四十条の二十八百三第一項、第四十条の二十八百四第一項、第四十条の二十八百五第一項、第四十条の二十八百六第一項、第四十条の二十八百七第一項、第四十条の二十八百八第一項、第四十条の二十八百九第一項、第四十条の二十九百第一項、第四十条の二十九百一第一項、第四十条の二十九百二第一項、第四十条の二十九百三第一項、第四十条の二十九百四第一項、第四十条の二十九百五第一項、第四十条の二十九百六第一項、第四十条の二十九百七第一項、第四十条の二十九百八第一項、第四十条の二十九百九第一項、第四十条の三十百第一項、第四十条の三十百一第一項、第四十条の三十百二第一項、第四十条の三十百三第一項、第四十条の三十百四第一項、第四十条の三十百五第一項、第四十条の三十百六第一項、第四十条の三十百七第一項、第四十条の三十百八第一項、第四十条の三十百九第一項、第四十条の三十一百第一項、第四十条の三十一百一第一項、第四十条の三十一百二第一項、第四十条の三十一百三第一項、第四十条の三十一百四第一項、第四十条の三十一百五第一項、第四十条の三十一百六第一項、第四十条の三十一百七第一項、第四十条の三十一百八第一項、第四十条の三十一百九第一項、第四十条の三十二百第一項、第四十条の三十二百一第一項、第四十条の三十二百二第一項、第四十条の三十二百三第一項、第四十条の三十二百四第一項、第四十条の三十二百五第一項、第四十条の三十二百六第一項、第四十条の三十二百七第一項、第四十条の三十二百八第一項、第四十条の三十二百九第一項、第四十条の三十三百第一項、第四十条の三十三百一第一項、第四十条の三十三百二第一項、第四十条の三十三百三第一項、第四十条の三十三百四第一項、第四十条の三十三百五第一項、第四十条の三十三百六第一項、第四十条の三十三百七第一項、第四十条の三十三百八第一項、第四十条の三十三百九第一項、第四十条の三十四百第一項、第四十条の三十四百一第一項、第四十条の三十四百二第一項、第四十条の三十四百三第一項、第四十条の三十四百四第一項、第四十条の三十四百五第一項、第四十条の三十四百六第一項、第四十条の三十四百七第一項、第四十条の三十四百八第一項、第四十条の三十四百九第一項、第四十条の三十五百第一項、第四十条の三十五百一第一項、第四十条の三十五百二第一項、第四十条の三十五百三第一項、第四十条の三十五百四第一項、第四十条の三十五百五第一項、第四十条の三十五百六第一項、第四十条の三十五百七第一項、第四十条の三十五百八第一項、第四十条の三十五百九第一項、第四十条の三十六百第一項、第四十条の三十六百一第一項、第四十条の三十六百二第一項、第四十条の三十六百三第一項、第四十条の三十六百四第一項、第四十条の三十六百五第一項、第四十条の三十六百六第一項、第四十条の三十六百七第一項、第四十条の三十六百八第一項、第四十条の三十六百九第一項、第四十条の三十七百第一項、第四十条の三十七百一第一項、第四十条の三十七百二第一項、第四十条の三十七百三第一項、第四十条の三十七百四第一項、第四十条の三十七百五第一項、第四十条の三十七百六第一項、第四十条の三十七百七第一項、第四十条の三十七百八第一項、第四十条の三十七百九第一項、第四十条の三十八百第一項、第四十条の三十八百一第一項、第四十条の三十八百二第一項、第四十条の三十八百三第一項、第四十条の三十八百四第一項、第四十条の三十八百五第一項、第四十条の三十八百六第一項、第四十条の三十八百七第一項、第四十条の三十八百八第一項、第四十条の三十八百九第一項、第四十条の三十九百第一項、第四十条の三十九百一第一項、第四十条の三十九百二第一項、第四十条の三十九百三第一項、第四十条の三十九百四第一項、第四十条の三十九百五第一項、第四十条の三十九百六第一項、第四十条の三十九百七第一項、第四十条の三十九百八第一項、第四十条の三十九百九第一項、第四十条の四十百第一項、第四十条の四十百一第一項、第四十条の四十百二第一項、第四十条の四十百三第一項、第四十条の四十百四第一項、第四十条の四十百五第一項、第四十条の四十百六第一項、第四十条の四十百七第一項、第四十条の四十百八第一項、第四十条の四十百九第一項、第四十条の四十一百第一項、第四十条の四十一百一第一項、第四十条の四十一百二第一項、第四十条の四十一百三第一項、第四十条の四十一百四第一項、第四十条の四十一百五第一項、第四十条の四十一百六第一項、第四十条の四十一百七第一項、第四十条の四十一百八第一項、第四十条の四十一百九第一項、第四十条の四十二百第一項、第四十条の四十二百一第一項、第四十条の四十二百二第一項、第四十条の四十二百三第一項、第四十条の四十二百四第一項、第四十条の四十二百五第一項、第四十条の四十二百六第一項、第四十条の四十二百七第一項、第四十条の四十二百八第一項、第四十条の四十二百九第一項、第四十条の四十三百第一項、第四十条の四十三百一第一項、第四十条の四十三百二第一項、第四十条の四十三百三第一項、第四十条の四十三百四第一項、第四十条の四十三百五第一項、第四十条の四十三百六第一項、第四十条の四十三百七第一項、第四十条の四十三百八第一項、第四十条の四十三百九第一項、第四十条の四十四百第一項、第四十条の四十四百一第一項、第四十条の四十四百二第一項、第四十条の四十四百三第一項、第四十条の四十四百四第一項、第四十条の四十四百五第一項、第四十条の四十四百六第一項、第四十条の四十四百七第一項、第四十条の四十四百八第一項、第四十条の四十四百九第一項、第四十条の四十五百第一項、第四十条の四十五百一第一項、第四十条の四十五百二第一項、第四十条の四十五百三第一項、第四十条の四十五百四第一項、第四十条の四十五百五第一項、第四十条の四十五百六第一項、第四十条の四十五百七第一項、第四十条の四十五百八第一項、第四十条の四十五百九第一項、第四十条の四十六百第一項、第四十条の四十六百一第一項、第四十条の四十六百二第一項、第四十条の四十六百三第一項、第四十条の四十六百四第一項、第四十条の四十六百五第一項、第四十条の四十六百六第一項、第四十条の四十六百七第一項、第四十条の四十六百八第一項、第四十条の四十六百九第一項、第四十条の四十七百第一項、第四十条の四十七百一第一項、第四十条の四十七百二第一項、第四十条の四十七百三第一項、第四十条の四十七百四第一項、第四十条の四十七百五第一項、第四十条の四十七百六第一項、第四十条の四十七百七第一項、第四十条の四十七百八第一項、第四十条の四十七百九第一項、第四十条の四十八百第一項、第四十条の四十八百一第一項、第四十条の四十八百二第一項、第四十条の四十八百三第一項、第四十条の四十八百四第一項、第四十条の四十八百五第一項、第四十条の四十八百六第一項、第四十条の四十八百七第一項、第四十条の四十八百八第一項、第四十条の四十八百九第一項、第四十条の四十九百第一項、第四十条の四十九百一第一項、第四十条の四十九百二第一項、第四十条の四十九百三第一項、第四十条の四十九百四第一項、第四十条の四十九百五第一項、第四十条の四十九百六第一項、第四十条の四十九百七第一項、第四十条の四十九百八第一項、第四十条の四十九百九第一項、第四十条の五十百第一項、第四十条の五十百一第一項、第四十条の五十百二第一項、第四十条の五十百三第一項、第四十条の五十百四第一項、第四十条の五十百五第一項、第四十条の五十百六第一項、第四十条の五十百七第一項、第四十条の五十百八第一項、第四十条の五十百九第一項、第四十条の六十百第一項、第四十条の六十百一第一項、第四十条の六十百二第一項、第四十条の六十百三第一項、第四十条の六十百四第一項、第四十条の六十百五第一項、第四十条の六十百六第一項、第四十条の六十百七第一項、第四十条の六十百八第一項、第四十条の六十百九第一項、第四十条の七十百第一項、第四十条の七十百一第一項、第四十条の七十百二第一項、第四十条の七十百三第一項、第四十条の七十百四第一項、第四十条の七十百五第一項、第四十条の七十百六第一項、第四十条の七十百七第一項、第四十条の七十百八第一項、第四十条の七十百九第一項、第四十条の八十百第一項、第四十条の八十百一第一項、第四十条の八十百二第一項、第四十条の八十百三第一項、第四十条の八十百四第一項、第四十条の八十百五第一項、第四十条の八十百六第一項、第四十条の八十百七第一項、第四十条の八十百八第一項、第四十条の八十百九第一項、第四十条の九十百第一項、第四十条の九十百一第一項、第四十条の九十百二第一項、第四十条の九十百三第一項、第四十条の九十百四第一項、第四十条の九十百五第一項、第四十条の九十百六第一項、第四十条の九十百七第一項、第四十条の九十百八第一項、第四十条の九十百九第一項、第四十条の百第一項、第四十条の百一第一項、第四十条の百二第一項、第四十条の百三第一項、第四十条の百四第一項、第四十条の百五第一項、第四十条の百六第一項、第四十条の百七第一項、第四十条の百八第一項、第四十条の百九第一項、第四十条の二百第一項、第四十条の二百一第一項、第四十条の二百二第一項、第四十条の二百三第一項、第四十条の二百四第一項、第四十条の二百五第一項、第四十条の二百六第一項、第四十条の二百七第一項、第四十条の二百八第一項、第四十条の二百九第一項、第四十条の三百第一項、第四十条の三百一第一項、第四十条の三百二第一項、第四十条の三百三第一項、第四十条の三百四第一項、第四十条の三百五第一項、第四十条の三百六第一項、第四十条の三百七第一項、第四十条の三百八第一項、第四十条の三百九第一項、第四十条の四百第一項、第四十条の四百一第一項、第四十条の四百二第一項、第四十条の四百三第一項、第四十条の四百四第一項、第四十条の四百五第一項、第四十条の四百六第一項、第四十条の四百七第一項、第四十条の四百八第一項、第四十条の四百九第一項、第四十条の五百第一項、第四十条の五百一第一項、第四十条の五百二第一項、第四十条の五百三第一項、第四十条の五百四第一項、第四十条の五百五第一項、第四十条の五百六第一項、第四十条の五百七第一項、第四十条の五百八第一項、第四十条の五百九第一項、第四十条の六百第一項、第四十条の六百一第一項、第四十条の六百二第一項、第四十条の六百三第一項、第四十条の六百四第一項、第四十条の六百五第一項、第四十条の六百六第一項、第四十条の六百七第一項、第四十条の六百八第一項、第四十条の六百九第一項、第四十条の七百第一項、第四十条の七百一第一項、第四十条の七百二第一項、第四十条の七百三第一項、第四十条の七百四第一項、第四十条の七百五第一項、第四十条の七百六第一項、第四十条の七百七第一項、第四十条の七百八第一項、第四十条の七百九第一項、第四十条の八百第一項、第四十条の八百一第一項、第四十条の八百二第一項、第四十条の八百三第一項、第四十条の八百四第一項、第四十条の八百五第一項、第四十条の八百六第一項、第四十条の八百七第一項、第四十条の八百八第一項、第四十条の八百九第一項、第四十条の九百第一項、第四十条の九百一第一項、第四十条の九百二第一項、第四十条の九百三第一項、第四十条の九百四第一項、第四十条の九百五第一項、第四十条の九百六第一項、第四十条の九百七第一項、第四十条の九百八第一項、第四十条の九百九第一項、第四十条の十百第一項、第四十条の十百一第一項、第四十条の十百二第一項、第四十条の十百三第一項、第四十条の十百四第一項、第四十条の十百五第一項、第四十条の十百六第一項、第四十条の十百七第一項、第四十条の十百八第一項、第四十条の十百九第一項、第四十条の十一百第一項、第四十条の十一百一第一項、第四十条の十一百二第一項、第四十条の十一百三第一項、第四十条の十一百四第一項、第四十条の十一百五第一項、第四十条の十一百六第一項、第四十条の十一百七第一項、第四十条の十一百八第一項、第四十条の十一百九第一項、第四十条の十二百第一項、第四十条の十二百一第一項、第四十条の十二百二第一項、第四十条の十二百三第一項、第四十条の十二百四第一項、第四十条の十二百五第一項、第四十条の十二百六第一項、第四十条の十二百七第一項、第四十条の十二百八第一項、第四十条の十二百九第一項、第四十条の十三百第一項、第四十条の十三百一第一項、第四十条の十三百二第一項、第四十条の十三百三第一項、第四十条の十三百四第一項、第四十条の十三百五第一項、第四十条の十三百六第一項、第四十条の十三百七第一項、第四十条の十三百八第一項、第四十条の十三百九第一項、第四十条の十四百第一項、第四十条の十四百一第一項、第四十条の十四百二第一項、第四十条の十四百三第一項、第四十条の十四百四第一項、第四十条の十四百五第一項、第四十条の十四百六第一項、第四十条の十四百七第一項、第四十条の十四百八第一項、第四十条の十四百九第一項、第四十条の十五百第一項、第四十条の十五百一第一項、第四十条の十五百二第一項、第四十条の十五百三第一項、第四十条の十五百四第一項、第四十条の十五百五第一項、第四十条の十五百六第一項、第四十条の十五百七第一項、第四十条の十五百八第一項、第四十条の十五百九第一項、第四十条の十六百第一項、第四十条の十六百一第一項、第四十条の十六百二第一項、第四十条の十六百三第一項、第四十条の十六百四第一項、第四十条の十六百五第一項、第四十条の十六百六第一項、第四十条の十六百七第一項、第四十条の十六百八第一項、第四十条の十六百九第一項、第四十条の十七百第一項、第四十条の十七百一第一項、第四十条の十七百二第一項、第四十条の十七百三第一項、第四十条の十七百四第一項、第四十条の十七百五第一項、第四十条の十七百六第一項、第四十条の十七百七第一項、第四十条の十七百八第一項、第四十条の十七百九第一項、第四十条の十八百第一項、第四十条の十八百一第一項、第四十条の十八百二第一項、第四十条の十八百三第一項、第四十条の十八百四第一項、第四十条の十八百五第一項、第四十条の十八百六第一項、第四十条の十八百七第一項、第四十条の十八百八第一項、第四十条の十八百九第一項、第四十条の十九百第一項、第四十条の十九百一第一項、第四十条の十九百二第一項、第四十条の十九百三第一項、第四十条の十九百四第一項、第四十条の十九百五第一項、第四十条の十九百六第一項、第四十条の十九百七第一項、第四十条の十九百八第一項、第四十条の十九百九第一項、第四十条の二十百第一項、第四十条の二十百一第一項、第四十条の二十百二第一項、第四十条の二十百三第一項、第四十条の二十百四第一項、第四十条の二十百五第一項、第四十条の二十百六第一項、第四十条の二十百七第一項、第四十条の二十百八第一項、第四十条の二十百九第一項、第四十条の三十百第一項、第四十条の三十百一第一項、第四十条の三十百二第一項、第四十条の三十百三第一項、第四十条の三十百四第一項、第四十条の三十百五第一項、第四十条の三十百六第一項、第四十条の三十百七第一項、第四十条の三十百八第一項、第四十条の三十百九第一項、第四十条の四十百第一項、第四十条の四十百一第一項、第四十条の四十百二第一項、第四十条の四十百三第一項、第四十条の四十百四第一項、第四十条の四十百五第一項、第四十条の四十百六第一項、第四十条の四十百七第一項、第四十条の四十百八第一項、第四十条の四十百九第一項、第四十条の五十百第一項、第四十条の五十百一第一項、第四十条の五十百二第一項、第四十条の五十百三第一項、第四十条の五十百四第一項、第四十条の五十百五第一項、第四十条の五十百六第一項、第四十条の五十百七第一項、第四十条の五十百八第一項、第四十条の五十百九第一項、第四十条の六十百第一項、第四十条の六十百一第一項、第四十条の六十百二第一項、第四十条の六十百三第一項、第四十条の六十百四第一項、第四十条の六十百五第一項、第四十条の六十百六第一項、第四十条の六十百七第一項、第四十条の六十百八第一項、第四十条の六十百九第一項、第四十条の七十百第一項、第四十条の七十百一第一項、第四十条の七十百二第一項、第四十条の七十百三第一項、第四十条の七十百四第一項、第四十条の七十百五第一項、第四十条の七十百六第一項、第四十条の七十百七第一項、第四十条の七十百八第一項、第四十条の七十百九第一項、第四十条の八十百第一項、第四十条の八十百一第一項、第四十条の八十百二第一項、第四十条の八十百三第一項、第四十条の八十百四第一項、第四十条の八十百五第一項、第四十条の八十百六第一項、第四十条の八十百七第一項、第四十条の八十百八第一項、第四十条の八十百九第一項、第四十条の九十百第一項、第四十条の九十百一第一項、第四十条の九十百二第一項、第四十条の九十百三第一項、第四十条の九十百四第一項、第四十条の九十百五第一項、第四十条の九十百六第一項、第四十条の九十百七第一項、第四十条の九十百八第一項、第四十条の九十百九第一項、第四十条の百第一項、第四十条の百一第一項、第四十条の百二第一項、第四十条の百三第一項、第四十条の百四第一項、第四十条の百五第一項、第四十条の百六第一項、第四十条の百七第一項、第四十条の百八第一項、第四十条の百九第一項、第四十条の二百第一項、第四十条の二百一第一項、第四十条の二百二第一項、第四十条の二百三第一項、第四十条の二百四第一項、第四十条の二百五第一項、第四十条の二百六第一項、第四十条の二百七第一項、第四十条の二百八第一項、第四十条の二百九第一項、第四十条の三百第一項、第四十条の三百一第一項、第四十条の三百二第一項、第四十条の三百三第一項、第四十条の三百四第一項、第四十条の三百五第一項、第四十条の三百六第一項、第四十条の三百七第一項、第四十条の三百八第一項、第四十条の三百九第一項、第四十条の四百第一項、第四十条の四百一第一項、第四十条の四百二第一項、第四十条の四百三第一項、第四十条の四百四第一項、第四十条の四百五第一項、第四十条の四百六第一項、第四十条の四百七第一項、第四十条の四百八第一項、第四十条の四百九第一項、第四十条の五百第一項、第四十条の五百一第一項、第四十条の五百二第一項、第四十条の五百三第一項、第四十条の五百四第一項、第四十条の五百五第一項、第四十条の五百六第一項、第四十条の五百七第一項、第四十条の五百八第一項、第四十条の五百九第一項、第四十条の六百第一項、第四十条の六百一第一項、第四十条の六百二第一項、第四十条の六百三第一項、第四十条の六百四第一項、第四十条の六百五第一項、第四十条の六百六第一項、第四十条の六百七第一項、第四十条の六百八第一項、第四十条の六百九第一項、第四十条の七百第一項、第四十条の七百一第一項、第四十条の七百二第一項、第四十条の七百三第一項、第四十条の七百四第一項、第四十条の七百五第一項、第四十条の七百六第一項、第四十条の七百七第一項、第四十条の七百八第一項、第四十条の七百九第一項、第四十条の八百第一項、第四十条の八百一第一項、第四十条の八百二第一項、第四十条の八百三第一項、第四十条の八百四第一項、第四十条の八百五第一項、第四十条の八百六第一項、第四十条の八百七第一項、第四十条の八百八第一項、第四十条の八百九第一項、第四十条の九百第一項、第四十条の九百一第一項、第四十条の九百二第一項、第四十条の九百三第一項、第四十条の九百四第一項、第四十条の九百五第一項、第四十条の九百六第一項、第四十条の九百七第一項、第四十条の九百八第一項、第四十条の九百九第一項、第四十条の十百第一項、第四十条の十百一第一項、第四十条の十百二第一項、第四十条の十百三第一項、第四十条の十百四第一項、第四十条の十百五第一項、第四十条の十百六第一項、第四十条の十百七第一項、第四十条の十百八第一項、第四十条の十百九第一項、第四十条の十一百第一項、第四十条の十一百一第一項、第四十条の十一百二第一項、第四十条の十一百三第一項、第四十条の十一百四第一項、第四十条の十一百五第一項、第四十条の十一百六第一項、第四十条の十一百七第一項、第四十条の十一百八第一項、第四十条の十一百九第一項、第四十条の十二百第一項、第四十条の十二百一第一項、第四十条の十二百二第一項、第四十条の十二百三第一項、第四十条の十二百四第一項、第四十条の十二百五第一項、第四十条の十二百六第一項、第四十条の十二百七第一項、第四十条の十二百八第一項、第四十条の十二百九第一項、第四十条の十三百第一項、第四十条の十三百一第一項、第四十条の十三百二第一項、第四十条の十三百三第一項、第四十条の十三百四第一項、第四十条の十三百五第一項、第四十条の十三百六第一項、第四十条の十三百七第一項、第四十条の十三百八第一項、第四十条の十三百九第一項、第四十条の十四百第一項、第四十条の十四百一第一項、第四十条の十四百二第一項、第四十条の十四百三第一項、第四十条の十四百四第一項、第四十条の十四百五第一項、第四十条の十四百六第一項、第四十条の十四百七第一項、第四十条の十四百八第一項、第四十条の十四百九第一項、第四十条の十五百第一項、第四十条の十五百一第一項、第四十条の十五百二第一項、第四十条の十五百三第一項、第四十条の十五百四第一項、第四十条の十五百五第一項、第四十条の十五百六第一項、第四十条の十五百七第一項、第四十条の十五百八第一項、第四十条の十五百九第一項、第四十条の十六百第一項、第四十条の十六百一第一項、第四十条の十六百二第一項、第四十条の十六百三第一項、第四十条の十六百四第一項、第四十条の十六百五第一項、第四十条の十六百六第一項、第四十条の十六百七第一項、第四十条の十六百八第一項、第四十条の十六百九第一項、第四十条の十七百第一項、第四十条の十七百一第一項、第四十条の十七百二第一項、第四十条の十七百三第一項、第四十条の十七百四第一項、第四十条の十七百五第一項、第四十条の十七百六第一項、第四十条の十七百七第一項、第四十条の十七百八第一項、第四十条の十七百九第一項、第四十条の十八百第一項、第四十条の十八百一第一項、第四十条の十八百二第一項、第四十条の十八百三第一項、第四十条の十八百四第一項、第四十条の十八百五第一項、第四十条の十八百六第一項、第四十条の十八百七第一項、第四十条の十八百八第一項、第四十条の十八百九第一項、第四十条の十九百第一項、第四十条の十九百一第一項、第四十条の十九百二第一項、第四十条の十九百三第一項、第四十条の十九百四第一項、第四十条の十九百五第一項、第四十条の十九百六第一項、第四十条の十九百七第一項、第四十条の十九百八第一項、第四十条の十九百九第一項、第四十条の二十百第一項、第四十条の二十百一第一項、第四十条の二十百二第一項、第四十条の二十百三第一項、第四十条の二十百四第一項、第四十条の二十百五第一項、第四十条の二十百六第一項、第四十条の二十百七第一項、第四十条の二十百八第一項、第四十条の二十百九第一項、第四十条の三十百第一項、第四十条の三十百一第一項、第四十条の三十百二第一項、第四十条の三十百三第一項、第四十条の三十百四第一項、第四十条の三十百五第一項、第四十条の三十百六第一項、第四十条の三十百七第一項、第四十条の三十百八第一項、第四十条の三十百九第一項、第四十条の四十百第一項、第四十条の四十百一第一項、第四十条の四十百二第一項、第四十条の四十百三第一項、第四十条の四十百四第一項、第四十条の四十百五第一項、第四十条の四十百六第一項、第四十条の四十百七第一項、第四十条の四十百八第一項、第四十条の四十百九第一項、第四十条の五十百第一項、第四十条の五十百一第一項、第四十条の五十百二第一項、第四十条の五十百三第一項、第四十条の五十百四第一項、第四十条の五十百五第一項、第四十条の五十百六第一項、第四十条の五十百七第一項、第四十条の五十百八第一項、第四十条の五十百九第一項、第四十条の六十百第一項、第四十条の六十百一第一項、第四十条の六十百二第一項、第四十条の六十百三第一項、第四十条の六十百四第一項、第四十条の六十百五第一項、第四十条の六十百六第一項、第四十条の六十百七第一項、第四十条の六十百八第一項、第四十条の六十百九第一項、第四十条の七十百第一項、第四十条の七十百一第一項、第四十条の七十百二第一項、第四十条の七十百三第一項、第四十条の七十百四第一項、第四十条の七十百五第一項、第四十条の七十百六第一項、第四十条の七十百七第一項、第四十条の七十百八第一項、第四十条の七十百九第一項、第四十条の八十百第一項、第四十条の八十百一第一項、第四十条の八十百二第一項、第四十条の八十百三第一項、第四十条の八十百四第一項、第四十条の八十百五第一項、第四十条の八十百六第一項、第四十条の八十百七第一項、第四十条の八十百八第一項、第四十条の八十百九第一項、第四十条の九十百第一項、第四十条の九十百一第一項、第四十条の九十百二第一項、第四十条の九十百三第一項、第四十条の九十百四第一項、第四十条の九十百五第一項、第四十条の九十百六第一項、第四十条の九十百七第一項、第四十条の九十百八第一項、第四十条の九十百九第一項、第四十条の百第一項、第四十条の百一第一項、第四十

六第四項、第二十三条の二の九第四項後段、第二十三条の二十九第四項後段若しくは第二十三条の三十一第四項の規定に適合しない料を提出したとき。（改正後の四）

四　（略）（改正後の五）

五　第二十三条の二十一の五又は第二十三条の二十五第一項の規定により第十四条、第二十三条の二十一第一項又は第二十三条の二十五の承認に付された条件に違反したとき。（改正後の六）

六　（略、改正後の七）

（許可の取消し等）

第七五条の①②（略）

③（柱書略）

一　当該製造販売業者又は製造業者（血液製剤（安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第二条第一項に規定する血液製剤をいう。次号及び第三号において同じ。）の製造販売業者又は製造業者に限る。）が、同法第二十六条第二項の勧告に従わなかつたとき。

二　（略）

三　当該製造販売業者又は製造業者以外の者（血液製剤の製造販売業者又は製造業者を除く。）が国内で採取した血液（採血事業者又は病院若しくは診療所の開設者が安全な血液製剤の安定供給の保等に関する法律第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める物の原料とする目的で採取した血液を除く。）又は国内で有料で採取され、若しくは提供のあつせんをされた血液を原料として医薬品（血液製剤を除く。）、医療機器又は再生医療等製品を製造したとき。

（外国製造医薬品等の製造販売の承認の取消し等）

第七五条の二の②①（柱書略）

一・三（略）

四　次項において準用する第七十二条第二項又は第七十四条の二第二項若しくは第三項（第一号及び第四号を除く。）の規定による請求に応じなかつたとき。

五　（略）

②　第十九条の二、第二十三条の二の十七又は第二十三条の三十七の承認については、第七十二条第二項並びに第七十四条の二第一項、第二項及び第三項（第一号及び第四号を除く。）の規定を準用する。（後略）

③④（略）

（薬事監視員）

第七六条の三①　第六十九条第一項から第四項まで、第七十七条第二項、第七十八条の二第一項及び第七十六条の八第一項に規定する当該職員は職権を行わせるため、厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、国、都道府県、保健所を設置する市の市長又は特別区の職員のうちから、薬事監視員を命ずるものとする。

②（略）

第七六条の三の二　（改正により追加）

第七六条の三の三　（改正により追加）

第七六条の三の四―第七六条の三の四の二（改正により追加）

第七六条の三の四の三（改正により追加）

第七六条の三の四の四―第七六条の三の四の一二（改正により追加）

第十四章　（改正後の第十五章名）

（廃棄等）

第七六条の④①　厚生労働大臣又は都道府県知事は、第七十六条の四の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている指定薬物又は同条の規定に違反して製造され、輸入され、販売され、若しくは授与される指定薬物を取り扱う者に対して、廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。

②③（略）

③　当該職員が前項の規定による処分をする場合には、第六十九条第六項の規定を準用する。

④　前項の規定による立入検査、質問及び収去については第六十九条第六項の規定を、前項の規定による権限については同条第七項の規定を準用する。

（立入検査等）

第七六条の八①（略）

②　前項の規定による立入検査、質問及び収去については第六十九条第六項の規定を、前項の規定による権限については同条第七項の規定を準用する。

第十五章　希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器及び希少疾病用再生医療等製品の指定等（改正後の第十六章）

（指定等）

第七七条の①　厚生労働大臣は、次の各号のいずれにも該当する医薬品（医療機器又は再生医療等製品につき、製造販売をしようとする者（本邦に輸出されるものにつき、外国において製造等をする者を含む。）から申請があつたときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該申請に係る医薬品、医療機器又は再生医療等製品を希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器又は希少疾病用再生医療等製品として指定することができる。

一・二（略）

新②③（改正により追加）

②　厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を公示するものとする。（改正後の④）

（資金の確保）

第七七条の③　国は、前条第一項各号のいずれにも該当する医薬品、医療機器及び再生医療等製品の試験研究を促進するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

（税制上の措置）

第七七条の四　国は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器及び希少疾病用再生医療等製品の試験研究を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

（試験研究等の中止の届出）

第七七条の五　第七十七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、当該指定に係る希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器又は希少疾病用再生医療等製品の試験研究又は製造若しくは輸入を中止しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（指定の取消し等）

第七七条の六①　厚生労働大臣は、前条の規定による届出があつたときは、第七十七条の二第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消さなければならない。

②（柱書略）

一　希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器又は希少疾病用再生医療等製品が第十七条の二第一項各号のいずれかに該当しなくなつたとき。

二（略）

三　正当な理由なく希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器又は希少疾病用再生医療等製品の試験研究又は製造販売が行われないとき。

四（略）

③（略）

第七七条の七　この章に定めるもののほか、希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器又は希少疾病用再生医療等製品に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（省令への委任）

第十六章　（改正後の第十七章名）

（手数料）

第七七条の①（柱書略）

一―七（略）

八　第十四条第六項（同条第九項（第九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の調査を申請する者

九・十（略）

十一　第二十三条の二の五第六項又は第八項（これらの規定を同条第十一項（第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）及び第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の調査を申請する者

十二―十五（略）

十五の二（改正により追加）

十六―二十九（略）

②　機構が行う第十三条の二第一項（第十三条の三第二項及び第八十条第四項において準用する場合を含む。）の調査、第十四条の二第一項（第十四条の五第一項（第十九条の四において準用する場合を含む。）並びに第十九条の二第五項（第十三条の二において準用する場合を含む。）の医薬品等審査等、第十三条の二の十九第一項（第十三条の二において準用する場合を含む。）並びに第二十三条の二の十七第三項及び第六項において準用する場合を含む。）の調査、第二十三条の二十一第一項（第二十三条の二において準用する場合を含む。）並びに第二十三条の二の十九第一項（第二十三条の二において準用する場合を含む。）の医療機器等審査等、第二十三条の六第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の調査、第二十三条の十八第二項の規定による届出があつたときは、第二十三条の二十三第一項、第二十三条の二十五第一項及び第八十条第六項において準用する場合を含む。）並びに第二十三条の二十四第三項及び第八十条第六項において準用する場合を含む。）の調査又は第二十三条の二十七第三項及び

自ら治験を実施しようとし、若しくは実施した者又は治験の依頼を受けた者に対し、治験の依頼の取消し又はその変更、治験の中止又はその変更その他必要な指示を行うことができる。

⑩ （略）

（事務の区分）

第八一条の三① 第二十一条、第二十三条の二の二十一、第二十三条の四十一、第六十九条第一項、第四項及び第五項、第六十九条の二第二項、第七十条第一項及び第二項、第七十一条、第七十二条第三項、第七十二条の五、第七十六条の六第一項から第五項まで及び第七項、第七十六条の七第一項及び第二項、第七十六条の七の二並びに第七十六条の八第一項及び第二項、第七十六条の八の二並びに第七十六条の七第一項及び第二項、第七十六条の八第一項及び第二項、第七十六条の七第一項及び第二項、第七十六条の八第一項及び第二項、第七十六条の九第一項及び第二項、第七十七条第一項及び第二項、第七十七条の五、第七十七条の六第一項から第七十七条の七第一項及び第二項、第七十七条の八第一項及び第二項、第七十七条の九第一項及び第二項、第七十七条の十第一項及び第二項、第七十七条の十一第一項及び第二項、第七十七条の十二第一項及び第二項、第七十七条の十三第一項及び第二項、第七十七条の十四第一項及び第二項、第七十七条の十五第一項及び第二項、第七十七条の十六第一項及び第二項、第七十七条の十七第一項及び第二項、第七十七条の十八第一項及び第二項、第七十七条の十九第一項及び第二項、第七十七条の二十第一項及び第二項、第七十七条の二十一第一項及び第二項、第七十七条の二十二第一項及び第二項、第七十七条の二十三第一項及び第二項、第七十七条の二十四第一項及び第二項、第七十七条の二十五第一項及び第二項、第七十七条の二十六第一項及び第二項、第七十七条の二十七第一項及び第二項、第七十七条の二十八第一項及び第二項、第七十七条の二十九第一項及び第二項、第七十七条の三十第一項及び第二項、第七十七条の三十一第一項及び第二項、第七十七条の三十二第一項及び第二項、第七十七条の三十三第一項及び第二項、第七十七条の三十四第一項及び第二項、第七十七条の三十五第一項及び第二項、第七十七条の三十六第一項及び第二項、第七十七条の三十七第一項及び第二項、第七十七条の三十八第一項及び第二項、第七十七条の三十九第一項及び第二項、第七十七条の四十第一項及び第二項、第七十七条の四十一第一項及び第二項、第七十七条の四十二第一項及び第二項、第七十七条の四十三第一項及び第二項、第七十七条の四十四第一項及び第二項、第七十七条の四十五第一項及び第二項、第七十七条の四十六第一項及び第二項、第七十七条の四十七第一項及び第二項、第七十七条の四十八第一項及び第二項、第七十七条の四十九第一項及び第二項、第七十七条の五十第一項及び第二項、第七十七条の五十一第一項及び第二項、第七十七条の五十二第一項及び第二項、第七十七条の五十三第一項及び第二項、第七十七条の五十四第一項及び第二項、第七十七条の五十五第一項及び第二項、第七十七条の五十六第一項及び第二項、第七十七条の五十七第一項及び第二項、第七十七条の五十八第一項及び第二項、第七十七条の五十九第一項及び第二項、第七十七条の六十第一項及び第二項、第七十七条の六十一第一項及び第二項、第七十七条の六十二第一項及び第二項、第七十七条の六十三第一項及び第二項、第七十七条の六十四第一項及び第二項、第七十七条の六十五第一項及び第二項、第七十七条の六十六第一項及び第二項、第七十七条の六十七第一項及び第二項、第七十七条の六十八第一項及び第二項、第七十七条の六十九第一項及び第二項、第七十七条の七十第一項及び第二項、第七十七条の七十一第一項及び第二項、第七十七条の七十二第一項及び第二項、第七十七条の七十三第一項及び第二項、第七十七条の七十四第一項及び第二項、第七十七条の七十五第一項及び第二項、第七十七条の七十六第一項及び第二項、第七十七条の七十七第一項及び第二項、第七十七条の七十八第一項及び第二項、第七十七条の七十九第一項及び第二項、第七十七条の八十第一項及び第二項、第七十七条の八十一第一項及び第二項、第七十七条の八十二第一項及び第二項、第七十七条の八十三第一項及び第二項、第七十七条の八十四第一項及び第二項、第七十七条の八十五第一項及び第二項、第七十七条の八十六第一項及び第二項、第七十七条の八十七第一項及び第二項、第七十七条の八十八第一項及び第二項、第七十七条の八十九第一項及び第二項、第七十七条の九十第一項及び第二項、第七十七条の九十一第一項及び第二項、第七十七条の九十二第一項及び第二項、第七十七条の九十三第一項及び第二項、第七十七条の九十四第一項及び第二項、第七十七条の九十五第一項及び第二項、第七十七条の九十六第一項及び第二項、第七十七条の九十七第一項及び第二項、第七十七条の九十八第一項及び第二項、第七十七条の九十九第一項及び第二項、第七十七条の百第一項及び第二項、第七十七条の百一第一項及び第二項、第七十七条の百二第一項及び第二項、第七十七条の百三第一項及び第二項、第七十七条の百四第一項及び第二項、第七十七条の百五第一項及び第二項、第七十七条の百六第一項及び第二項、第七十七条の百七第一項及び第二項、第七十七条の百八第一項及び第二項、第七十七条の百九第一項及び第二項、第七十七条の二百第一項及び第二項、第七十七条の二百一第一項及び第二項、第七十七条の二百二第一項及び第二項、第七十七条の二百三第一項及び第二項、第七十七条の二百四第一項及び第二項、第七十七条の二百五第一項及び第二項、第七十七条の二百六第一項及び第二項、第七十七条の二百七第一項及び第二項、第七十七条の二百八第一項及び第二項、第七十七条の二百九第一項及び第二項、第七十七条の三百第一項及び第二項、第七十七条の三百一第一項及び第二項、第七十七条の三百二第一項及び第二項、第七十七条の三百三第一項及び第二項、第七十七条の三百四第一項及び第二項、第七十七条の三百五第一項及び第二項、第七十七条の三百六第一項及び第二項、第七十七条の三百七第一項及び第二項、第七十七条の三百八第一項及び第二項、第七十七条の三百九第一項及び第二項、第七十七条の四百第一項及び第二項、第七十七条の四百一第一項及び第二項、第七十七条の四百二第一項及び第二項、第七十七条の四百三第一項及び第二項、第七十七条の四百四第一項及び第二項、第七十七条の四百五第一項及び第二項、第七十七条の四百六第一項及び第二項、第七十七条の四百七第一項及び第二項、第七十七条の四百八第一項及び第二項、第七十七条の四百九第一項及び第二項、第七十七条の五百第一項及び第二項、第七十七条の五百一第一項及び第二項、第七十七条の五百二第一項及び第二項、第七十七条の五百三第一項及び第二項、第七十七条の五百四第一項及び第二項、第七十七条の五百五第一項及び第二項、第七十七条の五百六第一項及び第二項、第七十七条の五百七第一項及び第二項、第七十七条の五百八第一項及び第二項、第七十七条の五百九第一項及び第二項、第七十七条の六百第一項及び第二項、第七十七条の六百一第一項及び第二項、第七十七条の六百二第一項及び第二項、第七十七条の六百三第一項及び第二項、第七十七条の六百四第一項及び第二項、第七十七条の六百五第一項及び第二項、第七十七条の六百六第一項及び第二項、第七十七条の六百七第一項及び第二項、第七十七条の六百八第一項及び第二項、第七十七条の六百九第一項及び第二項、第七十七条の七百第一項及び第二項、第七十七条の七百一第一項及び第二項、第七十七条の七百二第一項及び第二項、第七十七条の七百三第一項及び第二項、第七十七条の七百四第一項及び第二項、第七十七条の七百五第一項及び第二項、第七十七条の七百六第一項及び第二項、第七十七条の七百七第一項及び第二項、第七十七条の七百八第一項及び第二項、第七十七条の七百九第一項及び第二項、第七十七条の八百第一項及び第二項、第七十七条の八百一第一項及び第二項、第七十七条の八百二第一項及び第二項、第七十七条の八百三第一項及び第二項、第七十七条の八百四第一項及び第二項、第七十七条の八百五第一項及び第二項、第七十七条の八百六第一項及び第二項、第七十七条の八百七第一項及び第二項、第七十七条の八百八第一項及び第二項、第七十七条の八百九第一項及び第二項、第七十七条の九百第一項及び第二項、第七十七条の九百一第一項及び第二項、第七十七条の九百二第一項及び第二項、第七十七条の九百三第一項及び第二項、第七十七条の九百四第一項及び第二項、第七十七条の九百五第一項及び第二項、第七十七条の九百六第一項及び第二項、第七十七条の九百七第一項及び第二項、第七十七条の九百八第一項及び第二項、第七十七条の九百九第一項及び第二項、第七十七条の千第一項及び第二項、第七十七条の千一第一項及び第二項、第七十七条の千二第一項及び第二項、第七十七条の千三第一項及び第二項、第七十七条の千四第一項及び第二項、第七十七条の千五第一項及び第二項、第七十七条の千六第一項及び第二項、第七十七条の千七第一項及び第二項、第七十七条の千八第一項及び第二項、第七十七条の千九第一項及び第二項、第七十七条の千十第一項及び第二項、第七十七条の千十一第一項及び第二項、第七十七条の千十二第一項及び第二項、第七十七条の千十三第一項及び第二項、第七十七条の千十四第一項及び第二項、第七十七条の千十五第一項及び第二項、第七十七条の千十六第一項及び第二項、第七十七条の千十七第一項及び第二項、第七十七条の千十八第一項及び第二項、第七十七条の千十九第一項及び第二項、第七十七条の二千第一項及び第二項、第七十七条の二千一第一項及び第二項、第七十七条の二千二第一項及び第二項、第七十七条の二千三第一項及び第二項、第七十七条の二千四第一項及び第二項、第七十七条の二千五第一項及び第二項、第七十七条の二千六第一項及び第二項、第七十七条の二千七第一項及び第二項、第七十七条の二千八第一項及び第二項、第七十七条の二千九第一項及び第二項、第七十七条の三千第一項及び第二項、第七十七条の三千一第一項及び第二項、第七十七条の三千二第一項及び第二項、第七十七条の三千三第一項及び第二項、第七十七条の三千四第一項及び第二項、第七十七条の三千五第一項及び第二項、第七十七条の三千六第一項及び第二項、第七十七条の三千七第一項及び第二項、第七十七条の三千八第一項及び第二項、第七十七条の三千九第一項及び第二項、第七十七条の四千第一項及び第二項、第七十七条の四千一第一項及び第二項、第七十七条の四千二第一項及び第二項、第七十七条の四千三第一項及び第二項、第七十七条の四千四第一項及び第二項、第七十七条の四千五第一項及び第二項、第七十七条の四千六第一項及び第二項、第七十七条の四千七第一項及び第二項、第七十七条の四千八第一項及び第二項、第七十七条の四千九第一項及び第二項、第七十七条の五千第一項及び第二項、第七十七条の五千一第一項及び第二項、第七十七条の五千二第一項及び第二項、第七十七条の五千三第一項及び第二項、第七十七条の五千四第一項及び第二項、第七十七条の五千五第一項及び第二項、第七十七条の五千六第一項及び第二項、第七十七条の五千七第一項及び第二項、第七十七条の五千八第一項及び第二項、第七十七条の五千九第一項及び第二項、第七十七条の六千第一項及び第二項、第七十七条の六千一第一項及び第二項、第七十七条の六千二第一項及び第二項、第七十七条の六千三第一項及び第二項、第七十七条の六千四第一項及び第二項、第七十七条の六千五第一項及び第二項、第七十七条の六千六第一項及び第二項、第七十七条の六千七第一項及び第二項、第七十七条の六千八第一項及び第二項、第七十七条の六千九第一項及び第二項、第七十七条の七千第一項及び第二項、第七十七条の七千一第一項及び第二項、第七十七条の七千二第一項及び第二項、第七十七条の七千三第一項及び第二項、第七十七条の七千四第一項及び第二項、第七十七条の七千五第一項及び第二項、第七十七条の七千六第一項及び第二項、第七十七条の七千七第一項及び第二項、第七十七条の七千八第一項及び第二項、第七十七条の七千九第一項及び第二項、第七十七条の八千第一項及び第二項、第七十七条の八千一第一項及び第二項、第七十七条の八千二第一項及び第二項、第七十七条の八千三第一項及び第二項、第七十七条の八千四第一項及び第二項、第七十七条の八千五第一項及び第二項、第七十七条の八千六第一項及び第二項、第七十七条の八千七第一項及び第二項、第七十七条の八千八第一項及び第二項、第七十七条の八千九第一項及び第二項、第七十七条の九千第一項及び第二項、第七十七条の九千一第一項及び第二項、第七十七条の九千二第一項及び第二項、第七十七条の九千三第一項及び第二項、第七十七条の九千四第一項及び第二項、第七十七条の九千五第一項及び第二項、第七十七条の九千六第一項及び第二項、第七十七条の九千七第一項及び第二項、第七十七条の九千八第一項及び第二項、第七十七条の九千九第一項及び第二項、第七十七条の一万第一項及び第二項、第七十七条の一万一第一項及び第二項、第七十七条の一万二第一項及び第二項、第七十七条の一万三第一項及び第二項、第七十七条の一万四第一項及び第二項、第七十七条の一万五第一項及び第二項、第七十七条の一万六第一項及び第二項、第七十七条の一万七第一項及び第二項、第七十七条の一万八第一項及び第二項、第七十七条の一万九第一項及び第二項、第七十七条の二万第一項及び第二項、第七十七条の二万一第一項及び第二項、第七十七条の二万二第一項及び第二項、第七十七条の二万三第一項及び第二項、第七十七条の二万四第一項及び第二項、第七十七条の二万五第一項及び第二項、第七十七条の二万六第一項及び第二項、第七十七条の二万七第一項及び第二項、第七十七条の二万八第一項及び第二項、第七十七条の二万九第一項及び第二項、第七十七条の三万第一項及び第二項、第七十七条の三万一第一項及び第二項、第七十七条の三万二第一項及び第二項、第七十七条の三万三第一項及び第二項、第七十七条の三万四第一項及び第二項、第七十七条の三万五第一項及び第二項、第七十七条の三万六第一項及び第二項、第七十七条の三万七第一項及び第二項、第七十七条の三万八第一項及び第二項、第七十七条の三万九第一項及び第二項、第七十七条の四万第一項及び第二項、第七十七条の四万一第一項及び第二項、第七十七条の四万二第一項及び第二項、第七十七条の四万三第一項及び第二項、第七十七条の四万四第一項及び第二項、第七十七条の四万五第一項及び第二項、第七十七条の四万六第一項及び第二項、第七十七条の四万七第一項及び第二項、第七十七条の四万八第一項及び第二項、第七十七条の四万九第一項及び第二項、第七十七条の五万第一項及び第二項、第七十七条の五万一第一項及び第二項、第七十七条の五万二第一項及び第二項、第七十七条の五万三第一項及び第二項、第七十七条の五万四第一項及び第二項、第七十七条の五万五第一項及び第二項、第七十七条の五万六第一項及び第二項、第七十七条の五万七第一項及び第二項、第七十七条の五万八第一項及び第二項、第七十七条の五万九第一項及び第二項、第七十七条の六万第一項及び第二項、第七十七条の六万一第一項及び第二項、第七十七条の六万二第一項及び第二項、第七十七条の六万三第一項及び第二項、第七十七条の六万四第一項及び第二項、第七十七条の六万五第一項及び第二項、第七十七条の六万六第一項及び第二項、第七十七条の六万七第一項及び第二項、第七十七条の六万八第一項及び第二項、第七十七条の六万九第一項及び第二項、第七十七条の七万第一項及び第二項、第七十七条の七万一第一項及び第二項、第七十七条の七万二第一項及び第二項、第七十七条の七万三第一項及び第二項、第七十七条の七万四第一項及び第二項、第七十七条の七万五第一項及び第二項、第七十七条の七万六第一項及び第二項、第七十七条の七万七第一項及び第二項、第七十七条の七万八第一項及び第二項、第七十七条の七万九第一項及び第二項、第七十七条の八万第一項及び第二項、第七十七条の八万一第一項及び第二項、第七十七条の八万二第一項及び第二項、第七十七条の八万三第一項及び第二項、第七十七条の八万四第一項及び第二項、第七十七条の八万五第一項及び第二項、第七十七条の八万六第一項及び第二項、第七十七条の八万七第一項及び第二項、第七十七条の八万八第一項及び第二項、第七十七条の八万九第一項及び第二項、第七十七条の九万第一項及び第二項、第七十七条の九万一第一項及び第二項、第七十七条の九万二第一項及び第二項、第七十七条の九万三第一項及び第二項、第七十七条の九万四第一項及び第二項、第七十七条の九万五第一項及び第二項、第七十七条の九万六第一項及び第二項、第七十七条の九万七第一項及び第二項、第七十七条の九万八第一項及び第二項、第七十七条の九万九第一項及び第二項、第七十七条の十万第一項及び第二項、第七十七条の十万一第一項及び第二項、第七十七条の十万二第一項及び第二項、第七十七条の十万三第一項及び第二項、第七十七条の十万四第一項及び第二項、第七十七条の十万五第一項及び第二項、第七十七条の十万六第一項及び第二項、第七十七条の十万七第一項及び第二項、第七十七条の十万八第一項及び第二項、第七十七条の十万九第一項及び第二項、第七十七条の二十万第一項及び第二項、第七十七条の二十万一第一項及び第二項、第七十七条の二十万二第一項及び第二項、第七十七条の二十万三第一項及び第二項、第七十七条の二十万四第一項及び第二項、第七十七条の二十万五第一項及び第二項、第七十七条の二十万六第一項及び第二項、第七十七条の二十万七第一項及び第二項、第七十七条の二十万八第一項及び第二項、第七十七条の二十万九第一項及び第二項、第七十七条の三十万第一項及び第二項、第七十七条の三十万一第一項及び第二項、第七十七条の三十万二第一項及び第二項、第七十七条の三十万三第一項及び第二項、第七十七条の三十万四第一項及び第二項、第七十七条の三十万五第一項及び第二項、第七十七条の三十万六第一項及び第二項、第七十七条の三十万七第一項及び第二項、第七十七条の三十万八第一項及び第二項、第七十七条の三十万九第一項及び第二項、第七十七条の四十万第一項及び第二項、第七十七条の四十万一第一項及び第二項、第七十七条の四十万二第一項及び第二項、第七十七条の四十万三第一項及び第二項、第七十七条の四十万四第一項及び第二項、第七十七条の四十万五第一項及び第二項、第七十七条の四十万六第一項及び第二項、第七十七条の四十万七第一項及び第二項、第七十七条の四十万八第一項及び第二項、第七十七条の四十万九第一項及び第二項、第七十七条の五十万第一項及び第二項、第七十七条の五十万一第一項及び第二項、第七十七条の五十万二第一項及び第二項、第七十七条の五十万三第一項及び第二項、第七十七条の五十万四第一項及び第二項、第七十七条の五十万五第一項及び第二項、第七十七条の五十万六第一項及び第二項、第七十七条の五十万七第一項及び第二項、第七十七条の五十万八第一項及び第二項、第七十七条の五十万九第一項及び第二項、第七十七条の六十万第一項及び第二項、第七十七条の六十万一第一項及び第二項、第七十七条の六十万二第一項及び第二項、第七十七条の六十万三第一項及び第二項、第七十七条の六十万四第一項及び第二項、第七十七条の六十万五第一項及び第二項、第七十七条の六十万六第一項及び第二項、第七十七条の六十万七第一項及び第二項、第七十七条の六十万八第一項及び第二項、第七十七条の六十万九第一項及び第二項、第七十七条の七十万第一項及び第二項、第七十七条の七十万一第一項及び第二項、第七十七条の七十万二第一項及び第二項、第七十七条の七十万三第一項及び第二項、第七十七条の七十万四第一項及び第二項、第七十七条の七十万五第一項及び第二項、第七十七条の七十万六第一項及び第二項、第七十七条の七十万七第一項及び第二項、第七十七条の七十万八第一項及び第二項、第七十七条の七十万九第一項及び第二項、第七十七条の八十万第一項及び第二項、第七十七条の八十万一第一項及び第二項、第七十七条の八十万二第一項及び第二項、第七十七条の八十万三第一項及び第二項、第七十七条の八十万四第一項及び第二項、第七十七条の八十万五第一項及び第二項、第七十七条の八十万六第一項及び第二項、第七十七条の八十万七第一項及び第二項、第七十七条の八十万八第一項及び第二項、第七十七条の八十万九第一項及び第二項、第七十七条の九十万第一項及び第二項、第七十七条の九十万一第一項及び第二項、第七十七条の九十万二第一項及び第二項、第七十七条の九十万三第一項及び第二項、第七十七条の九十万四第一項及び第二項、第七十七条の九十万五第一項及び第二項、第七十七条の九十万六第一項及び第二項、第七十七条の九十万七第一項及び第二項、第七十七条の九十万八第一項及び第二項、第七十七条の九十万九第一項及び第二項、第七十七条の百万第一項及び第二項、第七十七条の百万一第一項及び第二項、第七十七条の百万二第一項及び第二項、第七十七条の百万三第一項及び第二項、第七十七条の百万四第一項及び第二項、第七十七条の百万五第一項及び第二項、第七十七条の百万六第一項及び第二項、第七十七条の百万七第一項及び第二項、第七十七条の百万八第一項及び第二項、第七十七条の百万九第一項及び第二項、第七十七条の千万第一項及び第二項、第七十七条の千万一第一項及び第二項、第七十七条の千万二第一項及び第二項、第七十七条の千万三第一項及び第二項、第七十七条の千万四第一項及び第二項、第七十七条の千万五第一項及び第二項、第七十七条の千万六第一項及び第二項、第七十七条の千万七第一項及び第二項、第七十七条の千万八第一項及び第二項、第七十七条の千万九第一項及び第二項、第七十七条の二千万第一項及び第二項、第七十七条の二千万一第一項及び第二項、第七十七条の二千万二第一項及び第二項、第七十七条の二千万三第一項及び第二項、第七十七条の二千万四第一項及び第二項、第七十七条の二千万五第一項及び第二項、第七十七条の二千万六第一項及び第二項、第七十七条の二千万七第一項及び第二項、第七十七条の二千万八第一項及び第二項、第七十七条の二千万九第一項及び第二項、第七十七条の三千万第一項及び第二項、第七十七条の三千万一第一項及び第二項、第七十七条の三千万二第一項及び第二項、第七十七条の三千万三第一項及び第二項、第七十七条の三千万四第一項及び第二項、第七十七条の三千万五第一項及び第二項、第七十七条の三千万六第一項及び第二項、第七十七条の三千万七第一項及び第二項、第七十七条の三千万八第一項及び第二項、第七十七条の三千万九第一項及び第二項、第七十七条の四千万第一項及び第二項、第七十七条の四千万一第一項及び第二項、第七十七条の四千万二第一項及び第二項、第七十七条の四千万三第一項及び第二項、第七十七条の四千万四第一項及び第二項、第七十七条の四千万五第一項及び第二項、第七十七条の四千万六第一項及び第二項、第七十七条の四千万七第一項及び第二項、第七十七条の四千万八第一項及び第二項、第七十七条の四千万九第一項及び第二項、第七十七条の五千万第一項及び第二項、第七十七条の五千万一第一項及び第二項、第七十七条の五千万二第一項及び第二項、第七十七条の五千万三第一項及び第二項、第七十七条の五千万四第一項及び第二項、第七十七条の五千万五第一項及び第二項、第七十七条の五千万六第一項及び第二項、第七十七条の五千万七第一項及び第二項、第七十七条の五千万八第一項及び第二項、第七十七条の五千万九第一項及び第二項、第七十七条の六千万第一項及び第二項、第七十七条の六千万一第一項及び第二項、第七十七条の六千万二第一項及び第二項、第七十七条の六千万三第一項及び第二項、第七十七条の六千万四第一項及び第二項、第七十七条の六千万五第一項及び第二項、第七十七条の六千万六第一項及び第二項、第七十七条の六千万七第一項及び第二項、第七十七条の六千万八第一項及び第二項、第七十七条の六千万九第一項及び第二項、第七十七条の七千万第一項及び第二項、第七十七条の七千万一第一項及び第二項、第七十七条の七千万二第一項及び第二項、第七十七条の七千万三第一項及び第二項、第七十七条の七千万四第一項及び第二項、第七十七条の七千万五第一項及び第二項、第七十七条の七千万六第一項及び第二項、第七十七条の七千万七第一項及び第二項、第七十七条の七千万八第一項及び第二項、第七十七条の七千万九第一項及び第二項、第七十七条の八千万第一項及び第二項、第七十七条の八千万一第一項及び第二項、第七十七条の八千万二第一項及び第二項、第七十七条の八千万三第一項及び第二項、第七十七条の八千万四第一項及び第二項、第七十七条の八千万五第一項及び第二項、第七十七条の八千万六第一項及び第二項、第七十七条の八千万七第一項及び第二項、第七十七条の八千万八第一項及び第二項、第七十七条の八千万九第一項及び第二項、第七十七条の九千万第一項及び第二項、第七十七条の九千万一第一項及び第二項、第七十七条の九千万二第一項及び第二項、第七十七条の九千万三第一項及び第二項、第七十七条の九千万四第一項及び第二項、第七十七条の九千万五第一項及び第二項、第七十七条の九千万六第一項及び第二項、第七十七条の九千万七第一項及び第二項、第七十七条の九千万八第一項及び第二項、第七十七条の九千

○臨床研究法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・一二・四法六三）

附則三五条（令和二・九・一施行）

（定義）

第一条①（略）

②（柱書略）

一（柱書略）

二（柱書略）

イ（略）

ロ 次項第一号に掲げる医薬品であって、医薬品医療機器等法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認（医薬品医療機器等法第十四条第九項、医薬品医療機器等法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の変更の承認を含む。以下ロにおいて同じ。）を受けているもの（当該承認に係る用法、用量その他の厚生労働省令で定める事項（以下ロにおいて「用法等」という。）と異なる用法等で用いる場合に限る。）

ハ（略）

ニ 次項第二号に掲げる医療機器であって、医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項若しくは第二十三条の二の十七第一項の承認（医薬品医療機器等法第二十三条の二の十七第一項（医薬品医療機器等法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の変更の承認を含む。以下ニにおいて同じ。）若しくは医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三第一項の認証（同条第六項の認証を含む。以下ニにおいて同じ。）を受けているもの又は医薬品医療機器等法第二十三条の二の十二第一項の規定による届出（同条第二項の規定による変更の届出を含む。以下ニにおいて同じ。）が行われているもの（当該承認、認証又は届出に係る使用方法その他の厚生労働省令で定める事項（以下ニにおいて「使用方法等」という。）と異なる使用方法等で用いる場合に限る。）

ホ・ヘ（略）

③④（略）

○薬剤師法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・一二・四法六三）

本則八条（令和二・九・一施行）

（情報の提供及び指導）

第二五条の二（略、改正後の①）

②（改正により追加）

（調剤録）

第二八条①（略）

②薬剤師は、薬局で調剤したときは、調剤録に厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。ただし、その調剤により当該処方せんが調剤済みとなつたときは、この限りでない。

③（略）

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

有効な改正前規定（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和一・六・二六法四五）本則二条（令和二・一二・三五までに施行）

第二条の二（改正により追加）

第七条【排除措置命令】①（略）

②公正取引委員会は、第三条又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為為既になくなっている旨の周知措置の他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなった日から五年を経過したときは、この限りでない。

一―四（略）

第七条の二【課徴金納付命令】①事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事実を内容とする国際的協定若しくは国際的契約に次の各号のいずれかに該当するものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼって三年間とする。以下「実行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額（当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額）に百分の十（小売業については百分の三、卸売業については百分の二とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一　商品又は役務の対価に係るもの

二　商品又は役務について次のいずれかを実質的に制限することにより不当な対価に影響することとなるもの

イ　供給量又は購入量

ロ　市場占有率

ハ　取引の相手方

②前項の規定は、事業者が、私的独占（他の事業者の事業活動を支配することによるものに限る。）で、当該他の事業者の事業活動について、「被支配事業者」という。）が供給する商品（以下この項において「対象商品」という。）又は役務について、次の各号のいずれかに該当するものをした場合に準用する。この場合において、前項中「当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額」とあるのは「当該被支配事業者が当該事業者に供給した当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額」と、「小売業については百分の三、卸売業については百分の二とする。」とあるのは「当該事業者が小売業を営む場合は百分の三、卸売業を営む場合は百分の二とする。」と読み替えるものとする。

一　その対価に係るもの

二　次のいずれかを実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの

イ　供給量

ロ　市場占有率

ハ　取引の相手方

（改正により削られた）

③前二項及び第八項に規定する「市場占有率」とは、一定の取引分野において一定の期間内に供給される商品若しくは役務の数量のうち若しくは三以上の事業者が供給し、若しくは供給を受けるうち若しくは三以上の役務の数量の占める割合又は一定の取引分野において一定の期間内に供給される商品若しくは役務の価額のうち若しくは三以上の事業者が供給し、若しくは供給を受けるうち当該商品若しくは役務の価額の占める割合をいう。

（改正により削られた）

④事業者が、私的独占（他の事業者の事業活動を排除することによるものに限り、第二項の規定に該当するものを除く。）をしたときは、公正取引委員会は、第八章第三節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼって三年間とする。）において、違反行為期間（「という。）において、当該行為に係る商品又は役務（当該一定の取引分野において当該事業者が供給した当該商品又は役務（当該一定の取引分野において当該事業者が供給した当該商品又は役務を供給する当該他の事業者が当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を供給する者であるときは、当該商品又は役務を供給する当該他の事業者が当該商品又は役務を供給することにより算定した売上額（当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額）に百分の十（小売業については百分の三、卸売業については百分の二とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。（改正により削られた）

⑤第一項の場合において、当該事業者が次のいずれかに該当する者であるときは、同項中「百分の十」とあるのは「百分の四」、「百分の三」とあるのは「百分の・二」と、「百分の二」とあるのは「百分の一」とする。

一　（改正後の②）

⑥第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、当該違反行為に係る事件について第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は第五項の規定に調査開始日（という。）初に行われた日（以下この条において「調査開始日」という。）の一月前の日（当該処分が行われなかったときは、当該事業者が当該違反行為について第六十二条第四項において読み替えて準用する第五十条第一項の規定による通知（次項、第九項及び第十条の二から第十条の五までにおいて「事前通知」という。）を受けた日の一月前の日）までに当該違反行為をやめた者と、「百分の三」とあるのは「百分の・八」と、前項中「百分の二」とあるのは「百分の・六」と、「百分の一」とあるのは「百分の・四」と、「百分の三・二」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の・八」と、「百分の三」とあるのは「百分の〇・八」とする。ただし、当該事業者が、次項から第九項までの規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。（改正後の③）

⑦第一項（第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第九項（第十二項及び第十三項において同じ。）又は第四項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当するときであるときは、第一項中「百分の十」とあるのは「百分の四・五」と、「百分の二」とあるのは「百分の三」と、「百分の三」と、第四項中「百分の六」とあるのは「百分の九」とあるのは「百分の二」と、「百分の一」とあるのは「百分の六」と、「百分の二」とあるのは「百分の・五」と、第五項中「百分の四」とあるのは「百分の・四」と、「百分の一」と、「百分の・二」とあるのは「百分の・一」と、「百分の一」とあるのは「百分の・五」とする。ただし、当該事業者が、第九項の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

一　調査開始日から遡り十年以内に、第一項若しくは第四項の規定による命令を受けたことがある者（当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。）当該命令の以後において当該違反行為をしていた者に限る。同号において同じ。）又は第六十三条第一項の規定による通知若しくは第六十八条第一項の規定による決定を受けたことがある者（当該通知又は決定の日以後において当該違反行為をしていた者に限る。同号において同じ。）

二　第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は第百三条第一項に相当する処分が行われなかった場合において、当該事業者が当該違反行為について同項の規定による命令を受けたことがある者又は第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第六十三条第二項の規定による決定を受けたことがある者

（改正により削られた）

⑧第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その納付額は、第一項中「百分の十」とあるのは「百分の三」と、第九項中「百分の四・五」とあるのは「百分の二」とあるのは「百分の三」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の一・八」と、「百分の六」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・五」とする。ただし、当該事業者が、次項の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

一　単独で又は共同して、当該違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し当該違反行為をすることを要求し、依頼し、又唆すことにより、当該違反行為をさせ、単独で又は共同して、他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し当該違反行為に係る商品若しくは役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した者

二　単独で又は共同して、次のいずれかに該当する行為であって、当該違反行為を容易にすべき重要なものをした者

イ　他の事業者に対し当該違反行為をすることを要求し、依頼し、又は唆すこと。

ロ　他の事業者に対し当該違反行為に係る商品又は役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率、取引の相手方その他当該違反行為の実行としての事業活動に関して指定することを除く。）

（改正により削られた）

⑨第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、第七項各号のいずれか及び前項各号のいずれかに該当する者であるときは、第一項中「百分の十」とあるのは「百分の二十」と、「百分の三」とあるのは「百分の六」と、「百分の二」とあるのは「百分の四」と、第五項中「百分の四」とあるのは「百分の八」と、「百分の・二」とあるのは「百分の・四」と、「百分の一」とあるのは「百分の・二」とする。（改正により削られた）

⑩公正取引委員会は、第一項の規定により課徴金を納付すべき事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。

一　公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をしていた事業者の立場にあった者（当該報

告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日（第百十七条第一項第四号に掲げる処分又は第百二条第一項に規定する処分が行われなかったときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日、次号、次項及び第二十五項において同じ）以後に行われた場合を除く）であること。

二　当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において、当該違反行為をしていた者でないこと。

（改正により削られた）

⑪　第一項の場合において、公正取引委員会は、当該事業者が第一号の規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を、第二号及び第四号又は第三号及び第四号に該当するときは第一項又は第五項から第九項までの規定により計算した課徴金の額に百分の三十を乗じて得た額を、それぞれ当該課徴金の額から減額するものとする。

一　公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち二番目に公正取引委員会に当該報告及び資料の提出を行った者（当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く）であること。

二　公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち三番目に公正取引委員会に当該報告及び資料の提出を行った者（当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く）であること。

三　公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち四番目又は五番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料提出（第四十五条第二項に規定する報告又は同条第四項の規定により既に公正取引委員会によって把握されている事実に係るものを除く。）を行った者（当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。）であること。

四　当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において、当該違反行為をしていた者でないこと。

（改正により削られた）

⑫　第一項の場合において、公正取引委員会は、当該違反行為について第十項第一号又は前項第一号から第三号までの規定による報告及び資料の提出を行った者の数が五に満たないときには、当該違反行為をした事業者のうち次の各号のいずれにも該当する者（第十項第一号又は前項第一号から第三号までの規定による報告及び資料の提出を行った者の数と第一号の規定による報告及び資料の提出を行った者の数を合計した数が五以下であるときにあっては、第五項から第九項までの規定により計算した課徴金の額に百分の三十を乗じて得た額を、当該課徴金の額から減額するものとする。

一　当該違反行為に係る事件について、当該違反行為をしていた事業者のうち二以上の事業者（会社である場合に限る。）が、公正取引委員会に当該違反行為を共同して行ったものであること。

二　当該違反行為に係る事業者のうち二以上の事業者から、当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲り受け、かつ、当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継し、かつ、当該譲受け又は承継の日から当該違反行為を開始したこと。

（改正により削られた）

⑬　第一項に規定する違反行為をした事業者のうち二以上の事業者（会社である場合に限る。）が、公正取引委員会に当該違反行為を共同して行った場合には、第一号に該当し、かつ、第二号又は第三号のいずれかに該当する場合に限り、当該報告及び資料の提出を行った事業者（当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。）であること。

一　当該報告及び資料の提出を行った二以上の事業者のうちいずれかが第十項第一号、第十一項第一号から第三号までの規定による報告及び資料の提出を行った事業者に対して前三項の規定による命令をしようとするときは、当該二以上の事業者をもって一の事業者とする。

二　当該報告及び資料の提出の時において相互に子会社等（事業者の子会社（会社がその総株主（総社主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式について議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第百七十九条第二項の規定により議決権を有するものとみなされる株式について議決権を含む。以下同じ）の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の会社は、当該親会社の子会社とみなす。以下この会社をいう。以下この項において同じ）又は当該事業者と親会社が同一である他の会社をいう。次号及び第二十五項において同じ）の関係にあること。

三　当該二以上の事業者のうち、当該二以上の事業者のうちの他の事業者と共同して当該違反行為をしたものが、当該他の事業者と共同して当該違反行為をした事業者のうち次の各号のいずれにも該当する者（第十項第一号から第三号までの規定による報告及び資料の提出を行った者の数と第一号の規定による報告及び資料の提出を行った者の数を合計した数が五以下であるときにあっては、第五項から第九項までの規定により計算した課徴金の額に百分の三十を乗じて得た額を、当該課徴金の額から減額するものとする。

イ　その者が当該二以上の事業者のうちの他の事業者に対して当該違反行為をしていたこと。

ロ　その者が、当該二以上の事業者のうちの他の事業者から引き受け、かつ、当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲り受け、かつ、当該譲受け又は分割による当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継し、かつ、当該譲受け又は分割の日から当該違反行為を開始したこと。

（改正により削られた）

⑭　（前項の場合において、会社が有する議決権並びに会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。（改正により削られた）

⑮　公正取引委員会は、第十項第一号、第十一項第一号から第三号まで又は第十二項第一号の規定による報告及び資料提出を受けたときは、当該報告及び資料の提出を行った事業者に対し、速やかに文書をもってその旨を通知しなければならない。

（改正により削られた）

⑯　公正取引委員会は、第十項から第十二項までの規定のいずれかに該当する事業者に対し第一項の規定による命令又は第十八項若しくは第二十一項の規定による通知をするまでの間、当該事業者に対し、当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を追加して行うことができる。（改正により削られた）

⑰　公正取引委員会が、第十項第一号、第十一項第一号から第三号まで又は第十二項第一号の規定による報告及び資料提出を行った事業者に対して第一項の規定による命令又は次項の規定による通知をするまでの間に、次の各号のいずれかに該当するかわからずに、これら規定は適用しない。第十項から第十二項までの規定に資料の提出を行った者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該報告及び資料の提出を行った他の事業者のうち、いずれか一以上の事業者。次号において同じ）が行った当該報告又は提出した当該資料に虚偽の内容が含まれていたこと。

二　前項の場合において、当該事業者が求められた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたこと。

三　当該事業者がした当該違反行為に係る事件において、当該事業者が他の事業者に対し（当該違反行為に係る事件において、当該事業者が第十三項に規定する報告及び資料の提出を行ったときにあっては、当該事業者及び当該事業者のうちいずれか一以上の事業者が、当該事業者及び当該事業者のうち共同して当該報告及び資料の提出を行った他の事業者のうちいずれか一以上の事業者に対し）当該報告及び資料の提出を行ったときにあっては、当該報告及び資料の提出を行った事業者及び当該事業者のうち共同して当該報告及び資料の提出を行った他の事業者に対し）当該違反行為をやめることを強要し、又は当該違反行為をすることを妨害又は分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継させ、かつ、当該他の会社は第百二条第一項に規定する処分が行われなかったときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日、次号、次項及び第二十五項において同じ）以後に行われた場合を除く）であること。

二　当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において、当該違反行為をしていた者でないこと。

（改正により削られた）

⑪　第一項の場合において、公正取引委員会は、当該事業者が第一号の規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を、第二号及び第四号又は第三号及び第四号に該当するときは第一項又は第五項から第九項までの規定により計算した課徴金の額に百分の三十を乗じて得た額を、それぞれ当該課徴金の額から減額するものとする。

一　公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち二番目に公正取引委員会に当該報告及び資料の提出を行った者（当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く）であること。

二　公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち三番目に公正取引委員会に当該報告及び資料の提出を行った者（当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く）であること。

三　公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち四番目又は五番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料提出（第四十五条第二項に規定する報告又は同条第四項の規定により既に公正取引委員会によって把握されている事実に係るものを除く。）を行った者（当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。）であること。

四　当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において、当該違反行為をしていた者でないこと。

（改正により削られた）

⑫　第一項の場合において、公正取引委員会は、当該違反行為について第十項第一号又は前項第一号から第三号までの規定による報告及び資料の提出を行った者の数が五に満たないときには、当該違反行為をした事業者のうち次の各号のいずれにも該当する者（第十項第一号又は前項第一号から第三号までの規定による報告及び資料の提出を行った者の数と第一号の規定による報告及び資料の提出を行った者の数を合計した数が五以下であるときにあっては、第五項から第九項までの規定により計算した課徴金の額に百分の三十を乗じて得た額を、当該課徴金の額から減額するものとする。

一　当該違反行為に係る事件について、当該違反行為をしていた事業者のうち二以上の事業者（会社である場合に限る。）が、公正取引委員会に当該違反行為を共同して行ったものであること。

二　当該違反行為に係る事業者のうち二以上の事業者から、当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲り受け、かつ、当該譲受け又は分割による当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継し、かつ、当該譲受け又は分割の日から当該違反行為を開始したこと。

（改正により削られた）

⑬　第一項に規定する違反行為をした事業者のうち二以上の事業者（会社である場合に限る。）が、公正取引委員会に当該違反行為を共同して行った場合には、第一号に該当し、かつ、第二号又は第三号のいずれかに該当する場合に限り、当該報告及び資料の提出を行った事業者（当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。）であること。

一　当該報告及び資料の提出を行った二以上の事業者のうちいずれかが第十項第一号、第十一項第一号から第三号までの規定による報告及び資料の提出を行った事業者に対して前三項の規定による命令をしようとするときは、当該二以上の事業者をもって一の事業者とする。

二　当該報告及び資料の提出の時において相互に子会社等（事業者の子会社（会社がその総株主（総社主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式について議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第百七十九条第二項の規定により議決権を有するものとみなされる株式について議決権を含む。以下同じ）の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の会社は、当該親会社の子会社とみなす。以下この会社をいう。以下この項において同じ）又は当該事業者と親会社が同一である他の会社をいう。次号及び第二十五項において同じ）の関係にあること。

三　当該二以上の事業者のうち、当該二以上の事業者のうちの他の事業者と共同して当該違反行為をしたものが、当該他の事業者と共同して当該違反行為をした事業者のうち次の各号のいずれにも該当する者（第十項第一号から第三号までの規定による報告及び資料の提出を行った者の数と第一号の規定による報告及び資料の提出を行った者の数を合計した数が五以下であるときにあっては、第五項から第九項までの規定により計算した課徴金の額に百分の三十を乗じて得た額を、当該課徴金の額から減額するものとする。

イ　その者が当該二以上の事業者のうちの他の事業者に対して当該違反行為をしていたこと。

ロ　その者が、当該二以上の事業者のうちの他の事業者から引き受け、かつ、当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲り受け、かつ、当該譲受け又は分割による当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継し、かつ、当該譲受け又は分割の日から当該違反行為を開始したこと。

（改正により削られた）

⑭　（前項の場合において、会社が有する議決権並びに会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。（改正により削られた）

⑮　公正取引委員会は、第十項第一号、第十一項第一号から第三号まで又は第十二項第一号の規定による報告及び資料提出を受けたときは、当該報告及び資料の提出を行った事業者に対し、速やかに文書をもってその旨を通知しなければならない。

（改正により削られた）

⑯　公正取引委員会は、第十項から第十二項までの規定のいずれかに該当する事業者に対し第一項の規定による命令又は第十八項若しくは第二十一項の規定による通知をするまでの間、当該事業者に対し、当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を追加して行うことができる。（改正により削られた）

⑰　公正取引委員会が、第十項第一号、第十一項第一号から第三号まで又は第十二項第一号の規定による報告及び資料提出を行った事業者に対して第一項の規定による命令又は次項の規定による通知をするまでの間に、次の各号のいずれかに該当するかわからずに、これら規定は適用しない。第十項から第十二項までの規定

資料の提出を行った者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該報告及び資料の提出を行った他の事業者のうち、いずれか一以上の事業者。次号において同じ）が行った当該報告又は提出した当該資料に虚偽の内容が含まれていたこと。

二　前項の場合において、当該事業者が求められた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたこと。

三　当該事業者がした当該違反行為に係る事件において、当該事業者が他の事業者に対し（当該違反行為に係る事件において、当該事業者が第十三項に規定する報告及び資料の提出を行ったときにあっては、当該事業者及び当該事業者のうちいずれか一以上の事業者が、当該事業者及び当該事業者のうち共同して当該報告及び資料の提出を行った他の事業者のうちいずれか一以上の事業者に対し）当該報告及び資料の提出を行ったときにあっては、当該報告及び資料の提出を行った事業者及び当該事業者のうち共同して当該報告及び資料の提出を行った他の事業者に対し）当該違反行為をやめることを強要し、又は当該違反行為をすることを妨害

（改正により削られた）

⑱　公正取引委員会は、第十項の規定により課徴金の納付がなされたときは、同項の規定により課徴金の納付をしないこととされたときは、当該事業者から当該違反行為に係る事件について当該事業者に対し第一項の規定に係る命令をしないこと又は分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲り受け、かつ、当該譲受け又は分割の日から当該違反行為を開始したこと。

（改正により削られた）

⑲　公正取引委員会は、第一項または第四項の場合において、同一事件について、当該事業者に対し、割金の刑に処せられたことがあるときは、第四項から第九項まで、第十一項又は第十二項の規定により計算した課徴金の額から当該割金額の二分の一に相当する金額を控除した額を、課徴金の額とするものとする。ただし、第一項、第四項から第九項まで、第十一項若しくは第十二項の規定により計算した額が当該割金額の二分の一に相当する金額を超えないとき、又は当該控除後の額が百万円未満であるときは、この限りでない。（改正により削られた）

⑳　前項ただし書の場合においては、公正取引委員会は、課徴金の納付を命ずることができない。（改正により削られた）

㉑　公正取引委員会は、前項の規定により課徴金の納付を命じない場合には、割金の刑に処せられた事業者に対し、当該事業者が行った第一項、第二項又は第四項に規定する違反行為に係る事件について、当該事業者が第十三項に規定する報告及び資料の提出を行ったときにあっては、当該事業者及び当該事業者のうち共同して当該報告及び資料の提出を行った他の事業者のうちいずれか一以上の事業者に対し）当該違反行為をやめることを強要し、又は当該違反行為をすることを妨害

（改正により削られた）

㉒　第一項又は第四項の規定による命令を受けた者は、第一項、第四項から第九項まで、第十一項、第十二項又は第十九項の規定により計算した課徴金を納付しなければならない。（改正により削られた）

㉓　第一項、第四項から第九項まで、第十一項、第十二項又は第十九項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。（改正により削られた）

㉔　第一項、第四項又は第四項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、（第二項に規定する命令、第十八項及び第二十一項の規定による通知並びに第六十三条第二項の規定による決定後に合併により設立された法人が、当該合併後存続し、又は合併により設立された法人が、当該合併後存続しないときは、当該法人が当該違反行為をした事業者であったものとみなして、当該合併により設立された法人が受けた命令等とみなされる。）、第四項及び次項の規定を適用する。（改正により削られた）

㉕　第一項、第四項又は第四項に規定する違反行為をした事業者

有効な改正前規定（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）

が法人である場合において、当該法人が当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲渡し、又は当該法人が当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人（会社に限る。）が当該違反行為に係る事業に係る事業の全部若しくは一部を分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継した場合において、当該法人が当該違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、分割の後において当該法人が存続しているときは、当該法人が行った当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継した子会社等（以下「特定事業承継子会社等」という。）がした違反行為及び当該特定事業承継子会社等が受けた命令等とみなして、前各項の規定を適用する。この場合において、当該特定事業承継子会社等が二以上あるときは、第一項第二項において読み替えて準用する場合を含む。）中「当該事業者に対し」とあるのは「特定事業承継子会社等（第二十五項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下同じ。）に対し」この項（次項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」と、第四項中「当該事業者に対し」とあるのは「特定事業承継子会社等に対し、この項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」と、第二十二項中「受けた者は」とあるのは「受けた特定事業承継子会社等は、これらの規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」とする。（改正により削られた）

㉖ 前二項の場合において、第一項から第十二項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（改正により削られた）

㉗ 実行期間（第四項に規定する違反行為については、違反行為期間）の終了した日から五年を経過したときは、公正取引委員会は、当該違反行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。（改正により削られた）

第七条の三～第七条の九（改正により追加）

第八条の三【課徴金納付命令】第七条の二第一項、第三項、第五項、第六項（ただし書を除く。）、第十項から第十八項まで（第十三項第二号及び第三号を除く。）、第二十二項、第二十三項及び第二十七項の規定は、第八条第一号（不当な取引制限に相当する行為をする場合に限る。）又は第二号（不当な取引制限に該当する行為をする場合に限る。）又は国際的協定又は国際的契約を締結する場合に限る。）の規定に違反する国際的協定又は国際的契約を締結する場合について、同条第六項中「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者」と、「当該事業者に対し」とあるのは「当該特定事業者に対し」と、同条第六項中「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者」と、「をやめた者（当該違反行為」とあるのは「事業者団体が」と、「当該事業者に対し」とあるのは「当該事業者団体の構成事業者に対し」と、「当該事業者が利益のために行為をする役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。以下この条において「特定事業者」という。）に対し」とあるのは「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者」と、同条第六項中「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者」と、「をやめた者（当該違反行為」とあるのは「当該特定事業者」と、「をやめる」とあるのは「この項に規定する違反行為をあるべき状態に戻すこと」とあるのは「当該違反行為の実行としての事業活動をやめること」と、「した違反行為」とあるのは「行った同項第一号の規定による報告」と、同条第十二項中「（第六項」とあるのは「（第九項」と、「（第十二項又は第十九項」とあるのは「（第十二項又は第十九項から第二十項まで」とあるのは「（第五項、第六項、第十二項又は第十九項」と、同条第二十二項中「実行期間（第四項に規定する違反行為については、違反行為期間」とあるのは「実行期間」と読み替えるものとする。

第九条【事業支配力過度集中の規制】①～④ 〔略〕

⑤ 前二項において「会社」とは、会社がその総株主の議決権の過半数を有する他国内の会社をいう。この場合において、会社及びその子会社が二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社を合併した場合の総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社は、当該会社の子会社とみなす。

⑥・⑦ 〔略〕

第一八条の二（改正により追加）

第一〇条の二【特定の共同取引拒絶を繰り返した場合の課徴金納付命令】事業者が、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第十九条の規定に違反するときは、公正取引委員会は、当該事業者に対し、当該行為をしたときから当該行為がなくなる日までの間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日から遡つて三年間とする。）における、当該行為に係る商品若しくは役務の量若しくは役務の品質又は拒絶事業者が供給した当該同一の商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の二（当該事業者が小売業を営む場合は百分の一とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該行為をした日から遡り十年以内に、第二十条の規定による命令を受けたことがある者（当該行為について、当該事業者が、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第十九条の規定に違反する行為（第一条第九項第一号に該当する行為を除く。）をしたときは、公正取引委員会は、当該事業者に対し、当該行為をしたときから当該行為がなくなる日までの間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日から遡つて三年間とする。）における、当該行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三（当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該行為に係る行為について第七条の二第一項若しくは第四項若しくは第七条の三第一項若しくは第四項の規定による通知若しくは第七条の規定による命令（当該命令が確定しているときは、当該命令の規定による命令）、第十三条第二項若しくは第二十一項の規定による決定（当該決定が確定しているときは、当該決定）又はこの条の規定による命令（当該命令が確定しているときは、当該命令）を受けたことがある者（当該行為をした日から遡り十年以内に、第二十条の規定による命令を受けたことがある者

第一〇条の三【特定の差別対価を繰り返した場合の課徴金納付命令】事業者が、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第十九条の規定に違反する行為（第一条第九項第二号に該当するものに限る。）をしたときは、公正取引委員会は、当該事業者に対し、当該行為をしたときから当該行為がなくなる日までの間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日から遡つて三年間とする。）における、当該行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三（当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該行為に係る行為について第七条の二第一項若しくは第四項若しくは第七条の三第一項若しくは第四項の規定による通知若しくは第七条の規定による命令（当該命令が確定しているときは、当該命令の規定による命令）、第十三条第二項若しくは第二十一項の規定による決定（当該決定が確定しているときは、当該決定）又はこの条の規定による命令（当該命令が確定しているときは、当該命令）を受けたことがある者（当

二 第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われないずれかに該当する者であつて、第十九条の規定に違反する行為（第一条第九項第二号に該当するものに限る。）をしたときは、公正取引委員会は、当該事業者に対し、当該行為をしたときから当該行為がなくなる日までの間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日から遡つて三年間とする。）における、当該行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三（当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該行為に係る行為について第七条の二第一項若しくは第四項若しくは第七条の三第一項若しくは第四項の規定による通知若しくは第七条の規定による命令（当該命令が確定しているときは、当該命令の規定による命令）、第十三条第二項若しくは第二十一項の規定による決定（当該決定が確定しているときは、当該決定）又はこの条の規定による命令（当該命令が確定しているときは、当該命令）を受けたことがある者（当

現行による命令（第二条第第九項第一号に係るものに限る。次号において「当該行為」という。）又はこの条の規定による命令（第二条第第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。）

二 第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われないずれかに該当する者であつて、第十九条の規定に違反する行為（第一条第九項第二号に該当するものに限る。）をしたときは、公正取引委員会は、当該事業者に対し、当該行為をしたときから当該行為がなくなる日までの間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日から遡つて三年間とする。）における、当該行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三（当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該行為に係る行為について第七条の二第一項若しくは第四項若しくは第七条の三第一項若しくは第四項の規定による通知若しくは第七条の規定による命令（当該命令が確定しているときは、当該命令の規定による命令）、第十三条第二項若しくは第二十一項の規定による決定（当該決定が確定しているときは、当該決定）又はこの条の規定による命令（当該命令が確定しているときは、当該命令）を受けたことがある者（当

第一〇条の四【特定の不当廉売を繰り返した場合の課徴金納付命令】事業者が、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第十九条の規定に違反する行為（第一条第九項第三号に該当するものに限る。）をしたときは、公正取引委員会は、当該事業者に対し、当該行為をしたときから当該行為がなくなる日までの間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日から遡つて三年間とする。）における、当該行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三（当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、

有効な改正前規定（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）

当該事業者が当該行為に係る行為について第七条の二第一項若しくは第四項の規定により課徴金の額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

第二〇条の五【特定の再販売価格拘束を繰り返した場合の課徴金納付命令】事業者が、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第十九条の規定に違反する行為（第二条第九項第四号に該当する行為をいう。）をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為を当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日から遡つて三年間とする。）における、当該行為において当該事業者が供給した同号に規定する商品の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三（当該事業者が小売業を営む場合は百分の二とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該行為に係る行為について第七条の二第一項若しくは第四項の規定による命令、同条第十三条第二項の規定による決定（以下この項及び次項において「命令等」という。）を受けたことがあるときは、当該行為に係る行為（当該事業者が当該行為について第七条の二第一項若しくは第四項の規定による通知若しくは第十三条第二項の規定による決定を受けたときは、その納付を命ずることができない。

一　調査開始日から遡り十年以内に、第二十条の四規定による命令（第二条第九項第四号に係るものに限る。次号において同じ）又はこの条の規定による命令を受けたことがあるもの（当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ）

二　第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内に、第二十条の四規定による命令又はこの条の規定による命令を受けたことがある者

第二〇条の六【特定の優越的地位濫用をした場合の課徴金納付命令】事業者が、第十九条の規定に違反する行為（第二条第九項第五号に該当するものであつて、継続してするものに限る。）をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日から遡つて三年間とする。）における、当該行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した当該行為に係る行為について第七条の二第一項若しくは第四項の規定により課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該行為について第七条の二第一項若しくは第四項の規定による命令、同条第十三条第二項の規定による決定（以下この項及び次項において「命令等」という。）を受けたことがあるときは、当該行為に係る行為について第七条の二第一項若しくは第四項の規定による通知並びに第十三条第二項の規定による決定（以下この項及び次項において「命令等」という。）を受けたことがあるときは、当該行為に係る行為について第七条の二第一項若しくは第四項の規定による命令、同条第十八及び第十一

○有限責任事業組合契約に関する法律

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・二・一二法七一）本則一一条（令和三・三・一〇までに施行）

（商業登記法及び民事保全法の準用）

第七三条　組合の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十四条まで、第七十一条第一項及び第百三十三条から第百四十八条まで並びに民事保全法第五十六条の規定を準用する。この場合において、商業登記法第四十八条第二項中「会社法第九百三条第二項各号」とあるのは「有限責任事業組合契約に関する法律第六十四条第二項各号」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「有限責任事業組合の組合員又は清算人」と、「法人の本店又はまたは事務所の所在地（外国法人にあっては、各事務所の所在地）」とあるのは「有限責任事業組合の主たる事務所の所在地」と読み替えるものとする。

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・二・一二法七一）本則一〇七条（令和三・三・一〇までに施行）

（商業登記法等の準用）

第三三条　組合の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十四条まで、第二十六条（登記簿等及び登記手続の通則）、第二十七条（同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項（株式会社の登記）及び第百三十三条から第百四十八条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）並びに民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条（法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託）の規定を準用する。この場合において、商業登記法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二十四条第二項各号」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人」と、「法人の本店又はまたは事務所の所在地（外国法人にあっては、各事務所の所在地）」とあるのは「投資事業有限責任組合の主たる事務所の所在地」と読み替えるものとする。

○投資事業有限責任組合契約に関する法律

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・七法二八）本則六条（令和二・六・六までに施行）

（信用協同組合）

第九条の八①（略）

②（柱書略）

一～十一（略）

十二　信用協同組合、次条第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、株式会社本政策金融公庫その他内閣総理大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項（定義等）に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項（営業の免許）に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）を除く。）の事業又は業務（次号の事業に該当するもの及び次条第六項第一号の三の事業を除く。）の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）

十二の二～十五（略）

十五の二　デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて内閣府令で定めるもの（第十号に掲げる事業に該当するものを除く。）

十六（略）

十七　金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十六年法律第百十七号）第二条第六項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値として内閣府令で定めるもの（次号において、金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十六号に掲げる事業に該当するものを除く。）及び内閣府令で定めるものを除く。）

十八　有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第十号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）（第七号に掲げる事業に該当するものを除く。）

十九　（略）

二十　二十一（略）

二十二　前号に掲げる事業の代理又は媒介（改正により追加）

二十三（略）（改正後の二十四）

③～⑥（略）

⑦　信用協同組合は、第一項及び第二項の規定により行う事業のほか、第一項第一号から第三号までの事業の遂行を妨げない限度において、次に掲げる事業（第五号及び第六号に掲げる事業にあつては、組合員、地方公共団体その他内閣府令で定める者のために行うものに限る。）を行うことができる。

一　（略）

二　金融商品取引法第三十三条第二項各号（金融機関の有価証券関連業の禁止等）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業（第二項の規定により行う事業を除く。）

三～七（略）

⑧　信用協同組合は、前項第四号から第六号までに掲げる事業に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法第十四条第二項ただし書（商号）の規定は、適用しない。

○中小企業等協同組合法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・七法二八）本則六条（令和二・六・六までに施行）

（協同組合連合会）

第九条の九①（略）

②　前項第一号の事業を行う協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号の事業並びにこれに附帯する事業並びに同項第一号及び第二号の事業のほか、他の事業を行うことができない。

③　第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第二号及び第三号の事業、同項第五号の規定による共済事業（火災共済事業を除く。）並びに会員たる火災等共済組合（第九条の七の二第一項の認可を受けて火災共済事業を行う事業協同組合をいう。以下同じ。）又は会員たる火災等共済組合連合会（協同組合連合会であつて、第五項において準用する同条第二項の認可を受けて火災共済事業を行うものをいう。以下同じ。）と連帯して行う火災共済契約に係る共済責任の負担並びにこれらに附帯する事業並びに第八項において準用する第九条の二第六項に規定する事業のほか、他の事業を行うことができない。

④　第一項第五号の規定により共済事業を行う協同組合連合会（同項第三号の事業を行う協同組合連合会を除く。）であつてその会員たる組合の組合員が共済事業を行うことによつて負う共済責任の再共済又は再共済責任の再再共済の事業を行うもの

有効な改正前規定（食品衛生法）

○食品衛生法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三〇・六・一三法四六）本則一条（令和二・六・一施行）

新**第八条**（改正により追加）

第八条【検査の結果に基づく特定食品等の販売等の禁止】①（柱書略）

一（略）

二　第十条に規定する食品

三　第十条に規定により定められた規格に合わない食品又は添加物

四　第十一条第一項の規定により定められた基準に合わない方法により添加物を使用した食品

五　第十一条第三項に規定する食品

②―④（略）

（改正後の**第九条**）

第九条【病肉等の販売等の禁止】①（略）

②　獣畜及び家きんの肉及び臓器並びに厚生労働省令で定めるこれらの製品（以下この項において「獣畜の肉等」という。）は、輸出国の政府機関によつて発行され、かつ、前項各号に掲げる異常があり、又はへい死したる獣畜又は家きんの肉若しくは臓器又はこれらを原料として製造された食品（以下この項において「製品でない旨その他厚生労働省令で定める事項（以下この項において「衛生事項」という。）を記載した証明書又はその写しを添付したものでなければ、これを食品として販売の用に供するために輸入してはならない。ただし、厚生労働省令で定める場合から輸入する獣畜の肉等であつて、当該獣畜の肉等に係る衛生事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録されたものについては、この限りでない。

（改正後の第**一〇条**）

新**第一一条**（改正により追加）

第一〇条・**第一二条**（略、改正後の第**一二条**―第**一四条**）

第一三条【総合衛生管理製造過程を経た製造・加工の承認】

①　厚生労働大臣は、第十一条第一項の規定により製造又は加工の方法の基準が定められた食品であつて政令で定めるものについて、総合衛生管理製造過程（製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法につき食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた製造又は加工の過程をいう。以下同じ。）を経てこれを製造し、又は加工しようとする者（外国において製造し、又は加工しようとする者を含む。）から申請があつたときは、製造し、又は加工しようとする食品の種類及び製造又は加工の施設ごとに、その総合衛生管理製造過程を経て製造し、又は加工することについての承認を与えることができる。

②　厚生労働大臣は、前項の申請に係る総合衛生管理製造過程の製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法が、厚生労働省令で定める基準に適合しないときは、同項の承認を与えない。

③　第一項の承認を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に当該総合衛生管理製造過程を経て製造し、又は加工した食品の試験の成績に関する資料その他の資料を添付して申請しなければならない。

④　第一項の承認を受けた者（次項において「承認取得者」という。）は、当該承認に係る総合衛生管理製造過程の一部を変更しようとするときは、その変更について第一項の承認を求めることができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

⑤　厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、承認取得者が、受けた第一項の承認の全部又は一部を取り消すことができる。

一　当該承認に係る総合衛生管理製造過程を経て食品の製造又は加工の方法が、第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

二　承認取得者が、当該承認に係る総合衛生管理製造過程の一部を前項の承認を受けずに変更したとき。

三　厚生労働大臣が、必要があると認めて、外国において当該承認に係る総合衛生管理製造過程を経て食品の製造又は加工を行う承認取得者（次号において外国製造承認取得者という。）に対し、必要な報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

四　厚生労働大臣が、必要があると認めて、その職員に、外国製造承認取得者の食品、帳簿書類その他の物件についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

⑥　第一項の承認に係る総合衛生管理製造過程を経た食品の製造又は加工については、第十一条第一項の基準に適合しない方法による食品の製造又は加工とみなして、この法律又はこの法律に基づく命令の規定を適用する。

⑦　第一項の承認又は第四項の変更の承認を受けようとする者は、審査に要する実費の額を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

（改正により削られた）

第一四条【承認の有効期間】①　前条第一項の承認は、三年を下らない政令で定める期間（以下この条において「有効期間」という。）ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

②　前条第三項及び第三項の規定は、前項の更新について準用する。

③　第一項の更新の申請があつた場合において、有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の承認は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

④　前項の場合において、承認の更新がされたときは、その承認の有効期間は、従前の承認の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

⑤　第一項の承認の更新を受けようとする者は、審査に要する実費の額を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

（改正により削られた）

第一七条【検査の結果に基づく特定器具等の販売等の禁止】

①　（柱書略）

一・二（略）

三（改正により追加）

②　③　第八条第三項及び第四項の規定による禁止が行われた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「食品又は添加物」とあるのは、「器具又は容器包装」と読み替えるものとする。

第一八条【規格・基準の設定】①②（略）

③（改正により追加）

第二一条【食品添加物公定書】厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、食品添加物公定書を作成し、第十二条第一項の規定により規格が定められた添加物及び食品表示法第四条第一項の規定により基準が定められた添加物につき当該基準及び規格を収載するものとする。

第二二条【食品添加物公定書の更新】①　厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、食品添加物公定書を作成し、第十二条第一項の規定により規格が定められた添加物及び食品表示法第四条第一項の規定により基準が定められた添加物につき当該基準及び規格を収載するものとする。

第二三条【監視指導指針】①②（略）

③　厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）に通知しなければならない。

第二五条【検査・合格の表示】①　第十一条第一項の規格が定められた食品若しくは添加物又は第十八条第一項の規定により規格が定められた器具若しくは容器包装であつて政令で定める区分に従い厚生労働大臣若しくは都道府県知事又は登録検査機関の行う検査を受け、これに合格したものとして厚生労働省令で定める表示が付されたもので

なければ、販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。

②～⑤（略）

第二六条【検査命令】①（柱書略）

一～二（略）

第十一条第一項の規定により定められた規格に合わない食品又は添加物

三　第十一条第一項の規定により定められた基準に合わない方法により添加物を使用した食品

四　第十一条第三項に規定する食品

七・六（略）

七（改正により追加）

②厚生労働大臣は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、前項各号に掲げる食品、添加物、器具若しくは容器包装又は第十条に規定する食品を製造し、又は加工した者が製造し、又は加工した同種の食品、添加物、器具又は容器包装を輸入する者に対し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、厚生労働大臣又は登録検査機関の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

③厚生労働大臣は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、生産地の事情その他の事情からみて第一項各号に掲げる食品、添加物、器具若しくは容器包装又は容器包装について、厚生労働大臣又は登録検査機関の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

④～⑦（略）

第五〇条の二～第五〇条の四（改正により追加）

第五一条【営業の基準の設定】都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規定する食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

第五四条【廃棄・除去命令】①厚生労働大臣又は都道府県知事は、営業者が第六条、第八条、第十条、第十一条第二項若しくは第三項、第十六条若しくは第十八条第二項の規定に違反した場合又は第八条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合において、営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。

②（略）

第五五条【許可の取消し・営業の禁止停止】①都道府県知事は、営業者が第六条、第八条、第十条、第十一条第二項若しくは第三項、第十六条第一項、第十八条第二項、第十九条第二項、第二十条、第二十五条第一項、第二十六条第四項、第四十八条第一項若しくは第五十条第三項の規定に違反した場合、第七条第一項から第三項まで、第八条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合、第五条若しくは第十条第一項若しくは第三号に該当するに至つた場合又は同条第三項の規定による条件に違反した場合においては、同条第一項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

②厚生労働大臣は、営業者（食品、添加物、器具若しくは容器包装を輸入することを営む又は法人に限る。）が第六条、第九条第二項、第十条、第十一条第二項若しくは第三項、第十六条、第十八条第一項、第二十五条第四項若しくは第五十条第三項の規定に違反した場合又は第十条第一項若しくは第十七条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合において、第八条第一項若しくは第十条第一項の規定による禁止に違反した場合においては、営業の全部若しくは一部を禁止し、又は期間を定めて停止することができる。

第六二条【おもちゃ等への準用】①第六条、第八条、第十条、第十一条、第十五条から第五十六条まで、第二十五条から第五十六条まで、第二十五条から第五十六条まで、第五十六条から第五十八条から第五十六条までの規定は、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃについてこれを準用する。この場合において、第十条中「添加物（天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。）」とあるのは、「おもちゃの添加物として用いることを目的とする化学的合成品（化学的手段により元素又は化合物に分解反応か外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。）」と読み替えるものとする。

②第六条並びに第十条第一項及び第二項の規定は、洗浄剤について野菜若しくは果実又は飲食器の洗浄の用に供されるものについて準用する。

③第十五条から第八条まで、第二十五条第一項、第二十八条から第三十条まで、第五十一条及び第五十六条から第五十六条までの規定は、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する場合に、これを準用する。

第六四条【国民等の意見の聴取】①厚生労働大臣は、第六条第二号ただし書（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）に規定する人の健康を損なうおそれがない場合を定めようとするとき、第七条第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしようとし、若しくし同条第四項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、第九条第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、第十条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、第十一条第一項、第六十二条第、第及び第二項において準用する場合を含む。）に規定する基準若しくは規格を定めようとするとき、第十一条第三項に規定する人の健康を損なうおそれのないこの量を定めようとするとき、第十八条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）に規定する輸入食品監視指導計画を定め、若しくは変更しようとするとき、又は第五十条第一項に規定する基準を定めようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めるいとまがないときは、この限りでない。

②④（略）

第六五条の二【内閣総理大臣との協議】①②（略）

③厚生労働大臣は、第十八条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第六十二条第一項若しくは規格を定めたときはその他必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第十八条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する表示についての基準を定めることを求めることができる。

第六五条の四・第六五条の四（改正により追加）

第七一条【不衛生食品等の販売等の処罰】①（柱書略）

一　第六条第一項（第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項又は第十条（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二・三（略）

②（略）

第七二条【基準・規格の違反等の処罰】①第十一条第二項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（第十六条（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第十八条第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第五十二条（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第八条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第十七条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による禁止に違反した者

三～五（略）

第七三条【義務違反】①第九条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第二十六条第四項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第五十八条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第八条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第十七条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による禁止に違反した者

三　第十一条第二項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）、第十八条第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第五十二条（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第七四条【両罰規定】（柱書略）

一　第七十一条又は第七十二条（第十一条第二項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）若しくは第十六条（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）及び第十九条第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）及び第二十条（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）一億円以下の罰金刑

二　第七十二条（第十一条第二項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）若しくは第十六条（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）及び第十九条第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）及び第二十条（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分を除く。）、第七十三条又は第七十五条　各本条の罰金刑

○銀行法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三〇・一二・一四法九五）附則五六条（令和二・一二・一三までに施行）

・情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和一・六・七法二八）本則一〇条（令和二・六・六までに施行）

（業務の範囲）

第一〇条①　（略）

②　（柱書略）

一　十九　（略）

二十　（改正により追加）

③　⑩　（略）

（登録の拒否）

第五二条の六一の五①　（柱書略）

一　（柱書略）

イ・ロ　（略）

ハ　（柱書略）

(1)　（略）

(2)　（略）

(3)　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百十一条の五の九第一項（特定信用事業電子決済等代行業に関する銀行法の準用）において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第百二十一条の五の二第一項（登録）の登録の取消し

(4)～(9)　（略）

ニ　（柱書略）

(1)　（略）

(2)　水産業協同組合法第百二十一条の五の八第四項（電子決済等代行業者による特定信用事業電子決済等代行業の規定による同法第百二十一条の五の三第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令

(3)～(8)　（略）

ホ　（略）

二・三　（略）

②　（略）

○金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・七法二八）本則二三条（令和二・六・六までに施行）

（定義）

第二条①～⑤　（略）

⑥　この法律において「一括清算」とは、基本契約書に基づき特定金融取引を行っている当事者の一方に一括清算事由が生じた場合には、当該当事者の双方の意思にかかわらず、当該一括清算事由が生じた時において、当該基本契約書に基づいて行われているすべての特定金融取引についてその時における当該特定金融取引のそれぞれにつき内閣府令で定めるところにより算出した評価を合算して得られる純合計額が、当該当事者間における一の債権又は一の債務となることをいう。

（一括清算と破産手続等との関係）

第三条　破産手続開始の決定又は更生手続開始の決定（以下この条において「破産手続開始決定等」という。）がなされた者が、一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行っていた金融機関等又はその相手方である場合には、当該基本契約書に基づいて行われていたすべての特定金融取引についてこれらの者が有する次の各号に掲げる法律に規定する当該各号に定める財産又は債権は、当該破産手続開始決定等に係る一括清算事由が生じたことにより、それぞれ当該破産手続開始決定等がなされた者が当該約定に基づき有することとなった一の債権又はその相手方が当該約定に基づき有する一の債務となる。

一～三　（略）

○保険業法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・七法二八）本則一条（令和二・六・六までに施行）

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一一法七一）本則四一条（令和三・三・一〇までに施行）

（相互会社の登記についての会社法及び商業登記法の準用）

第六七条　会社法第七編第四章第一節（第九百七条を除く。）（総則）の規定並びに商登記法第一条から第五条まで（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第十七条から第二十七条まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、行政区画等の変更と確認、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止、第三十一条（営業又は事業の譲渡の際の免責の登記）、第三十三条（商号の登記の抹消）、第四十八条から第五十五条まで（会社法人支配人の登記の抹消）、第四十八条から第五十五条まで（会社法人支配人の登記の抹消）、第四十八条から第五十五条まで（支店所在地における登記）、第四十八条から第五十五条まで（役員等の変更の登記）、第四十八条から第五十五条まで（取締役等の変更の登記）、一時会計監査人の職務を行うべき者の変更の登記）並びに第百十二条から第百十八条まで（更正、抹消の申請、職権抹消）、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）の規定は、相互会社に関する登記について準用する。この場合において、同法第二十七条中「商号」とあるのは「商号又は名称」と、「営業所（会社にあっては、本店。以下この条において同じ。）」とあるのは「主たる事務所」と、「係る営業所」とあるのは「係る主たる事務所」と、同法第四十六条第二項中「株主総会若しくは種類株主総会」とあるのは「社員総会（総代会を設けているときは、総代会）」と、同条第三項中「会社法第三百十五条第一項（同法第三百十五条において準用する場合を含む。）又は第三百七十条（同法第四百九十条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「保険業法第三百十九条第一項において準用する会社法第三百十五条若しくは第百八十条の十五において準用する会社法第三百七十条」と、「株主総会若しくは種類株主総会」とあるのは「社員総会」と、同条第四項中「会社法第四百十六条第四項」と、同法第四十三条の三第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の三第四項」と、同法第四十八条から第五十三条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九八条①　（柱書略）

一　十三　（略）

十四　（改正により追加）

②～⑨　（略）

（保険会社の子会社の範囲等）

第一〇六条①　（柱書略）

一　十一　（略）

十二　従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社　（従属業務を営む会社にあっては主として当該保険会社（第一号、第三号及び第八号に掲げる者に限る。）その子会社（第一号、第三号及び第八号に掲げる者として内閣府令で定めるものの他これらに類する者として内閣府令で定めるものに限る。）その他これらに類する業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であって次に掲げる業務のいずれかに該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）

イ・ロ　（略）

十三　（略）

十三の二　（改正により追加）

十四・十五　（略）

⑦　保険会社は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十二号まで、第十四号又は第十五号に掲げる会社（従属業務（第二項第一号に掲げる従属業務を含む。）及び第十項において同じ。）又は保険業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあっては、主として当該保険会社の営む業務のために、その業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下この条及び次条第四項において「子会社」という。）を子会社としようとするときは、第百四十二条、第百六十七条第一項又は第百七十三条の六第一項の規定により事業の譲受け、合併又は会社分割の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

⑧　前項の規定は、子会社対象保険会社等が、保険会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該保険会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該保険会社は、その子会社となっ

有効な改正前規定（銀行法　金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律　保険業法）

有効な改正前規定（資金決済に関する法律）

た子会社対象保険会社等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象保険会社等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

⑨ 略

新⑩ （改正により追加）

⑩ 略、改正後の⑪

（保険会社等による議決権の取得等の制限）

第〇七条① 保険会社又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第七号まで、第十二号及び第十四号に掲げる会社並びに特例対象会社を除く。以下この条において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

②―⑨ 略

〇資金決済に関する法律

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・七法二八）本則二条（令和二・六・六までに施行）

（目的）

第一条 この法律は、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、前払式支払手段の発行、銀行等以外の者が行う為替取引、仮想通貨の交換等及び銀行等の間で生じた為替取引に係る債権債務の清算について、登録その他の必要な措置を講じ、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条① ④ 略

⑤ この法律において「仮想通貨」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 略

⑥ 略

⑦ この法律において「仮想通貨交換業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「仮想通貨の交換等」とは、第一号及び第二号に掲げる行為をいう。

一 仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換

二 略

三 その行う前二号に掲げる行為に関して、利用者の金銭又は仮想通貨の管理をすること。

⑧ この法律において「仮想通貨交換業者」とは、第六十三条の二の登録を受けた者をいう。

⑨ この法律において「外国仮想通貨交換業者」とは、この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において第六十三条の二の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を受けて仮想通貨交換業を行う者をいう。

⑩―⑬ 略

⑭ この法律において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続（資金移動業又は仮想通貨交換業に関する苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（資金移動業又は仮想通貨交換業に関する紛争で当事者が和解をすることができるものについて訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第百条第三項を除き、以下同じ。）に係る業務をいう。第百条第三項を除き、以下同じ。）に係る業務をいう。

⑮ この法律において「紛争解決等業務に係る資金移動業務」とは、紛争解決等業務に係る資金移動業者が営む為替取引に係る業務をいう。第五十一条の二第一項第一号において同じ。）及び仮想通貨交換業務（仮想通貨交換業者が行う第七項各号に掲げる行為に係る業務をいう。第六十三条の十二第一項第一号において同じ。）の種別をいう。

⑯―⑲ 略

（登録の拒否）

第四〇条① （柱書略）

一―五 略

六 他の資金移動業者が現に用いている商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又は他の資金移動業者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いようとする法人

七―十 略

② 略

第三章の二 仮想通貨

（仮想通貨交換業者の登録）

第六三条の二 仮想通貨交換業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行ってはならない。

（登録の申請）

第六三条の三① （柱書略）

一・二 略

三 仮想通貨交換業に係る営業所の名称及び所在地

四 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役とし、指名委員会等（監査等委員会設置会社にあっては取締役及び執行役とし、外国仮想通貨交換業者にあっては外国の法令上これらに相当する者とする。第六十三条の五第一項第十号において同じ。）の氏名

五 略

六 外国仮想通貨交換業者にあっては、国内における代表者の氏名

七 取り扱う仮想通貨の名称

八 仮想通貨交換業の内容及び方法

九 仮想通貨交換業の一部を第三者に委託する場合にあっては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所

十・十一 略

② 前項の登録申請書には、第六十三条の五第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務に関する書類、仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（仮想通貨交換業者登録簿）

第六三条の四① 内閣総理大臣は、第六十三条の二の登録の申請があったときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を仮想通貨交換業者登録簿に登録しなければならない。

一・二 略

② 内閣総理大臣は、仮想通貨交換業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

③ 略

（登録の拒否）

第六三条の五① （柱書略）

一 株式会社（法人は外国仮想通貨交換業者（国内に営業所を有する外国会社に限る。）でないもの

二 外国仮想通貨交換業者にあっては、国内における代表者（国内に住所を有するものに限る。）のない法人

三 仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない法人

四 仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人

五 略

新六 （改正により追加）

六 他の仮想通貨交換業者が現に用いている商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又は他の仮想通貨交換業者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いようとする法人

（改正後の七）

七 略、改正後の八

八 この法律若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人（改正後の九）

九 略、改正後の十

十 取締役若しくは監査役又は会計参与（外国仮想通貨交換業者にあっては、国内における代表者を含む。以下この章において「取締役等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 心身の故障のため仮想通貨交換業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ・ハ 略

ニ この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又はこれらに相当する外国の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ホ 仮想通貨交換業者が第六十三条の十三第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消された場

合又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役等であつた者で、当該取消しの日から五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者

（改正後の十一）

②　〔略〕

（変更の届出）

第六三条の六新①　（改正により追加）

①　仮想通貨交換業者は、第六十三条の三第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。（改正後の②）

②　内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を仮想通貨交換業者登録簿に登録しなければならない。（改正後の③）

（名義貸しの禁止）

第六三条の七　仮想通貨交換業者は、自己の名義をもつて、他人に仮想通貨交換業を行わせてはならない。

（情報の安全管理）

第六三条の八　仮想通貨交換業者は、内閣府令で定めるところにより、仮想通貨交換業に係る情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

（委託先に対する指導）

第六三条の九　仮想通貨交換業者は、仮想通貨交換業の一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をした場合には、内閣府令で定めるところにより、当該委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

（利用者の保護等に関する指置）

第六三条の九の二・六三条の九の三　（改正により追加）

（利用者の保護）

第六三条の一〇　内閣府令で定めるところにより、仮想通貨交換業に係る利用者の金銭又は仮想通貨を自己の金銭又は仮想通貨と分別して管理しなければならない。（改正後の②）

②　仮想通貨交換業者は、前項の規定による管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期に、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第六十三条の十四第三項において同じ。）又は監査法人の監査を受けなければならない。

（改正後の③）

（利用者財産の管理）

第六三条の一一　新①　（改正により追加）

①　仮想通貨交換業者は、その行う仮想通貨交換業に関して、内閣府令で定めるところにより、仮想通貨交換業の利用者の金銭又は仮想通貨を自己の金銭又は仮想通貨と分別して管理しなければならない。（改正後の②）

②　仮想通貨交換業者は、前項の規定による管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期に、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第六十三条の十四第三項において同じ。）又は監査法人の監査を受けなければならない。

（改正後の③）

第六三条の一一の二　（改正により追加）

（指定仮想通貨交換業務紛争解決機関との契約締結義務等）

第六三条の一二①　仮想通貨交換業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一　指定仮想通貨交換業務紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が仮想通貨交換業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が存在する場合　一の指定仮想通貨交換業務紛争解決機関との間で仮想通貨交換業に係る手続実施基本契約（第九十九条第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。次項において同じ。）を締結する措置

二　指定仮想通貨交換業務紛争解決機関が存在しない場合　仮想通貨交換業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

②　仮想通貨交換業者は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定仮想通貨交換業務紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

③　（柱書略）

一　〔略〕

二　第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定仮想通貨交換業務紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定仮想通貨交換業務紛争解決機関の第九十九条第一項の規定による指定が第百四条第一項の規定により取り消されたとき（同号に掲げる場合を除く。）　その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

④　〔略〕

⑤　〔略〕

第三章の二第四節

第六三条の一九の二・第六三条の一九の三　（改正により追加）

（廃止の届出等）

第六三条の二〇①　仮想通貨交換業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　仮想通貨交換業者（全部廃止したとき。

二　仮想通貨交換業について破産手続開始の申立て等が行われたとき。

②　仮想通貨交換業者が仮想通貨交換業の全部を廃止したときは、当該仮想通貨交換業者の第六十三条の二の登録は、その効力を失う。

③　仮想通貨交換業者は、仮想通貨交換業の全部若しくは一部の廃止をし、仮想通貨交換業の全部若しくは一部の譲渡をし、合併（当該仮想通貨交換業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、又は会社分割による仮想通貨交換業の全部若しくは一部承継をさせようとするときは、その日の三十日までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、全ての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

④　仮想通貨交換業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑤　仮想通貨交換業者は、第三項の規定による公告をした場合（事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該業務の承継に係る公告をした場合を除く。）とは、廃止したことにより当該業務の履行を速やかに完了し、かつ、当該仮想通貨交換業に関し管理する利用者の財産を速やかに返還し、又は利用者に移転しなければならない。

⑥　会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、仮想通貨交換業者（外国仮想通貨交換業者を除く。）が電子公告（同法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。次項において同じ。）により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

⑦　会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第一項、第九百五十三条、第九百五十五条の規定は、外国仮想通貨交換業者である仮想通貨交換業者が電子公告により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（登録の取消し等に伴う債務の履行の完了等）

第六三条の二一　仮想通貨交換業者について、第六十二条の十七第一項若しくは第一項の規定により第六十三条の二の登録が取り消されたとき、又は前条第二項の規定により第六十三条の二の登録が効力を失つたときは当該仮想通貨交換業者であつた者は、その行う仮想通貨の交換等に関し負担する債務の履行を完了し、かつ、その行う仮想通貨交換業に関し管理する利用者の財産を返還し、又は利用者に移転する目的の範囲内においては、なお仮想通貨交換業者とみなす。

（外国仮想通貨交換業者の勧誘の禁止）

第六三条の二二　第六十三条の二の登録を受けていない外国仮想通貨交換業者は、国内にある者に対して、第二条七項各号に掲げる行為の勧誘をしてはならない。

有効な改正前規定（資金決済に関する法律）

○金融商品取引法

有効な改正前規定（金融商品取引法）

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三〇・一二・一四法九五）附則二八条（令和二・一二・一三まで施行）

・情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・七法二八）本則二条（令和二・六・六まで施行）

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一一法七一）本則二五条（令和三・三・一〇までに施行）

第二条①（定義）

一～十八　（略）

十九　金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第二十一項第三号に掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場（第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下この号において同じ。）において行う取引であつて第二十一項第三号に掲げるものに限る。）又は金融指標（当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。）に係るものに限る。）に係る権利は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引に係る権利（以下「オプション」という。）を表示する証券又は証書

二～四　（略）

五　（柱書略）

イ・ロ　（略）

ハ　保険業法（平成七年法律第一百五号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号に規定する事業を行う同法第四条第二項に規定する共済事業を行う同法第四条に規定する組合と締結した共済契約、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第十一号、第九十三条第一項第六号の二若しくは第百条の二第一項第一号に規定する事業を行う同法第二条第十号に規定する共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の二第七項に規定する共済事業を行う同法第三条に規定する組合と締結した共済事業を行う同法第二条第一項に規定する共済事業を行う同法第四条第二項に規定する共済事業を行う同法第四条に規定する組合と締結した共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十条第二項に規定する共済事業を行う同法第四条に規定する組合と締結した共済契約、農業協同組合法（昭和二十三年法律第百三十二号）第十条第一項第十号に規定する事業を行う同法第四条第二項に規定する共済事業を行う同法第四条に規定する組合と締結した共済契約、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第十一号、第九十三条第一項第六号の二若しくは第百条の二第一項第一号に規定する事業を行う同法第二条第十号に規定する共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の二第七項に規定する共済事業を行う同法第三条に規定する組合と締結した共済契約七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同条第九項に規定する特例事業と締結したものを除く。）に基づく権利イ及びロに掲げる権利を除く。）

ニ　（略）

六・七　（略）

③　この法律において、「有価証券の募集」とは、新たに発行される有価証券の申込みの勧誘（これに類するものとして内閣府令で定めるもの（次項において「取得勧誘類似行為」という。）を含む。以下「取得勧誘」という。）のうち、当該取得勧誘（当該取得勧誘類似行為が前項の規定により有価証券とみなされる有価証券表示権利若しくは特定電子記録債権（次項及び第六項、次条第四項及び第五項並びに第十三条の十三第四項において「第一項有価証券」という。）に係るものである場合にあつては、第一号及び第二号に掲げる場合、当該取得勧誘が前項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（次項、次条第四項及び第五項並びに第十三条の十三第四項において「第二項有価証券」という。）に係るものである場合にあつては、第二号に掲げる場合に該当するものをいい、「有価証券の募集」とは、取得勧誘であつて有価証券の募集に該当しないものをいう。

一～三　（略）

④～⑦　（柱書略）

⑧　「有価証券の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。）、市場デリバティブ取引（金融商品（第二十四項第三号の二に掲げるものに限る。）又は金融指標（当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。）に係る市場デリバティブ取引（以下「商品関連市場デリバティブ取引」という。）を除く。）又は外国市場デリバティブ取引（有価証券の売買にあつては、第十号に掲げるものを除く。）

二～十一　（柱書略）

イ　（略）

ロ　金融商品の価値等（金融商品（第二十四項第三号の二に掲げるものにあつては、金融商品取引所に上場されているものに限る。）の価値、オプションの対価の額又は金融指標（同号に掲げる金融商品に係るものにあつては、金融商品取引所に上場されているものに限る。）の動向をいう。以下同じ。）の分析に基づいて投資判断（投資の対象となる有価証券の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断又は投資をいう。以下同じ。）

十二～十五　（略）

十六　その行う第一号から第十号までに掲げる行為に関して、顧客から金銭又は証券若しくは証書の預託を受けること（商品関連市場デリバティブ取引についての第二号、第三号又は第五号に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方が相手方から商品（第二十四項第三号の二に掲げるものを除く。）の利率等若しくは金融商品（同項第三号の二に掲げるものに限る。）の利率等を約する取引又は商品（第二十四項第三号の二に掲げるものを除く。）の利率等若しくは金融商品（同項第三号の二に掲げるものに限る。）の利率等を約する取引（これに類似する取引を含む。）を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

五　当事者が元本として定めた金銭の額に対して当事者の一方が相手方と取り決めた金融商品（第二十四項第三号及び第三号の二に掲げるものを除く。）の利率等その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものを除く。）の利率等（当該金融商品（これらの号に掲げるものを除く。）の利率等が第六項、次条第四項及び第五項並びに第十三条の十三第四項において「第一項有価証券」という。）に係るものである場合にあつては第一号及び第二号に掲げる場合、当該取得勧誘が前項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（次項、次条第四項及び第五項並びに第十三条の十三第四項において「第二項有価証券」という。）に係るものである場合にあつては第二号に掲げる場合に該当するものをいい、「有価証券の募集」とは、取得勧誘であつて有価証券の募集に該当しないものをいう。

一～三　（略）

⑨～⑳　（略）

㉑　（柱書略）

一～三　（略）

四　当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた金融商品（第二十四項第三号及び第三号の二に掲げるものを除く。）の利率等その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものを除く。）の利率等（当該金融商品（これらの号に掲げるものを除く。）の利率等が第五項において「第一項有価証券」という。）に係るものである場合にあつては第五号において同じ。）の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金融商品（第二十四項第三号及び第三号の二に掲げるものを除く。）の利率等又は金融指標（当該金融商品（これらの号に掲げるものを除く。）の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを約する取引（これらの金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）

五　当事者が数量を定めた金融商品（第二十四項第三号の四の二　当事者が数量を定めた金融商品（第二十四項第三号の二に掲げるものを除く。）について当事者の一方が相手方と取り決めた当該金融商品に係る金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた当該金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引

六・八　（略）

㉒　（柱書略）

一　売買の当事者が将来の一定の時期において金融商品（第二十四項第三号の二及び第五号に掲げるものを除く。第三号及び第六号において同じ。）及びその価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている金融商品の売戻し又は買戻しその他政令で定める行為をしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

二　約定数値（第二十四項第三号の二又は第五号に掲げる金融商品に係る金融指標の数値を除く。）と現実数値（これらの号に掲げる金融商品に係る金融指標の数値を除く。）との差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引

三　（略）

四　当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の金融指標（第二十四項第三号の二又は第五号に掲げる金融商品に係るものを除く。）としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行つた時期における現実の当該金融指標の数値との差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

五　当事者が元本として定めた金融商品（第二十四項第三号の二に掲げるものを除く。）の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金融商品（これらの号に掲げるものを除く。）の利率等その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものを除く。）の利率等（当該金融商品（これらの号に掲げるものを除く。）の利率等が第六項において「第一項有価証券」という。）に係るものである場合にあつては第一号及び第二号に掲げる場合、当該取得勧誘が前項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（次項、次条第四項及び第五項並びに第十三条の十三第四項において「第二項有価証券」という。）に係るものである場合にあつては第二号に掲げる場合に該当するものをいい、「有価証券の募集」とは、取得勧誘であつて有価証券の募集に該当しないものをいう。

一～三　（略）

④～⑦　（柱書略）

⑧　「有価証券の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。）、市場デリバティブ取引（金融商品（第二十四項第三号の二に掲げるものに限る。）又は金融指標（当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。）に係る市場デリバティブ取引（以下「商品関連市場デリバティブ取引」という。）を除く。）又は外国市場デリバティブ取引（有価証券の売買にあつては、第十号に掲げるものを除く。）

二～十一　（柱書略）

イ　（略）

ロ　金融商品の価値等（金融商品（第二十四項第三号の二に掲げるものにあつては、金融商品取引所に上場されているものに限る。）の価値、オプションの対価の額又は金融指標（同号に掲げる金融商品に係るものにあつては、金融商品取引所に上場されているものに限る。）の動向をいう。以下同じ。）の分析に基づいて投資判断（投資の対象となる有価証券の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断又は投資をいう。以下同じ。）

十二～十五　（略）

十六　その行う第一号から第十号までに掲げる行為に関して、顧客から金銭又は証券若しくは証書の預託を受けること（商品関連市場デリバティブ取引についての

第二号、第三号又は第五号に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

五　当事者が元本として定めた金融商品（第二十四項第三号の二に掲げるものを除く。）の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金融商品（これらの号に掲げるものを除く。）の利率等その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものを除く。）の利率等（当該金融商品（これらの号に掲げるものを除く。）の利率等が第六項において「第一項有価証券」という。）に係るものである場合にあつては第一号及び第二号に掲げる場合、当該取得勧誘が前項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（次項、次条第四項及び第五項並びに第十三条の十三第四項において「第二項有価証券」という。）に係るものである場合にあつては第二号に掲げる場合に該当するものをいい、「有価証券の募集」とは、取得勧誘であつて有価証券の募集に該当しないものをいう。

一～三　（略）

④～⑦　（柱書略）

⑧　「有価証券の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。）、市場デリバティブ取引（金融商品（第二十四項第三号の二に掲げるものに限る。）又は金融指標（当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。）に係る市場デリバティブ取引（以下「商品関連市場デリバティブ取引」という。）を除く。）又は外国市場デリバティブ取引（有価証券の売買にあつては、第十号に掲げるものを除く。）

二～十一　（柱書略）

イ　（略）

ロ　金融商品の価値等（金融商品（第二十四項第三号の二に掲げるものにあつては、金融商品取引所に上場されているものに限る。）の価値、オプションの対価の額又は金融指標（同号に掲げる金融商品に係るものにあつては、金融商品取引所に上場されているものに限る。）の動向をいう。以下同じ。）の分析に基づいて投資判断（投資の対象となる有価証券の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断又は投資をいう。以下同じ。）

十二～十五　（略）

十六　その行う第一号から第十号までに掲げる行為に関して、顧客から金銭又は証券若しくは証書の預託を受けること（商品関連市場デリバティブ取引についての

㉑　（柱書略）

一～三　（略）

四　当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた金融商品（第二十四項第三号及び第三号の二に掲げるものを除く。）の利率等その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものを除く。）の利率等（当該金融商品（これらの号に掲げるものを除く。）の利率等が第五項において「第一項有価証券」という。）に係るものである場合にあつては第五号において同じ。）の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金融商品（これらの号に掲げるものを除く。）の利率等又は金融指標（当該金融商品（これらの号に掲げるものを除く。）の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを約する取引（これらの金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）

五　当事者が数量を定めた金融商品（第二十四項第三号の四の二　当事者が数量を定めた金融商品（第二十四項第三号の二に掲げるものを除く。）について当事者の一方が相手方と取り決めた当該金融商品に係る金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた当該金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引

六・八　（略）

㉒　（柱書略）

一　売買の当事者が将来の一定の時期において金融商品（第二十四項第三号の二及び第五号に掲げるものを除く。第三号及び第六号において同じ。）及びその価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている金融商品の売戻し又は買戻しその他政令で定める行為をしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

二　約定数値（第二十四項第三号の二又は第五号に掲げる金融商品に係る金融指標の数値を除く。）と現実数値（これらの号に掲げる金融商品に係る金融指標の数値を除く。）との差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引

三　（略）

四　当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の金融指標（第二十四項第三号の二又は第五号に掲げる金融商品に係るものを除く。）としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行つた時期における現実の当該金融指標の数値との差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

五　当事者が元本として定めた金融商品（第二十四項第三号の二に掲げるものを除く。）の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金融商品（これらの号に掲げるものを除く。）の利率等その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものを除く。）の利率等（当該金融商品（これらの号に掲げるものを除く。）の利率等が第六項において「第一項有価証券」という。）に係るものである場合にあつては第一号及び第二号に掲げる場合、当該取得勧誘が前項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（次項、次条第四項及び第五項並びに第十三条の十三第四項において「第二項有価証券」という。）に係るものである場合にあつては第二号に掲げる場合に該当するものをいい、「有価証券の募集」とは、取得勧誘であつて有価証券の募集に該当しないものをいう。

一～三　（略）

④～⑦　（柱書略）

⑧　「有価証券の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。）、市場デリバティブ取引（金融商品（第二十四項第三号の二に掲げるものに限る。）又は金融指標（当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。）に係る市場デリバティブ取引（以下「商品関連市場デリバティブ取引」という。）を除く。）又は外国市場デリバティブ取引（有価証券の売買にあつては、第十号に掲げるものを除く。）

二～十一　（柱書略）

イ　（略）

ロ　金融商品の価値等（金融商品（第二十四項第三号の二に掲げるものにあつては、金融商品取引所に上場されているものに限る。）の価値、オプションの対価の額又は金融指標（同号に掲げる金融商品に係るものにあつては、金融商品取引所に上場されているものに限る。）の動向をいう。以下同じ。）の分析に基づいて投資判断（投資の対象となる有価証券の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断又は投資をいう。以下同じ。）

十二～十五　（略）

十六　その行う第一号から第十号までに掲げる行為に関して、顧客から金銭又は証券若しくは証書の預託を受けること（商品関連市場デリバティブ取引についての

令和二年五月一日以降有効な改正前規定

改正法令一覧

・**法九五**　附則二八条（令和二・一二・一三まで施行）

・**法二八**　本則二条（令和二・六・六まで施行）

・**法七一**　本則二五条（令和三・三・一〇までに施行）

第二条①（定義）

一～十八　（略）

十九　金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第二十一項第三号に掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場（第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下この号において同じ。）において行う取引であつて第二十一項第三号に掲げるものに限る。）又は金融指標（当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。）に係るものに限る。）に係る権利は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引に係る権利（以下「オプション」という。）を表示する証券又は証書

二～四　（略）

五　（柱書略）

イ・ロ　（略）

ハ　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号に規定する事業を行う同法第四条第二項に規定する共済事業を行う同法第四条に規定する組合と締結した共済契約、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第十一号、第九十三条第一項第六号の二若しくは第百条の二第一項第一号に規定する事業を行う同法第二条第十号に規定する共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の二第七項に規定する共済事業を行う同法第三条に規定する組合と締結した共済契約七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同条第九項に規定する特例事業と締結したものを除く。）に基づく権利イ及びロに掲げる権利を除く。）

ニ　（略）

六・七　（略）

③　この法律において、「有価証券の募集」とは、新たに発行される有価証券の申込みの勧誘（これに類するものとして内閣府令で定めるもの（次項において「取得勧誘類似行為」という。）を含む。以下「取得勧誘」という。）のうち、当該取得勧誘（当該取得勧誘類似行為が前項の規定により有価証券とみなされる有価証券表示権利若しくは特定電子記録債権（次項及び第六項、次条第四項及び第五項並びに第十三条の十三第四項において「第一項有価証券」という。）に係るものである場合にあつては第一号及び第二号に掲げる場合、当該取得勧誘が前項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（次項、次条第四項及び第五項並びに第十三条の十三第四項において「第二項有価証券」という。）に係るものである場合にあつては第二号に掲げる場合に該当するものをいい、「有価証券の募集」とは、取得勧誘であつて有価証券の募集に該当しないものをいう。

一～三　（略）

④～⑦　（柱書略）

⑧　「有価証券の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。）、市場デリバティブ取引（金融商品（第二十四項第三号の二に掲げるものに限る。）又は金融指標（当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。）に係る市場デリバティブ取引（以下「商品関連市場デリバティブ取引」という。）を除く。）又は外国市場デリバティブ取引（有価証券の売買にあつては、第十号に掲げるものを除く。）

二～十一　（柱書略）

イ　（略）

ロ　金融商品の価値等（金融商品（第二十四項第三号の二に掲げるものにあつては、金融商品取引所に上場されているものに限る。）の価値、オプションの対価の額又は金融指標（同号に掲げる金融商品に係るものにあつては、金融商品取引所に上場されているものに限る。）の動向をいう。以下同じ。）の分析に基づいて投資判断（投資の対象となる有価証券の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断又は投資をいう。以下同じ。）

十二～十五　（略）

十六　その行う第一号から第十号までに掲げる行為に関して、顧客から金銭又は証券若しくは証書の預託を受けること（商品関連市場デリバティブ取引についての

第二条の二　（略、改正後の第二条の三）

新**第二条の二**（改正により追加）

第三条（適用除外有価証券）

一・二　（略）

三　（柱書略）

イ　第二条第一項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（次に掲げるものの（第二十四条第一項において「有価証券投資事業権利等」という。）を除く。）

ア　第二条第一項第五号に掲げる権利のうち、当該権利に係る出資対象事業（同号に規定する出資対象事業をいう。）が主として有価証券に対する投資を行う事業であるものとし

㉑　（柱書略）

一～三　（略）

四　当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた金融商品（第二十四項第三号及び第三号の二に掲げるものを除く。）の利率等その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものを除く。）の利率等（当該金融商品（これらの号に掲げるものを除く。）の利率等が第五項において「第一項有価証券」という。）に係るものである場合にあつては第五号において同じ。）の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金融商品（これらの号に掲げるものを除く。）の利率等又は金融指標（当該金融商品（これらの号に掲げるものを除く。）の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを約する取引（これらの金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）

五　当事者が数量を定めた金融商品（第二十四項第三号の四の二　当事者が数量を定めた金融商品（第二十四項第三号の二に掲げるものを除く。）について当事者の一方が相手方と取り決めた当該金融商品に係る金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた当該金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引

六・八　（略）

㉒　（柱書略）

一　売買の当事者が将来の一定の時期において金融商品（第二十四項第三号の二及び第五号に掲げるものを除く。第三号及び第六号において同じ。）及びその価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている金融商品の売戻し又は買戻しその他政令で定める行為をしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

二　約定数値（第二十四項第三号の二又は第五号に掲げる金融商品に係る金融指標の数値を除く。）と現実数値（これらの号に掲げる金融商品に係る金融指標の数値を除く。）との差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引

三　（略）

四　当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の金融指標（第二十四項第三号の二又は第五号に掲げる金融商品に係るものを除く。）としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行つた時期における現実の当該金融指標の数値との差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

五　当事者が元本として定めた金融商品（第二十四項第三号の二に掲げるものを除く。）の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金融商品（これらの号に掲げるものを除く。）の利率等その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものを除く。）の利率等（当該金融商品（これらの号に掲げるものを除く。）の利率等が第六項において「第一項有価証券」という。）に係るものである場合にあつては第一号及び第二号に掲げる場合、当該取得勧誘が前項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（次項、次条第四項及び第五項並びに第十三条の十三第四項において「第二項有価証券」という。）に係るものである場合にあつては第二号に掲げる場合に該当するものをいい、「有価証券の募集」とは、取得勧誘であつて有価証券の募集に該当しないものをいう。

一～三　（略）

④～⑦　（柱書略）

⑧　「有価証券の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。）、市場デリバティブ取引（金融商品（第二十四項第三号の二に掲げるものに限る。）又は金融指標（当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。）に係る市場デリバティブ取引（以下「商品関連市場デリバティブ取引」という。）を除く。）又は外国市場デリバティブ取引（有価証券の売買にあつては、第十号に掲げるものを除く。）

二～十一　（柱書略）

イ　（略）

ロ　金融商品の価値等（金融商品（第二十四項第三号の二に掲げるものにあつては、金融商品取引所に上場されているものに限る。）の価値、オプションの対価の額又は金融指標（同号に掲げる金融商品に係るものにあつては、金融商品取引所に上場されているものに限る。）の動向をいう。以下同じ。）の分析に基づいて投資判断（投資の対象となる有価証券の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断又は投資をいう。以下同じ。）

十二～十五　（略）

十六　その行う第一号から第十号までに掲げる行為に関して、顧客から金銭又は証券若しくは証書の預託を受けること（商品関連市場デリバティブ取引についての

㉔　（柱書略）

一～三　（略）

新三の二（改正により追加）

四　（略）

五　第一号若しくは第二号に掲げるもの又は前号に掲げるもののうち内閣府令で定めるものについて、金融商取引所が、市場デリバティブ取引を円滑にするため、利率、償還期限その他の条件を標準化して設定した標準物

㉕　（柱書略）

一　金融商品の価格又は金融商品（前項第三号及び第三号の二に掲げるものを除く。）の利率等

二～四　（略）

㉖～㊷　（略）

第三条の二（適用除外有価証券）

一・二　（略）

三　（柱書略）

イ　第二条第一項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（次に掲げるものの（第二十四条第一項において「有価証券投資事業権利等」という。）を除く。）

ア　第二条第一項第五号に掲げる権利のうち、当該権利に係る出資対象事業（同号に規定する出資対象事業をいう。）が主として有価証券に対する投資を行う事業であるものとし

有効な改正前規定（金融商品取引法）

て政令で定めるもの

ロ　第二条第二項第一号から第四号まで、第六号又は第七号に掲げる権利のうち、イに掲げる権利に類する権利として政令で定めるもの

ハ　その他政令で定めるもの

四・五　（略）

（募集又は売出しの届出）

第四条①　（略）

②（柱書略）

一―四　（略）

五　第二条の二第四項第二号イに掲げる場合

六　第二条の二第五項第二号イに掲げる場合

③―⑦　（略）

（有価証券届出書の提出）

第五条①　前条第一項から第三項までの規定による有価証券の募集（特定有価証券（その投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす情報がその発行者が行う資産の運用その他これに類似する事業に関する情報である有価証券として政令で定めるものをいう。以下この項、第五項、第十項及び第十一項、第七条第四項並びに第二十四条において同じ）に係る有価証券の募集及び売出しを除く。以下この項及び次項において同じ）に係る届出書は、その者が会社（外国会社を含む。第五十条の二第九項、第六十六条の四十第五項及び第百五十六条の三第二項第三号を除き、以下同じ）である場合（当該有価証券（特定有価証券を除く。以下この項において同じ）の発行により会社を発行する場合を含む）においては、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない場合その他の内閣府令で定める場合には、第一号から第三号までの規定の適用を受けることができる。

一・二　（略）

②③　（略）

④　次に掲げるすべての要件を満たす者が前条第一項から第三項までの規定による届出をしようとする場合において、第一項の届出書に、内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書又は半期報告書及び臨時報告書（第二十四条の五第四項規定する報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書（以下「参照書類」という。）を参照すべき旨が記載されたときは、第二項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

一・二　（略）

⑤―⑬　（略）

（適格機関投資家向け勧誘の告知等）

第三条の二①　（柱書略）

一―四　（略）

五　第二条の二第四項第二号ロに該当する場合

六　第二条の二第五項第二号ロに該当する場合

②③　（柱書略）

④（柱書略）

一　（柱書略）

イ・ロ　（略）

ハ　第二条の二第四項第三号に該当する場合

ニ　第二条の二第五項第三号ロに該当する場合

二　（柱書略）

イ　（略）

ロ　第二条の二第四項第三号に掲げる場合に該当しない場合

⑤　（略）

（有価証券報告書の提出）

第二四条①　有価証券の発行者である会社は、その会社が発行者である有価証券（特定有価証券を除く。次の各号を除き、以下この条において同じ）がに掲げる有価証券のいずれかに該当する場合には、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該会社の商号、当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書（以下「有価証券報告書」という。）を、内国会社にあつては当該事業年度経過後三月以内（やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められるときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内、外国会社にあつては公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券が第三号に掲げる有価証券（株券その他の政令で定める有価証券を除く。）の発行者である会社（報告書提出開始年度（当該有価証券等の募集又は売出しにつき第四条第一項本文若しくは第三項本文又しくは第二十三条の八第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けることとなつた日の属する事業年度をいい、当該報告書提出開始年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）終了後五年を経過しているときに該当する会社に限る。）に当該事業年度及び当該事業年度の開始日前四年以内に開始した事業年度のすべての事業年度の数が政令で定める数に満たない場合であつて有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けたとき、当該有価証券が第四号に掲げる有価証券に該当する場合において、その発行者である会社が資本金の額が当該事業年度の末日において億円未満（当該有価証券が第二条第二項の規定により有価証券投資事業権利等である場合にあつては、当該会社の資産の額として政令で定

める額未満）であること、及び当該事業年度の末日において政令で定める額未満であるとき、及び当該事業年度の末日において当該有価証券が第三号又は第四号に掲げる場合に該当しなくなることとなつたときは、この限りでない。

一―三　（略）

四　当該会社が発行する有価証券（株券、第二条第二項の規定により有価証券とみなされる有価証券を除く。）を有価証券投資事業権利等その他の政令で定める権利で、当該事業年度又は当該事業年度の前の前四年以内に始まつた事業年度の末日における前の所有者の数が政令で定める数以上（当該有価証券が同項の規定により有価証券とみなされる有価証券投資事業権利等である場合にあつては、当該事業年度の末日におけるその所有者の数が政令で定める数以上）であるもの（前三号に掲げるものを除く。）

⑤②―④　（略）

前各号の規定は、特定有価証券が第一項各号に掲げる有価証券のいずれかに該当する場合について準用する。この場合において、同項本文中「有価証券の発行者である会社（内閣府令で定める会社を除く。）」とあるのは「特定有価証券の発行者である会社（内閣府令で定める会社を除く。）」と、「事業年度ごとに」とあるのは「当該特定有価証券に係る期間ごとに」と、「当該会社の商号、当該会社が属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める事項」とあるのは「当該特定期間」と、「当該特定有価証券に係る事業の内容に関する重要な事項」とあるのは「当該特定有価証券に係る資産の経済的状況その他資産」と、「当該事業年度」とあるのは「当該特定期間」と、同項ただし書中「当該有価証券（株券その他の政令で定める有価証券を除く。）」とあるのは「当該特定有価証券（株券その他の政令で定める有価証券を除く。）に該当する場合において、その発行者である会社（報告書提出開始年度（当該有価証券等の募集又は売出しにつき第四条第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文又は第二十三条の八第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けることとなつた日の属する事業年度をいい、当該報告書提出開始年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）終了後五年を経過しているときに該当する会社に限る。）の」と、事業年度ごとに」とあるのは「当該特定期間ごとに」と、「当該事業年度の末日及び当該事業年度の開始日前四年以内に開始した事業年度のすべての末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定める数に満たない場合であつて有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けたとき」とあるのは「当該有価証券が第四号」とあるのは「第四号」と、「当該有価証券が第四号」とあるのは「当該特定有価証券が第四号」と、「及び」とあるのは「又は」と、同項第四号中「株券、第二条第二項の規定により有価証券とみなされる有価証券投資事業権利等」とあるのは「当該特定有価証券投資事業権利等」と、「当該事業年度の末日において政令で定める額未満であるとき、及び当該事業年度の末日において当該有価証券が第三号又は第四号に掲げる場合に該当しなくなることとなつたときは、この限りでない。」とあるのは「当該特定期間の末日において政令で定める額未満であるとき、及び当該特定期間の末日において当該有価証券が第三号又は第四号に掲げる場合に該当しなくなることとなつたときは、この限りでない。」と、「当該事業年度の末日における前の所有者の数が政令で定める数以上」とあるのは「当該特定期間の末日における前の所有者の数が政令で定める数以上」と、「第一項本文」とあるのは「第五項において準用する第一項本文」と、「発行者」とあるのは「発行者（内閣府令で定める者を除く。）」とあるのは「内閣府令で定める者を除く。）」と、「有価証券が」とあるのは「特定有価証券が」と、「その」とあるのは「当該特定有価証券に係る」と、「当該事業年度」とあるのは「当該特定期間」と、「事業年度」とあるのは「特定期間」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

⑥―⑮　（略）

（会社以外の発行者に関する準用規定）

第二七条　第二条の二、第五条から第十三条まで、第十五条から第二十四条の七まで、前条第一項から第三項までの規定は、第七条、発行者が会社以外の者（第五条第六項から九項まで、第十四条第八項から第十二項まで、第十五条第六項から第十八項から第十九項まで、第二十四条第六項から第十一項まで、第二十四条の四の五の三項、第二十四条の四の七項から第十一項まで並びに第二十四条の四の十項から第十二項まで及び第十五項から第十九項までに規定にあつては外国の者に限る。）である場合について準用する。この場合において、「会社」とあるのは「会社以外の国の者（第五条第六項及び第十四条第八項中「外国会社」とあるのは「会社以外の国の者」と、第五条第六項及び第九項、第七条第二項、第九条第二項、第十条第二項、第十一条第二項、第十二条第二項、第十三条第二項、第十四条第二項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第二項、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条第二項、第二十三条第二項、第二十四条第二項、第二十四条の四の五の三項、第二十四条の四の七項から第十一項まで並びに第二十四条の四の十項から第十二項まで及び第十五項から第十九項までに規定にあつては外国の者に限る。）」と、「第二条第二項」とあるのは「第二条第二項の規定により有価証券とみなされる有価証券投資事業権利等」と、「当該事業年度の末日における前の所有者の数が政令で定める数以上」とあるのは「当該事業年度の開始日前四年以内に開始した事業年度の末日における前の所有者の数が政令で定める数以上（当該有価証券が同項の規定により有価証券とみなされる有価証券投資事業権利等である場合にあつては、当該事業年度の末日における前の所有者の数が政令で定める数以上）」とあるのは「当該特定期間の末日における前の所有者の数が政令で定める数以上」と、「特定有価証券」とあるのは「特定有価証券（第二条第二項の規定により有価証券とみなされる有価証券投資事業権利等である場合にあつては、当該有価証券投資事業権利等）」と、「第一項中「有価証券」とあるのは「特定有価証券」と、「第一項本文」とあるのは「第五項において準用する第一項本文」と、「発行者」とあるのは「発行者（内閣府令で定める者を除く。）」とあるのは「内閣府令で定める者を除く。）」と、「有価証券が」とあるのは「特定有価証券が」と、「その」とあるのは「当該特定有価証券に係る」と、「当該事業年度」とあるのは「当該特定期間」と、「事業年度」とあるのは「特定期間」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えはその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二八条①　（柱書略）

有効な改正前規定（金融商品取引法）

一　有価証券（第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。）についての同条第八項第一号から第三号まで、第五号、第八号又は第九号に掲げる行為

一の二―五　（略）

②―⑧　（略）

（登録の申請）

一―七　（略）

新八・九　（改正により追加）

八―十　（略、改正後の十一）

②―④　（略）

第二九条の四①　（柱書略）

イ・ロ　（略）

ハ　この法律、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）、商品先物取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十五号）、不動産特定共同事業法、資産の流動化に関する法律、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）その他政令で定める法律はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ―ヘ　（略）

二・三　（略）

四　第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合（個人である場合を除く。）にあつてはこれに該当する者

イ　資本金の額又は出資の総額が、公益又は投資保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者

ロ　国内に営業所又は事務所を有しない者

ハ・ニ　（略）

五―七　（略）

②―⑥　（略）

（第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）

⑩　第一項の第二項、第五項（第七項及び前項の子募集取扱業務）とは、電子募集取扱業務（第二条第一項第九号に掲げる有価証券（金融商品取引所に上場されていないものに限り、政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の募集取扱いであつて、当該有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が少額であるものとして政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において同じ。）又は電子募集取扱業務に関して顧客から金銭の預託を受けることをいう。

一・二　（略）

（第二種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）

④　第一項及び第二項の（第二種少額電子募集取扱業務）とは、電子募集取扱業務のうち、有価証券（第二条第二項の規定によりみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利で、第三条第三号に掲げるもの又は金融商品取引所に上場されていないものに限り、政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の募集取扱いであつて、当該有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が少額であるものとして政令で定める要件を満たすものをいう。

第三一条①　（金融商品取引業者は、第二十九条の二第一項各号（第五号、第六号及び第七号ロを除く。）に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届出出なければならない。

②　（略）

③　金融商品取引業者は、第二十九条の二第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

④　金融商品取引業者は、第二十九条の二第一項第五号、第六号又は第七号に掲げる事項について変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の行う変更登録を受けなければならない。

⑤　（略）

（変更登録等）

（第五号、第六号及び第七号ロを除く。）

（金融機関の有価証券関連業の禁止等）

第三三条①　（略）

②　（柱書略）

一　第一条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券、同項第三号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六条第十二項に規定する短期債券に限る。）、同項第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債、株式等振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債及びこれに類するものとして政令で定めるものに限る。）、第二条第一項第八号と掲げる有価証券、同項第十一号に掲げる有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律第十九条の二第一項に規定する短期投資法人債及びこれに類するものとして政令で定めるものに限る。次号において「短期投資法人債等」という。）、第二条第一項第十二号から第十四号まで掲げる有価証券、同項第十五号に掲げる有価証券（発行の日から償還の日までの期間が一年未満のものに限る。）、同項第十六号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券、同項第二十一号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの、同項第十八号に掲げる有価証券（第二条第二項規定により有価証券とみなされる同項第五号に掲げる権利（第四号の政令で定める権利を除く。）同条第一項第一号から第三号まで、第六号、第八号及び第九号に掲げる行為

二・三　（略）

四　前三号に掲げる有価証券以外の有価証券及び第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号及び第四号に掲げる権利であつて政令で定めるもの　次に掲げる行為

イ・ロ　（略）

五・六　（略）

③　（略）

（金融機関の登録の拒否等）

第三三条の五①　（柱書略）

二　この法律、担保付社債信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、商品先物取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、割賦販売法、貸金業法、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、資産の流動化に関する法律、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律、信託業法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

②　（略）

（変更の届出）

第三三条の六①②　（略）

③　登録金融機関は、第三十三条の三第二項第二号に掲げる書類の内容又は方法について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）

第三五条①　（柱書略）

一―十一　（略）

十二　通貨その他デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引を除く。）に関連する資産を有して政令で定めるものの売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理

十四・十五　（略）

十六　（改正により追加）

②―⑦　（略）

第三章第二節

新**第六款**　**（第四三条の六**　（改正により追加）

第六款名・**第七款**名　（改正後の**第七款**名・**第八款**名）

（適格機関投資家等特例業務）

⑩―⑪　（略）

⑫　特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務を行う場合においては、当該特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして、第一節第五款、第三十六条の二、第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十七条の五、第三十九条（第四項及び第九項に係る部分を除く。）、第三十九条（第四項及び第九項を除く。）、第四十条、第四十二条の二、第四十三条の二、第四十三条の四、第四十三条の五、第四十三条の七及び第四十五条並びにこれらの規定に係る第八章及び第八章の二の規定を準用する。

⑬　（略）

（損失補塡等の禁止等に関する金融商品取引業者等に係る規定の準用）

第六六条の一五　第三十八条の二、第三十九条第一項、第三項、第四項及び第九項並びに第四十条の規定は金融商品仲介業者に関して準用する。この場合において、第三十九条第二項、第五項及び第六項中「当該金融商品取引業者等が」とあるのは、「当該金融商品仲介業者の所属金融商品取引業者等が」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（商業登記法の準用）

第九〇条　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二

有効な改正前規定（金融商品取引法）

十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第二十八条から第五十二条まで及び第百十二条から第百四十八条までの規定は、金融商品会員制法人に関する登記について準用する。この場合において、同法第十七条第一項第一号中「商号及び本店」とあるのは「名称及び主たる事務所」と、同法第四十八条第一項、第五十条第二項及び第四十八条第一項中「支店」とあるのは「従たる事務所」と、同法第十七条第三項、第四十八条第一項、第四十九条第一項及び第百三十八条第一項から第百三十八条第三項、第五十一条第一項、第五十二条並びに第百三十八条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第四十八条第一項中「会社法第九百十八条第二項各号」とあるのは「金融商品取引法第八十九条の二第三項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（商業登記法の準用）

第一〇二条の一　商業登記法第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第二十八条から第五十二条まで及び第百十二条から第百四十八条までの規定について準用する。この場合において、同法第十七条第一項第一号中「商号及び本店」とあるのは「名称及び主たる事務所」と、同法第四十九条第一項、第五十条第二項及び第四項並びに第百三十八条第一項及び第百三十八条第三項中「支店」とあるのは「従たる事務所」と、同法第十七条第三項中「会社の支店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第十五条第一項、第五十条第一項及び第三項、第五十五条第一項から第三項まで、第五十一条第一項、第五十二条並びに第百三十八条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第四十九条第一項、第五十条第二項及び第四項並びに第百三十八条第一項及び第百三十八条第三項中「会社法第九百十八条第二項各号」とあるのは「金融商品取引法第八十九条の二第三項各号」と読み替えるものとするほか、政令で定める。

（風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者に対する課徴金納付命令）

第一七三条①（柱書略）

一・二（略）

三　当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に当該違反者が自己又は第五項各号に掲げる者の発行する当該違反行為に係る有価証券を有価証券売買勧誘等にかこつけて取得させ、又は組織再編成（第一条の二第一項に規定する組織再編成をいう。以下この項において同じ。）により交付した場合　次のイ・ロに掲げる額から次のハ・ロに掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ・ロ（略）

②～⑩（略）

第一五九条①　何人も、有価証券の売買（金融商品取引所が上場する有価証券、店頭売買有価証券又は取扱有価証券に限る。以下この条において同じ。）、市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引（金融商品取引所が上場する金融商品、店頭売買有価証券、取扱有価証券（これらの価格又は利率等に基づき算出される金融指標を含む。）又は金融商品取引所が上場する金融指標に係るものに限る。以下この条において同じ。）のうちいずれかの取引が繁盛に行われていると他人に誤解させる等これら取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもつて、次に掲げる行為をしてはならない。

一～九（略）

②③（略）

（風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止）

第一五六条　何人も、有価証券の売買、売出し若しくは売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等のため、又は有価証券等（有価証券若しくはオプションをいうほかはデリバティブ取引に係る金融商品（有価証券を除く。）若しくは金融指標をいう。第百八十八条第一項、第百七十三条第一項及び第百九十七条第二項において同じ。）の相場の変動を図る目的をもつて、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

（相場操縦行為等の禁止）

第一九八条　何人も、有価証券の売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等の公正を害するものとして政令で定めるものに係るものである場合を除く。）を調査するために必要があるときは、以下この章において「調査」という。）に対して出頭を求め、犯則嫌疑者等（以下この章において「犯則嫌疑者等」という。）に対して質問し、犯則嫌疑者等が所持し、若しくは置き去つた物件を検査し、犯則嫌疑者等から任意に提出し若しくは置き去つた物件を領置することができる。

（臨検、捜索又は差押えに際しての必要な処分）

第一九八条の六①（柱書略）

一・二（略）

二の二（改正により追加）

三～十八（略）

（没収された債権等の処分等）

第一〇九条の五①　第百九十七条第一項、第百五十号若しくは第二項、第百九十七条の二第一項、第百三号又は第百二条第十四号の罪に関し没収された債権等は、検察官がこれを処分しなければならない。

②　第百九十七条第一項第五号若しくは第二項、第百九十七条の二第百十三号又は第百二条第十四号の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときは、検察官は、当該債権の債務者に対し没収の裁判の裁判書の抄本を送付してその旨を通知するものとする。

（没収の裁判に基づく登記等）

第一〇九条の六①　権利の移転について登記又は登録（以下この条において「登記等」という。）を要する財産を第百九十七条第一項第五号若しくは第二項、第百九十七条の二第十三号又は第百二条第十四号の罪に関し没収する裁判に基づき権利の移転の登記等を関係機関に嘱する場合において、没収により効力を失つた処分の制限に係る登記等若しくは没収により消滅した権利の取得に係る登記等があり、又は当該没収により消滅した権利の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第四条第一節の規定による没収保全命令若しくは附帯保全命令に係る登記等があるときは、併せてその抹消を嘱託するものとする。

（刑事補償の特例）

第一〇九条の七　第百九十七条第一項第五号若しくは第二項、第百九十七条の二第十三号又は第百二条第十四号の罪に関し没収すべき債権等の没収執行に対する刑事補償法による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

（質問、検査又は領置）

第二〇〇条①　証券取引等監視委員会（以下この章において「委員会」という。）の職員（以下この章において「委員会職員」という。）は、犯則事件（第八章の罪のうち、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を害するものとして政令で定めるものに係る事件をいう。以下この章において同じ。）を調査するために必要があるときは、犯則嫌疑者等（以下この項において「犯則嫌疑者等」という。）に対して出頭を求め、犯則嫌疑者等に対して質問し、犯則嫌疑者等が所持し、若しくは置き去つた物件を検査し、犯則嫌疑者等から任意に提出し若しくは置き去つた物件を領置することができる。

②（略）

（臨検、捜索又は差押え）

第二〇一条①　委員会職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、委員会の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官が令状により、臨検、捜索又は差押えをすることができる。

新②（改正により追加）

②　前項の場合において急速を要するときは、委員会職員は、臨検すべき場所、捜索すべき場所若しくは物件若しくは差押えすべき物件の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、同項の処分をすることができる。（改正後の③）

③　委員会職員は、第一項又は前項の許可状（以下この章において「許可状」という。）を請求する場合においては、犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならない。（改正後の④）

④　前項の請求があつた場合においては、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件又は差押えすべき物件並びに請求者官職及び氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができず、これを返還し、又は押さえすべき物件並びに裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を委員会職員に交付しなければならない。この場合において、犯則嫌疑者の氏名又は犯則の事実が明らかであるときは、これらの事項をも記載しなければならない。（改正後の⑤）

新⑥（改正により追加）

⑤　委員会職員は、許可状を他の委員会職員に交付して、臨検、捜索又は差押えをさせることができる。（改正後の⑦）

（臨検、捜索又は差押えの夜間執行の制限）

第二一二条①　臨検、捜索又は差押えは、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。

②　日没前に開始した臨検、捜索又は差押えは、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

（許可状の提示）

第二一三条　臨検、捜索又は差押えの許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

（身分の証明）

第二一四条　委員会職員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索又は差押えをするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第二一一条の三・第二一一条の四（改正により追加）

第二一五条① 委員会職員は、臨検、捜索又は差押えをするため必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

② 前項の処分は、領置物件又は差押物件についても、することができる。

第二一五条の二（改正により追加）

（処分中の出入りの禁止）

第二一六条 委員会職員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索又は差押えをするときは、何人に対しても、許可を受けないでその場所に出入りすることを禁止することができる。

（責任者等の立会い）

第二一七条① 委員会職員は、人の住居又は人の看守する邸宅若しくは建造物その他の場所で臨検、捜索又は差押をするときは、その所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。）又はこれらの者の使用人若しくは同居の親族で成年に達した者を立ち会わせなければならない。

②③ （略）

（警察官の援助）

第二一八条 委員会職員は、臨検、捜索又は差押えをするに際し必要があるときは、警察官の援助を求めることができる。

（調書の作成）

第二一九条新①② この章の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索又は差押えをしたときは、その調書を作成し、質問を受けた者又は立会人に示し、これらの者とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者又は立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。（改正後の③）

（領置目録又は差押目録）

第二二〇条 委員会職員は、領置又は差押えをしたときは、その目録を作成し、領置物件若しくは差押物件の所有者若しくは所持者又はこれらの者に代わるべき者にその謄本を交付しなければならない。

（領置物件又は差押物件の処置）

第二二一条 運搬又は保管に不便な領置物件又は差押物件は、その所有者又は所持者その他委員会職員が適当と認める者に、その承諾を得て、保管証を徴して保管させることができる。

（領置物件又は差押物件の返還等）

第二二二条① 委員会は、領置物件又は差押物件について留置の必要がなくなつたときは、その返還を受けるべき者にこれを還付しなければならない。

② 委員会は、前項の領置物件又は差押物件の返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわからないため、又はその他の事由によりこれを還付することができない場合においては、その旨を公告しなければならない。

③ 前項の公告に係る領置物件又は差押物件について、公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、国庫に帰属する。

第二二三条の二・第二二三条の三（改正により追加）

（財務局等職員の犯則調査）

第二二四条① （略）

② 前項の規定により財務局長又は財務支局長が指定した者（以下この章において「財務局等職員」という。）は、委員会職員とみなして第二百十条から前条までの規定を適用する。この場合において、第二百十条中「委員会」とあるのは「その所属する財務局又は財務支局」と、前二条中「委員会」とあるのは「財務局長又は財務支局長」とする。

③―⑤ （略）

（委員会の告発等）

第二二六条① 委員会は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、告発し、領置物件又は差押物件があるときは、これを領置目録又は差押目録とともに引き継がなければならない。

② 前項の領置物件又は差押物件が第二百二十一条の規定による保管に係るものである場合においては、同条の保管証をもつて引き継ぐとともに、その旨を同条の保管者に通知しなければならない。

③ 前二項の規定により領置物件又は差押物件が引き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定によつて押収されたものとみなす。

○投資信託及び投資法人に関する法律

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・七法二八）附則一六条（令和二・六・六までに施行）

（金融商品取引法等の適用に関する特例）

第二三条の三①―④（略）

⑤ 信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）が委託者非指図型投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する金融機関をいう。）責め事故に帰すべき事故」とあるのは「金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する金融機関をいう。）責め事故」と、同法第四十四条の三第二項第三号中「投資助言業務に関して取引の方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業」とあるのは「委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務」とする。

⑦（略）

を行う信託業務を営む金融機関が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務」とあるのは「委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務」とする。

⑥ 信託業務を営む金融機関が委託者非指図型投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する金融機関をいう。）責め事故に帰すべき事故」と、同法第四十四条の三第二項第三号中「投資助言業務に関して取引の方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業」とあるのは「委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務」とする。

⑦（略）

○金融商品の販売等に関する法律

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・七法二八）本則三条（令和二・六・六までに施行）

（定義）

第一条①―五（略）

六 次に掲げるものを取得させる行為（代理又は媒介に該当するものを除く。）

イ・ロ（略）

ハ（改正により追加）

七十一（略）

②―④（略）

（金融商品販売業者等の説明義務）

第三条①②（略）

③ 第一項第一号、第三号及び第五号の「元本欠損が生ずるおそれ」とは、当該金融商品の販売が行われることにより顧客の支払うこととなる当該金銭合計額（当該金融商品の販売に関して顧客の譲渡することとなる金銭以外の物又は権利であって政令で定めるもの（以下この項及び第六条第二項において「金銭相当物」という。）があるときにあっては、当該合計額に当該金銭相当物の市場価額（市場価額がないときは、処分推定価額）の合計額を加えた額（市場価額がないときは、当該金融商品の販売により当該顧客（当該金融商品の販売により当該顧客が金銭又は金銭以外の物若しくは権利を取得することとなる者がある場合にあっては、当該者を含む。以下この項において「顧客等」という。）の取得することとなる金銭の合計額（当該金融商品の販売により当該顧客等の取得することとなる金銭以外の物又は権利がある場合にあっては、当該合計額に当該金銭以外の物又は権利の市場価額（市場価額がないときは、処分推定価額）の合計額を加えた額）を上回ることとなるおそれをいう。

④（柱書略）

一 当該金融商品の販売（前条第一項第八号から第十号までに掲げる行為及び同項第十一号に掲げる行為であって政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがある場合における当該損失の額が当該金融商品の販売が行われることにより顧客が支払うべき委託証拠金その他の保証金の額を上回ることとなるおそれ

二 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行う者その他の者の業務又は財産の状況の変化により損失が生ずることとなるおそれがある場合における当該損失の額が行われることにより顧客が支払うべき委託証拠金その他の保証金の額を上回ることとなるおそれ

三 当該金融商品の販売について第一項第六号の事由により損失が生ずることとなるおそれがある場合における当該損失の額が当該金融商品の販売が行われることにより顧客が支払うべき委託証拠金その他の保証金の額を上回ることとなるおそれ

四 略

⑤（柱書略）

一・二（略）

三 前条第一項第六号イに掲げる行為にあっては、当該規定に規定する権利の内容及び当該行為が行われることにより顧客が負うこととなる義務の内容

四 前条第一項第六号ロに掲げる行為にあっては、当該規定に規定する債権の内容及び当該行為が行われることにより顧客が負担することとなる債務の内容

新五（改正により追加）

五・六（略、改正後の六・七）

⑥⑦（略）

（損害の額の推定）

第六条①（略）

一 前項の「元本欠損額」とは、当該金融商品の販売が行われたことにより顧客の支払った金銭及び支払うべき金銭の合計額（当該金融商品の販売が行われたことにより当該顧客の譲渡した金銭相当物又は譲渡すべき金銭相当物があるときにあっては、当該合計額にこれらの金銭相当物の市場価額（市場価額がないときは、処分推定価額）の合計額を加えた額）から、当該金融商品の販売により当該顧客（当該金融商品の販売により当該顧客の定めるところにより金銭又は金銭以外の物若しくは権利を取得することとなった者がある場合にあっては、当該者を含む。以下この項において「顧客等」という。）の取得した金銭及び取得すべき金銭の合計額（当該金融商品の販売により当該顧客等の取得した金銭以外の物又は権利又は取得すべき金銭以外の物若しくは権利の市場価額（市場価額がないときは、処分推定価額）の合計額を加えた額）を上回ることとなるおそれをいう。

二 当該金融商品の販売について第一項第六号の事由により損失が生ずることとなるおそれがある場合における当該損失の額が当該金融商品の販売が行われることにより顧客が支払うべき委託証拠金その他の保証金の額を上回ることとなるおそれ

三 当該金融商品の販売について第一項第六号イに掲げる行為にあっては、当該規定に規定する権利の内容及び当該行為が行われることにより顧客が負うこととなる義務の内容

四 前条第一項第六号ロに掲げる行為にあっては、当該規定に規定する債権の内容及び当該行為が行われることにより顧客が負担することとなる債務の内容

五・六（略、改正後の六・七）

⑥⑦（略）

有効な改正前規定（投資信託及び投資法人に関する法律　金融商品の販売等に関する法律）

○外国為替及び外国貿易法

有効な改正前規定（外国為替及び外国貿易法）

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和一・一一・二九法六〇）本則（令和二・五・二八までに施行）

（定義）

第六条①（柱書略）

一～六（略）

七（柱書略）

イ　銀行券、政府紙幣、小額紙幣及び硬貨

ロ～ニ（略）

八～十二（略）

十三　（債権）とは、定期預金、当座預金、特別当座預金、通知預金、保険証券及び当座勘定残高並びに貸借、入札その他に因り生ずる金銭債権で前各号に掲げられていないものをいう。

②～十四（略）

（支払等）

第一六条①　主務大臣は、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため必要があると認めるとき、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるときは、第十条第一項の閣議決定が行われたときは、当該支払等が、これらと同一の見地から許可又は承認を受ける義務を課した取引又は行為に係る支払等である場合を除き、政令で定めるところにより、本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者の間で支払等をしようとする居住者に対し、当該支払又は支払等について、許可を受ける義務を課することができる。

②　前項に定める場合のほか、主務大臣は、我が国の国際収支の均衡を維持するため特に必要があると認めるときは、当該支払が、次章から第六章までの規定により許可を受け、若しくは届出をする義務が課されている取引又は行為に係る支払であって、政令で定めるところにより、本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者に対し支払をしようとする居住者に対し、これらの支払について、許可を受ける義務を課することができる。

③　前二項に定める場合のほか、主務大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定の確実な実施を図るために必要があると認めるときは、当該支払等が、次章から第六章までの規定により許可を受け、若しくは届出をする義務が課され、又は許可若しくは届出を受けることとされている取引又は行為に係る支払等である場合を除き、政令で定めるところにより、本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者に対し、当該支払等について、許可を受ける義務を課することができる。

④　主務大臣は、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため必要があると認めるとき、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるときは、第十条第一項の閣議決定が行われたときは、当該支払等が、これらと同一の見地から許可又は承認を受ける義務を課した取引又は行為に係る支払等である場合を除き、政令で定めるところにより、本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者の間で支払等をしようとする居住者に対し、当該支払又は支払等について、許可を受ける義務を課することができる。

⑤　（略）

（支払等の制限）

第一六条の二　主務大臣は、前条第一項の規定により許可を受けた支払等を当該許可を受けない で行った者再び同項の規定により許可を受ける義務が課された支払等を当該許可を受けないで行うおそれがあると認めるときは、その者に対し、一年以内の期間を限り、本邦から国へ向けた支払（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ）その他の政令で定める金融機関（以下「銀行等」という。）又は資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。以下同じ）が行う為替取引によってされるものを除く。）及び居住者と非居住者との間で支払等（銀行等又は資金移動業者が行う為替取引によってされるもの その他政令で定めるものを除く。）について、その全部若しくは一部を禁止し、又は政令で定めるところにより許可を受ける義務を課することができる。

（銀行等の確認義務等）

第一七条　（略）

（確認のための是正措置等）

第一七条の二①　財務大臣は、銀行等が前条の規定に違反してその顧客の支払等に係る為替取引を行い、又は行うおそれがあると認めるときは、当該銀行等に対し、同項の確認が適切に行われるための措置をとることを命ずることができる。

②　（略）

（本人確認記録の作成義務等）

第一八条の二①　銀行等は、本人確認を行った場合には、直ちに、財務省令で定める方法により、本人特定事項その他の本人確認に関する事項として財務省令で定める事項に関する記録（以下「本人確認記録」という。）を作成しなければならない。

②　（略）

（支払手段等の輸出入）

第一八条の三①　（略）

②　財務大臣は、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、当該支払等が、次章から第六章までの規定により許可を受け、若しくは届出をする義務が課され、又は許可若しくは届出を受けることとされている取引又は行為に係る支払等である場合を除き、政令で定めるところにより、本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者に対し、当該支払等について、許可を受ける義務を課することができる。

③　（略）

（資本取引の定義）

第二〇条（柱書略）

一　居住者と非居住者との間の預金契約（定期積金契約、掛金契約、預け金契約その他のこれらに類するものとして政令で定めるものを含む。）第四号、第九条第一項及び第十五条の三第一項において同じ。）又は信託契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引（以下この条、次条第三項及び第十五条の三第一項において「債権の発生等に係る取引」という。）

二～六（略）

七　非居住者による本邦通貨をもつて表示され又は支払われる証券の外国における発行又は募集

八～十一（略）

十二　前各号のいずれかに準ずる取引又は行為として政令で定めるもの

③（略）

（財務大臣の許可を受ける義務を課する資本取引等）

第二一条①　財務大臣は、居住者又は非居住者による資本取引（第二十四条第一項に規定する特定資本取引には、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、若しくは国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認められるときに限り、政令で定めるところにより、当該資本取引を行うことについて、許可を受ける義務を課することができる。

②～⑤（略）

⑥　財務大臣は、第二十三条第一項の規定により届け出なければならないとされる同項に規定する対外直接投資を行うことについて第一項又は第二項の規定により許可を受ける義務を課したときは、当該許可の申請に係る対外直接投資について、第一項又は第二項の規定により許可を受ける義務を課した許可を受ける義務を課することとなった第一項に規定する事態又は第二項各号に掲げる事態のほか、同条第四項各号に掲げる事態のいずれをも生じさせないかを併せ考慮して、許可をするかどうかを判断するものとする。

（資本取引等の制限）

第二二条①　財務大臣は、前条第一項の規定により許可を受ける義務を課した場合において、当該許可を受けない で行った者が再び同項の規定により許可を受ける義務が課された同項に規定する資本取引を当該許可を受けないで行うおそれがあると認める

ときは、その者に対し、一年以内の期間を限り、同項に規定する義務を課することについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は政令で定めるところにより許可を受ける義務を課することができる。

②　（略）

（金融機関等の本人確認義務等）

第二三条の二①　銀行等、第二条第二項に規定する信託会社及び同条第六項に規定する外国信託会社をいう。以下同じ。）及び金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び同条第十項に規定する第二種金融商品取引業を行う者をいう。以下同じ。）（以下「金融機関等」という。）は、顧客（これに準ずる者として政令で定める者（以下この項において「顧客等」という。）との間で資本取引に係る契約の締結その他政令で定める行為（以下この条において「資本取引に係る契約締結等行為」という。）を行うに際しては、当該顧客等について、本人確認記録を作成しなければならない。

②　第十八条第一項から第四項まで及び第十八条の二から第十八条の三第三項中「特定為替取引」とあるのは「資本取引」と、第十八条の二第一項に規定する資本取引に係る契約」と読み替えるものとする。

（対外直接投資）

第二三条の三①（略）

②　前項の「対外直接投資」とは、居住者による外国法令に基づいて設立された外国法人の発行に係る証券の取得若しくは当該法人に対する金銭の貸付けであって永続的な経済関係を樹立するために行われるものとして政令で定めるもの又は外国における支店、工場その他の事業所（以下「支店等」という。）の設置若しくは拡張に係る資金の支払をいう。

③（略）

④　財務大臣は、前項の届出に係る対外直接投資が行われた場合には、次に掲げるいずれかの事態を生じ、この法律目的を達成することが困難になると認められるとき又は第十条第一項の閣議決定が行われたときに限り、当該対外直接投資の内容の変更又は中止を勧告することができる。ただし、当該変更又は中止を勧告することが、政令で定めるところにより、当該対外直接投資の内容の変更又は中止を勧告することができる期間は、当該届出を受理した日から起算して二十日以内とする。

一・二（略）

⑤～⑨（略）

⑩　前各項に定めるもののほか、対外直接投資（第一項に規定する対外直接投資をいう。以下同じ。）の内容の変更又は中止の勧告の手続その他これらの勧告に関し必要な事項は、政令で定め

る。

⑪ 〔略〕

第二四条（**経済産業大臣の許可を受ける義務を課する特定資本取引**）

十条第二項に掲げる資本取引（同条第十二号の規定により同条第二号に準ずる取引として政令で定めるものを含む。）のうち、貨物を輸出し、又は輸入する者が貨物の輸出又は輸入に伴ってする取引又は行為として政令で定めるものを含む。）（以下「特定資本取引」という。）をしようとする居住者

有効な改正前規定（外国為替及び外国貿易法）

必要な措置を命ずることができる。

一　第二十五条第一項又は前条第一項の規定による届出をしなければならない外国投資家が、当該届出をせずに対内直接投資等又は特定取得を行った場合

二　外国投資家が、禁止期間の満了前に、当該届出に係る対内直接投資等又は特定取得を行った場合

②　項の規定による届出をした外国投資家が、当該届出に関し虚偽の届出をした場合において、当該届出に係る対内直接投資等又は特定取得に該当すると認めるときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴して、当該対内直接投資等又は特定取得を行った外国投資家に対し、政令で定めるところにより、必要な措置を命ずることができる。

③　財務大臣及び事業所管大臣は、第二十七条第一項の規定による届出をした外国投資家が、第二十七条第一項又は前条第一項の規定により応諾（前条第七項において準用する場合を含む）の規定により応諾する旨の通知をした対内直接投資等若しくは特定取得に係る内容の変更の勧告に従わず、又は第二十七条第十項（前条第七項において準用する場合を含む）の規定による対内直接投資等若しくは特定取得に係る内容の変更の命令に違反した場合（対内直接投資等に国の安全に係る対内直接投資等又は特定取得を行った外国投資家に対しては、当該対内直接投資等が国の安全に係る対内直接投資等であるとの認める場合に限る。）には、当該対内直接投資等又は特定取得により国の安全に係る対内直接投資等又は特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を勧告した場合における当該変更に係る部分を含む）の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を命じた場合における当該変更に係る部分を含む）の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を命じた場合における当該変更に係る部分を含む）の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を命じた場合における当該変更に係る部分を含む）の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を命じた場合における当該変更に係る部分を含む）の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を命じた場合における当該変更に係る部分を含む）の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を命じた場合における当該変更に係る部分を含む）の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を命じた場合における当該変更に係る部分を含む）の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を命じた場合における当該変更に係る部分を含む）の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を命じた場合における当該変更に係る部分を含む）の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を命じた場合における当該変更に係る部分を含む）の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を命じた場合における当該変更に係る部分を含む）の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を命じた場合における当該変更に係る部分を含む）の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を命じた場合における当該変更に係る部分を含む）の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を命じた場合における当該変更に係る部分を含む）の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を命じた場合における当該変更に係る部分を含む）の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を命じた場合における当該変更に係る部分を含む）の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を命じた場合における当該変更に係る部分を含む）の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を命じた場合における当該変更に係る部分を含む）の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を命じた場合における当該変更に係る部分を含む）の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を命じた場合における当該変更に係る部分を含む）の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を命じた場合における当該変更に係る部分を含む）の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を命じた場合における当該変更に係る部分を含む）の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を命じた場合における当該変更に係る部分を含む）の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を命じた場合における当該変更に係る部分を含む）の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を命じた場合における当該変更に係る部分を含む）の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を命じた場合における当の全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができる。

⑤（改正により追加）

新⑤（改正により追加）

第二十五条第二項の規定により延長される期間（同条第三項若しくは第六項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された期間）又は前条第三項若しくは第六項の規定により延長され、又は短縮された期間（同条第三項ただし書若しくは第六項の規定により延長された場合には、当該延長された期間）をいう。（改正後の⑥）

〔技術導入契約の締結等の届出及び変更勧告等〕

第三〇条①　居住者は、非居住者（非居住者の本邦にある支店等を含む。以下この条において同じ）との間で当該非居住者の行う工業所有権その他の技術に関する権利の譲渡、これらに関する使用権の設定又は事業経営に関する技術の指導に係る契約の締結又は更新その他当該契約の条項の変更（以下この条、第五十五条の六、第六十九条の三第二項及び第十条第一項において「技術導入契約の締結等」という。）のうち第三項の規定による審査が必要となる技術導入契約の締結等に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものをしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該技術導入契約の締結等について、その契約の条項その他の政令で定める事項を財務大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。

②―⑤（略）

⑥　前項の規定により関税・外国為替等審議会の意見を聴く場合において、関税・外国為替等審議会が、当該事案の性質にかんがみ、第一項の規定により提出された届出書の内容が国際的な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認めるときは、同項に意見を申し出た場合は、同項に規定する技術導入契約の締結等としてはならない期間は、同項の規定にかかわらず、五月とする。

⑦⑧（略）

〔対内直接投資等の報告〕

第五五条の五①　外国投資家は、対内直接投資等（相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を行ったときは、政令で定めるところにより、当該対内直接投資等の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣に報告しなければならない。ただし、第二十七条第一項の規定により届出はなければならないとされる対内直接投資等については、この限りでない。

新②（改正により追加）

②　外国投資家以外の者（法人その他の団体を含む。）が外国投資家のために当該外国投資の名義によらないで行う対内直接投資等に相当するものについては、当該外国投資家以外の者を外国投資家とみなして、前項の規定を適用する。（改正後の③）

〔制裁〕

第五五条の三①　項又は前条第一項の規定による届出をしないで対内直接投資等又は特定取得を行った外国投資家が、当該対内直接投資等又は特定取得を行った日から六月を経過した日（当該対内直接投資等又は特定取得が、当該対内直接投資等又は特定取得を行った外国投資家が、当該届出に係る対内直接投資等に係る届出をしないで当該対内直接投資等又は特定取得を行ったことを知った日から三月を経過した日）以後、当該対内直接投資等又は特定取得を行った外国投資家に対し、政令で定めるところにより、当該対内直接投資等又は特定取得により取得した株式又は持分の全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができる。

②　外国投資家が、禁止期間の満了前に、当該届出に係る対内直接投資等又は特定取得を行った場合

③　財務大臣及び事業所管大臣は、第二十七条第一項又は前条第一項の規定による届出をした外国投資家が、第二十七条第一項又は前条第一項の規定により応諾（前条第七項において準用する場合を含む。）の規定により応諾する旨の通知をした対内直接投資等若しくは特定取得に係る内容の変更の勧告に従わず、又は第二十七条第十項（前条第七項において準用する場合を含む。）の規定による対内直接投資等若しくは特定取得に係る内容の変更の命令に違反した場合（対内直接投資等が国の安全に係る対内直接投資等又は特定取得を行った外国投資家に対しては、当該対内直接投資等が国の安全に係る対内直接投資等であるとの認める場合に限る。）には、当該対内直接投資等又は特定取得により国の安全に係る対内直接投資等又は特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を勧告した場合における当該変更に係る部分を含む）の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を命じた場合における当該変更に係る部分を含む）の他必要な措置を命ずることができる。

④　財務大臣及び事業所管大臣は、第二十七条第一項又は前条第一項の規定による届出をした外国投資家が、第二十七条第一項又は前条第一項の規定により応諾（前条第七項において準用する場合を含む。）の規定により応諾する旨の通知をした対内直接投資等若しくは特定取得に係る内容の変更の勧告に従わず、又は第二十七条第十項（前条第七項において準用する場合を含む。）の規定による対内直接投資等若しくは特定取得に係る内容の変更の命令に違反した場合（対内直接投資等が国の安全に係る対内直接投資等又は特定取得を行った外国投資家に対しては、当該対内直接投資等が国の安全に係る対内直接投資等であるとの認める場合に限る。）には、当該対内直接投資等又は特定取得により国の安全に係る対内直接投資等又は特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を勧告した場合における当該変更に係る部分を含む）の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を命じた場合における当該変更に係る部分を含む）の他必要な措置を命ずることができる。

⑤（改正により追加）

新⑤（改正により追加）

第二十五条第二項の規定により延長される期間（同条第三項若しくは第六項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された期間）又は前条第三項若しくは第六項の規定により延長され、又は短縮された期間（同条第三項ただし書若しくは第六項の規定により延長された場合には、当該延長された期間）をいう。（改正後の⑥）

〔資本取引の報告〕

第五五条の三①　居住者又は非居住者が次の各号に掲げる資本取引（特定資本取引に該当するものを除く。以下この条において同じ。）を行ったときは、政令で定める場合を除き、当該居住者又は非居住者は、その取得の中止の命令に違反した場合（対内直接投資等にあっては、当該対内直接投資等が国の安全に係る対内直接投資等に当たると認める場合に限る。）には、当該対内直接投資等に対し、政令で定めるところにより取得を行った外国投資家に対し、政令で定めるところにより、当該対内直接投資等又は特定取得により取得した株式又は持分の全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができる。

②　項の規定による届出をした外国投資家が、当該届出に関し虚偽の届出をした場合において、当該届出に係る対内直接投資等又は特定取得に該当すると認めるときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴して、当該対内直接投資等又は特定取得を行った外国投資家に対し、政令で定めるところにより、必要な措置を命ずることができる。

③　財務大臣及び事業所管大臣は、第二十七条第一項又は前条第一項の規定による届出をした外国投資家が、第二十七条第一項又は前条第一項の規定により応諾（前条第七項において準用する場合を含む。）の規定により応諾する旨の通知をした対内直接投資等若しくは特定取得に係る内容の変更の勧告に従わず、又は第二十七条第十項（前条第七項において準用する場合を含む。）の規定による対内直接投資等若しくは特定取得に係る内容の変更の命令に違反した場合（対内直接投資等が国の安全に係る対内直接投資等又は特定取得を行った外国投資家に対しては、当該対内直接投資等が国の安全に係る対内直接投資等であるとの認める場合に限る。）には、当該対内直接投資等又は特定取得により国の安全に係る対内直接投資等又は特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を勧告した場合における当該変更に係る部分を含む）の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を命じた場合における当該変更に係る部分を含む）の他必要な措置を命ずることができる。

④　財務大臣及び事業所管大臣は、第二十七条第一項又は前条第一項の規定による届出をした外国投資家が、第二十七条第一項又は前条第一項の規定により応諾（前条第七項において準用する場合を含む。）の規定により応諾する旨の通知をした対内直接投資等若しくは特定取得に係る内容の変更の勧告に従わず、又は第二十七条第十項（前条第七項において準用する場合を含む。）の規定による対内直接投資等若しくは特定取得に係る内容の変更の命令に違反した場合（対内直接投資等が国の安全に係る対内直接投資等又は特定取得を行った外国投資家に対しては、当該対内直接投資等が国の安全に係る対内直接投資等であるとの認める場合に限る。）には、当該対内直接投資等又は特定取得により国の安全に係る対内直接投資等又は特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を勧告した場合における当該変更に係る部分を含む）の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を命じた場合における当該変更に係る部分を含む）の他必要な措置を命ずることができる。

〔公正取引委員会の権限〕

第五六条　この法律のかなる条項も、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十七年法律第五十四号）の適用又は同法に基き公正取引委員会がいかなる立場において行使する権限をも排除し、変更し、又はこれらに影響を及ぼすものと解釈してはならない。

〔立入検査〕

第六八条①②（略）

③　第一項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

〔事務の一部委任〕

第六九条①　主務大臣は、政令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務の一部を日本銀行をして取り扱わせることができる。

②　前項の規定により事務の一部を日本銀行をして取り扱わせる場合における当該事務の一部については、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十三条第一項の規定は、適用しない。

③　第一項の規定により事務の一部を日本銀行をして取り扱わせる場合においては、その事務の取扱に要する経費は、日本銀行の負担とすることができる。

第六九条の二　削除（改正により削られた）

〔主務大臣等〕

第六九条の三（略）（改正後の第六九条の二）

第六九条の四①　次の各号に掲げる主務大臣は、当該各号に定める規定の運用に関し、特に必要があると認めるときは、外務大臣の提出する行政機関の長の資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

一―三（略）

四（改正により追加）

②　外務大臣その他の関係行政機関の長は、我が国が締結した条約その他の国際法規を誠実に履行するため又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため必要があると認めるときは、第一号から第三号までに掲げる規定の運用に関し、国際的な平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるときは第四号に掲げる規定の運用に関し同号に定める主務大臣に、意見を述べることができる。

一―四（略）

五・六（改正により追加）

（改正後の第六九条の三）

新第六九条の四（改正により追加）

第七〇条①（柱書略）

一―二十一（略）

二十二　第一二七条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、対内直接投資等又は特定取得をした外国投資家とみなされる者を含む）

二十三　第一二七条第二項又は第二十八条第二項の規定に違反して、第二十九条第五項に規定する禁止期間中に対内直接投資等又は特定取得をした者（第二十七条第十三項又は第二十八条第八項の規定により外国投資家とみなされる者を含む）

二十四　第一二七条第八項（第二十八条第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して対内直接投資等又は特定取得をした者（第二十七条第十三項又は第二十八条第八項の規定により外国投資家とみなされる者を含む）

二十五　第一二七条第十項（第二十八条第七項において準用する場合を含む。）の規定による変更又は中止の命令に違反して対内直接投資等又は特定取得をした者（第二十七条第十三項又は第二十八条第八項の規定により外国投資家とみなされる者を含む）

二十六　第一二十九条第一項から第四項までの規定による命令に違反した者（第二十七条第十三項又は第二十八条第八項の規定により外国投資家とみなされる者を含む）

二十七―三十八（略）

有効な改正前規定（商品先物取引法　建設業法）

○商品先物取引法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一一**法七一**）本則九六条（令和三・三・一〇までに施行）

（商業登記法の準用）

第二九条　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十八条から第五十三条まで及び第百三十二条から第百四十八条までの規定は、会員商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは、「商品先物取引法第二十四条第二項各号」と読み替えるものとする。

○建設業法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和一・六・一三**法三〇**）本則一条（令和二・一〇・一施行）

（許可の申請）

第五条　（柱書略）

一・二　（略）

三　法人である場合においては、その資本金額（出資総額を含む。以下同じ。）及び役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）の氏名

四　（略）

五　第七条第一号イ又はロに該当する者（法人である場合においては同号に規定する役員のうち常勤であるものの一人に限り、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人に限る。）及びその営業所ごとに置かれる同条第二号イ、ロ又はハに該当する者の氏名

六・七　（略）

（許可の基準）

第七条　（柱書略）

一　法人である場合においてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が次のいずれかに該当すること。

イ　許可を受けようとする建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者

ロ　国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

二　（柱書略）

イ　許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校教育法（昭和二二・三・三一法律第二六号）による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三六号）による実業学校を含む。以下同じ。）若しくは中等教育学校を卒業した後五年以上又は同法による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）を卒業した（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後三年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

ロ・ハ　（略）

三・四　（略）

第八条　（柱書略）

一　（略）

二　第二十九条第一項第五号又は第六号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

三　第二十九条第一項第五号又は第六号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分があった日又は処分をしないことの決定があった日までの間に第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で当該届出の日から五年を経過しないもの

四―十四　（略）

（許可換えの場合における従前の許可の効力）

第九条　①　許可に係る建設業者が許可を受けた後次の各号の一に該当して引き続き許可を受けた建設業を営もうとする場合において、第三条第一項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けたときは、その者に係る従前の国土交通大臣又は都道府県知事の許可は、その効力を失う。

②　（略）

一―三　（略）

（変更等の届出）

第一一条　①―③　（略）

④　許可に係る建設業者は、第七条第一号イ又はロに該当する者として証明された者が、法人である場合においてはその役員、個人である場合においてはその支配人でなくなった場合若しくは同号ロに該当しなくなった場合又は営業所に置くべき同条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者として証明された者が当該営業所に置かれなくなった場合若しくは同号ハに該当しなくなった場合において、これに代わるべき者があるときは、国土交通省令の定めるところにより、二週以内に、その者について、第六条第一項第五号に掲げる書面を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

⑤　（略）

（廃業等の届出）

第一二条　（柱書略）

一　許可に係る建設業者が死亡したときは、その相続人

二　法人が合併により消滅したときは、その役員であつた者
三・四（略）
五　許可を受けた建設業を廃止したときは、当該許可に係る建設業者であつた個人又は当該許可に係る建設業者であつた法人の役員

（準用規定）

第一七条　第五条、第六条及び第八条から第十四条までの規定は、特定建設業の許可及び特定建設業の許可を受けた者（以下「特定建設業者」という。）について準用する。この場合において、第五条第五号中「同条第二号イ、ロ又はハ」とあるのは「第十五条第二号イ、ロ又はハ」と、第六条第一項第五号中「次条第一号及び第二号」とあるのは「第七条第一号及び第十五条第二号」と、第十一条第四項中「同条第二号イ、ロ若しくはハ」とあるのは「第十五条第二号イ、ロ若しくはハ」と、同条第五項中「第七条第一号若しくは第二号」とあるのは「第七条第一号若しくは第十五条第二号」と読み替えるものとする。

第三章

第四節（第一七条の二・第一七条の三）（改正により追加）

（建設工事の請負契約の内容）

第一九条①　（柱書略）
一―三　（略）
新四（改正により追加）
四―十四　（略　改正後の五―十五）
十六　（改正により追加）
②③　略
新**第一九条の五**　（改正により追加）

（発注者に対する勧告）

第一九条の五　建設業者と請負契約を締結した発注者（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第一項に規定する事業者に該当するものを除く。）が前二条の規定に違反したときは、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。（改正後の①）
②―④　（改正により追加）
（改正後の**第一九条の六**）

（建設工事の見積り等）

第二〇条①　建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。
②　（略）
③　建設工事の注文者は、請負契約の方法が随意契約による場合にあつては契約を締結する以前に、入札の方法により競争に付する場合にあつては入札を行う以前に、第十九条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、当該提示から当該契約の締結又は入札までに、建設業者が当該建設工事見積りをするために必要な政令で定める一定の期間を設けなければならない。

第二〇条の二　（改正により追加）

（下請代金の支払）

第二四条の二①　（略）
新②　（改正により追加）
②　（略　改正後の③）
新**第二四条の五**　（改正により追加）

（特定建設業者の下請代金の支払期日等）

第二四条の五①　特定建設業者が注文者となつた下請契約（下請契約における請負人が特定建設業者又は資本金額が政令で定める金額以上の法人であるものを除く。以下この条において同じ。）における下請代金の支払期日は、前条第二項の申出の日（同項ただし書の場合にあつては、その一定の日。以下この条において同じ。）から起算して五十日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において定められなければならない。
②　特定建設業者が注文者となつた下請契約において、下請代金の支払期日が定められなかつたときは前条第二項の申出の日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは同条第二項の申出の日から起算して五十日を経過する日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。
③　略
④　特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者となつた下請契約に係る下請代金を第一項の規定により定められた支払期日又は第二項の支払期日までに支払わなければならない。当該特定建設業者がその支払をしなかつたときは、当該特定建設業者は、下請負人に対して、前条第二項の申出の日から起算して五十日を経過した日から当該下請代金の支払の日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に国土交通省令で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。
（改正後の**第一四条の六**）

第二四条の六・第二四条の七　（改正後の**第二四条の七・第二四条の八**）

（委員の欠格条項）

第二五条の四　（柱書略）
一　破産者で復権を得ないもの
二　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

第二八条①　国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに当する場合又はこの法律の規定（第十九条の三、第十九条の四及び第二十四条三から第十四条の五までを除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号。以下「入札契約適正化法」という。）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第二十四条の七第一項、第二項及び第四項を含む。第四項において同じ。）、入札契約適正化法第十五条第二項若しくは第三項の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号。以下この条において「履行確保法」という。）第三条第六項、第四条第二項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第四十一条第二項又は第三項の規定による勧告に従わない場合においても、同様とする。
一―三　（略）
四　建設業者が第二十二条の規定に違反したとき。
五―九　（略）
②―⑦　略
第**二八条**①　（柱書略）
一・二　（略）
二の二　（略）第九条第一項各号（第十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する場合において一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けないとき。（改正後の三）
新六（改正により追加）
五　不正の手段により第三条第一項の許可（同条第三項の許可の更新を含む。）を受けた場合（改正後の七）
②　略
六　略　（改正後の八）

（許可の取消し）

第一九条①　（柱書略）
一・二　（略）
②　第一項の規定により許可を取消す場合において、当該建設業者が法人あるときはその役員等及び当該処分の原因である事実について相当の責任を有する政令で定める使用人に対して、個人であるときは当該処分の原因である事実について相当の責任を有する政令で定める使用人に対して、第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うものを除く。）を開始することを禁止しなければならない。

（報告及び検査）

第二一条①　（略）
②　当該職員は、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
③　当該職員の資格に関し必要な事項は、政令で定める。（改正により削られた）

（電子計算機による処理に係る手続の特例等）

第三九条の四①　許可申請書の提出その他のこの法律の規定による国土交通大臣又は都道府県知事（指定経営状況分析機関を含む。）に対する手続であつて国土交通省令で定めるもの（以下「特定手続」という。）については、国土交通省令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の提出により行うことができる。
②　略

（標識の掲示）

第四〇条　建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

第四一条の二　（改正により追加）

（公正取引委員会への措置請求等）

第四二条の一①　国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第十九条の三、第十九条の四、第十二条の三、第十四条の五の四又は第二十四条の五第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるときは、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十九条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従いつて適当な措置をとるべきことを求めることができる。
②　略
第四二条の二①　（略）
②　前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
③　中小企業庁長官は、第一項の規定による報告又は検査の結果中小企業者であるとする下請負人と下請契約を締結した元請負人が第

して、当該取消しに係る建設業について、五年間、新たに営業
請け負うものを除く。）を開始することを禁止しなければならない。

（改正後の**第一四条の七・第二四条の八**）

（営業の禁止）

第一九条の四①　（略）
②　第一項の規定により許可を取消す場合において、当該建設業者が法人あるときはその役員等及び当該処分の原因である事実について相当の責任を有する政令で定める使用人に対して、個人であるときは当該処分の原因である事実について相当の責任を有する政令で定める使用人に対

十九条の三、第十九条の四、第三十四条の三第一項、第二十四条の四又は第二十四条の五第三項若しくは第四項の規定に違反している事実があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十九条の規定に違反していると認めるときは、公正取委員会に対し、同法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

④ 〔略〕

第四七条① 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 〔略〕

一の二～二の二 〔略、改正後の二一四〕

三 虚偽又は不正の事実に基づいて第三条第一項の許可（同条第三項の許可の更新を含む。）を受けた者（改正後の五）

② 〔略〕

第五二条 （柱書略）

一～四 〔略〕

五 第三十一条第一項又は第四十二条の二第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第三十一条第一項又は第四十二条の二第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七 〔改正により追加〕

別表第一 （表略）

○宅地建物取引業法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・七法二八）附則二七条（令和二・六・六までに施行）

〔不動産信託受益権等の売買等に係る特例〕

第五〇条の二の四 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）は金融商品仲介業者（同条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。）である宅地建物取引業者が、宅地若しくは建物に係る信託の受益権又は当該受益権に対する投資事業に係る組合契約（民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約をいう。）、匿名組合契約（商法（明治三二年法律第四八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。）若しくは投資事業有責任組合契約（投資事業有限責任組合契約法（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいう。）に基づく権利（以下この条において「不動産信託受益権等」という。）の売主となる場合又は不動産信託受益権等の売買物取引業者が宅地又は建物に係る信託（当該宅地建物取引業者を委託者とするものに限る。）の受益権の売主となる場合とみなして第三十五条第三項から第五項までの規定を適用する。この場合において、同条第三項本文中「売買の相手方に対して」とあるのは「売買の相手方又は代理を依頼した者若しくは媒介に係る売買の各当事者（以下「不動産信託受益権売買等の相手方」という。）に対して」と、「信託の受益権（第五十条の二の四に規定する不動産信託受益権等に係る）」とあるのは「同項ただし書中「売買の相手方」とあり、及び同項第七号中「信託の受益権の売買の相手方」とあるのは「不動産信託受益権売買等の相手方」とする。

○農業協同組合法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・七法二八）本則四条（令和二・六・六までに施行）

第一〇条【事業】① 〔略〕

② 組合員又は会員に出資をさせる組合（以下「出資組合」という。）は、前項に規定する事業のほか、組合員（農業協同組合連合会にあつては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者）の委託を受けて行う農業の経営の事業を併せ行うことができる。

③④ 〔略〕

⑤ 出資組合は、第一項に規定する事業のほか、次の事業の全部又は一部を併せ行うことができる。

一～三 〔略〕

⑥ （柱書略）

一～七 〔略〕

八 農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四四条第五項に規定する銀行等を除く。次号及び第十一条の十三において「外国銀行」という。）を除く。）の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）

八の二～十一 〔略〕

十二 店頭デリバティブ取引（有価証券関連店頭デリバティブ取引に該当するものを除く。）であつて主務省令で定めるもののうち、第六号に掲げる事業に該当するもの以外のもの

十二の二 〔略〕

十三 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成一七年法律第百十七号）第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものとして政令で定める指標の数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち第一項第三号の事業を行う組合の経営の健全性を損なおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第六号及び第十二号に掲げる事業に該当するものを除く。）

十四 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十二号の二に掲げる事業に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。）

十五 有価証券、関連店頭デリバティブ取引（当該該有有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第六号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）であつて、第三号の二に掲げる事業に該当するもの以外のもの

⑦ （柱書略）

一 〔略〕

二 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）

三～七 〔略〕

⑧～⑯ 〔略〕

⑰ 組合は、定款の定めるところにより、組合員以外の者にその施設（第六項第三号及び第四号並びに第七項第五号及び第六号の規定による施設並びに第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会が第十三項各号に掲げる事業を行う場合における同項各号の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、第六項第二号から第十七号まで、第七項及び第八項の規定による施設並びに第一項第三号及び第四号の事業を行う農業協同組合連合会が第十三項各号に掲げる事業を行う場合における同項各号の規定による施設に係る場合を除き、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の額（第一項第二号及び第六項第一号の事業を併せ行う場合には、これらの事業の利用分量の額の合計額。以下この条において同じ。）は、当該事業年度における組合員の事業の利用分量の額の五分の一（政令で定める事業については、政令で定める割合）を超えてはならない。

⑱⑲ 〔略〕

⑳ 組合は、第十七項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次の各号に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一～三 〔略〕

㉑㉒ 〔略〕

㉓ 第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、同項、第二項及び第五項の規定にかかわらず、第一項第三号の事業及び同項第四号の事業のうち次に掲げるものの並びにこれらの事業又は同項第三号の事業に附帯する事業並びに第六項及び第七項の事業のほか他の事業を行うことができない。

一・二 〔略〕

㉔ 新 〔改正により追加〕

第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会は、同項、第二項及び第五項の規定にかかわらず、同号の事業に附帯する事業及び第八項の事業のほか他の事業を行うことができない。

有効な改正前規定（宅地建物取引業法　農業協同組合法）

（改正後の㉕）

第一一条【信用事業規程】①（略）

②前項の信用事業規程には、信用事業（第十条第一項第二号及び第三号の事業並びに同項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項及び第七項の事業をいう。以下同じ。）の種類及び事業の実施方法に関して主務省令で定める事項を記載しなければならない。

③④（略）

○農薬取締法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・肥料取締法の一部を改正する法律（令和一・一二・四法六二）

附則一二条一号（令和二・一二・三までに施行）

（定義）

第一条①この法律において「農薬」とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみ、草その他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤（肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第二条第一項に規定する肥料を除く。）をいう。

②―④（略）

○漁業法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三〇・一二・一四法九五）本則一条（令和二・一二・一三までに施行）

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運営によつて水面を総合的に利用し、もつて漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とする。

（定義）

第二条①　この法律において「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

②　この法律において「漁業者」とは、漁業を営む者をいい、「漁業従事者」とは、漁業者のために水産動植物の採捕又は養殖に従事する者をいう。

③　この法律において「動力漁船」とは、推進機関を備える船舶であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　専ら漁業に従事する船舶であつて漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの

二　漁業に従事する船舶であつて漁獲物の販売を目的とする漁業

三　専ら漁獲物又はその製品を運搬する船舶

四　専ら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締りに従事する船舶であつて漁ろう設備を有するもの

（適用範囲）

第三条　公共の用に供しない水面には、別段の規定がある場合を除き、この法律の規定を適用しない。

第四条　公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面と連接して一体を成すものには、この法律を適用する。

（共同申請）

第五条①　この法律又はこの法律に基く命令に規定する事項について二人以上共同して申請しようとするときは、そのうち一人を選定して代表者とし、これを行政庁に届け出なければならない。代表者を変更したときも、これと同じである。

②　前項の届出のないときは、行政庁は、代表者を指定する。

③　代表者は、行政庁に対し、共同申請者を代表する。

④　前三項の規定、共同申請者の資格その他共同申請に関する事項は、漁業権又はこれを目的とする抵当権若しくは入漁権を取得した場合に準用する。

第二章　漁業権及び入漁権

（漁業権の定義）

第六条①　この法律において「漁業権」とは、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいう。

②　「定置漁業権」とは、定置漁業を営む権利をいい、「区画漁業権」とは、区画漁業を営む権利をいい、「共同漁業権」とは、共同漁業を営む権利をいう。

③　「定置漁業」とは、漁具を定置して営む漁業であつて次に掲げるものをいう。

一　身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深二十七メートル（沖縄県においては、十五メートル）以上であるもの（瀬戸内海（第百十条第二項に規定する瀬戸内海をいう。）において引き続き漁業並びに陸奥湾（青森県焼山崎から同県明神崎台に至る直線及び陸岸によつて囲まれた海面をいう。）における落とし網漁業及びます網漁業を除く。）

二　北海道においてさけを主たる漁獲物とするもの

④　「区画漁業」とは、次に掲げる漁業をいう。

一　第一種区画漁業　一定の区域内において石、かわら、竹、木等を敷設して営む養殖業

二　第二種区画漁業　一定の区域内において営む養殖業

三　第三種区画漁業　一定の区域内において営む養殖業であつて前二号に掲げるもの以外のもの

⑤　「共同漁業」とは、次に掲げる漁業であつて一定の水面を共同に利用して営むものをいう。

一　第一種共同漁業　藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業

二　第二種共同漁業　網漁具（えりや類を含む。）を移動しないように敷設して営む漁業であつて定置漁業及び第五号に掲げるもの以外のもの

三　第三種共同漁業　地びき網漁業、地こぎ網漁業、船びき網漁業、動力漁船を使用するものを除く。）、飼付漁業又はつきいそ漁業（第一号に掲げるものを除く。）であつて、第五号に掲げるもの以外のもの

四　第四種共同漁業　寄魚漁業又は鳥付こぎ釣漁業であつて、次号に掲げるもの以外のもの

五　第五種共同漁業　内水面（農林水産大臣の指定する湖沼を除く。）又は農林水産大臣の指定する湖沼に準ずる海面において営む漁業であつて第一号に掲げるもの以外のもの

（入漁権の定義）

第七条①　この法律において「入漁権」とは、設定行為に基づき、他人の共同漁業権又はひや建網漁業、藻類養殖業、垂下式養殖業（網ヒ、鉄線その他これらに類するものを用いて垂下して行う水産動物の養殖業をいい、真珠養殖業を除く。）、小割り式養殖業（網ヒいけすその他のいけすを使用して行う水産動物の養殖業をいい、若しくは第三種共同漁業又は貝類養殖業を内容とする区画漁業権（以下「特定区画漁業権」という。）に属する漁場において漁業権の内容たる漁業の全部又は一部を営む権利をいう。

（組合員の漁業を営む権利）

第八条①　漁業協同組合の組合員（漁業者又は漁業従事者であるものに限る。）であつて、当該漁業協同組合の有する各特定区画漁業権若しくは共同漁業権（以下「漁業権」という。）に係る漁業を営む権利を有する。

②　前項の漁業権行使規則又は入漁権行使規則（以下単に「漁業権行使規則」又は「入漁権行使規則」という。）には、同一の規定により漁業を営む権利を有する者の資格に関する事項のほか、当該漁業権又は入漁権の内容たる漁業につき、漁業を営むべき区域及び期間、漁業の方法その他当該漁業を営む権利を有する者が当該漁業を営む場合において遵守すべき事項を規定するものとする。

③　漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、その有する特定区画漁業権又は第一種共同漁業を内容とする共同漁業権について漁業権行使規則を定めようとするときは、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の規定による総会（漁業協同組合の部会及び総代会を含む。）その議決前に、その組合員（漁業協同組合の組合員たる漁業権者に係る漁業協同組合の組合員。当該漁業権の内容たる漁業を営む者、第十四条第六項規定により適格性を有するものとして設定された特定区画漁業権及び第一種共同漁業を容とする共同漁業権については、当該漁業権に係る漁場の区域が内水面（第十四条第一項の規定により農林水産大臣が指定する湖沼を除く。第二十一条第一項を除くも以下同じ。）以上の水面である場合にあつては沿岸漁業（総トン数二十トン以上の動力漁船を使用して行う漁業及び内水面における漁業を除いた漁業をいう。以下同じ。）を営む者、河川以外の内水面における内水面漁業を営む者、河川である場合にあつては当該河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者）であつて、当該漁業権に係る第十一条に規定する地元区域内に住所を有するものの三分の二以上の書面による同意を得ればよいものとする。

④　前項の場合において、水産業協同組合法第二十一条第三項（共同申請）の規定により準用する場合を含む。）の規定により電磁的方法（同法第十一条の二第四項に規定する電磁的方法をいう。）による議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該漁業権行使規則についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、当該書面による同意に代えたものとみなす。

⑤　前項の場合において、第一項の規定により電磁的方法により得られた当該漁業権行使規則について同意は、漁業協同組合連合会の定める方法（電磁的方法により得られた当該漁業権行使規則について同意は、漁業協同組合連合会の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に到達したものとする。）により得られた当該漁業権行使規則について同意は、漁業協同組合連合会の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に到達したものとする。）により得られた当該漁業権行使規則について同意は、漁業協同組合連合会の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に到達したものとする。）により得られた当該漁業権行使規則について同意は、漁業協同組合連合会の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に到達したものとする。）により得られた当該漁業権行使規則について同意は、漁業協同組合連合会の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に到達したものとする。）により得られた当該漁業権行使規則について同意は、漁業協同組合連合会の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に到達したものとする。）により得られた当該漁業権行使規則について同意は、漁業協同組合連合会の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に到達したものとする。）により得られた当該漁業権行使規則について同意は、漁業協同組合連合会の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に到達したものとする。）により得られた当該漁業権行使規則について同意は、漁業協同組合連合会の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に到達したものとする。）により得られた当該漁業権行使規則について同意は、漁業協同組合連合会の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に到達したものとする。）により得られた当該漁業権行使規則について同意は、漁業協同組合連合会の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に到達したものとする。）により得られた当

有効な改正前規定（漁業法　一条―一一条）

有効な改正前規定（漁業法　二一条の二の二～六条）

ら、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切に、漁業及び水面の利用の調整を図り、その他漁業調整のために特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項又は第二項の規定により免許内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区若しくは漁業地区を定め、又はこれを変更すべきことを指示することができる。

第一二条の二　都道府県知事は、現に漁業権の存する水面について当該漁業権存続期間の満了に伴う場合にあつては当該存続期間の満了日の箇月前までに、その他の場合にあつては免許予定日の箇月前までに、前条第一項の規定による定めをしなければならない。

（海区漁業調整委員会への諮問）

第一二条　第十条の免許の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聞かなければならない。

（免許をしない場合）

第一三条①　左の各号の一に該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。

一　申請者が第十四条に規定する適格性を有する者でない場合

二　第十一条第五項の規定により公示した漁業の免許の内容と異なる申請があつた場合

三　その申請が漁業権の不当な集中に至る虞がある場合

四　免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合で、その所有者又は占有者が、その所有者又は占有者の同意がないとき

②　前項第四号の場合においてその者の住所又は居所が明らかでないため同意のないときは、最高裁判所の定める手続により、裁判所の許可をもつてその者の同意に代えることができる。

③　前項の許可に対する裁判に関しては、最高裁判所の定める手続により、上訴することができる。

④　第一項第四号の所有者又は占有者は、正当な事由がなければ、同意を拒むことができない。

⑤　海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対し、第一項の規定により漁業の免許をすべきでない旨の意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該申請者に同項各号の一に該当する事由の有無について通知し、公開による意見聴取を行なわなければならない。

⑥　前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

（免許についての適格性）

第一四条①　定置漁業又は区画漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一　海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の三分の二以上によつて漁業若しくは漁村の民主化を阻害すると認められた者であること。

②　海区漁業調整委員会における投票の結果、前号の規定により適格性を有しない者によつて、実質上その申請に係る漁業の経営が支配されるおそれがあると認められた者であること。

（免許を受けようとする区画漁業権の内容）

第一五条①　定置漁業又は区画漁業の免許については、第十一条に規定する地元地区（以下単に「地元地区」という。）の全部又は一部をその地元区内に含む漁業協同組合（以下単に「漁業協同組合」という。）をその区画漁業権の内容とする漁業協同組合連合会であつて当該特定区画漁業権の内容たる漁業を営まないものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものに限り、適格性を有する。ただし、水産業協同組合法第十八条第四項の規定により組合たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る漁業協同組合及びその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会は、適格性を有しない。

一　その組合員のうち地元区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、地元区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

二　二以上共同して申請した場合において、これらの組合員のうち地元区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、地元区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

③　前項の地元区内に住所を有し当該漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対して適格性を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて当該特定区画漁業権の内容たる漁業を営まないものは、第一項の規定にかかわらず、次に掲げるものに限り、適格性を有する。

一　その組合員のうち地元区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者、河川以外の公共水面における当該漁業の免許については当該内水面において一年に三十日以上当該漁業を営む者、河川における当該漁業の免許については当該河川において一年に三十日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者。以下同じ。）の属する世帯数が、地元区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

二　二以上共同して申請した場合において、これらの組合員のうち地元区内に住所を有し一年に十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が、地元区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

④　第二項ただし書及び第三項から第四項までの規定は、前項の区画漁業の免許について準用する。この場合において、第三項及び第四項中「当該漁業を営む者」とあるのは、「一年に九十日以上沿岸漁業を営む者」と読み替えるものとする。

⑤　前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会に対し、第一項の規定により漁業の免許をすべきでない旨の意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該申請者に同項各号の一に該当する事由の有無について通知し、公開による意見聴取を行なわなければならない。

⑥　第十一条第五項の規定により公示された漁業の免許の内容たる区画漁業に係る漁場の区域について同項の規定による変更の公示がされた場合には、当該区画漁業権の存しなかつた水面については、地元地区の全部又は一部をその地元区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会であつて当該特定区画漁業権の内容たる漁業を営まないものは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、次に掲げるものに限り、適格性を有する。

一　その組合員のうち地元区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者、河川以外の公共水面における当該漁業の免許については当該内水面において一年に三十日以上当該漁業を営む者、河川における当該漁業の免許については当該河川において一年に三十日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者。以下同じ。）の属する世帯数が、地元区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

二　二以上共同して申請した場合において、これらの組合員のうち地元区内に住所を有し一年に十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が、地元区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

⑦　第二項ただし書及び第三項から第四項までの規定は、前項の区画漁業の免許について準用する。この場合において、第三項及び第四項中「当該漁業を営む者」とあるのは、「一年に九十日以上沿岸漁業を営む者」と読み替えるものとする。

⑧　共同漁業の免許について適格性を有する者は、第十一条に規定する関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者（以下単に「関係地区」という。）の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会（第一項ただし書に規定する漁業協同組合連合会を除く。）であつて次に掲げるものとする。

一　その組合員のうち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

二　二以上共同して申請した場合において、これらの組合員のうち関係地区内に住所を有し一年に十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

⑨　第二項各号、第六項各号又は前項各号の規定により世帯の数を計算する場合において、当該漁業を営む者が法人であるときは、当該法人（株式会社にあつては、公開会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第五項に規定する公開会社をいう。以下同じ。）でないものに限る。以下この項において同じ。）の組合員、社員若くは株主又は当該法人の役員（当該漁業の漁業従事者であるものに限る。以下この項において「組合員」という。）であるものの属する世帯の数により計算するものとする。

⑩　第二項から第五項までの規定は、共同漁業に準用する。この場合において、第三項及び第四項中「地元地区」とあるのは「関係地区」と、「当該漁業を営む者」とあるのは「一年に九十日以上沿岸漁業を営む者」と読み替えるものとする。

⑪　漁業権の内容たる漁業を営まない漁業協同組合連合会が第一種共同漁業又は第五種共同漁業の免許を受けようとする場合においては、海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の三分の二以上によつて漁業若しくは漁村の民主化を阻害すると認められた者であること。

（優先順位）

第一五条　漁業の免許は、優先順位によつてする。

（定置漁業の免許の優先順位）

第一六条①　定置漁業の免許の優先順位は、次の順序による。

一　漁業従事者

二　前号に掲げる者以外の者

②　前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

一　その申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者

二　沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のものに経験がある者

三　前二号に掲げる者以外の者

③　前項の規定において「経験」とは、その申請の日以前十箇年の間において、漁業を営み又はこれに従事したことをいう。以下第十九条までにおいて同じ。

④　前三項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

一　その申請に係る漁業の漁場の存する第八十九条第一項の海区（以下「当該海区」という。）において経験がある者

二　前号に掲げる者以外の者

⑤　前項に掲げる者以外の者の場合においては、都道府県知事は、その申請に係る漁業について次に掲げる事項を勘案しなければならない。

一　労働条件

二　地元地区内に住所を有する漁民（以下「地元漁民」という。）特に当該漁業の操業により従前の生業を奪われる漁民を使用する程度

三　地元漁民が当該漁業の経営に参加する程度

四　当該漁業に対しての経験程度、資本その他の経営能力

五　当該漁業の漁場の属する水面において操業する他の漁業との協調その他当該水面の総合的利用に関する配慮の程度

六　当該漁業の漁場の属する水面において操業する他の漁業と

⑥　地元漁民が当該漁業を営むことを主たる目的とする者であること。

二　組合員、社員又は株主の過半数が、当該海区においてその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者であるか又は当該漁業の免許を受けようとする者が、他の者にされたときは従前の生業を失うに至る者であること。

第五種共同漁業の内容とする共同漁業権を取得した場合においては、海区漁業調整委員会は、その漁業権の組合連合会会員漁民（漁業者又は漁業協同組合の会員漁民をいう。以下同じ。）であつてその組合員でないものと関係地区内に住所を有する漁民（漁業者又は漁業従事者たる個人をいう。以下同じ。）であつて当該共同漁業権の内容たる漁業を営まないものとの関係において、必要な指示をするものとする。

三　組合員、社員又は株主の三分の二以上がその営む事業に常時従事する者であること。

四　組合員若しくは社員のうちその営む事業に常時従事する者の出資額又は株主のうちその営む事業に常時従事する者の有する株式の数の合計が、総出資額又は発行済株式の総数の過半を占めていること。

⑦　前項の規定により同順位の者がある場合においては、都道府県知事は、免許をするには、その申請に係る漁業について第五項第三号から第六号までに掲げる事項を勘案しなければならない。

⑧　次の各号のいずれかに該当する者は、前各項の規定にかかわらず、第一順位とする。

一　地元地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合であつて、次のいずれにも該当するもの

イ　組合員（二以上共同して申請した場合には、これらの総組合員）のうち地元漁民である者の属する世帯の数が、地元漁民の属する世帯の数の七割以上であること。

ロ　組合員である地元漁民が議決権及び出資額において過半を占めていること。

二　会社にあつては公開会社でないものに限り、漁業協同組合を除く。）であつて、次のいずれにも該当するもの

イ　組合員、社員又は株主（二以上共同して申請した場合には、その総組合員、総社員又は総株主）の七割以上であること。

ロ　組合員、社員又は株主である世帯の数が、地元漁民の属する世帯の数の七割以上であること。

三　漁業協同組合又は第一号の漁業協同組合又は第二号の法人が組合員、社員又は株主となつている法人（株式会社にあつては、公開会社でないものに限る。）であつて、次のいずれにも該当するもの

イ　組合員、社員若しくは株主である地元漁民の有する議決権の合計が総組合員、総社員又は総株主の議決権の過半を占めており、かつ、組合員若しくは社員である地元漁民の出資額又は株主である地元漁民の有する株式の数の合計が総出資額又は発行済株式の総数の過半を占めていること。

第一号の漁業協同組合又は第二号の法人が組合員、社員又は株主となつている法人（株式会社にあつては、公開会社でないものに限る。）であつて、次のいずれにも該当するもの

イ　組合員、社員若しくは株主である第一号の漁業協同組合若しくは前号の法人の有する議決権の合計が総組合員、総社員又は総株主の議決権の過半を占めており、かつ、組合員若しくは社員である第一号の漁業協同組合若しくは前号の法人の出資額又は株主である第一号の漁業協同組合若しくは前号の法人の有する株式の数の合計が総出資額又は発行済株式の総数の過半を占めていること。

⑨　前項第一号イ又は第三号イの規定により世帯の数を計算する場合において、組合員又は社員又は株主が法人であるときは、当該法人（株式会社にあつては、公開会社でないものに限る。以下この項において同じ。）の組合員、社員若しくは株主である法人の組合員、社員若しくは株主である者の属する世帯の数により計算するものとする。

⑩　地元漁民民民の組合員、社員若しくは株主となつている法人（株式会社にあつては、公開会社でないものに限る。）が第八項第一号の漁業協同組合又は同項第二号若しくは第三号の法人に加入を申し出た場合には、その申出を受けた者は、正当な事由がなければ、これを担むことができない。地元地区の全部若しくは一部をその地区内に含む漁業協同組合又は地元漁民が組合員、社員若しくは株主となつている法人（株式会社にあつては、公開会社でないものに限る。）が第八項第一号の漁業協同組合又は同項第二号の法人に対し当該漁業の免許を共同して申請することを申し出た場合も、同様とする。

⑪　第一項又は第二項の申請に係る申請者が第一項、第二項又は第四項の規定のいずれにおいても、その申請者が第一項、第二項又は第四項のいずれにおいて該当するかは、各申請者のうちいずれに該当する者が議決権及び出資額において過半を占めているかによつてきめる。この場合において、いずれに該当する者も議決権及び出資額において過半を占めていない場合は、その申請者は、第一項第二号、第二項第三号又は第四項第二号イに該当するものとする。

⑫　二以上共同して申請した場合において、その申請者が第六項又は第八項に規定する者に該当するかどうかは、各申請者のうち第六項又は第八項に規定する者が議決権及び出資額において過半を占めているかどうかによつて定める。

⑬　法人（株式会社にあつては、公開会社でないものに限る。）が第一項第一号、第二項第一号若しくは第二号又は第四項第二号イに該当する者であつても、その組合員、社員又は株主のうちこれに該当する者の有する議決権の合計が総組合員、総社員又は総株主の議決権の過半を占めており、かつ、その組合員若しくは社員のうちこれに該当する者の出資額又はその組合員若しくは社員のうちこれに該当する者の有する株式の数の合計が総出資額又は発行済株式の総数の過半を占めている場合は、その法人は、これに該当するものとみなす。

⑭　第十一項又は前項の計算については、第二項第一号に該当する者は、同項第二号に該当する者でもあるとみなす。

第一七条　**（区画漁業の免許の優先順位）**

①　区画漁業（真珠養殖及び特定区画漁業権の内容たる区画漁業を除く。）の免許の優先順位は、次の順序による。

一　漁業従事者又は漁業従事者

二　前号に掲げる者以外の者

②　前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

一　漁民

二　前号に掲げる者以外の者

③　前二項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

一　地元地区内に住所を有する者

二　前号に掲げる者以外の者

④　前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

一　その申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者

二　沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のものに経験がある者

⑤　前各項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

一　当該海区において経験がある者

二　前号に掲げる者以外の者

⑥　府県知事は、免許をするには、その申請に係る漁業について次の事項を勘案しなければならない。

一　当該漁業にその者の生計が依存する程度

二　労働条件

三　地元漁民を使用する程度

四　当該漁業についての経験の程度、資本その他経営能力

五　当該漁業の漁場の属する水面において操業する他の漁業との協調その他当該水面の総合的利用に関する配慮の程度

六　前各項の規定の他当該漁業に関しては、前条第十一項及び第十四項の規定の適用する。この場合において、同条第十一項中「第十一項」とあるのは「第十七条第一項」、「第二項第一号」、「第二項第三号」とあるのは「第十七条第一項第二号」、「第二項第二号」、「第二項第三号」、「第二項第四号」とあるのは「第十七条第一項第三号」、「第二項第一号」、「第二項第二号」、「第二項第三号」、「第二項第四号」とあるのは「第十七条第一項第一号」、「第二項第一号」、「第二項第二号」、「第二項第三号」、「第二項第四号」とあるのは「第十七条第一項第四号」、「第二項第一号」、「第二項第二号」、「第二項第三号」、「第二項第四号」とあるのは「第十七条第一項第五号」、「第二項第一号」、「第二項第二号」、「第二項第三号」、「第二項第四号」とあるのは「第十七条第一項第六号」、「第二項第一号」、「第二項第二号」、「第二項第三号」、「第二項第四号」とあるのは「第十七条第一項第七号」と、同条第十一項第一号、第二項第一号、第二項第二号、第二項第三号、第二項第四号、第二項第五号、第二項第六号、第二項第七号、第二項第八号、第二項第九号、第二項第十号、第二項第十一号、第二項第十二号、第二項第十三号、第二項第十四号、第二項第十五号、第二項第十六号、第二項第十七号、第二項第十八号、第二項第十九号、第二項第二十号、第二項第二十一号、第二項第二十二号、第二項第二十三号、第二項第二十四号、第二項第二十五号、第二項第二十六号、第二項第二十七号、第二項第二十八号、第二項第二十九号、第二項第三十号、第二項第三十一号、第二項第三十二号、第二項第三十三号、第二項第三十四号、第二項第三十五号、第二項第三十六号、第二項第三十七号、第二項第三十八号、第二項第三十九号、第二項第四十号、第二項第四十一号、第二項第四十二号、第二項第四十三号、第二項第四十四号、第二項第四十五号、第二項第四十六号、第二項第四十七号、第二項第四十八号、第二項第四十九号、第二項第五十号、第二項第五十一号、第二項第五十二号、第二項第五十三号、第二項第五十四号、第二項第五十五号、第二項第五十六号、第二項第五十七号、第二項第五十八号、第二項第五十九号、第二項第六十号、第二項第六十一号、第二項第六十二号、第二項第六十三号、第二項第六十四号、第二項第六十五号、第二項第六十六号、第二項第六十七号、第二項第六十八号、第二項第六十九号、第二項第七十号、第二項第七十一号、第二項第七十二号、第二項第七十三号、第二項第七十四号、第二項第七十五号、第二項第七十六号、第二項第七十七号、第二項第七十八号、第二項第七十九号、第二項第八十号、第二項第八十一号、第二項第八十二号、第二項第八十三号、第二項第八十四号、第二項第八十五号、第二項第八十六号、第二項第八十七号、第二項第八十八号、第二項第八十九号、第二項第九十号、第二項第九十一号、第二項第九十二号、第二項第九十三号、第二項第九十四号、第二項第九十五号、第二項第九十六号、第二項第九十七号、第二項第九十八号、第二項第九十九号、第二項第百号、第二項第百一号、第二項第百二号、第二項第百三号、第二項第百四号、第二項第百五号、第二項第百六号、第二項第百七号、第二項第百八号、第二項第百九号、第二項第百十号、第二項第百十一号、第二項第百十二号、第二項第百十三号、第二項第百十四号、第二項第百十五号、第二項第百十六号、第二項第百十七号、第二項第百十八号、第二項第百十九号、第二項第百二十号、第二項第百二十一号、第二項第百二十二号、第二項第百二十三号、第二項第百二十四号、第二項第百二十五号、第二項第百二十六号、第二項第百二十七号、第二項第百二十八号、第二項第百二十九号、第二項第百三十号、第二項第百三十一号、第二項第百三十二号、第二項第百三十三号、第二項第百三十四号、第二項第百三十五号、第二項第百三十六号、第二項第百三十七号、第二項第百三十八号、第二項第百三十九号、第二項第百四十号、第二項第百四十一号、第二項第百四十二号、第二項第百四十三号、第二項第百四十四号、第二項第百四十五号、第二項第百四十六号、第二項第百四十七号、第二項第百四十八号、第二項第百四十九号、第二項第百五十号、第二項第百五十一号、第二項第百五十二号、第二項第百五十三号、第二項第百五十四号、第二項第百五十五号、第二項第百五十六号、第二項第百五十七号、第二項第百五十八号、第二項第百五十九号、第二項第百六十号、第二項第百六十一号、第二項第百六十二号、第二項第百六十三号、第二項第百六十四号、第二項第百六十五号、第二項第百六十六号、第二項第百六十七号、第二項第百六十八号、第二項第百六十九号、第二項第百七十号、第二項第百七十一号、第二項第百七十二号、第二項第百七十三号、第二項第百七十四号、第二項第百七十五号、第二項第百七十六号、第二項第百七十七号並びに第二項第百七十六条第六項及び第七項」と読み替えるものとする。

第一九条①　真珠養殖業を内容とする区画漁業の免許の優先順位は、次の順序による。

一　漁業者又は漁業従事者

二　前号に掲げる者以外の者

②　前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

一　真珠養殖業を内容とする区画漁業に経験がある者

二　前号に掲げる者以外の者

③　前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

一　地元地区内に住所を有する者

二　前号に掲げる者以外の者

④　第十一条第五項の規定により公示された真珠養殖業を内容とする区画漁業に係る漁場の区域の全部が当該公示の日（当該区画漁業に係る漁場の区域について同項の規定により変更の公示がされた場合には、当該公示の日）以前一年間に真珠養殖業を内容とする区画漁業権の存しなかつた水面である場合における真珠養殖業を内容とする区画漁業権の免許については、第十六条第一項第一号の漁業協同組合又は同項第二号の法人は、第一項第一号、第二項第一号又は前項第一号に該当する養殖業を内容とする区画漁業に経験がある者がいる場合、これに該当するものとみなす。この場合については、第十六条第九項、第十七条及び第十二項の規定を準用する。

⑤　前各項の規定により同順位の者がある場合においては、都道府県知事は、免許をするには、その申請に係る漁業について次に掲げる事項を勘案しなければならない。

一　労働条件

二　地元漁民を使用する程度。大規模の経営の場合にあつては、特に、当該漁業の操業により従前の生業を奪われる漁民を使用する程度

三　当該漁業についての経験の程度、資本その他経営能力。特に当該漁業に関する進歩的企画の程度

四　当該漁業の漁場の属する水面において操業する他の漁業との協調その他当該水面の総合的利用に関する配慮の程度

五　当該漁業の漁場の属する水面において操業する他の漁業と養殖業を内容とする区画漁業に経験がある者がいる場合、第一項第一号、第二項第一号又は前項第一号に該当する者であつても、その組合員、社員又は株主のうちに真珠養殖業を内容とする区画漁業に経験がある者がいる場合は、これに該当するものとみなす。この場合については、第十六条第九項、第十七条及び第十二項の規定を準用する。

⑥　前各項の規定により同順位の者がある場合においては、都道府県知事は、免許をするには、その申請に係る漁業について次に掲げる事項を勘案しなければならない。

一　漁業者の経済の状況

二　漁業者の生計が依存する程度

三　当該漁業の漁場の属する水面において操業する他の漁業との協調その他当該水面の総合的利用に関する配慮の程度

四　当該漁業についての経験の程度、資本その他経営能力

五　当該漁業の漁場の属する水面において操業する他の漁業と養殖業を内容とする区画漁業に経験がある者がいる場合、第一項第一号、第二項第一号又は前項第一号に該当する者であつても、その組合員、社員又は株主のうちに真珠養殖業を内容とする区画漁業に経験がある者がいる場合は、これに該当するものとみなす。この場合については、第十六条第九項、第十七条及び第十二項の規定を準用する。

第二〇条　削除

第二一条①　漁業権の存続期間（漁業権の存続期間）は、免許の日から起算して、真珠養殖業を内容とする区画漁業の免許の優先順位は、次の順序による。

一　前項第一号イ又は第三号イの規定により世帯の数を計算する場合において、組合員又は社員又は株主が法人であるときは、当該法人（株式会社にあつては、公開会社でないものに限る。以下この項において同じ。）の組合員、社員若しくは株主である法人の組合員、社員若しくは株主である者の属する世帯の数により計算するものとする。

⑩　地元漁民民民の組合員、社員若しくは株主となつている法人（株式会社にあつては、公開会社でないものに限る。）が第八項第一号の漁業協同組合又は同項第二号若しくは第三号の法人に加入を申し出た場合には、その申出を受けた者は、正当な事由がなければ、これを担むことができない。地元地区の全部若しくは一部をその地区内に含む漁業協同組合又は地元漁民が組合員、社員若しくは株主となつている法人（株式会社にあつては、公開会社でないものに限る。）が第八項第一号の漁業協同組合又は同項第二号の法人に対し当該漁業の免許を共同して申請することを申し出た場合も、同様とする。

⑪　第一項又は第二項の申請に係る申請者が第一項、第二項又は第四項のいずれにおいても、その申請者が第一項、第二項又は第四項のいずれにおいて該当するかは、各申請者のうちいずれに該当する者が議決権及び出資額において過半を占めているかによつてきめる。この場合において、いずれに該当する者も議決権及び出資額において過半を占めていない場合は、その申請者は、第一項第二号、第二項第三号又は第四項第二号イに該当するものとする。

⑫　二以上共同して申請した場合において、その申請者が第六項又は第八項に規定する者に該当するかどうかは、各申請者のうち第六項又は第八項に規定する者が議決権及び出資額において過半を占めているかどうかによつて定める。

⑬　法人（株式会社にあつては、公開会社でないものに限る。）が第一項第一号、第二項第一号若しくは第二号又は第四項第二号イに該当する者であつても、その組合員、社員又は株主のうちこれに該当する者の有する議決権の合計が総組合員、総社員又は総株主の議決権の過半を占めており、かつ、その組合員若しくは社員のうちこれに該当する者の出資額又はその組合員若しくは社員のうちこれに該当する者の有する株式の数の合計が総出資額又は発行済株式の総数の過半を占めている場合は、その法人は、これに該当するものとみなす。

⑭　第十一項又は前項の計算については、第二項第一号に該当する者は、同項第二号に該当する者でもあるとみなす。

第一七条　**（区画漁業の免許の優先順位）**

①　区画漁業（真珠養殖及び特定区画漁業権の内容たる区画漁業を除く。）の免許の優先順位は、次の順序による。

一　漁業従事者又は漁業従事者

二　前号に掲げる者以外の者

②　前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

一　漁民

二　前号に掲げる者以外の者

③　前二項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

一　地元地区内に住所を有する者

二　前号に掲げる者以外の者

④　前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

一　その申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者

二　沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のものに経験がある者

⑤　前各項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

一　当該海区において経験がある者

二　前号に掲げる者以外の者

⑥　府県知事は、免許をするには、その申請に係る漁業について次の事項を勘案しなければならない。

一　当該漁業にその者の生計が依存する程度

二　労働条件

三　地元漁民を使用する程度

四　当該漁業についての経験の程度、資本その他経営能力

五　当該漁業の漁場の属する水面において操業する他の漁業との協調その他当該水面の総合的利用に関する配慮の程度

六　前各項の規定の他当該漁業に関しては、前条第十一項及び第十四項の規定の適用する。この場合において、同条第十一項中「第十一項」、「第二項第一号」、「第二項第二号」、「第二項第三号」、「第二項第四号」とあるのは「第十七条第一項第一号」、「第二項第一号」、「第二項第二号」、「第二項第三号」、「第二項第四号」とあるのは「第十七条第一項第二号」、「第二項第一号」、「第二項第二号」、「第二項第三号」、「第二項第四号」とあるのは「第十七条第一項第三号」、「第二項第一号」、「第二項第二号」、「第二項第三号」、「第二項第四号」とあるのは「第十七条第一項第四号」、「第二項第一号」、「第二項第二号」、「第二項第三号」、「第二項第四号」とあるのは「第十七条第一項第五号」、「第二項第一号」、「第二項第二号」、「第二項第三号」、「第二項第四号」とあるのは「第十七条第一項第六号」、「第二項第一号」、「第二項第二号」、「第二項第三号」、「第二項第四号」とあるのは「第十七条第一項第七号」と、同条第十一項第一号、第二項第一号、第二項第二号、第二項第三号、第二項第四号、第二項第五号、第二項第六号、第二項第七号、第二項第八号、第二項第九号、第二項第十号、第二項第十一号、第二項第十二号、第二項第十三号、第二項第十四号、第二項第十五号、第二項第十六号、第二項第十七号、第二項第十八号、第二項第十九号、第二項第二十号、第二項第二十一号、第二項第二十二号、第二項第二十三号、第二項第二十四号、第二項第二十五号、第二項第二十六号、第二項第二十七号、第二項第二十八号、第二項第二十九号、第二項第三十号、第二項第三十一号、第二項第三十二号、第二項第三十三号、第二項第三十四号、第二項第三十五号、第二項第三十六号、第二項第三十七号、第二項第三十八号、第二項第三十九号、第二項第四十号、第二項第四十一号、第二項第四十二号、第二項第四十三号、第二項第四十四号、第二項第四十五号、第二項第四十六号、第二項第四十七号、第二項第四十八号、第二項第四十九号、第二項第五十号、第二項第五十一号、第二項第五十二号、第二項第五十三号、第二項第五十四号、第二項第五十五号、第二項第五十六号、第二項第五十七号、第二項第五十八号、第二項第五十九号、第二項第六十号、第二項第六十一号、第二項第六十二号、第二項第六十三号、第二項第六十四号、第二項第六十五号、第二項第六十六号、第二項第六十七号、第二項第六十八号、第二項第六十九号、第二項第七十号、第二項第七十一号、第二項第七十二号、第二項第七十三号、第二項第七十四号、第二項第七十五号、第二項第七十六号、第二項第七十七号、第二項第七十八号、第二項第七十九号、第二項第八十号、第二項第八十一号、第二項第八十二号、第二項第八十三号、第二項第八十四号、第二項第八十五号、第二項第八十六号、第二項第八十七号、第二項第八十八号、第二項第八十九号、第二項第九十号、第二項第九十一号、第二項第九十二号、第二項第九十三号、第二項第九十四号、第二項第九十五号、第二項第九十六号、第二項第九十七号、第二項第九十八号、第二項第九十九号、第二項第百号、第二項第百一号、第二項第百二号、第二項第百三号、第二項第百四号、第二項第百五号、第二項第百六号、第二項第百七号、第二項第百八号、第二項第百九号、第二項第百十号、第二項第百十一号、第二項第百十二号、第二項第百十三号、第二項第百十四号、第二項第百十五号、第二項第百十六号、第二項第百十七号、第二項第百十八号、第二項第百十九号、第二項第百二十号、第二項第百二十一号、第二項第百二十二号、第二項第百二十三号、第二項第百二十四号、第二項第百二十五号、第二項第百二十六号、第二項第百二十七号、第二項第百二十八号、第二項第百二十九号、第二項第百三十号、第二項第百三十一号、第二項第百三十二号、第二項第百三十三号、第二項第百三十四号、第二項第百三十五号、第二項第百三十六号、第二項第百三十七号、第二項第百三十八号、第二項第百三十九号、第二項第百四十号、第二項第百四十一号、第二項第百四十二号、第二項第百四十三号、第二項第百四十四号、第二項第百四十五号、第二項第百四十六号、第二項第百四十七号、第二項第百四十八号、第二項第百四十九号、第二項第百五十号、第二項第百五十一号、第二項第百五十二号、第二項第百五十三号、第二項第百五十四号、第二項第百五十五号、第二項第百五十六号、第二項第百五十七号、第二項第百五十八号、第二項第百五十九号、第二項第百六十号、第二項第百六十一号、第二項第百六十二号、第二項第百六十三号、第二項第百六十四号、第二項第百六十五号、第二項第百六十六号、第二項第百六十七号、第二項第百六十八号、第二項第百

養殖業を内容とする区画漁業権、第六条第五項第五号に規定する内水面水産資源の保護に関する区画漁業権（特定区画漁業権及び真珠養殖業を内容とする区画漁業権を除く。）又は共同漁業権にあつては十年、その他の漁業権にあつては五年とする。

② 都道府県知事は、漁業調整の必要に応じ、前項の期間より短い期間を定めることができる。

（漁業権の分割又は変更）

第二条① 漁業権を分割し、又は道府県知事に申請してその免許を受けなければならない。

② 都道府県知事は、漁業調整その他公益に支障を及ぼすと認める場合には、前項の免許をしてはならない。

③ 第一項の場合においては、第十三条（海区漁業調整委員会への諮問）及び第十三条（免許をしない場合）の規定を準用する。

（漁業権の性質）

第三条① 漁業権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用する。

② 民法（明治二十九年法律第八十九号）第二編第九章（質権）の規定は定置漁業権及び区画漁業権（特定区画漁業権であつて漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の有するものを除く。次条、第二十六条及び第二十七条において同じ。）に、第八章から第十章まで（先取特権、質権及び抵当権）の規定は特定区画漁業権であつて漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の有するものに、いずれも適用しない。

（抵当権の設定）

第四条① 定置漁業権又は区画漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物は、民法第三百七十条（抵当権の効力の及ぶ範囲）の規定の準用に関しては、漁業権に付加してこれと一体を成す物とみなす。定置漁業権又は区画漁業権が先取特権の目的である場合も、同様とする。

② 定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権の設定は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

③ 都道府県知事は、定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権の設定が、当該漁業の経営に必要な資金の融通のためやむを得ないと認められる場合でなければ、前項の認可をしてはならない。

④ 第二項の認可をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

（特定区画漁業権の譲渡により先取特権又は抵当権が消滅する場合）

第五条① 特定区画漁業権が先取特権又は抵当権の目的である場合において、第二十七条第一項の通知を受けた漁業権者がこれを漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に譲渡するには、漁業権者は、先取特権者（登録した者に限る。以下同じ。）の同意を得なければならない。

② 先取特権者又は抵当権者は、正当な事由がなければ、前項の同意を拒むことができない。

③ 第一項の譲渡があつたときは、先取特権又は抵当権は、消滅する。

（漁業権の移転の制限）

第六条① 漁業権は、相続又は法人の合併若しくは分割による場合を除き、移転の目的となることができない。ただし、定置漁業権及び区画漁業権については、滞納処分による場合、先取特権者若しくは抵当権者がその権利を実行する場合又は第十七条第二項の通知を受けた者が譲渡する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、この限りでない。

② 都道府県知事は、第十二条第一項、第六項に規定する適格性を有する者に移転するときは、前項の認可をしてはならない。

③ 前項の規定により認可をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（相続又は法人の合併若しくは分割によつて取得した定置漁業権又は区画漁業権）

第七条① 相続又は法人の合併若しくは分割によつて定置漁業権又は区画漁業権を取得した者は、取得の日から二箇月以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

② 都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴き、前項の者が第十二条第一項に規定する適格性を有する者でないと認めるときは、一定期間内に譲渡しなければその漁業権を取り消すべき旨をその者に通知しなければならない。

（水面使用の権利義務）

第八条① 漁業権者が有する水面使用に関する権利義務（当該漁業権者が当該漁業権の免許の際に付された条件その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）は、漁業権処分に従う。

（貸付けの禁止）

第九条 漁業権は、貸付けの目的となることができない。

（登録した権利者の同意）

第一〇条① 漁業権は、第五十条の規定により登録した権利者の同意を得なければ、分割し、変更し、又は放棄することができない。

② 第十三条第二項から第四項まで（同意が得られない場合等）の規定は、前項の同意に準用する。

（組合員の同意）

第一一条 第八条第三項から第五項までの規定は、漁業協同組合が漁業権を内容とする区画漁業権又は第一種共同漁業を内容とする共同漁業権を分割し、変更し、又は放棄しようするときに準用する。この場合において、同条第三項中「当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者」とあるのは「当該漁業権の内容たる漁業を営む組合員」と読み替えるものとする。

（漁業権の共有）

第一二条① 漁業権の各共有者は、他の共有者の三分の二以上の同意を得なければ、その持分を処分することができない。

② 第十一条第二項から第四項まで（同意が得られない場合等）の規定は、前項の同意に準用する。

③ 漁業権の各共有者がその共有に属する漁業権を変更するために他の共有者の同意を得ようとする場合においては、第十三条第二項から第四項まで（同意が得られない場合等）の規定を準用する。

（漁業権の制限又は条件）

第一四条① 都道府県知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、免許をするにあたり、漁業権に制限又は条件を付けることができる。

② 前項の制限又は条件を付けようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

③ 第一項の規定による制限又は条件の付加については、第十一条第六項の規定を準用する。

④ 都道府県知事は、免許後、海区漁業調整委員会が漁業調整その他公益上必要があると認めて申請したときは、漁業権に制限又は条件を付けることができる。

⑤ 海区漁業調整委員は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ、当該漁業権者に制限又は条件を付ける理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

⑥ 前項の意見の聴取に際しては、当該漁業権者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

⑦ 当該漁業権者又はその代理人は、第五項の規定による通知があつた時から意見の聴取が終結する時までの間、海区漁業調整委員会に対し、当該事案についての調査の結果に関する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、海区漁業調整委員会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由がないときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

⑧ 前三項に定めるものほか、海区漁業調整委員会が行う第五項の意見の聴取に関し必要な事項は、政令で定める。

（休業の届出）

第一五条 漁業権者が、漁業時期以上にわたつて休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

（休業中の漁業許可）

第一六条① 前条の休業期間中は、第十四条第一項に規定する適格性を有する者は、第九条の規定にかかわらず、都道府県知事の許可を受けて当該漁業権の内容たる漁業を営むことができる。

② 前項の許可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

③ 第一項の許可については、第十二条第五項及び第六項（意見の聴取）、第十二条第一項（免許をしない場合）、第十四条（漁業権の制限又は条件）、前条（休業の届出）、次条、第三十八条第一項（第十五条（漁業権の取消し）の規定を準用する。この場合において、第三十八条第一項中「第十四条」とあるのは、「第十四条第一項」と読み替えるものとする。

（公益上の必要による漁業権の変更、取消し又は一定期間の停止）

第一七条① 他の公益上必要があると認めるときは、漁業権の敷設その他公益上必要があると認めるときは、漁業権を変更し、取り消し、又はその行使の一定期間の停止を命ずることができる。

② 漁業権者が漁業に関する法令の規定に違反したときもまた前三項の規定に基づき処分により漁業権の行使を停止された期間中他の者が当該漁業を営もうとする場合に、漁業権者が漁業を営むことができない。

（休業による漁業権の取消し）

第一七条の二① 免許を受けた日から一年間、又は引き続き二年間休業したときは、都道府県知事は、その漁業権を取り消すことができる。

② 漁業権者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第三十九条第一項の規定に基づく処分、第六十五条第一項若しくは第二項の規定に基づく命令、第六十七条第一項の規定に基づく命令、第六十八条第一項の規定に基づく指示又は同条第四項に基づく命令により漁業権の行使を停止された期間は、前項の期間に算入しない。

③ 第一項の規定により漁業権を取り消そうとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

④ 前項の場合には、第三十四条第五項から第八項までの規定は、第一項の規定により漁業権を取り消そうとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（適格性の喪失等による漁業権の取消し）

第二八条① 漁業の免許を受けた後に漁業権者が第十四条に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、都道府県知事は、漁業権者が適格性を有する者でなければならない。

② 前項の規定により漁業権を取り消そうとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

③ 漁業権者以外の者が実質上該漁業権の内容たる漁業を経営をしており、且つ、その者には第十五条から第十九条までの規定による免許をしてはならないと認めて、海区漁業調整委員会が漁業権を取り消すべきことを申請したときは、都道府県知事は、漁業権を取り消すことができる。

④ 前項の規定は、適用については、漁業権者たる漁業協同組合が他の者の出資を受けて当該漁業の内容たる漁業を営む場合において、当該出資額が出資総額の過半を占めていることをもつてその他の者が実質上当該漁業の経営を支配していると解釈してはならない。

⑤ 第二項の場合には前条第四項から第六項までの規定を準用する。

（公益上の必要による漁業権の変更、取消し又は一定期間の停止）

第二九条① 他の公益上必要があると認めるときは、漁業権を変更し、取り消し、又はその行使の一定期間の停止を命ずることができる。

② 漁業権者が漁業に関する法令の規定に違反したときもまた前

項に同じである。

③ 前二項の規定による処分をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

④ 前項の場合には、第三十七条第四項（意見の聴取）の規定を準用する。

⑤ 前項又は第二項の規定による漁業権の変更若しくは取消又はその行使の停止については、第十一条第六項の規定を準用する。

⑥ 都道府県は、第一項の規定による漁業権の変更若しくは取消し又はその行使の停止によつて生じた損失を当該漁業権者に対し補償しなければならない。

⑦ 前項の規定により補償すべき損失は、同項の処分によつて通常生ずべき損失とする。

⑧ 第六項の補償金額は、都道府県知事が海区漁業調整委員会の意見を聴いて決定する。

⑨ 前項の補償金額に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

⑩ 前項の訴えにおいては、都道府県を被告とする。

⑪ 第一項の規定により取り消された漁業権の上に先取特権又は抵当権があるときは、当該先取特権者又は抵当権者から供託をしてもよい旨の申出がある場合を除き、都道府県は、その補償金を供託しなければならない。

⑫ 前項の先取特権者又は抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。

⑬ 第一項の規定による漁業権の変更若しくは取消又はその行使の停止によつて利益を受ける者があるときは、都道府県は、その利益の全部又は一部を負担させることができる。

⑭ 前項の場合には、第九項及び第十項、第三十四条第三項（海区漁業調整委員会への諮問）並びに第三十七条第四項（意見の聴取）の規定を準用する。この場合において、第九項中「増額」とあるのは「減額」と読み替えるものとする。

⑮ 第十三項の規定による負担金は、地方税の滞納処分の例によつて徴収することができる。ただし、先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第四〇条〔**錯誤によつてした免許の取消**〕 錯誤により免許をした場合においてこれを取り消そうとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

第四一条〔**抵当権者の保護**〕① 漁業権を取り消したときは、都道府県知事は、直ちに、先取特権者又は抵当権者にその旨を通知しなければならない。

② 前項の権利者は、通知を受けた日から三十日以内に漁業権の競売を請求することができる。但し、第三十九条第一項の規定による取消又は錯誤によつてした免許の取消の場合は、この限りでない。

③ 漁業権は、前項の期間内又は競売の手続完結の日まで、競売の目的物の範囲内においては、なお存続するものとみなす。

④ 競売に係る売却代金は、競売の費用及び第一項の権利者に対する債務を弁済に充て、その残金は国庫に帰属する。

⑤ 買受人が代金を納付したときは、漁業権の取消しはその効力を生じないものとみなす。

第四二条〔**漁場に定着した工作物の買取**〕 漁業権の価値を増大せしめた漁場に定着する工作物を設置して漁業権が消滅したときは、当該工作物の利用によつて利益を受ける漁業の免許を受けた者に対し、時価をもつて当該工作物を買い取るべきことを請求することができる。

第四二条の二〔**漁業権取得の適格性**〕 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会以外の者は、入漁権を取得することができない。

第四三条〔**入漁権の性質**〕① 入漁権は、物権とみなす。

② 入漁権は、譲渡又は法人の合併による取得の目的となる外、権利の目的となることができない。

③ 入漁権は、漁業権者の同意を得なければ、譲渡することができない。

第四四条〔**入漁権内容の書面化**〕 入漁権については、書面により左に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 入漁すべき区域

二 入漁すべき漁業の種類

三 存続期間の定があるときはその期間

四 入漁料の定があるときはその事項

五 漁業の方法についての定があるときはその事項

六 漁船、漁具又は漁業者の数についての定があるときはその事項

七 入漁者の資格についての定があるときはその事項

八 その他入漁の内容

第四五条〔**裁定による入漁権の設定、変更及び消滅**〕① 入漁権の設定を求めた場合において漁業権者が不当にその設定を拒み、又は入漁の内容が適正でないと認めてその変更若しくは消滅を求めた場合において相手方が不当にその変更若しくは消滅を拒んだときは、入漁権の設定、変更又は消滅を拒まれた者は、海区漁業調整委員会に対して、入漁権の設定、変更又は消滅に関する裁定を申請することができる。

② 前項の規定による裁定の申請があつたときは、海区漁業調整委員会は、相手方にその旨を通知し、かつ、農林水産省令の定めるところにより、これを公示しなければならない。

③ 第一項の規定による裁定の相手方は、前項の公示の日から二週間以内に海区漁業調整委員会に意見書を差し出することができる。

④ 海区漁業調整委員会は、前項の期間を経過した後に審議を開始しなければならない。

⑤ 裁定は、その申請の範囲をこえることができない。

⑥ 裁定においては、左の事項を定めなければならない。

一 入漁権の設定に関する裁定の申請の場合にあつては、設定するかどうか、設定する場合はその内容及び設定の期間

二 入漁権の変更に関する裁定の申請の場合にあつては、変更するかどうか、変更する場合はその内容及び変更の期間

三 入漁権の消滅に関する裁定の申請の場合にあつては、消滅させるかどうか、消滅させる場合は消滅の時期

⑦ 海区漁業調整委員は、裁定をしようとするときは、遅滞なくその旨を裁定の申請の相手方に通知し、かつ、農林水産省令の定めるところにより、これを公示しなければならない。

⑧ 前項の公示があつたときは、その時に、裁定の定めるところにより当事者間に協議がととのつたものとみなす。

第四六条〔**入漁権の存続期間**〕 入漁権は、その目的たる漁業権の存続期間中存続するものとみなす。但し、入漁権者は、何時でもその権利を放棄することができる。

第四七条〔**入漁権の共有**〕 第三十二条及び第三十三条（漁業権の共有）の規定は、入漁権を共有する場合に準用する。

第四八条〔**入漁料の不払等**〕① 入漁権者が入漁料の支払を怠つたときは、漁業権者は、その入漁を拒むことができる。

② 入漁権者が引き続き二年以上入漁料の支払を怠り、又は破産手続開始の決定を受けたときは、漁業権者は、入漁権の消滅を請求することができる。

第四九条〔**入漁料**〕 入漁料は、入漁しないときは、支払わなくてよい。

第五〇条〔**登録**〕① 漁業権、これを目的とする先取特権、抵当権及び入漁権の設定、保存、移転、変更、消滅及び処分の制限並びに第三十九条第一項又は第五項の規定による漁業権の行使の停止及びその解除は、免許漁業原簿に登録する。

② 前項の登録は、登記代るものとする。

③ 免許漁業原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

④ 免許漁業原簿に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）について、同法第四章の規定は、適用しない。

⑤ 前各項に規定するほか、登録に関して必要な規定は、政令で定める。

第五一条〔**裁判所の管轄**〕 裁判所の土地の管轄が不動産所在地によつて定まる場合には、漁場に最も近い沿岸の属する市町村を不動産所在地とみなす。

第三章　指定漁業

第五二条〔**指定漁業の許可**〕① 船舶により行なう漁業であつて政令で定めるもの（以下「指定漁業」という。）を営もうとする者は、船舶ごとに（母船式漁業、製造設備、冷蔵設備を有する母船及びこれに附属する漁業に使用される漁業に使用する船舶を他の処理設備を有する農林水産省令で定める船舶（以下「独航船等」という。）に限り、以下同じ。）にあつては、母船及び独航船等ごとにそれぞれ、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

② 前項の政令は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため漁業者及びその使用する船舶について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政府間又は地方公共団体の相互の関係上当該措置を統一して講ずることが適当であると認められる漁業について定めるものとする。

③ 制定又は改廃を制定し又は改廃する場合には、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

④ 農林水産大臣は、第一項の政令の制定又は改廃のための立案をしようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

⑤ 母船式漁業に係る第一項の許可は、母船にあつてはこれと一体となつて当該漁業に従事する母船（以下「同一の船団」という。）をそれぞれ指定する独航船等（以下「同一の船団に属する独航船等」という。）を、独航船等にあつてはこれと一体となつて当該漁業に従事する母船（以下「同一の船団に属する母船」という。）をそれぞれ指定してするものとする。

⑥ 農林水産大臣は、第一項の許可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その者に対し許可証を交付する。

第五三条〔**削除**〕

第五四条〔**起業の認可**〕① 指定漁業（母船式漁業を除く。）の許可を受けようとする者は、船舶を使用する権利を有しないものは、母船若しくは独航船等を譲り受け、借り受け、又は当該独航船等与同一の船団に属する母船の建造に着手する前又は母船を使用する権利を取得する前に、船舶ごとに、あらかじめ起業につき農林水産大臣の認可を受けることができる。

② 母船式漁業の許可を受けようとする者であつて現に母船又は独航船等を使用する権利を有しないものは、母船若しくは独航船等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他母船若しくは独航船等を使用する権利を取得する前に、あらかじめ起業につき農林水産大臣の認可を受けることができる。

③ 母船式漁業の許可を受けようとする者であつて現に母船又は独航船等を使用する権利を有するものは、当該母船と同一の船団に属する独航船等与同一の船団に属する母船の建造に着手する前又は当該独航船等与同一の船団に属する母船の起業の認可が申請されている場合には、当該母船又は当該独航船等与同一の船団に属する母船の起業の認可が申請されている場合には、あらかじめ起業につき農林水産大臣

の認可を受けることができる。

④　第五十二条第五項の規定は、前項の認可に準用する。

第五五条①　起業の認可を受けた者がその起業の認定漁業の許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であり、かつ、当該認可に係る指定漁業の許可の有効期間中であるときは、次条第一項各号のに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

②　起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から、農林水産大臣の指定した期間内に指定漁業の許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

（許可又は起業の認可をしない場合）

第五六条①　左の各号の一に該当する場合は、農林水産大臣は、指定漁業の許可又は起業の認可をしてはならない。

一　申請者が次条に規定する適格性を有する者でない場合

二　その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至る虞がある場合

三　申請者が当該申請に係る母船と同一の船団に属する独航船等の許可を当該申請に係る独航船等と同一の船団に属する母船について、現に許可若しくは起業の認可を受けており又は受けようとする者と異なる場合において、その申請につきその者の同意がないとき。

②　農林水産大臣は、前項の規定により許可又は認可をしないときは、あらかじめ、当該申請者にその理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

（許可又は起業の認可についての適格性）

第五七条①　指定漁業の許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一　漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。

二　労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。

三　許可を受けようとする船舶（母船式漁業にあつては、母船又は独航船等）が農林水産大臣の定める条件を満たさないこと。

四　その申請に係る漁業を営むに足りる資本その他の経理的基礎を有しないこと。

五　第一号又は第二号の規定にかかわらず、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。

②　農林水産大臣は、前項第三号の条件を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

（公示）

第五八条①　農林水産大臣は、指定漁業の許可又は起業の認可を行つたときは、第五十五条第一項及び第五十九条の規定による場合を除き、当該指定漁業につき、あらかじめ、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整その他公益に支障を及ぼさない範囲内において、かつ、当該指定漁業の経営の他の事情を勘案して、その許可又は起業の認可を申請すべき船舶の総トン数、別の隻数又は総トン数別又は操業区域別若しくは操業期間別の隻数（母船式漁業にあつては、母船の総トン数別の隻数並びに隻数又は総トン数別及び操業区域別若しくは操業期間別の隻数（母船に属する航船等の種類別及び総トン数別の隻数）並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定め、これを公示しなければならない。

②　前項の許可又は起業の認可を申請すべき期間は、三箇月を下ることができない。ただし、農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

③　農林水産大臣は、第一項の規定により公示すべき事項を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。ただし、前項の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

④　農林水産大臣は、一の産定漁業につきその許可を又は起業の認可をしても水産動植物の繁殖保護又は水産資源の繁殖保護又は水産資源の保護培養その他公益に支障を及ぼさないと認めるときは、当該指定漁業につき第一項の規定による公示をしなければならない。

⑤　水産政策審議会は、前項の公示に関し農林水産大臣に意見を述べることができる。

（公示に基づく許可等）

第五八条の二①　前条第一項の規定により公示された許可又は起業の認可を申請すべき期間に許可又は起業の認可を申請した者の申請に対しては、同項の規定により公示された事項の内容と異なる申請をある場合及び第五十六条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。ただし、当該申請が起業の認可に係る場合において、当該申請が前条第一項の規定により公示された事項の内容に適合するものであつても、当該申請に係る母船と同一のれかの船団に属する独航船等について申請の全部又は一部を許可又は起業の認可をしない場合において、当該申請に係る母船と同一の船団に属する独航船等と同一の船団に属する母船について申請の規定により公示した事項の内容と異なる申請である場合及び第五十六条第一項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

②　前項の規定により許可又は起業の認可をしない場合において、申請に係る船舶の隻数（母船式漁業にあつては、母船の数。以下この項から第五項までにおいて同じ）が前条第一項の規定により公示された船舶の隻数を超える場合において、その申請の、許可又は起業の認可をしないことは、前項の規定にかかわらず、農林水産大臣は、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定める。

③　農林水産大臣は、第一項の規定により許可又は起業の認可をしないこととなる場合において、その申請の、許可又は起業の認可をしないことにより公示した船舶の隻数を超える場合において、次の順序に従つて、他の申請に優先して許可又は起業の認可をしなければならない。

一　現に当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けている者（次号の申請に係る許可又は起業の認可の申請をあつては、新技術の企業化により起業の認可を受けている者に同程度の漁業生産を確保することが可能となつたと認められる場合に適合する者に対する申請に係る許可若しくは起業の認可又は申請の却下を受けていた者を含む。）が当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けており又は受けていた者にあつては、当該起業の認可を受けており又は受けていた者にあつては、当該許可又は起業の認可の有効期間の満了日の到来のため当該許可又は起業の認可に係る（船舶と同一の船舶についてした申請（母船式漁業の許可又は起業の認可に係る母船及び独航船等の部について、当該許可又は起業の認可に係る母船又は独航船等と同一の母船又は独航船等についてした申請）

二　漁業生産の発展に特に寄与すると農林水産大臣が認める試験研究は新技術の企業化のために使用する船舶について申請

三　現に当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けている者（次号の申請に係る許可又は起業の認可を申請しようとする者と同種の漁業生産を確保することが可能となつたと認められる場合に適合する者に対する申請に係る許可又は起業の認可の申請の却下を受けていた者を含む。）が当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けており又は受けていた者にあつては、当該起業の認可を受けており又は受けていた者にあつては、当該許可又は起業の認可の有効期間の満了日の到来のため当該許可又は起業の認可に係る（船舶と同一の船舶についてした申請（母船式漁業の許可又は起業の認可に係る母船及び独航船等の部について、当該許可又は起業の認可に係る母船又は独航船等と同一の母船又は独航船等についてした申請）

四　当該指定漁業の許可又は起業の認可の申請をした者が、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第五十六条第一項各号のいずれにも該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

（許可等の特例）

第五九条　次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第五十六条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

一　指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、その許可の期間中に、その許可を受けた船舶（母船式漁業にあつては、母船を当該指定漁業の許可又は起業の認可に係る母船等、以下この項から第三号までにおいて同じ）を当該指定漁業の許可又は起業の認可に係る母船等と同一の船団に属する母船等に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可申請した場合

二　指定漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六箇月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合

三　指定漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を誤つて受け、借り受け、その返還を受け、その他相受け又は法人の合併若しくは分割に伴い当該指定漁業の許可又は起業の認可を申請した場合

四　母船式漁業について第一号又は第二号の規定により許可又は起業の認可が申請された場合において、従前の母船若しくは独航船等を当該母船式漁業に使用することを廃止し、又は従前の母船若しくは独航船等が滅失し若しくは沈没したため従前の母船若しくは独航船等は前の独航船等と同一の船団に属する独航船等又は前の独航船等と同一の船団に属する母船に係る母船式漁業の許可又は起業の認可を受けていた者が、当該許可若しくは起業の認可を受けていた効力を失つたことにより、その許可又は起業の認可に係る独航船等若しくは母船又はこれらに代えて他独航船等若しくは母船を当該申請に係る独航船等と同一の船団に属する母船等又は当該申請に係る母船と同一の船団に属する母船として許可又は起業の認可を申請したとき。

⑦　農林水産大臣は、第三項第一号の農林水産省令及び第二項の農林水産省令並びに第四項及び第五項の規定によつて許可又は起業の認可の申請を受けたときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

（許可の有効期間）

第六〇条①　指定漁業の許可の有効期間は、五年とする。ただし、前条第一項の規定によつて許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

②　前項の有効期間は、同一の指定漁業については同一の期日に満了するようにしなければならない。

三　当該指定漁業の許可又は起業の認可の申請を受けている者について、次条各号の規定により許可又は起業の認可の申請をし、これに対する許可若しくは起業の認可又は申請の却下を受けた日から、当該指定漁業の許可有効期間の満了箇月前の前六箇月以内に滅失し又は沈没した場合

四　当該指定漁業の許可又は起業の認可の申請をした者が、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けている内容と同一であるときは、第五十六条第一項各号のいずれにも該当しない場合

（許可又は起業の認可の申請）

第六一条①　指定漁業の許可又は起業の認可を受けようとする者は、次条第一項の規定により公示された許可又は起業の認可を申請しなければならない。

②　前項の許可又は起業の認可を申請しようとする者は、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

（許可又は起業の認可の申請の却下）

第六二条①　農林水産大臣は、指定漁業の許可又は起業の認可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であり、かつ、当該認可に係る指定漁業の許可の有効期間中であるときは、次条第一項各号のに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

②　起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から、農林水産大臣の指定した期間内に指定漁業の許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

（許可又は起業の認可をしない場合）

第六六条①　左の各号の一に該当する場合は、農林水産大臣は、指定漁業の許可又は起業の認可をしてはならない。

一　申請者が次条に規定する適格性を有する者でない場合

二　その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至る虞がある場合

三　申請者が当該申請に係る母船と同一の船団に属する独航船等の許可を当該申請に係る独航船等と同一の船団に属する母船について、現に許可若しくは起業の認可を受けており又は受けようとする者と異なる場合において、その申請につきその者の同意がないとき。

②　農林水産大臣は、前項の規定により許可又は認可をしないときは、あらかじめ、当該申請者にその理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

（許可又は起業の認可についての適格性）

第七七条①　指定漁業の許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一　漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。

二　労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。

三　許可を受けようとする船舶（母船式漁業にあつては、母船又は独航船等）が農林水産大臣の定める条件を満たさないこと。

四　その申請に係る漁業を営むに足りる資本その他の経理的基礎を有しないこと。

五　第一号又は第二号の規定にかかわらず、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。

②　農林水産大臣は、前項第三号の条件を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

（公示）

第八八条①　農林水産大臣は、指定漁業の許可又は起業の認可を行つたときは、第五十五条第一項及び第五十九条の規定による場合を除き、当該指定漁業につき、あらかじめ、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整その他公益に支障を及ぼさない範囲内において、かつ、当該指定漁業の経営の他の事情を勘案して、その許可又は起業の認可を申請すべき船舶の総トン数、別の隻数又は総トン数別又は操業区域別若しくは操業期間別の隻数（母船式漁業にあつては、母船の総トン数別の隻数並びに隻数又は総トン数別及び操業区域別若しくは操業期間別の隻数）並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定め、これを公示しなければならない。ただし、農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

②　前項の規定により公示すべき事項を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。ただし、前項の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

③　農林水産大臣は、第一項の規定により公示すべき事項を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。ただし、前項の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

④　農林水産大臣は、一の産定漁業につきその許可を又は起業の認可をしても水産動植物の繁殖保護又は水産資源の繁殖保護又は水産資源の保護培養その他公益に支障を及ぼさないと認めるときは、当該指定漁業につき第一項の規定による公示をしなければならない。

⑤　水産政策審議会は、前項の公示に関し農林水産大臣に意見を述べることができる。

（公示に基づく許可等）

第八八条の二①　前条第一項の規定により公示された許可又は起業の認可を申請すべき期間に許可又は起業の認可を申請した者の申請に対しては、同項の規定により公示された事項の内容と異なる申請をある場合及び第五十六条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。ただし、当該申請が起業の認可に係る場合において、当該申請が前条第一項の規定により公示された事項の内容に適合するものであつても、当該申請に係る母船と同一のれかの船団に属する独航船等について申請の全部又は一部を許可又は起業の認可をしない場合において、当該申請に係る母船と同一の船団に属する独航船等と同一の船団に属する母船について申請の規定により公示した事項の内容と異なる申請である場合及び第五十六条第一項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

②　前項の規定により許可又は起業の認可をしない場合において、申請に係る船舶の隻数（母船式漁業にあつては、母船の数。以下この項から第五項までにおいて同じ）が前条第一項の規定により公示された船舶の隻数を超える場合において、その申請の、許可又は起業の認可をしないことは、前項の規定にかかわらず、農林水産大臣は、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定める。

③　農林水産大臣は、第一項の規定により許可又は起業の認可をしないこととなる場合において、その申請の、許可又は起業の認可をしないことにより公示した船舶の隻数を超える場合において、次の順序に従つて、他の申請に優先して許可又は起業の認可をしなければならない。

一　現に当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けている者（次号の申請に係る許可又は起業の認可の申請をあつては、新技術の企業化により起業の認可を受けている者に同程度の漁業生産を確保することが可能となつたと認められる場合に適合する者に対する申請に係る許可又は起業の認可の申請の却下を受けていた者を含む。）が当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けており又は受けていた者にあつては、当該起業の認可を受けており又は受けていた者にあつては、当該許可又は起業の認可の有効期間の満了日の到来のため当該許可又は起業の認可に係る（船舶と同一の船舶についてした申請（母船式漁業の許可又は起業の認可に係る母船及び独航船等の部について、当該許可又は起業の認可に係る母船又は独航船等と同一の母船又は独航船等についてした申請）

二　漁業生産の発展に特に寄与すると農林水産大臣が認める試験研究は新技術の企業化のために使用する船舶について申請

三　現に当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けている者（次号の申請に係る許可又は起業の認可を申請しようとする者と同種の漁業生産を確保することが可能となつたと認められる場合に適合する者に対する申請に係る許可又は起業の認可の申請の却下を受けていた者を含む。）が当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けており又は受けていた者にあつては、当該起業の認可を受けており又は受けていた者にあつては、当該許可又は起業の認可の有効期間の満了日の到来のため当該許可又は起業の認可に係る（船舶と同一の船舶についてした申請（母船式漁業の許可又は起業の認可に係る母船及び独航船等の部について、当該許可又は起業の認可に係る母船又は独航船等と同一の母船又は独航船等についてした申請）

四　当該指定漁業の許可又は起業の認可の申請をした者が、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第五十六条第一項各号のいずれにも該当しない場合

（許可等の特例）

第八九条　次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第五十六条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

一　指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、その許可の期間中に、その許可を受けた船舶（母船式漁業にあつては、母船を当該指定漁業の許可又は起業の認可に係る母船等、以下この項から第三号までにおいて同じ）を当該指定漁業の許可又は起業の認可に係る母船等と同一の船団に属する母船等に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可申請した場合

二　指定漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六箇月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合

三　指定漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を誤つて受け、借り受け、その返還を受け、その他相受け又は法人の合併若しくは分割に伴い当該指定漁業の許可又は起業の認可を申請した場合

四　母船式漁業について第一号又は第二号の規定により許可又は起業の認可が申請された場合において、従前の母船若しくは独航船等を当該母船式漁業に使用することを廃止し、又は従前の母船若しくは独航船等が滅失し若しくは沈没したため従前の母船若しくは独航船等は前の独航船等と同一の船団に属する独航船等又は前の独航船等と同一の船団に属する母船に係る母船式漁業の許可又は起業の認可を受けていた者が、当該許可若しくは起業の認可を受けていた効力を失つたことにより、その許可又は起業の認可に係る独航船等若しくは母船又はこれらに代えて他独航船等若しくは母船を当該申請に係る独航船等と同一の船団に属する母船等又は当該申請に係る母船と同一の船団に属する母船として許可又は起業の認可を申請したとき。

⑦　農林水産大臣は、第三項第一号の農林水産省令及び第二項の農林水産省令並びに第四項及び第五項の規定によつて許可又は起業の認可の申請を受けたときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

（許可等の有効期間）

第九〇条①　指定漁業の許可の有効期間は、五年とする。ただし、前条第一項の規定によつて許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

②　前項の有効期間は、同一の指定漁業については同一の期日に満了するようにしなければならない。

有効な改正前規定（漁業法　六一条～六七条）

③　農林水産大臣は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のために必要な限度において、水産政策審議会の意見を聴いて、第一項の期間より短い期間を定めることができる。

（変更の許可）

第六一条　指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、その許可又は起業の認可を受けた船舶（母船式漁業にあつては、母船又は独航船等。以下この条及び次条において同じ。）について、その船舶の総トン数を増加し、又は操業区域その他農林水産省令で定める事項を変更しようとするときは、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

（相続又は法人の合併若しくは分割）

第六二条①　指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により指定漁業を営むべき者を定めたときは、その者。合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人又は分割によつて当該船舶を承継した法人は、当該指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

②　前項の規定により指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、承継の日から二箇月以内にその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（許可等の失効）

第六三条の二①　次の各号のいずれかに該当する場合は、当該指定漁業の許可又は起業の認可は、その効力を失う。

一　指定漁業の許可を受けた船舶が、母船式漁業にあつては、母船又は独航船等。次号及び第三号において同じ。）を当該指定漁業に使用すること を廃止したとき。

二　指定漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し又は沈没したとき。

三　指定漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸与し、付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失つたとき。

②　団に属する独航船等の全部又は当該独航船等と同一の船次の各号のいずれかに該当する場合は、当該母船と同一の船団に属する母船に係る母船式漁業の許可又は起業の認可は、その効力を失う。

一　母船式漁業の許可を受けた船舶又は同一の船団に属する独航船等の全部が滅失し又は沈没したとき。

二　母船式漁業の許可を受けた船舶又は同一の船団に属する独航船等の全部を譲渡し、貸与し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失つたとき。

三　母船式漁業の許可を受けた船舶又は同一の船団に属する独航船等の全部を使用する権利を失つたとき。

四　母船又は同一の船団に属する独航船等の全部に係る母船式漁業の許可又は起業の認可が次条第一項若しくは第二項又は第六十三条において準用する第三十九条第一項の規定により取り消されたとき。

（適格性の喪失等による許可等の取消し）

第六二条の三①　農林水産大臣は、指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者が第五十六条第一項第二号又は第五十七条第一項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当することとなつたときは、当該指定漁業の許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

②　農林水産大臣は、指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者が第五十六条第四号に該当することとなつたときは、当該指定漁業の許可又は起業の認可を取り消すことができる。

③　前三項の規定による許可又は起業の認可の取消しに係る聴問の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（許可証の書換え交付等）

第六二条の四　許可証の書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（準用規定）

第六三条①　指定漁業の許可又は起業の認可に関しては、第三十四条第一項（漁業権の制限又は条件）、第三十五条（休業の届出）、第三十七条第一項（及び第二項）、第三十九条第一項、同条第四項（第三十七条第一項及び第十三項から第十五項まで（漁業権の取消し）並びに水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十二条（漁業従事者に対する措置）の規定を準用する。この場合において、「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、「免許をするにあたり」とあるのは「公益上必要があるときは、免許をするにあたり」と、「公益上必要があるときは」とあるのは「産卵植物の繁殖保護、漁業調整」と、同条第一項中「漁業調整」とあるのは「産卵植物の繁殖保護」と、同条第六項、第十項及び第十三項中「都道府県」とあるのは「国」と、同条第八項中「都道府県知事が海区漁業調整委員の意見を聴い」とあるのは「農林水産大臣が」と、同条第四項中「第十項」とあるのは「第三十項」、第三十四条第二項（海区漁業調整委員会への諮問）並びに第三十五項中「地方税の徴収（意見の聴取）」とあるのは「国税滞納処分」と、同法第十一条中「第十条第一項」とあるのは「漁業法第六十三条において準用する同法第十九条第一項」と、同条第四項の告示の日」とあるのは「その許可の取消しの日」と読み替えるものとする。

②　農林水産大臣は、前項において準用する第三十四条第一項又は第三十九条第一項若しくは第二項の規定による制限若しくは条件の付加又は変更若しくは停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

③　農林水産大臣は、第一項において準用する第三十九条第十三項の規定によりその処分をしようとするときは、行政手続法第十三条の規定にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

④　第一項において準用する第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十七条第一項及び第三十九条第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（水産政策審議会に対する報告）

第六四条　農林水産大臣は、毎年少なくとも一回、水産政策審議会に対し、指定漁業の許可及び起業の認可の状況を報告するものとする。

第四章　漁業調整

（漁業調整に関する命令）

第六五条①　農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業取締その他漁業調整のため、特定の種類の水産動植物であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものにより営む漁業（水産動植物の採捕に係るものに限る。）を禁止し、又はこれらの漁業について、農林水産省令若しくは規則で定めるところにより、農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。

②　農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業取締りその他漁業調整のため、次に掲げる事項に関して必要な農林水産省令又は規則を定めることができる。

一　水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止　前項の規定により漁業を営むことを禁止すること及び農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととするこ と（を除く。）

二　水産動植物若しくはその製品の販売又は所持に関する制限又は禁止

三　漁具又は漁船に関する制限又は禁止

④　前項の規定による農林水産省令又は規則には、必要な罰則を設けることができる。

⑤　前項の罰則に規定することができる罰は、農林水産省令については二年以下の懲役、五十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科、規則にあつては六月以下の懲役、十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科とする。

⑥　第二項の規定による農林水産省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁具、その製品、漁船及び漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物の没収並びに犯人が所有していないこれらの物件の用に供されるその価額の追徴に関する規定を設けることができる。

⑦　農林水産大臣は、第一項及び第二項の農林水産省令を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

⑧　都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を定めようとするときは、都道府県知事が海区漁業調整委員の意見を聴かなければならない。

（許可を受けない中型まき網漁業等の禁止）

第六六条①　中型まき網漁業、瀬戸内海機船船びき網漁業、小型機船底びき網漁業、中型機船底びき網漁業又は小型さけ・ます流し網漁業を営もうとする者は、船舶ごとに都道府県知事の許可を受けなければならない。

②　「中型まき網漁業」とは、総トン数五十トン以上二十トン未満の船舶によりまき網を使用して行う漁業（指定漁業を除く。）をいい、「小型機船底びき網漁業」とは、総トン数十トン未満の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業をいい、「瀬戸内海機船船びき網漁業」とは、瀬戸内海（第百十条第三項に規定する瀬戸内海をいう。）において総トン数五トン以上の動力漁船により船びき網を使用して行う漁業をいい、「小型さけ・ます流し網漁業」とは、総トン数三十トン未満の動力漁船により流し網を使用してさけ又はますをとる漁業（母船式漁業を除く。）をいう。

③　農林水産大臣は、漁業調整のため必要があると認めるときは、都道府県知事に第一項の許可をすることができる船舶の隻数、合計総トン数若しくは合計総トン数の最高限度を定め、又は海域を指定し、その海域につき同項の許可をすることができる船舶の総トン数若しくは馬力数の最高限度を定めることができる。

④　農林水産大臣は、前項の規定により最高限度を定めようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

⑤　都道府県知事は、第三項の規定により定められた最高限度を超える船舶に対しては、第一項の許可を与えてはならない。

⑥　都道府県知事は、第三項の規定により定められた最高限度を超えて第一項の許可を与えてはならない。

（海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

第六七条①　海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、漁業権の行使を適切に、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、漁業権の採捕に関する制限又は禁止、漁業権の行使を制限する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

②　前項の規定による海区漁業調整委員会の指示が同項の規定による連合海区漁業調整委員会の指示に抵触するときは、当該海区漁業調整委員会の指示は、抵触する範囲においてその効力を有しない。

③　都道府県知事は、海区漁業調整委員会は連合海区漁業調整委員会に対し、第一項の指示について必要な指示をすることができる。この場合には、都道府県知事は、あらかじめ、農林水産大臣に当該指示の内容を通知しなければならない。

④　第一項の場合において、都道府県知事は、その指示が妥当でないと認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

⑤　第一項の規定による指示については、第十一条第六項の規定を準用する。この場合において、同項中「都道府知事」とあるのは「海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会」と読み替えるものとする。

⑥　前項において準用する第十一条第六項の規定による指示に従つてされた第一項の指示については、第四項の規定は適用しない。

⑦　農林水産大臣は、第五項において準用する第十一条第六項の規定により指示をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事に当該指示の内容を通知しなければならない。ただし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十条の六第一項の指定による通知をした場合は、この限りでない。

⑧　第一項の指定を受けたときは、漁業法漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる。

⑨　都道府県知事は、前項の申請を受けたときは、その申請に係る者に対して、異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を催告しなければならない。

⑩　前項の期間は、十五日を下ることができない。

⑪　第九項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないときは、異議の申出に理由がないときは、第八項の申請に係る者に対し、第一項の指示に従うべきことを命ずることができる。

⑫　都道府県知事が前項の規定による命令をしない場合には、第十一条第六項の規定を準用する。

（広域漁業調整委員会の指示）

第八六条①　広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権（第百三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事を指定した場合を除く。）の行使を適切にし、漁場（同条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行うものに限る。）の使用に関する紛争の防止を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

②　前条第一項の規定による海区漁業調整委員会の指示が前項の規定による広域漁業調整委員会の指示に抵触するときは、当該海区漁業調整委員会は連合海区漁業調整委員会の指示は、抵触する範囲においてその効力を有しない。

③　農林水産大臣は、広域漁業調整委員会に対し、第一項の指示について必要な指示をすることができる。

④　第一項の規定による指示については、前条第四項から第十一項までの規定を準用する。この場合において、同条第四項、第八項、第九項及び第十一項中「海区漁業調整委員会」とあるのは「農林水産大臣」と、同条第八項中「広域漁業調整委員会」とあるのは「連合海区漁業調整委員会」と読み替えるものとする。

第八九条から第七一条まで（**漁場又は漁員の標識**）　削除

第七二条　都道府県知事は、漁業者、漁業従事者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対して、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命ずることができる。

（公共の用に供しない水面）

第七三条　公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面又は第四条の水面に隣するものには、命令をもつて第六十五条（漁業調整に関する命令）の規定及びこれに係る罰則を適用することができる。

（漁業監督官の協力）

第七四条①　農林水産大臣又は都道府県知事は、所部の職員の中から漁業監督官又は漁業監督吏員を命じ、漁業に関する法令の励行に関する事務をつかさどらせる。

②　漁業監督官の資格について必要な事項は、政令で定める。

③　漁業監督官又は漁業監督吏員は、必要があると認めるときは、漁場、船舶、事業所、倉庫等に臨んでその状況若しくは帳書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。

④　漁業監督官又は漁業監督官がその職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを呈示しなければならない。

⑤　漁業監督官及び漁業監督吏員であつてその所属する官公署の察庁の検事正と協議をして指名したものは、漁業に関する罪に関し、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察員として職務を行う。

（漁業監督官と漁業監督吏員の協力）

第七五条の①　農林水産大臣は、捜査上特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、特定の事件につき、当該都道府県の漁業監督吏員を漁業監督官に協力させるべきことを求めることができる。この場合において、当該漁業監督吏員は、捜査に応じなければならない。

②　農林水産大臣は、捜査上特に必要があると認めるときは、農林水産大臣の指揮監督を受けるものとする。

③　都道府県知事は、捜査上特に必要があると認めるときは、漁業監督官の協力を申請することができる。この場合においては、農林水産大臣は、適当と認めるときは、当該漁業監督官を協力させるものとする。

（漁業監督吏員と都道府県の区域）

第七六条　漁業調整委員会及び広域漁業調整委員会は、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び広域漁業調整委員会とする。

②　漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会は、連合海区漁業調整委員会は都道府県知事の監督に、連合海区漁業調整委員会は都道府県知事の監督に、広域漁業調整委員会は農林水産大臣の監督に属する。

第七七条から第八一条まで　削除

第一節　総則

（漁業調整委員会）

第八二条①　漁業調整委員会は、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び広域漁業調整委員会とする。

②　漁業調整委員会は都道府県知事の監督に、連合海区漁業調整委員会は都道府県知事の監督に、広域漁業調整委員会は農林水産大臣の監督に属する。

（所掌事項）

第八三条　漁業調整委員会は、その設置された海区又は海域の区域内における漁業に関する事項を処理する。

第二節　海区漁業調整委員会

（設置）

第八四条①　海区漁業調整委員会は、海面（農林水産大臣が指定する湖沼を含む。第第十八条第二項において同じ）につき農林水産大臣が定める海区に置く。

②　農林水産大臣は、前項の規定により湖沼を指定し、又は海区を定めたときは、これを公示する。

（構成）

第八五条①　海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

②　海区漁業調整委員会は、委員の中から会長を置く。会長は、委員が互選する。

③　但し、委員が会長を選ぶことができないときは、都道府県知事が第三項第三号の委員の中からこれを選任する。

④　委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一　次条の規定により選挙権を有する者のうち選挙権を有する者が同条の規定により被選挙権を有する者のうち選挙した者九人（農林水産大臣が指定する海区に設置される海区漁業調整委員会にあつては、六人）

二　学識経験がある者及び海区内の公益を代表すると認められる者の中から都道府県知事が選任した者六人（前号に規定する海区漁業調整委員会にあつては、四人）

⑤　都道府県知事は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

⑥　専門委員は、学識経験がある者の中から、都道府県知事が選任する。

⑦　委員会には、書記又は補助員を置くことができる。

第八六条から第一〇一条まで　削除

第一〇二条及び第一〇四条　削除

第三節　連合海区漁業調整委員会　及び　第四節　広域漁業調整委員会（第一〇五条から第一一四条まで）（略）

第五節　雑則

第一一五条　削除

（報告徴収等）

第一一六条①　漁業調整委員会又は水産政策審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業者、漁業従事者又は漁業従事者に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員若しくは審議会の事務に従事する者をして漁場、船舶、事業場若しくは事務所について所要の調査をさせることができる。

②　漁業調整委員会又は水産政策審議会は、この法律の規定により権限に属させられた事項を処理するために必要と認めるときは、その委員又は審議会の事務に従事する者をして他人の土地に立ち入つて、測量し、又は測量若しくは検査の障害になる物を移転し、若しくは除去させることができる。

③　前項の場合には、第三十九条第六項から第十二項まで（損失補償）の規定を準用する。この場合において、同条第六項、第十項及び第十一項中「都道府県」とあるのは「広域漁業調整委員会」と、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは「広域漁業調整委員会又は水産政策審議会」と、同条第十項中「都道府県知事が水産政策審議会にあつては国」とあるのは「広域漁業調整委員会又は水産政策審議会にあつては農林水産大臣」と、同条第十項、第十一項及び第十二項中「都道府県」とあるのは「広域漁業調整委員会」とあるのは「広域漁業調整委員会又は水産政策審議会」と、同条第十一項中「都道府県知事が水産政策審議会にあつては国」とあるのは「都道府県知事が海区漁業調整委員会」と読み替えるものとする。

（広域漁業調整委員会等に対する農林水産大臣の監督）

第一一七条　農林水産大臣は、広域漁業調整委員会及び水産政策審議会に対し、監督上必要な命令又は処分をすることができる。

（漁業調整委員会の費用）

第一一八条①　国は、漁業調整委員会（広域漁業調整委員会を除く。次項において同じ）に関する費用の財源に充てるため、都道府県に対し、交付金を交付する。

②　付については、各都道府県の海区の数、海面において漁業を営む者の数及び海岸線の長さを基礎とし、海面の利用の状況その他の各都道府県における漁業調整委員会の運営に関する特別の事情を考慮して政令で定める基準に従つて決定しなければならない。

（委任規定）

第一一九条　この章に規定するもののほか、漁業調整委員会に関して必要な事項は、政令で定める。

第七章　土地及び土地の定着物の使用

（土地の使用及び立入等）

第一二〇条　漁業者、漁業従業員協同組合又は漁業協同組合連合会は、左に掲げる目的のために必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地を使用し、又は立木竹若しくは土石の除去を制限することができる。この場合において、都道府県知事は、当該土地、立木竹又は土石の所有権その他の権利を有する者にその旨を通知し、且つ、公告するものとする。

一　漁場の標識の建設
二　魚見若しくは漁業に関する信号又はこれに必要な設備の建設
三　漁業に必要な目標の保存又は建設

第二二条　漁業者は、必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、特別の用途のない他人の土地に立ち入つて漁業を営むことができる。

第二三条　漁業に関する測量、実地調査又は前二条の目的のために必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は支障となる木竹を伐採し、その他障害物を除去することができる。

第二三条①　前三条の行為をする者は、あらかじめその旨を土地の所有者又は占有者に通知し、且つ、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

②　前項の場合には、第三十九条第七項、第十一項及び第十二項（損失補償）の規定を準用する。

（土地及び土地の定着物の使用）

第二四条①　漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、土地又は土地の定着物が海草乾場、船揚場、漁舎その他漁業上の施設として利用すること必要且つ適当であつて他のものをもつて代えることが著しく困難であるときは、都道府県知事の認可を受けて、当該土地又は当該定着物の所有者その他これに関して権利を有する者に対し、これを使用する権利（以下「使用権」という。）の設定に関する協議を求めることができる。

②　前項の認可申請があつたときは、都道府県知事は、同項の土地又は土地の定着物の所有者その他これに関し権利を有する者、同項の認可を受けようとする者及び海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

③　都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、その旨を土地又は土地の定着物の所有者その他これに関して権利を有する者に通知しなければならない。

④　前項の通知を受けた後は、土地又は土地の定着物の所有者その他これに関して権利を有する者は、第一項の協議がととのうまでは、使用権の目的たる漁業に支障を及ぼす虞がない場合を除き、都道府県知事の許可を受けなければ、当該土地の形質を変更し、又は当該定着物を損壊し、若しくは取去することができない。但し、その協議がととのわない場合において、第百二十五条第一項但書の期間内に同項の裁決の申請がないときは、この限りでない。

⑤　前項の許可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

（使用権設定の裁定）

第二五条①　前条第一項の場合において、協議がととのわず、又は協議をすることができないときは、同項の許可を受けようとする者は、使用権の設定に関する海区漁業調整委員会の裁定を申請することができる。但し、同項の認可を受けた日から二箇月を経過したときは、この限りでない。

②　前項の規定による裁定の申請があつたときは、海区漁業調整委員会は、当該申請に係る土地又は土地の定着物の所有者その他これに関して権利を有する者にその旨を通知し、且つ、これを公示しなければならない。

③　第一項の規定による裁定の申請に係る土地又は土地の定着物の所有者その他これに関して権利を有する者は、前項の公示の日から二週間以内に海区漁業調整委員会に意見書を差し出すことができる。

④　裁定の申請に係る土地又は土地の定着物の所有者は、前項の意見書において、海区漁業調整委員会に対して、当該土地若しくは当該定着物の使用が三箇年以上にわたり、又は当該土地若しくは当該定着物の形質の変更を来すような使用権の設定をすべき旨の裁定をしようとする場合には、これに代えて、当該定着物を買い取るべき旨の裁定をすべきことを申請することができる。

⑤　裁定の申請に係る土地又は土地の定着物を有する者は、第三項の意見書において、海区漁業調整委員会に対し、使用権を設定すべき旨の裁定をしようとする場合には当該工作物の移転料に関する裁定をすべきことを申請することができる。但し、当該工作物が前条第三項の通知があつた後に設置されたものであるときは、この限りでない。

⑥　海区漁業調整委員会は、第三項の期間を経過した後に審議を開始しなければならない。

⑦　裁定は、その申請の範囲をこえることができない。

⑧　海区漁業調整委員会は、土地若しくは土地の定着物の使用が三箇年以上にわたり、又は土地の定着物の形質の変更を来すような使用権の設定をすべき旨の裁定をしようとする場合において第四項の申請があつたときは、これに代えて、当該土地又は当該定着物を買い取るべき旨の裁定をしなければならない。

⑨　海区漁業調整委員会は、使用権を設定すべき旨の裁定をしようとする場合において第三項の申請があつたときは、当該工作物の移転料に関する裁定をしなければならない。

⑩　使用権を設定すべき旨の裁定又は買い取るべき旨の裁定において、左の事項を定めなければならない。

一　使用権を設定すべき土地若しくは土地の定着物並びに設定すべき使用権の内容及び存続期間又は買い取るべき土地若しくは土地の定着物

二　対価並びにその支払の方法及び時期

三　土地は土地の定着物の引渡の時期

五　第五項の申請があつた場合においては移転料並びにその支払方法及び時期

⑪　海区漁業調整委員会は、遅滞なくその旨を当該土地の所有者その他これに関して権利を有する者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

⑫　前項の公示があつたときは、裁定の定めるところにより当事者間に協議がととのつたものとみなす。

⑬　民法第六百十二条（賃借権の譲渡及び転貸の制限）の規定は、

⑭　前項の場合には適用しない。

⑮　第一項若しくは第四項又は第五項の裁定において定める使用権の設定若しくは買取の対価又は移転料の額に不服がある者は、第十一項の公示の日から六月以内に訴えをもつてその増減を請求することができる。

⑯　前項の訴えにおいては、申請者又は該土地若しくは当該定着物の所有者その他これに関して権利を有する者を被告とする。

（土地及び土地の定着物の貸付契約に関する裁定）

第二六条①　漁業者、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会が第二十四条第一項に規定する土地又は土地の定着物を漁業に使用する目的を変更し、又は当該土地の定着物を漁業に使用する目的以外の目的に使用しようとする場合において経済事情の変動その他事情の変更により、その契約の内容が適正でなくなつたと認めるときは、当事者は、海区漁業調整委員会に対して、当該貸付契約の内容の変更又は解除に関する裁定を申請することができる。

②　前項の申請があつた場合には、前条第二項、第三項、第六項及び第七項の規定を準用する。

③　第一項の裁定においては、左の事項を定めなければならない。

一　変更に関する裁定の申請の場合　あつては、変更するかどうか、変更する場合はその内容及び変更の時期

二　解除に関する場合　解除の申請の場合にあつては、解除するかどうか、解除する場合は解除の時期

④　前項の裁定が第二十五項の規定を準用する。

第二七条①　前条第十一項、第十二項、第十四項及び第十五項の規定は、第一項の裁定について、漁業者、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会が第二十四条第一項に規定する土地又は土地の定着物を漁業に使用する目的を変更し、又は当該土地の定着物を漁業に使用する目的以外の目的に使用しようとする場合において経済事情の変動その他事情の変更により、その契約の内容が適正でなくなつたと認めるときは、当事者は、海区漁業調整委員会に対して、当該貸付契約の内容の変更又は解除に関する裁定を申請することができる。

②　前項の申請があつた場合には、前条第二項、第三項、第六項及び第七項の規定を準用する。

③　第一項の裁定においては、左の事項を定めなければならない。

一　変更に関する裁定の申請の場合　あつては、変更するかどうか、変更する場合はその内容及び変更の時期

二　解除に関する場合　解除の申請の場合にあつては、解除するかどうか、解除する場合は解除の時期

④　前項の裁定が第二十五項の規定を準用する。

第八章　内水面漁業

（内水面における第五種共同漁業の免許）

第二七条　内水面における第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、且つ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。

第二八条①　都道府県知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠つていると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見をきいて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従つて水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる。

②　前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、都道府県知事は、当該漁業権を取り消さなければならない。

③　前項の場合には、第三十九条第七項、第十二項及び第十四項（公益上の必要による漁業権の変更、取消又は行政の停止）の規定を準用する。

④　農林水産大臣は、内水面における水産動植物の保護増殖のため特に必要があるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定による命令をすべきことを指示し、又は当該命令にかゝる増殖計画を変更すべきことを指示することができる。

（遊漁規則）

第二九条①　内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員以外の制限をする水産動植物の採捕（以下「遊漁」という。）について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

②　前項の遊漁規則〔以下単に「遊漁規則」という。〕には、左に掲げる事項を規定するものとする。

一　遊漁料についての制限の範囲

二　遊漁料の額及びその納付の方法

三　遊漁承認証に関する事項

四　遊漁に際し守るべき事項

五　その他農林水産省令で定める事項

③　遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

④　第一項又は第三項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見をきかなければならない。

⑤　都道府県知事は、遊漁規則が、内容が左の各号に該当するときは、認可をしなければならない。

一　遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

二　遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に関して受けている利益の額に比して著しく多くないこと。

⑥　都道府県知事は、遊漁規則が第三項の認可を受けないこと、遊漁規則の内容が第三項の認可を公示しなければならない。

⑦　業権者の名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

⑧　遊漁規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

（内水面漁場管理委員会）

第三〇条①　都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。

②　内水面漁場管理委員会は、都道府県の監督に属する内水面における水産動植物の保護増殖に関する事項を処理する。

③　この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

（構成）

第三一条①　内水面漁場管理委員会は、委員をもつて組織する。

②　委員は、当該漁場の区域において内水面における水産動植物の採捕をする者を代表する者及び学識経験者のうちから都道府県知事が選任した者をもつて充てる。但し、農林水産大臣は、必要があると認めるときは、特定の内水面漁場管理委員会について別段の定数を定めることができる。

③　前項の規定にかゝわらず、都道府県知事が選任した者の定数は、十人とする。但し、農林水産大臣は、必要があると認めるときは、特定の内水面漁場管理委員会について別段の定数を定めることができる。

（準用規定）

第三二条　第十五条第二項、第四項から第六項まで（海区漁

業調整委員会の会長、専門委員及び書記又は補助員）、第九十五条（兼職の禁止）、第九十六条の二（就職の制限による委員の失職）、第九十八八条第一項、第九十七条の二（就職の制限による委員の失職）、第九十八八条第一項、第三項、第四項（任期）、第百条から第百一条まで（解任及び会議）及び委任規定）の規定は、内水面漁場管理委員会に準用する。

この場合において、第百十八条第一項中「各都道府県の海区の数、海面において漁業を営む者の数及び海岸線の長さを基礎とし、海面」とあるのは、「政令で定めるところにより算出される額を均等に交付するほか、各都道府県の内水面組合（水産業協同組合法第十八条第二項の内水面組合をいう。）の組合員の数及び河川の延長を基礎とし、内水面」と読み替えるものとする。

第九章　雑則

（漁業手数料）

第一三三条①　この法律又はこの法律に基づく命令の規定により、農林水産大臣に対して漁業に関して申請をする者は、農林水産省令の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

②　前項の手数料の額は、実費を勘案して農林水産省令で定める。

（報告徴収等）

第一三四条①　農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業の免許又は許可をし、漁業調整をし、その他この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業に関して必要な報告を徴し、又は当該職員をして漁場、船舶、事業場若しくは事務所に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業の免許又は許可をし、漁業調整をし、その他この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、当該職員をして土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害となる物を移転し、若しくは除去させることができる。

③　前二項の規定により当該職員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを呈示しなければならない。

④　第二項の場合には、第百十六条第三項（損失補償）の規定を準用する。

（行政手続法の適用除外）

第一三四条の二①　第三十七条第一項、第三十八条第一項並びに第二十九条第一項、第二項及び第十三項（第三十八条第一項並びに第二十八条第一項において準用する場合を含む。）、第三十八条第三項並びに第百二十八条第一項並びに第百三十二条第一項並びに第百三十八条第一項（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

②　第五十条第一項に規定する登録に関する処分については、行政手続法第三章及び第三章の規定は、適用しない。

（行政不服審査法の適用の特例）

第一三五条①　第三十四条第四項の規定による制限若しくは条件の付加、第三十八条第二項の規定による取消し又は第六十七条第十一項、第百三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に対する審査請求に関する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第四十三条第一項の規定の適用については、同項第一号に規定する議を経て行われたものとみなす。

（審査請求の制限）

第一三五条　漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

（抗告訴訟の取扱い）

第一三五条の二　漁業調整委員会（広域漁業調整委員会を除く。）又は内水面漁場管理委員会の処分（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第二項に規定する処分をいう。）又は裁決（同条第三項に規定する裁決をいう。）に係る同法第十一条第一項（同法第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事を被告とする訴訟について、当該都道府県の代表する

（管轄特例）

第一三六条　漁場が二以上の都道府県知事の管轄に属し、又は漁場の管轄が明確でないときは、農林水産大臣は、これを管轄する都道府県知事を指定し、又は自ら都道府県知事の権限を行うことができる。

第一三七条　この法律中市町村に関する規定は、特別区のあるときは特別区に、地方自治法第二百五十一条の十九第一項の指定都市にあつては区及び総合区に適用する。

（提出書類の経由機関）

第一三七条の二　この法律又はこの法律に基づく命令の規定により農林水産大臣に提出する申請書その他の書類は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事を経由して提出しなければならない。

（事務の区分）

第一三七条の三①　この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一　第六十五条第一項、第七項及び第八項並びに第六十六条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

二　第六十七条第一項、第四項、第六項及び第十一項、第七十二条、第七十三条第一項、第四項及び第二項、第七十四条第一項において準用する第三十九条第六項、第百十六条第一項並びに第百二十八条第一項、第百三十二条第一項及び第十一項並びに前条の規定により都道府県が処理することとされている事務

三　第百三十二条第一項、第百三十四条第一項若しくは第百三十五条第一項若しくは第二項の規定に違反した者

四　第百三十四条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五　第百三十四条第二項の規定による当該職員の測量、検査、移転又は除去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第一三八条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

一　第九条の規定に違反した者

二　漁業権、第三十六条の規定による漁業の許可又は指定漁業の許可に付した制限又は条件に違反して漁業を営んだ者

三　定置漁業権若しくは区画漁業権の行使の停止中その漁業を営み、共同漁業権の行使の停止中その漁場において漁業を営み、又は指定漁業若しくは第三十六条の規定により許可を受けた漁業の停止中その漁業を営んだ者

四　第五十二条第一項の規定により指定漁業を営んだ者

五　指定漁業の許可を受けた者であつて第六十一条の規定に違反した者

六　第六十五条第一項の規定に反して漁業を営み、又は同項の規定に違反して漁業を営んだ者

七　第六十六条第一項の規定に違反して漁業を営んだ者

第一三九条　第六十七条第十一項（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第一四〇条　第百三十六条又は前条の場合においては、犯人が所有、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第一四一条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十九条の規定に違反して漁業権を貸付けの目的とした者

二　第七十四条第三項の規定による漁業監督官又は漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三　第百三十四条第四項の規定に違反した者

四　第百三十四条第五項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五　第百三十四条第二項の規定による当該職員の測量、検査、移転又は除去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第一四二条①　漁業権又は漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害した者は、二十万円以下の罰金に処する。

②　前項の罪は告訴がなければ公訴を提起することができない。

第一四四条　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第三十五条（第三十六条第二項及び第六十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第七十二条の規定に基づく命令に違反した者

三　漁場若しくは漁具の標識を移転し、汚損し、又はこわした者

第一四五条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第百三十八条、第百三十九条、第百四十一条、第百四十三条第一項又は第百四十四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第一四六条　第十七条第一項又は第六十二条第一項の規定による届出を怠つた者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

①　この法律施行の期日は、その公布の日から起算して三箇月をこえない期間内において、政令で定める（昭和二五・三・一四施行―昭和二五政二〇）。

②　漁業法（明治四十三年法律第五十八号）は、廃止する。

○水産資源保護法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三〇・一二・一四法九五）本則四条（令和二・一二・一三までに施行）

第三章

第一節　水産動植物の採捕制限等

（水産動植物の採捕制限等に関する命令）

第**一**条①　農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、特定の種類の水産動植物であつて農林水産省令若しくは特定の漁業の方法であつて農林水産省令若しくは特定の漁業に係る水産動植物の採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業に係る水産動植物の採捕に係るものに限る。）を禁止し、又はこれらの漁業について、農林水産省令若しくは規則で定めるところにより、農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。（改正により削られた）

②　（柱書略）

一　水産動植物の採捕に関する制限又は禁止（前項の規定により漁業を営むことを禁止すること及び農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることを除く。）（改正により削られた）

二　水産動植物の販売又は所持に関する制限又は禁止（改正により削られた）

三　漁具又は漁船に関する制限又は禁止（改正により削られた）

四―六　（略）（改正後の一―三）

（改正後の①）

③④　（略、改正後の②③）

⑤　第二項の規定による農林水産省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、漁船、漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物及び同項第六号の水産動植物の採捕の用に供されたこれらの物件の全部又は一部を没収又は犯人の所有にしたこれらの物件の価額の追徴に関する規定を設けることができない場合におけるその価額の追徴に関する規定を設けることができる。（改正後の④）

⑥　農林水産大臣は、第一項及び第二項の農林水産省令を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。（改正後の⑤）

⑦　第二項の規定により農林水産大臣が定めようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。（改正後の⑥）

新⑦　（改正により追加）

⑧　都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を定めようとするときは、漁業法（昭和二四年法律第二百六十七号）第八十四条第一項（海区漁業調整委員会の設置）に規定する海面に係るものにあつては、関係海区漁業調整委員会の意見を、同法第八条第三項（内水面の定義）に規定する内水面に係るものにあつては、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。（改正により削られた）

⑨　農林水産大臣は、第一項第四号又は第五号に掲げる事項に関する農林水産省令又は規則の制定に係る産卵物が輸入防疫対象疾病にかかつていると認められるときは、当該水産動物は（その容器包装を所有し、又は管理する者に対し、当該水産動物又はその容器包装、いけすその他輸入防疫対象疾病の病原体が付着し、若しくは付着しているおそれのある物品の焼却、埋却、消毒その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（改正後の第一五条）

⑩　農林水産大臣は、第一項第四号に掲げる事項に関する農林水産省令又は規則の制定又は認可しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。（改正後の⑨）

（漁法の制限）

第**五**条　爆発物を使用して水産動植物を採捕してはならない。但し、海獣捕獲のためにする場合は、この限りでない。

第**六**条　水産動植物をまひさせ、又は死なせる有毒物を使用して、水産動植物を採捕してはならない。但し、農林水産大臣の許可を受けて、調査研究のため、漁業法第百一十七条に規定する内水面において採捕する場合は、この限りでない。

（許可漁船の定数）

第**九**条①　農林水産大臣は、水産資源の保護のために必要があると認めるときは、漁業法第十五条第一項又は第二項（漁業調整に関する命令）及びこの法律の第四条第一項の規定に基づく農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可を要する漁業につき、漁業の種類及び水域別に、農林水産省令で、当該漁業に従事することができる漁船の隻数の最高限度（以下「定数」という。）を定めることができる。

②③　（略）

（漁獲限度）

第**一三**条①　農林水産大臣は、水産資源の保護のために必要があると認めるときは、漁業法第六十五条第一項又は第二項及びこの法律第四条第一項又は第二項の規定に基づく農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可を要する漁業につき、漁業の種類又は漁獲物の種類及び漁獲すべき年間の数量の最高限度（以下「漁獲限度」という。）を定め、関係漁業者はその団体に対し、この限度を超えて漁獲しないよう措置すべきことを勧告することができる。

②　農林水産大臣は、前項の漁獲限度を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。（改正により削られた）

第　章

第一節の二名　（改正後の第二節名）

第**一三**条の二・第**一三**条の三　（略、改正後の第**一三**条・第**一四**条）

（焼却等の命令）

第**一三**条の四　農林水産大臣は、前条第二項の検査の結果、第十三条の二第一項の許可の申請に係る水産動物が輸入防疫対象疾病にかかつていると認められるときは、当該水産動物は（その容器包装を所有し、又は管理する者に対し、当該水産動物又はその容器包装、いけすその他輸入防疫対象疾病の病原体が付着し、若しくは付着しているおそれのある物品の焼却、埋却、消毒その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（改正後の第一五条）

第**一三**条の五　（略、改正後の第一六条）

第　章

第二節名　（改正後の第三節名）

第**一四**条　（略、改正後の第一七条）

（保護水面の指定）

第**五**条①②　（略）

③　都道府県知事は、第一項の規定により保護水面の指定をしようとするときは、指定をしようとする保護水面が漁業法第八十四条第一項に規定する海面に属する場合にあつては、当該保護水面につき定められた海区に設置した海区漁業調整委員会の意見を、指定定められた海区に設置した海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

④―⑦　（略）

（改正後の第一八条）

第**五**条の二・第**一六**条　（略、改正後の第一九条・第二〇条）

（保護水面の管理計画）

第**七**条①　都道府県知事又は農林水産大臣は、第十五条第一項又は第四項の規定により保護水面の指定をするときは、当該保護水面の管理計画を定めなければならない。

②③　（略）

④　第十五条第三項、第五項及び第六項の規定は、第一項の保護水面の管理計画を定め、又は変更しようとする場合に準用する。

⑤　農林水産大臣は、水産動植物の保護培養のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、その管理する保護水面の管理計画を変更すべきことを指示することができる。この場合には、第十五条第五項及び第六項の規定を準用する。（改正後の第二一条）

第　章

第一節の二名　（改正後の第二節名）

第**一三**条の二・第**一三**条の三　（略、改正後の第**一三**条・第**一四**条）

（工事の制限等）

第**八**条①　保護水面の区域（河川、指定土地又は港湾法（昭和二五年法律第二百一八号）第五十六条第三項（港湾区域の定義）に規定する港湾区域、同法第第五十六条第一項（港湾区域の定義）のない港湾一の規定により都道府県知事が公告した水域、排他的経済水域及び拠点設備の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第九条第一項（特定離島港湾施設の存する港湾における水域の占用の許可等）の規定により国土交通大臣が公告した水域若しくは海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第二条第五項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の定義）において規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備整備促進区域（第五項において「港湾区域」と総称する。）に係る部分を除く。）内において、埋立て若しくはしゅんせつの工事又は水路、河川の流れ若しくは水位の変更を来す工事をしようとする者は、政令の定めるところにより、当該保護水面の許可を受けなければならない。

②　（略）

③　国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、河川若しくは指定土地に関する第一項に掲げる工事をし、若しくはさせようとする場合又はこれらの工事について河川法第十三条から第二十七条までの規定（河川使用許可等）の規定による許可若しくは砂防法第四条（指定土地における一定行為の禁止、制限）の規定による制限に係る許可をしようとする場合において、当該工事が保護水面の区域内においてなされるものであるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣に協議しなければならない。

④　砂利採取法、昭和四十三年法律第七十四号）第六条第二号（採取計画の認可）に規定する河川管理者は、同条の採取計画又は変更後の採取計画に規定する河川管理者は、第一項の採取計画の工事に該当し、かつ、保護水面の区域内において、当該採取計画の変更されるものである場合において、当該採取計画又は採取計画の変更について河川法第十三条第一項（変更の認可）の規定による認可をしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣に協議しなければならない。

⑤　国土交通大臣に若しくは港湾管理者（港湾法第二条第一項（港湾管理者の定義）に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。）が港湾区域内において行う第一項に規定する港湾管理者が同事をしようとする場合に準用する。）に若しくは港湾管理者が港湾法第十七条第一項（港湾区域内の工事の許可）の規定による許可を、若しくは

有効な改正前規定（水産資源保護法）

同条第三項（港湾区域内の国等の工事についての特例）の規定による協議に応じ、都道府県知事が同法第五十六条第一項の規定による許可を、若しくしは同条第三項（港湾区域の定めのない港湾への準用）の規定による協議に応じ、港湾管理者が同法第五十八条第二項（公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の規定による関係）の規定により公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の規定による都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の市長の職を行い、国土交通大臣が排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第九条第一項の規定によ許可をし、若しくは同条第五項（特定離島港湾施設の存する港湾における国等の工事についての特例）の規定による協議に応じ、若しくは国土交通大臣が海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第十条第一項（促進区域内海域の占用等に係る許可）の規定による許可をし、若しくは同条第三項（促進区域内海域の国等の工事についての特例）の規定により読み替えられた同条第一項の規定による協議に応じようとする場合において、当該工事が保護水面の区域内においてされるものであるときは、国土交通大臣、港湾管理者又は都道府県知事は、あらかじめ、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣に協議しなければならない。

⑥（略）

（改正後の第二二条）

第一九条　削除（改正により削られた）

第二章

第三節　さく河魚類の保護増養（改正後の第四節）

第二〇条・第二一条（略、改正後の第二三条・第二四条）

（さく河魚類の通路の保護）

第二二条①　さく河魚類の通路となつている水面に設置した工作物の所有者又は占有者は、さく河魚類のさく上を妨げないように、その工作物を管理しなければならない。

②③（略）

（改正後の第二五条）

第二三条①　農林水産大臣は、さく河魚類の通路を害すると認めるときは、水面の一定区域内における工作物の設置を制限し、又は禁止することができる。

②　農林水産大臣は、前項の規定による制限をしようとするときは、当該工作物を設置しようとする者に対し、さく河魚類の通路又は当該通路に代るべき施設を設置すべきこと、もし、さく河魚類の通路又は当該通路に代るべき施設を設置することが著しく困難であると認める場合においては、当該水面におけるさく河魚類はその他の魚類の繁殖に必要な施設を設置し、又は方法を講ずべきことを命ずることによつても、これをすることができる。

③（略）

（改正後の第二六条）

第二四条①　農林水産大臣は、工作物がさく河魚類の通路を害すると認めるときは、その所有者又は占有者に対し、除害工事を命ずることができる。

②　前項の規定により除害工事を命ずるときは、次項の規定による補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内でしなければならない。

③　農林水産大臣は、第一項の規定により除害工事を命じたときは、その工作物について権利を有する者に対し、相当の補償をしなければならない。但し、第二十二条第一項の規定による命令に違反した者に対し、第一項の規定により除害工事を命じた場合においては、その者に対しては、補償しない。

④⑤（略）

⑥　前項の訴訟においては、国を被告とする。但し、第四項の場合においては、申請者又は工作物について権利を有する者を被告とする。

⑦⑧（略）

（改正後の第二七条）

（内水面におけるさけの採捕禁止）

第二五条　漁業法第八条第二項に規定する内水面においては、溯河魚類のうちさけを採捕してはならない。ただし、漁業の免許を受けた者又は同法第六十五条第一項若しくは第二項及びこの法律の第四条第一項若しくは第二項の規定に基づく農林水産省令若しくは規則の規定により農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けた者が、当該免許又は許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない。（改正後の第二八条）

（公共の用に供しない水面）

第二六条　公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面又は第二条の水面に通ずるものには、政令で、第二十二条から前条までの規定及びこれらに係る罰則を適用することができる。（改正後の第二九条）

第三章

第四節名（改正後の第五節名）

第二七条・第二八条（略、改正後の第三〇条・第三一条）

第三章

第二九条・第三〇条（略、改正後の第三三条・第三三条）

第三一条（柱書略）

一　溯河魚類の通路となつている水面に設置した工作物の所有者又は占有者（第二十四条第一項規定による除害工事の命令を受けた者を除く。）が、当該水面において、第二十三条第二項に規定する施設を設置し、又は改修するのに要する費用

三（略）

（改正後の第三四条）

第三二条・第三三条の二（略、改正後の第三五条・第三六条）

第三三条・第三四条（略、改正後の第三七条・第三八条）

（事務の区分）

第三五条　第四条第一項、第二項、第七項及び第八項並びに第三十条の規定により都道府県知事処理することとされている事務は、地方自治法（第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。（改正後の第三九条）

第三五条の二（略、改正後の第四〇条）

第三六条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

一　第四条第一項の規定による禁止に違反して漁業を営み、又は同項の規定による許可を受けないで漁業を営んだ者（改正により削られた）

二　第五条から第七条までの規定に違反した者（改正により削られた）

（改正後の第四一条）

第三六条の二　第十三条の二第一項の許可を受けないで、同項の輸入をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。（改正後の第四二条）

第三七条（柱書略）

一　第十三条の三第一項、第十三条の四又は第二十四条第一項の規定による命令に違反した者

二　第十三条の三第二項若しくは第三項又は第二十五条の規定に違反した者

三　第十八条第一項の許可を受けないで、同項の工事をした者

四　第二十三条第一項又は第二項の規定による制限又は禁止に違反した者

（改正後の第四三条）

第三八条　第三十六条又は前条第二号（第二十五条に係る部分に限る。）の場合において、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。（改正後の第四四条）

第三九条　第三十六条から第三十七条までの罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。（改正後の第四五条）

第四〇条（柱書略）

一　第十三条の五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二　第十三条第三項の規定に違反した者

三　第二十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四　第三十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（改正後の第四六条）

第四一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第三十六条から第三十七条まで又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。（改正後の第四七条）

○道路運送車両法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・道路運送車両法の一部を改正する法律（令和一・五・二四法一四）本則二条（令和二・一・二・三までに施行）

（自動車の装置）

第四一条①（略）

②前項第二十号の「自動運行装置」とは、プログラム（電子計算機（入出力装置を含む。この項を除き、以下同じ。）に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）により自動的に自動車を運行させるために必要な、自動車の運行時の状態及び周囲の状況を検知するためのセンサー並びに当該センサーから送信された情報を処理するための電子計算機及びプログラムを主たる構成要素とする装置であつて、当該装置ごとに国土交通大臣が付する条件で使用される場合において、自動車を運行する者の操縦に係る認知、予測、判断及び操作に係る能力の全部を代替する機能を有し、かつ、当該機能の作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置を備えるものをいう。

（点検整備記録簿）

第四九条①（略）

②自動車（第五十八条第一項に規定する検査対象軽自動車及び小型特殊自動車を除く。以下この項において同じ。）の使用者は、当該自動車について特定整備（緩衝装置又は原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、連結装置又は自動運行装置（第四一条第二項に規定する自動運行装置をいう。）を取り外して行う自動車の整備又は改造その他のこれら装置の作動に影響を及ぼすおそれがある整備又は改造であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）をしたときは、遅滞なく、前項の点検整備記録簿に同項第三号から第五号までに掲げる事項を記載しなければならない。ただし、前条第二項において準用する第四十七条の二第三項の規定による必要な整備として当該特定整備をしたときは、この限りでない。

③（略）

（不正改造等の禁止）

第九九条の二　何人も、第五十八条第一項の規定により有効な自動車検査証の交付を受けている自動車又は第九十七条の三第一項の規定により使用の届出を行つている検査対象外軽自動車について、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為であつて、当該自動車が保安基準に適合しないこととなるものを行つてはならない。

新**第九九条の三**（略）（改正により追加）

第九九条の三　（略）、改正後の**第九九条の四**）

（報告徴収及び立入検査）

第一〇〇条①（柱書略）

一―十六（略）

十七（改正により追加）

②―④（略）

第一〇一条①　当該行政庁は、前条第二項の規定により当該職員が自動車を検査する場合には、当該自動車の保安基準に適合するかどうの審査を機構に行わせることができる。

②　機構は、前項の審査を行つたときは、遅滞なく、当該審査の結果を国土交通省令で定めるところにより当該行政庁に通知しなければならない。

（手数料の納付）

第一〇二条①―③（略）

④自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式について指定を申請する者は、実費（第七十五条の五第一項の審査に係る実費を除く。）を勘案して政令で定める額の手数料を国に、当該審査に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を機構に、それぞれ納めなければならない。

⑤第一―三（改正により追加）

第十一項第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十号から第十二号までに掲げる者の同項の手数料、第二項に規定する者の同項の手数料並びに前項に規定する者の同項の手数料の納付は、機構及び協会に納める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、自動車検査登録印紙をもつてしなければならない。ただし、第一項第八号の請求をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

⑥第一項第八号の請求をする者又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項各号（第八号を除く。）、第二項若しくは第四項の規定による申請等をする者が、国土交通省令で定める期間内に手数料を納しないときは、協会は、国土交通省令で定めるところにより、当該申請等を却下することができる。

⑦⑧（略）

（聴聞の特例）

第一〇三条①（略）

②当該行政庁は、第二十六条第二項、第三十六条の二第八項（許可の取消しの場合に限る。）、第五十三条、第七十五条第八項若しくは第九項、第七十五条の三第五項若しくは第六項、第七十五条の三第六項若しくは第七項、第九十三条、第九十四条第四項、第九十四条の八第一項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

③④（略）

第一〇九条（柱書略）

一―四（略）

五　第二十六条第二項又は第九十三条の規定による命令に違反した者

六―十三（略）

十四・十五（改正により追加）

○航空法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・航空法及び道路運送車両法の一部を改正する法律（令和一・六・一九法三八）本則一条（令和二・六・一八施行）

第一三条の二①（略）

②前項の承認を受けた設計に係る航空機の型式の設計は、第十条第五項及び第六項の規定の適用については、型式証明を受けたものとみなす。

③―⑤（略）

新**第一三条の三・第一三条の四**（改正により追加）

第一三条の三①　国土交通大臣は、型式証明を受けた型式の航空機又は第十三条第一項若しくは前条第一項若しくは第三項の承認を受けた設計に係る航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該型式証明等（次項において「型式証明等」という。）を受けた者に対し、同条第四項の基準に適合させるため、又は同項の基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な設計の変更を命ずることができる。

②（略）（改正後の**第一三条の五**）

（耐空証明の有効期間）

第一四条　耐空証明の有効期間は、一年とする。但し、航空運送事業の用に供する航空機については、国土交通大臣が定める期間とする。

新**第一四条の二**（改正により追加）

（整備改造命令、耐空証明の効力の停止等）

第一四条の二①　国土交通大臣は、耐空証明のある航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は前条の期間を経過する前に同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該航空機の使用者に対し、同項の基準に適合させるため、又は同項の基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な整備、改造その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

②国土交通大臣は、第十条第五項、第十六条第一項又は第百三十四条第二項の検査の結果、当該航空機又は当該型式の航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は前条の期間を経過する前に同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるとき、

その他航空機の安全性が確保されないと認めるとき、当該航空機又は当該型式の航空機の耐空証明の効力を停止し、若しくは有効期間を短縮し、又は第十条第三項（第十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により指定した事項を変更することができる。

（改正後の第一四条の三）

新第一六条　（改正により追加）

（修理改造検査）

第一六条①　耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について国土交通省令で定める範囲の修理又は改造、次条の予備品証明を受けた予備品を用いてする国土交通省令で定める範囲の修理を除く。）をする場合には、その計画及び実施について国土交通大臣の検査を受け、これに合格しなければ、これを航空の用に供してはならない。

②―④　（略）

（改正後の第一七条）

新第一七条の二　（改正により追加）

（予備品証明）

第一七条①②　（略）

③　第一項の装備品であって次の各号のいずれかに該当するものは、前条第一項の規定の適用については、第一項の予備品証明を受けたものとみなす。

一―四　（略）

④　（略）

（改正後の第一八条）

（発動機等の整備）

第一八条　耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機に装備する発動機、プロペラその他国土交通省令で定める安全性の確保のため重要な装備品を国土交通省令で定める時期をこえて使用する場合には、国土交通省令で定める方法によりこれを整備しなければならない。（改正により削られた）

（航空機の整備又は改造）

第一九条①　航空運送事業の用に供する国土交通省令で定める航空機であって、耐空証明のあるものを使用者は、当該航空機について整備（国土交通省令で定める軽微な保守を除く。）又は改造をする場合（第十六条第一項の修理又は改造をする場合を除く。）には、第二十条第一項の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る整備品を国土交通省令で定めるところにより、当該航空機について第十条第四項各号の基準に適合することを確認するのでなければ、これを航空の用に供してはならない。

②　前項の航空機以外の航空機であって、耐空証明のあるものの使用者は、当該航空機について整備又は改造をした場合（第十六条第一項の修理又は改造をした場合を除く。）には、当該航空機が第十条第四項第一号の基準に適合することについて確認をし又は確認を受けなければ、これを航空の用に供してはならない。

③　（略）

第一九条の二　耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について次条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が当該認定に係る整備又は改造をした場合（前条第一項の規定により次条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が当該認定に係る整備又は改造をしなければならない場合を除く。）であって、国土交通省令で定めるところにより、その認定を受けたが当該航空機について第十条第四項各号の基準に適合することを確認したときは、第十六条第一項又は前条第三項の規定にかかわらず、これを航空の用に供することができる。

（国土交通省令への委任）

第二一条　耐空証明書及び型式証明書の様式、交付、再交付、返納及び提示に関する事項、耐空検査員に関する事項その他耐空証明、型式証明、第十六条第一項の検査及び予備品証明の実施細目は、国土交通省令で定める。

（手数料の納付）

第一三五条　（往書略）

一―三　（略）

三の二　（改正により追加）

四　第十七条第一項の修理改造検査を受けようとする者

五　第十七条第一項の予備品証明を申請する者

六―十二　（略）

（耐空証明を受けない航空機の使用等の罪）

第一四三条　（往書略）

一　（略）

二　第十六条第一項の規定に違反して、同条第一項又は第三項の規定による検査に合格しないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

三・四　（略）

（耐空検査員の罪）

第一四三条の二　耐空検査員が、次の各号の一に該当するときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　（略）

二　第十条第四項の基準に適合しない滑空機について、第十六条第二項の検査に合格させたとき。

（所定の航空従事者を乗り組ませない等の罪）

第一四五条　（往書略）

一　第十四条の二第一項の規定による命令に違反したとき。

二―十七　（略）

（設計の変更命令に違反する等の罪）

第一四五条の三　（往書略）

一　第十三条の三第一項の規定による命令に違反した者

二　（略）

（過料）

第一六〇条　（往書略）

一　第十三条第五項（第十三条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定、第二十条第四項若しくは第百四条第四項の規定、第百九条第四項若しくは第百十八条（これらの規定を第百二十四条において準用する場合を含む。）の規定又は第百二十九条の三第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

新二　（改正により追加）

二　（略）（改正後の三）

三　第百十一条の四（第百二十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者（改正により削られた）

四　（略）

○電気通信事業法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・部を改正する等の法律（平成三〇・一二・一四）

法九五　附則五七条（令和二・一二・一三まで施行）

（公用水面の使用）

第二四〇条①　認定電気通信事業者は、公共の用に供する水面（以下「水面」という。）に認定電気通信事業の用に供する水底線路（以下「水底線路」という。）を敷設しようとするときは、あらかじめ、次の事項を総務大臣及び関係都道府県知事（漁業法（昭和二四年法律第二百六十七号）第百三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場たる水面については、農林水産大臣を含む。次項において同じ。）に届け出なければならない。

一―三　（略）

②　（略）

③　漁業法第十一条第六項の規定による通知について準用する。この場合において、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは、電気通信事業法第百四十条第一項の規定による届出を受けた関係都道府県知事」と読み替えるものとする。

④　（略）

（水底線路の保護）

第二四一条①　漁業法第百三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合は、農林水産大臣、第七項において同じ。）は、認定電気通信事業者の申請があった場合において、水底線路を保護する必要があると認めるときは、第一項の保護区域内の水面に設定されている漁業権を取り消し、変更し、又はその行使の停止を命ずることができる。

②　漁業法第十一条第六項の規定による漁業権の取消し若しくは変更又はその行使の停止について準用する。この場合において、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは、「電気通信事業法第百四十一条第五項の規定による申請を受けた都道府県知事」と読み替えるものとする。

⑦⑧　（略）

第二四二条①　（略）

②　漁業法第三十九条第七項から第十二項までの規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第十項及び第十一項中「都道府県」とあるのは、「認定電気通信事業者」と読み替えるものとする。

○特許法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・特許法等の一部を改正する法律（令和一・五・一七法三）本則一条（令和二・一一・一六までに施行）

（出願公開の効果等）

第六五条①―⑤（略）

⑥第百一条、第百四条から第百四条の三まで、第百五条、第百五条の二、第百五条の四から第百五条の七まで及び第百六十八条第三項から第六項まで並びに民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百十九条及び第七百二十四条（不法行為の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が特許権の設定の登録前に当該特許出願に係る発明の実施の事実及びその実施をした者を知ったときは、同条第一号中「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時」とあるのは、「特許権の設定の登録の日」と読み替えるものとする。

（書類の提出等）

第一〇五条①―③（略）

④裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類を開示することができる。

⑤（略）

新**第一〇五条の二**―**第一〇五条の二に六に一〇**（改正により追加）

第一〇五条の二（略、改正後の**第一〇五条の二に六に一**）

（秘密保持命令）

第一〇五条の四①（柱書略）

一既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第百五条第三項の規定により開示された書類又は第百五条の七第四項の規定により開示された書面を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二（略）

②―⑤（略）

第一六九条①―⑤（略）

⑥審判に関する費用の範囲、額及び納付並びに審判における手続上の行為をするために必要な給付については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）中これらに関する規定（第二章第一節及び第三節に定める部分を除く。）の例による。

新**第二〇〇条の二**（改正により追加）

第二〇〇条の二（略、改正後の**第二〇〇条の三**）

○実用新案法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・特許法等の一部を改正する法律（令和一・五・一七法三）本則二条（令和二・一一・一六までに施行）

（特許法の準用）

第三〇条　特許法第百四条の二から第百六条まで（具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し、訴訟記録の閲覧等の請求の通知等、当事者尋問等の公開停止及び信用回復の措置）の規定は、実用新案権又は専用実施権の侵害に準用する。この場合において、同法第百四条の四中「次に掲げる決定又は審決が確定した」とあるのは「第一号に掲げる審決が確定した又は第三号に掲げる訂正があった」と、「当該決定又は審決が確定した」とあるのは「当該審決が確定した又は訂正があった」と、同条第三号中「訂正をすべき旨の決定又は審決」とあるのは「実用新案法第十四条の二第一項又は第七項の訂正」と読み替えるものとする。

○意匠法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・特許法等の一部を改正する法律（令和一・五・一七法三）本則三条（令和二・一一・一六までに施行）

（特許法の準用）

第四一条　特許法第百四条の二から第百五条の六まで（具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知等）及び第百六条（信用回復の措置）の規定は、意匠権又は専用実施権の侵害に準用する。

（国際公表の効果等）

第六〇条の一二①（略）

②特許法第六十五条第二項から第六項までの規定は、前項の規定により請求権を行使する場合に準用する。この場合において、同条第五項中「第百一条、第百四条から第百四条の三まで、第百五条、第百五条の二、第百五条の四から第百五条の七まで及び」とあるのは「意匠法第三十八条、同法第四十一条において準用する特許法第百四条の二から第百五条の二まで及び第百五条の四から第百五条の六まで並びに意匠法第五十二条において準用する特許法」と読み替えるものとする。

○商標法

令和二年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・特許法等の一部を改正する法律（令和一・五・一七法三）本則四条（令和二・一一・一六までに施行）

（設定の登録前の金銭的請求権等）

第二三条の二①―④（略）

⑤ 第二十七条、第三十七条、第三十九条において準用する特許法第百四条の三第一項及び第二項、第百五条、第百五条の二、第百五条の四から第百五条の六まで及び第百六条、第五十六条第一項において準用する同法第百八十八条第三項から第六項まで並びに民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百十九条及び第七百二十四条（不法行為）の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が商標権の設定の登録前に当該商標登録出願に係る商標の使用の事実及びその使用をした者を知つたときは、同条第一号中「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知つた時」とあるのは、「商標権の設定の登録の日」と読み替えるものとする。

（特許法の準用）

第三九条 特許法第百三条（過失の推定）、第百四条の二（具体的態様の明示義務）、第百四条の三第一項及び第二項（特許権者等の権利行使の制限）、第百五条から第百五条の六まで（書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知等）並びに第百六条（信用回復の措置）の規定は、商標権又は専用使用権の侵害に準用する。